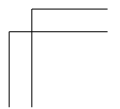
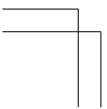
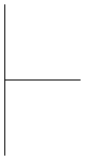
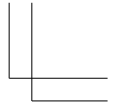
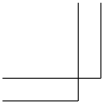


広島県立文書館資料集
8

村上家乗
万延元年・文久元年

広島県立文書館



i 凡 例

凡 例

- 一 本書は、広島県立文書館資料集8として、広島大学大学院文学研究科日本史学研究室が所蔵する「家乗 続編巻之十七 万延元年」と「家乗 続編巻之十八 文久元年」を、「村上家乗 万延元年・文久元年」として刊行するものである。
- 一 本文の表記法は、原文の形に沿うようにつとめたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。
 - 1 原本には本文のほかに頭書があり、本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行ったが、都合上、頭書の位置や体裁を変更した部分もある。
 - 2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。明らかな誤字は訂正したが、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は改めなかった。また、并(ならびに)は小字で示した。
 - 3 変体がないは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と、而已(のみ)は小字で示した。また、合体字方(より)はそのまま用いた。
 - 4 漢字の反覆に「々」や「々々」を用いているものは、「々々」に統一した。「くく」は原文のままとした。
 - 5 原本の振りがなはそのまま残した。
- 6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には(ママ)、推定できるものには(○○)、なお疑問が残るものには(○○カ)、脱字があると判断される部分には(○○脱カ)、誤って重複したと判断される箇所には(○○衍カ)などと、それぞれ傍注を付した。

- 7 原文の虫損などで読めない部分は□とした。その場合(虫損)などと傍注を付した。
 - 8 適宜、読点(、)および並列点(・)を付した。
 - 9 平出・闕字は省略した。
 - 10 著者自身が文字を抹消または訂正した部分は、抹消文字の左傍に「ミ」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。なお、著者が返り点や線を加えて誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、とくに注記しなかった。
 - 11 著者が朱書した付箋で文字を抹消した部分は、その部分を(付箋一)などと示した。また、著者が転記した部分には転記確認したという趣旨の「スム」と朱書した貼紙があるが、これは省略した。
 - 12 内容上、補足説明を要する部分に*を付し、注として巻末にまとめた。
 - 13 その他必要に応じて()で傍注を付した。
 - 一 読者の便宜をはかるため、巻末に村上家乗関係系図、および人名索引を付した。
 - 一 本書の解説にあたっては、広島県立文書館古文書解説同好会第一グループ及び第二グループの全会員、校正では両グループの有志者のお世話になった。
- 一 本書の解説・注は西村晃(主任研究員)が、組版は長沢洋(総括研究員)が担当した。

iii 目次

解題	凡例	目次
村上家乗	万延元年・文久元年	一
万延元年	正月	三
	二月	四
	三月	三
	三月	二八
	三月	三五
	閏三月	三七
	四月	四九
	五月	六〇
	六月	七一
	七月	七六
	八月	七六
	九月	九一
	十月	九九

村上家乗関係図	注	文久元年	
.....	正月	十一月
.....	二月	十二月
.....	三月
.....	四月
.....	五月
.....	六月
.....	七月
.....	八月
.....	九月
.....	十月
.....	十一月
.....	十二月
(21)	二二三	二二二	二〇六

v 目次

人名・寺社名索引

.....

(1)

解題

広島県立文書館では、平成十五年度から隔年で、広島藩家老東城浅野家の家中、村上彦右衛門の日記「村上家乗 続編」を、「広島県立文書館資料集」3と7として五冊刊行してきた。これまで刊行したのは文久二年から明治四年まで（一八六二～七二）の十年分（巻一九～二八）である。今回の資料集8では万延元年から文久元年まで（一八六〇～六一）の二年分（巻二七～二九）を刊行することとした。

東城浅野家と、その家中である村上家、そしてその三代にわたる日記「村上家乗」、作者村上彦右衛門などの説明は資料集の解説に譲り、ここでは本書の時期、万延元年から文久元年にかけての政治情勢を概観するとともに、広島藩及び彦右衛門とその周囲の二年間の動向を記すことにする。

一 万延元年・文久元年の政治情勢

万延元年（安政七年）三月三日、大老の井伊直弼が江戸城桜田門外で水戸藩、薩摩藩の脱藩浪士一八名によって暗殺されるという事件が起きた。村上彦右衛門がその一報を聞いたのは三月二十五日、広島藩家老東城浅野家の先代浅野周防（道博）の上京旅行の御供として広島を旅立つ直前のことであった。彦右衛門は「誠二大騒動、希代之珍事」と驚き、「実説二相違無之趣二者候得共、いまた詳審之説を不聞」（本書二五頁）と実説とは認めつつも、まだ俄かには信じられないという気持ちも捨てがたいようである。しかし、閏三月十日に大坂へ

vii 解題

着くと、大坂では三月二十三日に京坂をめざした一味の高橋多一郎父子が天王寺で自刃し、同志が捕縛されたりしたこともあって、その事件の重大性を知る。大坂川口番所での確認作業は嚴重を極め、武家の止宿は困難で、一夜は船中で過ごさざるを得なくなる。宿を手配してくれた大坂商人高三喜兵衛から事件の詳細を聞いた彦右衛門は、襲撃犯一九名（このうち高橋多一郎は襲撃には不参加）の名前と、自刃する前に高橋多一郎が自分の指を噛みちぎり、その血で自刃した寺侍の玄関障子に書き残したという書置きを書写している（三五～三六頁）。

京都でも水戸浪士の潜入を警戒し、幕府による御所の警備が行われていた。閏三月二十九日、浅野周防が東城浅野家の縁類である芝山家（仙堂御所の南側、院参町）を訪問しようとする、御所の各御門には与力・同心が警備に当たり、寺町御門から中へ入るためには、前もって芝山家から名簿を提出する必要がある、さらに芝山家から迎えに来てもらう必要があった。彦右衛門も広島藩邸を通じて与力に根回しを行っている（四七頁）。

桜田門外の変以降の幕政は、老中安藤信睦・久世広周を軸とする政権が、幕府独裁回復を意図した井伊直弼の積極政治の後始末を担当することになった。安藤・久世政権は安政大獄で謹慎処分になっていた尾張藩徳川慶恕（慶勝）、福井藩松平春嶽、高知藩山内容堂ら前一橋派の諸侯を復権させることにより、反井伊勢力を緩和し、井伊政権の軌道修正を計りながら、幕府権威の失墜を食い止めようとする。文久元年には和宮降嫁に象徴される公武合体路線を推進していくのであるが、かえってそれは裏目に出て、文久二年一月に安藤信睦が坂下門外の変で負傷したことにより政権は瓦解する。文久二年になると、幕府では、朝廷からの圧力もあり、一橋慶喜や松平春嶽により人事改革、参勤交代制度の緩和を柱とする文久改革が推進され、外様大名が積極的に国政へ関与するようになることは「資料集」第七集の解説でも見てきた通りである。

安藤・久世政権では安政六年の横浜開港による影響が顕著にみられるようになる。その一つは横浜や江戸での外国人殺傷事件である。万延元年十二月に米国公使館通弁官ヒュースケンが、薩摩藩士により殺害される事

件が発生し、文久元年五月には、攘夷派の水戸浪士一四人が江戸高輪東禅寺の英国公使館を襲撃し、双方に多数の死傷者を出している。安藤・久世政権下ではこのような実力行使による攘夷運動が頻発するようになり、賠償金問題などで幕府を窮地に追い詰めることになる。これらのテロ行為は水戸藩の尊攘派浪士による桜田門外の変が影響を与えたことは否めない。万延元年十二月、彦右衛門は、水戸藩から五百人が脱藩し、老中などの要人や外国人四〇人を襲撃し、米・仏などがその報復事件を起こすという風説を写し、「何分戦争在近与上下洵々たる」状況にあると、文久年間の動向を予見するような一文を残している（一一六頁）。

二つ目は開始された貿易による国内の物価騰貴である。幕末までの国内金銀の相対比価と国際相場とは大きく乖離し、銀高金安が進んでいたため、金貨が大量に海外へ流出する結果を招いた。幕府は安政六年に、貿易取引に限定して一ドルが一分となる新通貨（安政一分銀や安政小判など）を発行することによりこれに対処しようとしたが、外国人領事らから受け入れられず、失敗に帰した。その後、さらに一両当りの含有金量が低く、鑄造量が圧倒的に多い万延二分判の発行により、金の流出は止まるが、万延元年以降、国内の物価は加速度的に上昇する。彦右衛門は万延元年八月に通貨の混乱と物価上昇について記している（八六頁）

この二年間で最も大きな対外事件は、ロシア軍艦による対馬占領事件である。万延二年二月三日、ロシアの軍艦ボサドニック号が南下政策の一環として対馬芋崎浦に投錨し、乗組員が上陸して兵舎を建設するなど占拠準備を行った。さらに船体修理を名目に工場・練兵場を建設、その後も対馬藩側からの交渉を無視して木材・牛馬・食糧・薪炭を強奪した。この時、上陸を阻止しようとした住民が殺害、生け捕りにされたりしている。対馬藩からの通報を受けた幕府は、四月に小栗忠順らを対馬に派遣し、退去するよう折衝に当たさせたが、容易には応じようとはしなかった。イギリスがこれに抗議し、干渉したため、八月になってようやくロシア軍艦は対馬から離れ、事件は解決した。

ix 解題

対馬藩主宗義和の正室は、広島藩第八代藩主斉賢の娘であったことから、宗義和は広島藩主浅野茂長に対して親書を贈って対馬藩の事情を訴え出ている。これに対して広島藩では慰問使の対馬派遣を計画したが、対馬藩の辞退により断念し、大坂の対馬藩邸への派遣にとどめた。この事件については彦右衛門も大きな関心を寄せ、対馬藩から幕府への届を大きく頁を割いて写している(二七三〜二七五頁)。この事件によって国内ではますます外国人に対する警戒心を強めたであろうことは想像に難くない。

二 万延元年・文久元年の広島藩の動向

安政五年(二八五八)十一月に浅野茂長が広島藩を襲封して一年余が経過し、万延元年を迎えた。茂長は前年の安政六年五月四日に襲封後初めて帰国し、藩政改革着手に向かって行動を開始する。一つは城内の諸兵器の検閲であり、万延元年三月十八日には茂長自ら広島城天守閣まで登ったほか、二の丸門上や諸櫓の兵器、その他銀庫なども自分の目で検閲を行った。その前日、城内三の丸に屋敷があった東城浅野家に対して、天守閣の検分が終了するまで煙を立てず、御用向き以外には妄りに外出しないよう触れが回っている(二二頁)。

第二は、広島藩領内の回在(巡見)である。江戸から帰国した茂長は安政六年九月、広島近在の郡から領内を回在することを領内の村々へ布達した。それまでの歴代藩主は、鷹狩りで領内の民情を視察することはあっても、鷹場のない地域まで出向く機会はほとんどなく、たとえば、藩主による最後の東城町視察は文化二年(一八〇五)閏八月のことであった。

広島藩ではなごらく守旧派が政権を握り、藩政改革を推進する西南雄藩と比較すると、財政窮乏を理由に軍備増強が遅れ、領内は沈滞していた。新藩主となった茂長は、自分の目で領内の産業や、民衆の生活の様子を視察し、藩政改革の起点にしようとしたのである。

x

茂長は、襲封後初めて帰国した安政六年にも軽装による巡視を城下近郊の村々から始めようとしたが、諸行事など多忙で果たすことができなかった。このため、広島藩では藩主参動中に準備を整え、文久元年五月二十六日に茂長が再度帰国すると、すぐさま三度に分けた回在の実施を領内へ通達された。八月二十九日の日記に、藩主の内意として三度に分けて回在が実施されること、第一回は六月二十日ごろから浦辺へ、第二回は盆後に西郡へ、第三回は九月に東郡への回在が行われることになったと書いている(一六七頁)。

藩主回在の第一回は文久元年六月二十日から七月四日までの十四日間、佐伯郡能美島を皮切りに、沿岸部を御調郡因島や向島まで御座船などを使って巡視が行われた。第二回は七月二十日から八月二十六日まで、西部から東北部を廻る実に三十七日間にわたる長旅で、佐伯・山県・高田・三次・恵蘇・奴可・三上・高宮・沼田の各郡を廻っている。第三回は九月二十日から十月十一日まで、高宮・豊田・世羅・三谿・甲奴・御調・豊田・賀茂・安芸郡と、残された内陸・東部への二十二日間の巡視であった。

藩主廻在の主要な目的の第一は、異国船防備や国境警備の状況を把握することであった。第一回で上陸視察した安芸郡倉橋島・鹿老渡、豊田郡大崎島・御手洗・瀬戸田、御調郡向島・因島の七ヶ所には文久三年になって砲台を設置している。また、第二回では、佐伯郡大栗林村(周防)、山県郡土橋村(石見)、高田郡川根村・三次郡横谷村・恵蘇郡和南原村(出雲)、奴可郡福代村(備中)と、それぞれ国境まで足を運んで、国境警備の様子を視察した。

第二は、今後の殖産興業政策を進める上で、各種産業の実態を把握することであった。茂長は行く先々で、塩業(生口島・竹原)、石灰製造(上蒲刈島)、人参栽培(佐伯郡白砂村)、鱒網漁(同郡小方村)、たたら製鉄・針金製造、製鉄運輸等(山県・三次・恵蘇・奴可各郡)、鮎簀・鋳物(可部)、燈油(沼田郡西山本村)など、各地の産業を精力的に見学し、山村では艱難な農業の様子をつぶさに見ている。廻在を通じて得られた調査結果をもとに、文

xi 解題

久三年には郡役所内に勸農方を置き、翌元治元年には藩庁内に生産掛を設置する。

藩主回在に当たり、藩はできるだけだけ領民に迷惑をかけず、出費も抑制する方針を領内へ通達しているが、総勢は藩主以下約三〇〇人を数え、その一行が各地で休憩、食事、宿泊するため、回在先の村々では、宿割りなどを始めとして周到に準備を進める必要があった。第二回回在で、奴可郡東城町など東城浅野家の給知を通行ことが決まり、村上彦右衛門は家司役としてその準備のため七月二十五日に広島を出立、二十八日夜に東城町へ着き、東城浅野家屋敷に入った。

彦右衛門は八月三日に屋敷裏の城山へ登って東城盆地を一望した後、東城浅野家菩提寺の西方寺と村上家菩提寺の徳了寺へ参詣、四日は趣法役所の帳面と銀の見分を行っている。五日は藩主が宿泊する本陣と東城町内を下見分し、その翌日には備中国境の福代村二本松と、中津藩領神石郡との郡境である久代村跪の下見分を済ませ、藩主の到着を待った。藩主の東城町到着は、当初は八月八日の予定であったが(二八〇頁)、実際に東城町に入ったのは十五日夜のことである(その間、彦右衛門は帝釈峽を見物するなどしている)、その夜、そして翌日は東城町と宇山村、合計三度にわたって彦右衛門は藩主にお目見えし、披露を受けている(二九一～二九二頁)。その後、彦右衛門は十九日に東城町を出立して、再度帝釈峽観光を楽しんだのち、世羅郡小童村に到着、給知村の世羅郡村々と豊田郡久芳村の視察を行ってから、二十二日に広島へ帰った。

三 村上彦右衛門とその周辺の動向

村上彦右衛門は安政七年(万延元年)正月で四十七才となった。この万延元年と翌文久元年は彦右衛門とその主家である東城浅野家にとって大きな転機となる二年間であった。東城浅野家では、万延元年に先代の浅野道博(周防)とその子道積(出衛)が相次いでこの世を去り、東城浅野家にとって大きな損失となった。一方、彦

右衛門は万延二年一月に祖父勇藏以来、○年ぶりに東城浅野家の家司役に就任することになった。

浅野道博は村上彦右衛門など数名の家臣を伴い、安政七年三月二十六日に六丁目屋敷を出発、有馬入湯を目的とする旅に出た。しかし、入湯治療というのは名目であり、実際には有馬には寄らずに（帰途に有馬一覽を計画したが果たせなかった）、播州から大坂・京都・奈良の寺社や名所、近江八景などを巡る物見遊山が目的の旅であった。

広島を出船すると、瀬戸内海の島々を左右に見ながら東へ向かい、閏三月五日に播州室で上陸、姫路から浜街道を高砂へ向かい、石の宝殿や松の名所を巡覧する。西国街道へ戻って須磨では源平合戦の遺跡などを訪ね、同九日に兵庫から乗船して大坂を目指すものの、風波の影響でやむなく堺へ上陸、大坂へ入ったのは同十日のことであった。大坂で寺社や芝居見物などを楽しんだ後、同十六日に川船で淀川をさかのぼり、同十七日に京都へ着いた。京都では、縁家の公卿である芝山家や高辻家、道博先代高平室の高謙院などへ見舞い、挨拶したほかは、京都の寺社や近江八景などの名所めぐりに明け暮れる毎日を通り、彦右衛門もそれにつき従っている。閏三月二十七日、藩主茂長の江戸参勤に随従して伏見藩邸に入った広島藩年寄菅勘解由から「関東大変ニ付而者世上何与なく騒々敷時節、遠江様・周防様一時之御上京何与やらん、聞へもいか、敷様ニ被考、御用事も被為濟候ハ、御速ニ京都御引払も被遊候ハ、可然哉」という意向を聞かされたが（四六頁）、なおも一か月間京都に滞在し、出立したのは四月二十四日のことである。奈良を経由し、帰国のため大坂から乗船したのは五月一日、帰館したのは十二日であった。旅の全日程は七十五日間にも及んでいる。浅野高平は隠居後、やはり病氣療養を理由に、妻と家臣で彦右衛門の父星右衛門などを伴って広島を天保十年三月二十日に出発、道博と同様、播州から大坂・京都の寺社や名所、近江八景などをめぐって、九月二十九日に帰国している。この高平の半年間に及ぶ大旅行に比べれば、道博の旅は日程にして半分にも満たないが、財政難に苦しむ東城浅野家

xiii 解題

にとつて大きな負担になったであろうことは想像に難くない。

さて、道博は五月六日ごろから帰国途中の船内で嘔吐を繰り返し、帰館後に小川道仙や後藤松軒など広島藩御側医師からも診察を受けたが、回復することなく五月二十日に死去した。享年六十七歳であった。

第一一代当主であった浅野道博は、寛政八年（一七九六）、同族の近江国宮川藩主堀田正毅（まことぎね）の次男（庶子）として生まれ、真野亮之助と名乗っていたが、文化十一年（一八一四）に第一〇代浅野高平の養子として迎えられた。前年に江戸まで迎えに赴いたのは、道博の二日後に八十五歳で死去した堀尾眠石であった。嘉永元年（一八四六）八月十七日に隠居して道興に家督を譲り、嘉永三年から六丁目村の下屋敷に居住し「六丁目様」と呼ばれるようになった。彦右衛門の評伝によると、「御性質御正直且御謹慎厚、御質素ニシテ御家政厳整、年来御家道之御窮縮モ御代中ニ遂ニ御融通之道ヲ致玉ヒ、常御仁恕ニシテ学ヲ好、武ヲ励玉ヒ、一同其御徳ヲ奉仰」いだという（六九〇七〇頁）。

父の後を追うように、続いて道博の子、道積（出衛）が死去する。道積は父の葬儀が終わってまだ間もない六月十二日頃に発熱し、一旦は回復する兆候を見せて父の四十九日法要にも出席したが、八月に入ると病気が再発し、その後は危険な状態と小康状態を繰り返しながら、八月二十八日、葉石の効なくかえらぬ人となった。享年四十三歳であった（九一頁）。

文政元年七月二十五日に浅野道博の庶子として生まれた道積は、聡敏で文武に長じ、弓術・砲術・剣術・槍術で奥義を究め、中でも槍術が得意で、家中の槍術盛行に力を尽くした。当主道興に子がなければ、次の当主となる人材であった。嘉永四年以降だけでも庶子として道博には五人、道積には六人の子供が誕生しているが、いずれも夭折している（万延元年五月二十八日に死去した道積の子於品が最後）。この道積の死去によって東城浅野家では後継が不在となり、道興室の実弟に当たる上田辰之進（父は上田家先代の主水安節）を養子としようとする

が、これも慶応元年（一八六五）十二月二十三日に十歳で死去する。

万延二年二月十五日、村上彦右衛門は東城浅野家中としては最高の役職である家司役に任じられた。東城浅野家では、渡辺宗右衛門が文化十年（一八一三）五月に就任してから安政六年（一八五九）七月に死去するまで四十七年間にわたって家司役を勤めていたが、宗右衛門の死去後は欠員となっていた。彦右衛門はこの時に二〇石を増加されて合計一五〇石となり、役料銀と槍持料に加えて足輕三人をつけられ、宗右衛門の子渡辺雅登の屋敷（家司役屋敷）と交換して移居するよう命じられる。家司役は祖父勇蔵が文化四年十二月から死去する翌年五月まで勤めており、村上家ではそれ以来の榮譽であった。彦右衛門はその日帰宅すると、継母（慈君）と妻にそのことを告げ、辞令文書を奉戴して父祖廟に報告、感激のあまり落涙に及んでいる（一三五頁）。

その後の彦右衛門は大変あわただしい。諸方面への挨拶回りのほか、増員分の小者と若党各一名を新たに雇い、三月八日には知人や縁類が集まり総がかりで引越しを終える。その前後には、屋敷補修のため職人や手伝いの知人がひっきりなしに訪れている。渡辺家の屋敷であった時代、宗右衛門が枯れた大楠を京都の仏師に彫らせて祀ったという毘沙門天を東城浅野家趣法役所の鎮守とすることになり、五月十四日には、その毘沙門天への参詣と称して主君の浅野道興夫妻が村上家屋敷へ御成りになるという榮譽にも浴した。村上家では可能な限りの仕構えで準備を整え、夫妻を迎えている（一五八～一六四頁）

彦右衛門の家司役就任以外、この二年間の村上家で特筆すべきことといえは、万延元年十月十九日に、これまで父星右衛門の妾扱いであった「慈君」（仙、寿祥院）を、彦右衛門の母の会釈として扱うことができるよう願書を提出し、二十一日にそれが許されたことである。文政十三年（一八三〇）三月に星右衛門の妻（秀光院、彦右衛門と森岡万右衛門の実母）が、続いて天保三年（一八三二）四月に曾祖母（勇蔵妻、信楽院）が相次いで亡くなったのち、兄弟の面倒を見たのはこの「慈君」であった。彦右衛門は父星右衛門から家督を継承した直後の天保

xv 解題

十五年二月、それまで表向き「下女同様」で、内輪限り「さん」唱えであった「慈君」を「母之会釈」にした
いと願い出たが、産母以外には決して認められない、また隠居後に妾を妻にした前例がないと当時の家司役渡
辺宗右衛門から却下されていたのである。

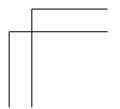
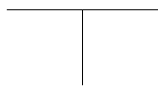
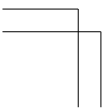
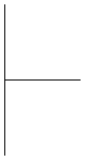
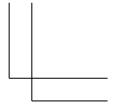
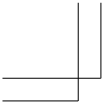
また、彦右衛門が東城へ出張した際に徳了寺へ依頼して、同寺へ位牌のある村上家三代目までの夫妻に対し
て院号を追贈したことも付言しておきたい。

参考文献

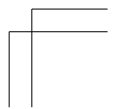
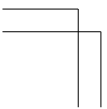
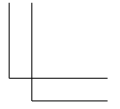
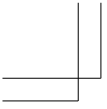
- 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九～九七年)
『日本史大事典』(平凡社、一九九二～九四年)
『日本歴史地名大系』26 京都府の地名(平凡社、一九八一年)
『同』27 京都市の地名(平凡社、一九七九年)
『同』28 1・2 大阪府の地名(平凡社、一九八六年)
『同』29 1・2 兵庫県の地名(平凡社、一九九九年)
『同』34 岡山県の地名(平凡社、一九八八年)
『同』35 広島県の地名(平凡社、一九八二年)
『同』38 香川県の地名(平凡社、一九八九年)
『角川日本地名大辞典』26 京都府 上巻(角川書店、一九八二年)
『同』27 大阪府(角川書店、一九八三年)
『同』28 兵庫県(角川書店、一九八八年)
『同』33 岡山県(角川書店、一九八九年)
『同』34 広島県(角川書店、一九八七年)
『芸藩通志』(一九一〇年)
- 『芸藩志』(文献出版、一九七七年)
『維新史』(吉川弘文館、一九八三年復刊)
『維新史料綱要』(東京大学出版会、一九八三年覆刻)及び
東京大学史料編纂所『維新史料綱要データベース』
渋沢栄一『徳川慶喜公伝』(平凡社東洋文庫、一九六七年)
平安神宮編『孝明天皇紀』三・四(一九六七～六八年)
鈴木栄三他編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』10・11
(三一書房、一九九一～九二年)
『広島県史』近世1・2・近世資料編I・II(広島県、一九七三～八四年)
『広島市史』(広島市役所、一九二三～二四年)
『新修広島市史』(広島市役所、一九五八～五九年)
『廿日市町史』通史編上(廿日市町、一九八八年)
『三原市史』資料編一・通史編二(三原市役所、一九七〇・二〇〇六年)
『東城町史』通史編(二冊)(東城町、一九七九～九九年)
林 保登『芸藩輯要』(芸備風土研究会、一九七〇年復刊)
高橋新一編『芸藩輯要索引』増訂版(一九九〇年)
小鷹狩元凱『芸藩三十三年録』・『自慢白島年中行事』

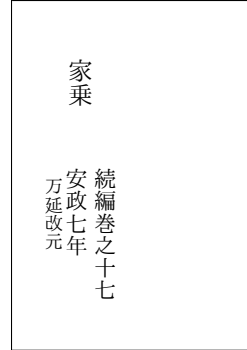
xvii 解題

- 『元凱十著』、一九三〇年）
- 『広島県人名事典 芸備先哲伝』(歴史図書社、一九七六年)
- 『幕末公家集成』(大賀妙子校訂・編集、新人物往来社、一九九三年)
- 『公家事典』(橋本政宣編、吉川弘文館、二〇一〇年)
- 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)
- 『三百藩藩主人名事典』(新人物往来社、一九八六年)
- 『三百藩家臣人名事典』6(新人物往来社、一九八九年)
- 『平成新修旧華族家系大成』(吉川弘文館、一九九六年)
- 『広島県大百科事典』(中国新聞社、一九八二年)
- 『広島城 甦る鯉城の実相』(学習研究社、一九九五年)
- 『広島城下町絵図集成』(広島市立中央図書館、一九九〇年)
- 林保登編『藩政時代広島城明細絵図 附属城坊居館武家屋敷図』(一九三四年)
- 元治元年「芸州広島巨細絵図 全」
- 『幕末維新の芸藩と国老上田家展』(財)広島市文化振興事業団、一九八九年)
- 『幕末御触書集成』一〜五(岩波書店、一九九二〜一九九五年)
- 政治史・茶道史研究協議会編『上田家文書調査報告書 上田家家政史料集成』(広島市教育委員会、二〇〇五年)
- 『近世風聞・耳の垢』(進藤寿伯稿・金指正三校註、青蛙房、一九七二年)
- 村上素道編『増補蓮月尼全集』(思文閣出版、一九八〇年 増補復刻)
- 三原市中央図書館蔵「上田家文庫」
- ほか



村上家乗
万延元年・文久元年





(表紙)

人皇百廿二代

御諱^{*}仁

弘化丁未御即位、從神武

元年辛酉二千五百廿八年

今上皇帝御宇十五年

安政七年龍次庚申

平天下三年

源家茂公^{*} 徳川家康公十四代、從安政戊午

治国三年

源茂長公^{*} 浅野長政公十三代、從安政戊午
御寿四十九

齐家十三年

紀道興公^{*} 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申
御寿四十六

村上家乗 万延元年 4

兄弟方

申酉之間

家乗統編卷之十七

安政七年庚申 村上七世彦右衛門邦裕君綽謹記

万延改元

正月 大

○元日、丙寅、晴或曇、朝凝後暖、慈君奉始家内何れも平安加寿、暁寅鼓後起、若

水、神拜、廟拜、蓬萊、祝詞、大福、齒固、読書初、吉書始、屠蘇酒、右夫々恒規

之通相濟、日出前麻上下着出仕、御登城前於御居間御目見仕、同役兩人并佐藤益之

丞共一同罷出、一応平伏、益御機嫌被遊御超歲、御規式・御身祝等無御滞被為濟、

奉恐悅候旨申上、目出度与御意、拝伏して退、於御次御用達管馬之進江猶御機嫌御

超歲之恐悅申述、且周防様江之御祝詞同人迄申上、次二出衛様御部屋江出、御祝詞

申上、夫方御輿江出、御宇衛様江御祝詞申上、御目見被仰付、御蓬萊被下之、相濟

五時過退出、右二付北御部屋江者不罷出相濟也、四時前方回礼二出、右近様二而御

客对清水次大夫調、主水様二而丹羽庄蔵調、六丁目様江も罷出、御目見被仰付、夫

方往来左之通勤、夕八時頃帰宅

* 久野秀太郎 井上市太郎 脇本武兵衛 香川多仲

* 熊谷善兵衛 坪内久米之助 須藤並人 山村静登

* 丹羽庄司 妙慶院 白神社 八島周伯老

* 島本広右衛門殿 水谷八十郎 木野一馬 吉田清太郎

床飾

座敷

聿庵精忠文字軸

瓷瓶 白梅

勝手

由信蓬萊面軸

鉢栽 紅梅古木

具足箱 矢車

四畳半

庭田公御懷紙軸

竹掛瓶 白梅

読書始

吉書始

筑波山之歌

大学三綱領

5 正月

右之内、水谷・木野・森岡ニ而致祝盃、木野ニ而昼認出ル、両寺江者例年之通年玉一封贈ル、六丁目様ニ而老女菊尾方近日同勤何れも一同ニ被為召候思召ニ付、今日者御祝盃不被下候旨申聞、夕八時揃年頭為御礼出仕、於御書院御礼申上、奏者御出頭三宅吉左衛門也、七半時前相濟退、為祝詞來客多人數有之

○二日、丁卯、晴又曇、時々雪飛、寒氣強、朝五時過方祝詞回礼ニ出、左之通り相濟

八木次郎	岡本主馬殿	吉田儀右衛門殿	松村弥助殿
一場忠次郎殿	原田丈夫殿	山下角大夫殿	佐久間栄殿
田部幾衛殿	松宮全之助殿	大柿忠次郎殿	下瀬孫平殿
蔵田和太郎	小幡孫兵衛殿	山中碩庵老	松浦久米之丞殿
吉本恒之丞	永井仲之助	藤川每登殿	三宅吉左衛門
辻清人	松本良伯	得井満四郎	菅平磨
竹腰恰殿	湯川兵馬殿		

右之内蔵田・辻・藤川・佐藤ニ而致祝盃、吉本・三宅ニ而も達而祝盃を出ス也、夕七時前帰宅、留主中祝詞來客數輩有之候由

○三日、戊辰、曇、寒威強、主水様為御祝詞御出被成候処、堀尾善大夫頼ニ付為御送迎罷出、九時過方罷出、夕七時過退、退掛岩崎へ祝詞ニ行、祝酒出ル、來客彼是有之

○四日、己巳、曇時々雪飛、風強、寒威亦冽、巳鼓後より出宅、海蔵寺へ拝参、隱居

南部要人
近藤玉之進
金子玄達
西向寺

久野八十助
沖和多理
森岡万之進

村上家乗 万延元年 6

和尚をも訪、帰途左之通回礼、申鼓前帰宅、海蔵寺ニ而者年玉一封呈入、松田ニ而祝盃出ル

松田健蔵 波多野権祐 原要人殿 一井嘉内

渡辺秀之進 山本十四郎殿 中村每次郎

留主中少々祝客有之候由

○五日、庚午、晴又曇、寒威強、御馬御乗初ニ付辰鼓後麻上下着出仕、昨年迄者御略式ニ而、月番之者老人罷出候得共、当年方者御先例へ御復ニ付一同ニ罷在、御馬拝借をも被仰付、予者黨之御馬拝借仕候也、九時前相済退、午後方御多門内回礼ニ出ル、平野ニ而祝盃出ル、不残相済

○六日、辛未、晴、寒威嚴、今日御役所始ニ付、例時出勤、尤当月も予御米銀受ニ付御趣法役所へも出、八時前退、今朝も御用向有之、御館江出ル、中津屋之婿豊吉并九八兄弟来ル、酒を饗し返入也

○七日、壬申、晴、寒氣強、例時出勤、夕八時退、西向寺へ兵蔵代参申付、兵蔵当季方暇之義田中実五郎を以願出、聞届遣筈ニ昨朝申置也、風呂を立、此間吉本恒之丞へ御脇打被仰付、石内村ニ而鶴を獲帰、御披被為在候由、切肉を御奥方御分賜被仰付也

○八日、癸酉、晴、寒氣冽、少々感冒之氣味ニ而悪寒強、終致要慎也、朝万之進入来、夜木野方使来、一馬妻今朝安産、男子出生、母子共滞無之旨為知有之也

○九日、甲戌、朝雪薄積、終日雪飛、寒威猛、嚴凝、感冒未快候ニ付出勤不致、紙面

7 正月

〔十二日夜晴天、有白雲、如線東方西江引、天半を堺ス、後漸散而薄陰ニ成、頗異雲也〕

を以同勤へ案内申出ル、御吉例之通御身祝御鏡披ニ付、御方々様方御身据御分賜被仰付也、夫々紙面を以御請申出ル

○十日、乙亥、晴、寒威厳也、〔風邪未快、終日在褥、朝堀尾善大夫就御用向入来〕

○十一日、丙子、晴、寒氣冽、〔風邪快、蓐を徹、髪を理、尤惡寒未全治候ニ付終用心罷在也、如例年具足鏡開、礼服ニ而祝ふ也、御上御具足開者当年方十三日ニ相成也〕

○十二日、丁丑、曇、寒氣強、〔節分也、風邪快候ニ付例時出勤、夕八半時頃退、夜打豆之祝、今朝辻清人入来、先日以來水氣ニ而困候旨咄候由也〕

○十三日、戊寅、晴、寒氣緩、夕曇、入夜雨、温也、〔立春節、朝素読所講釈始へ出席、如例年白鹿洞学規、講師湯川新太郎也、例時出勤、尤今日者御具足御鏡開ニ付麻上下ニ而出仕、於御居間御手自御鏡餅被下之、此御規式嘉永二年以來御省略ニ付御略シニ相成居候処、今年方尚又以前之通御復ニ相成也、作舞振者先年度々之扣有之通也、周防様御具足之御鏡も被下之、是者御武具奉行長束市郎右衛門於御用所被達之、少し席を進、御請申出ル也、〔東城与力中為御礼出府、昨夕爰元到着之由、宮崎方者早速紙面を以何角之義頼来ル、此方方も今朝使を以見舞申遣ス、吉田与九郎も同宿之由ニ付、同方へも口上申遣ス也、夕八時前退、申鼓頃方桑原吉郎二江祝詞ニ行、尤後れ候故略服ニ而參ル、祝盃出ル、及暮歸、〔慈君・家小夜中岩崎へ旧臘之歎ニ行、酒出候由也〕

○十四日、己卯、雨歇、余寒緩、〔四時頃宮崎藤九郎被来、当御役ニ而者始而出仕候ニ付何角不案内故同道致呉候様被申、同道ニ而致出仕、尤今日者御左義長江出候ニ付、

〔十四日、木野小児名左之通〕

乙松*

十五日

吸物 すめ
結さより
ふきのとう

井かすの子

大盆

八寸 海鼠
ふくらに

平鉢 いり付

平鉢 にしめ

皿 薄みそ

汁 蛤

めし 香物

四寸 かき煎
のり

以上

麻上下着也、外与力中御館ニ而謁ス、当年方者如以前御左義長之節御門前江出候事ニ被仰出候ニ付、其節表御門扣出之上江同勤一同ニ出ル、家来者袴股立也、尤草履取者略し不列例也、葎草履家来ニ用意為致着ス、無御滞相濟、一応御館へ出、御用達迄恐悦申上、退也、夕方御城内御馬并御家中馬乗通り有之、此御方御馬も出ル、星野武平次方物見へ見物ニ行、酒を出し饗ス、慈君も御門外へ御見物ニ御出被成也、森岡万之進来、酒を饗、極夕方木野へ安産見舞・飲ニ行、酒飯出、入夜帰、今日七夜ニ付粗案内も有之也、母子共無滞、小児名乙松与命候由

○十五日、庚辰、晴、余寒強、与力御礼ニ付御登城被遊候ニ付、早朝上下着出仕、一応退、尚又例時出勤、夕八時後退、主水様方御祝詞罷出候御挨拶御使被下、如例御用人中江御請之紙面出ス、右近様方も同断、去ル十三日御使被下、御請同断也、慈君今朝辻江御出、御逗留被成也、宮崎藤九郎祝詞与して被来

○十六日、辛巳、雨、寒、与力炮術之御覽ニ付早朝方出勤、夕又劍槍之御覽ニ付直ニ相詰、七半時頃退、妙慶院へ兵藏代参申付、家来兵藏義、去ル七日之記ニ有之通、当季方暇遣候筈之処、尚又実五郎通り願出候趣も有之候ニ付、其儘遣ひ候筈ニ申付ル、尤当年方者給銀錠与増遣候筈也、極夕退出後方宮崎藤九郎・吉田与九郎を招、酒飯を饗、及寛話也、万之進も取持ニ呼也、入夜亥鼓頃被開

○十七日、壬午、雨歇、尚曇、寒、午方宮崎藤九郎為御用談入来、大島五兵衛会、渡辺雅登も被会候筈之処、急ニ御城江御使者ニ被罷越候ニ付無其義、夕片岡貢・水上甚大夫御馬拝借仕候ニ付為見物御馬場へ出ル、貢者大坪新流免許之由、達者也、此

9 正月

十八日

一 吟味役定加
一 御役料金壹兩一 御山方其儘兼帶
* 星野武平次

右之通被仰付候へ共、平常者其儘御趣法御役所へ出勤、御用向弥以厚力入申談候様被仰出

一 御目付役
一 御役料並之通

* 伊藤越人

一 御切米五斗
一 御増

* 富水源五郎

廿日、京師方拝領

扇子 三本

酒猪口 一

南京新渡

同日夜、三原小林彦左衛門来、昨日遠江様当処江御越ニ付、御供与して来候由、明朝者出立、帰候

度殿様御家督并御入国、少将様御代中之御吉事等御取束ネ御手輕之御内祝被為在候

ニ付、来ル廿四日御並様江御料理被下候旨、今日御年寄衆方御奉書を以被申上、依而為御請御登城被遊候処、尚又於御席生田筑後殿方、来ル廿三日少将様・梅梢院様

御饗応、於御奥舞台御番囃子望月も被仰付、珍敷御番組ニ付、御見物被成度候ハ、御勝手次第御見物被成不苦との思召之旨被申上候由、周防様方者御用人御使者を以

御請被仰上、渡辺雅登被相勤也、御隠居様方江ハ御囃子御見物之御移合者無之候由也、六丁目様江夕方被為召、同勤一同罷出、御側ニ而御祝酒・吸物等被下、御医

師中、御附之面々不殘被為召候也、夜四半時頃退、吉田与九郎昨日之挨拶且明後日出立暇乞与して入来、御用談中ニ付家小計逢也、木野一馬為祝詞旁入来、酒を出ス

○十八日、癸未、晴、寒威又強、例時出勤、夕七時頃退、家小早々風邪以来兎角颯破離与無之、時々惡寒等有之、腹部變急強候ニ付、一昨日八島江申遣葉を乞候処、昨朝周哲老来被與也、今日御用初有之也

○十九日、甲申、晴、余寒又冽、例時出勤、夕八半時頃退、御趣法役所江も出勤、尤今早朝就御用向出勤致ス也、辻清人入来、此間中水腫氣ニ有之候処、八島周伯老江

診を乞候処、決而水氣ニ者無之旨被申候由也、留守中周伯老来儀、家小診し被與、少々熱有之方右之通ニ候間、葉加減可致由被申候由也

○廿日、乙酉、晴、余寒冽、嚴凝、午前就御用出仕、直ニ退、京師高謙院様方不相更年始之御祝義与して拝領物仕、大島五兵衛へ幾田方来、五兵衛迄御受申出ル

○廿一日、丙戌、時々雪飛、寒洵強、朝例時出勤、夕七時退、午後慈君辻方御帰被

村上家乗 万延元年 10

由也

〔海蔵寺へ御用人御代参申年以來御省略ニ付、月並之御忌日者御出頭中ニ相成居候処、当年方御復常ニ相成候也〕

成、〔極夕風呂を立

○廿二日、丁亥、晴、余寒猛也、〔早朝海蔵寺麗照院様江御代参被仰付相勤、九時前罷歸、直ニ相詰、夕八時半頃退、〔極夕西向寺江参詣、夫方宮崎藤九郎旅宿を訪、酒飯を被出、深更迄話し帰ル、〔夜岩崎常介妻、嫁を連入來、酒を出、緩々咄候由也、〔千代雄槌少々風邪氣ニ付、八島へ申遣、菓を乞

○廿三日、戊子、晴、余寒強、〔御吉例之通、御屋祈祷ニ付四時前出勤、夕七時前退、明星院江膳出候節相伴予勤之、〔旦那様兼而之通御番囉子為御見物今晚六時前御登城被遊、夜五時頃被為入候由、〔善大夫煩ニ付今日方予月番を勤也

○廿四日、己丑、雪降、朝積寸許、旧冬以來初而之積雪也、余寒猛也、〔御料理御頂戴御登城被遊候ニ付、五半時前出勤、一応退、又例時出、夕七時前退、〔今日者御先例之通於御居間御料理御相伴、御盃も御頂戴被遊候由、遠江様も昨今御同様ニ御登城被成、御中老格浅野外衛殿も御同様御相伴之由、御料理御先例者二汁七菜ニ候得共、当度者御省略ニ而二汁五菜、御濃茶も無之候由也、其外御年寄・御用人者御膳下頂戴有之、御番頭并其以下之処者赤飯・御酒・吸物等段取を以被下候由也、〔夜中御輿江被為召、昨日遠江様方御到來之御肴御披ニ而、御酒・吸物等頂戴仕、今日御城ニ而御頂戴之御膳部之御品等、堀田恂之助殿御世話ニ而御取戻り被遊候由ニ而、少々ツ、御分賜被仰付也、〔昨日御祈祷之御供物例之通頂戴被仰付也、今晚者予・雅登兩人被為召、罷出候計也

○廿五日、庚寅、曇、極夕方雨、温、〔例時出勤、夕八時退、〔今早朝御用人堀田恂之助

11 正月

〔廿七日、周軒老者周伯老
息也〕

○廿六日、辛卯、時々風吹雨降、夕晴、〔夕御機嫌伺罷出、周防様御出被遊候ニ付御用
達迄御機嫌を伺、〔夕神田社江參、池田加賀守を訪、不遇、尤内々頼事有之、紙面認
置、達而祝酒を出ス、横地代太郎殿江早々預来儀候謝ニ行、〔夜辻妹祝詞ニ来、宿、
平野室も祝詞ニ来、夫々致祝盃也、〔宝国童子祥月之処失念、代參も不申付
守天満宮江參詣〕

○廿七日、壬辰、晴、余寒強、嚴凝、〔例時出勤、夕八時退、〔西向寺江兵藏代參ニ遣
ス、妙慶院へも昨日之代參失念ニ付為參也、
〔千雄祖義先日以來風邪之余氣ニ哉、昨日より惣身・面部共ほろせ様之物時々発候ニ
付、昨日松本良伯見合呉、少々余熱有之候へ共為指事ニも無之旨申候へ共、尚今日
八島へ申遣候処、周軒老見舞被呉、何も為指事ニ者無之由被申也、〔御宇衛様今朝白
神・禪林寺・本照寺江御參、夫方直ニ主水様江御出被遊、御供雅登被參、今日者直
ニ御泊被遊候由也〕

〔廿八日、今晩丑上刻頃地
震、頗強
同日
雨水〕

○廿八日、癸巳、晴、嚴凝甚、〔朝御登城被遊候ニ付五ツ時頃出勤、今日者御料理御頂
戴御礼之御虫遣之由也、一応退、又例時出勤、夕八時頃退、〔夕方辻清人来、妹・子供も
共ニ還ル、酒鮮を饗、其節平野妻・子供をも招、共ニ饗ス、慈君又々辻へ御出、御宿
被成也、〔御宇衛様今晩從主水様被為入、予御迎ニ罷越、七時御供揃ニ而夜五時前御
迎申来、主水様ニ而一応御坐敷江通候様ニとの事ニ而御用人河瀬喜和馬謁し、御酒

并御肴坊主通ニ而被下、四時前被為入、如例一応御奥へ出、老女迄御機嫌伺退、堀尾善大夫今日方快出ニ付、月番同人江渡ス也

○廿九日、甲午、晴、朝嚴凝、後暖也、夕星野武平次江歛ニ行、夫方河瀬喜和馬・渡部九兵衛殿・三木友太郎殿へ預来儀挨拶ニ行、興禪寺・本照寺江參、妙慶院江も十六日ニ怠候故卒与参り極夕帰宅、八島江も寄、不遇

○卅日、乙未、晴、微暖、例時出勤、夕八時過退、御趣法役所江も出勤、八島周伯老見回被呉、千代雄槌熱者最早無之候へ共、月代者今少用心致候様ニ与被申聞也、殿様御代替ニ付御家老様初誓紙被仰出、今日御登城、御誓詞御血判等被遊、御中老格衆者御並様方御見届被遊、御番衆者昼後右近様御宅ニ於て御両家様御列坐ニ而誓詞御見届被成候由、御先例者御並様方与御番衆邊者中一日置誓詞被仰出候趣ニ候へ共、当度者御日合段々御差湊ニ付右之通之由也、左之通御移檄有之

当四月七日御太祖様式百五拾回御忌ニ付、二月五日方七日迄御法楽被仰付候ニ付、諸事穩便、火之元別而念入候様、已下例文略之
一別紙ニ相達候通ニ付而者、高野悉地院、真壁伝正寺ニ於て御法事御執行有之ニ付、銘々其心得可有之候

二月 小

○朔日、丙申、晴、暄、当月予月番也、例時出勤、夕八時過退、出勤中於御座敷渡辺雅登方周防様当春有馬御入湯之御含被為在、其予御供被仰付候御内慮ニ被為在候、

13 二月

- 此段御内意申達置候様ニとの御沙汰ニ候旨被申聞、無存掛忝仕合奉存候、乍併御承知之通旅行之義者至而不都束ニ付、何角御不自由之義ニも可被為在段奉恐入候段申述ル、右之趣歸宅之上告于廟、家小へも申聞、及吹聴也、今朝辻清人入来之由、夕方方之進來、酒を饗、今日附足輕春御貸米切手渡、米価石ニ付百廿七匁替之由、尤加茂米之由也、京都芝山様方例年之通御年玉頂戴物仕、扇子五本、手巾二ツ也、告于廟
- 二日、丁酉、晴、暄、朝就御用罷出、午鼓後退、夕渡辺・堀尾へ昨日御内意を蒙候吹聴ニ行、夫方六丁目様へ御機嫌伺旁罷出、御供之御内意を蒙候御受厚右内迄申上置也、森岡へ寄、極夕歸宅
- 三日、戊戌、晴、風吹、峭寒、例時出勤、夕七時過退、八島周軒老米儀、千代雄榎弥快旨被申候由、夜家小木野へ祝詞旁ニ行、宿、千代雄榎も行也、夜半後有地震、稍強し、早速為窺御機嫌罷出、尤昨年重陽之日之震方も輕し
- 四日、己亥、晴、暖、例時出勤、夕八時頃退、昨記ニ有之家小木野へ行候義、地震之義共ニ今夜之事也、昨日ニ記者誤記也、公儀御代替ニ付御条目被仰出候由ニ而、今日御登城被遊也、堀尾眠石翁・辻清人御内意之悦ニ入来
- 五日、庚子、晴又曇、寒、午前為伺御機嫌罷出、森岡万之進・水谷八十郎入来、八十郎者京師油屋市次郎へ之年頭状認與候様頼来也、夜又被為召、御館へ出、家小・千代雄榎木野より帰ル、今日明星院江主水様御詰被成候由
- 六日、辛丑、晴、夕方雨、明星院へ為御寺詰御出ニ付、朝六半時過出仕、又退、例

村上家乗 万延元年 14

時出勤、夕八時頃退

○七日、壬寅、雨、寒、今日も御寺詰御出ニ付、朝六時過出、一応退、又例時出勤、夕八時過退、夕方沢崎幸右衛門を呼、先年健徳院様御供ニ而京都逗留中之義何角承ル、寛々話、酒を出入、西向寺江兵蔵代参ニ遣入也

○八日、癸卯、霽、微暖、午後御挨拶事ニ付御勘定奉行永田丹解殿へ行、謁、帰掛御館江出ル、夜岩崎老室入来、深更迄有話、酒を饗ス

○九日、甲辰、晴、夕曇雨、寒、例時出勤、夕八半時退、八島周軒老来儀、千代雄槌最早余熱も無之由被申、四疊半之間中床手入、地震損之処、今日御作事方御普請ニ来ル也、岩崎常介入来之由

○十日、乙巳、雨、例時出勤、夕八半時頃退、丹羽庄司昨日知行百石ニ御増被下、御用人見習被仰付候旨為知来ル、坪内久米之助方も御勘定奉行吉和村支配、御側御用達兼帯被仰付候旨為知来也、森岡万之進不快之由、見舞兵蔵遣入、面部之腫物募、困候由也

○十一日、丙午、雨歇、終日曇、朝為窺御機嫌罷出、慈君從辻御帰被成、おたけも付来ル、初午祭ニ候得共天氣合悪敷故人出も少候由、桑原吉郎二父子、辻清人、藤川甚吉郎、森岡おさよ・おます来、酒飯を饗ス、家小午時方腹痛甚敷致難儀、八島周軒老を迎診を乞、氣候之事ニ而此節流行之由被申、葉能応し追々治

○十二日、丁未、快晴、暄、稍覺春和、例時出勤、夕八時過退、夕熊谷善兵衛就御用向入来、謁、右ニ付御館并北御部屋江出ル、善兵衛者当時御用人見習之由也、八島

○十日、去ル八日於東城左
之通

一 御召下御羽織
一 御肴料金五百足

深江静衛

右御役向出精相勤候段達
御聴、御満足被思召候ニ
付

15 二月

周軒老来診、家小今日者快起也

○十三日、戊申、曇、寒、例時出勤、夕八半時頃退、藤川甚吉郎此間之謝・見舞旁
入来

○十四日、己酉、雨、午後北御部屋江御用向有之、罷出、夫方坪内久米之助・丹羽庄
司江此間為知之歛二行、丹羽二而（符カ）而者末女夜前桃井忠兵衛方江引越、同人倅へ婚
儀相調候由、残酒も有之由二而達而被留、酒出ル、木野一馬室、山田多喜登母も参
り居、逢也、帰掛御機嫌窺与して御館江出ル、夜辻清人入来、松浦久米之丞殿方多
門ニ居候もの、此御方小人ニ御抱ニ逢度願望ニ而、久米之丞殿方段々頼有之由ニ付
噂有之、迎茂不相調義候段堅断申述置也

○十五日、庚戌、雨歇、峭寒、今朝御頼事ニ付竹腰恰殿被罷出候ニ付、五時出勤、夕
八時前退、夫方御趣法役所へ見分事有之、出席、夕八半時頃退、周防様御病氣追々
御快方ニ者被成御坐候得共、得斗不被為在候付、摂州有馬江御入湯被遊、趣ニ寄京
都江も御立寄、彼地医師江被仰談、御療養御加被成度旨御口上書御代様方御用番御
年寄衆へ被差出、右御頼ニ付恰殿被罷出候也

○十六日、辛亥、曇、寒、朝妙慶院へ兵藏代参申付、例時出勤、夕八時前退、退出後
渡辺雅登・大島五兵衛を会、御用向申談、跡ニ而酒を出ス、其節堀尾善大夫・平野
伝右衛門申遣、一緒ニ饗ス、昨年以來久々遠々敷候故也、辻清人入来、八十槌又々
熱有之、困り候由也

○十七日、壬子、晴、寒、今日東照宮御祭礼ニ付御拝参被遊候付黎明出勤、五時過退、

〔今日御宮江殿様御社参、以前之通御装束ニ而御参被遊、御供建も布衣・素襖・熨斗目絹布等ニ而、殊之外御賑敷候由、御家老様方も近年者御省略ニ而御忝人宛御拝参、御着服も御綿服・御半袴ニ候処、当年方者御熨斗目御長袴被為召、御一同ニ御拝参被遊候也、千代雄樋日之中者至而健氣ニ遊嬉致候得共、夜中寝候与軒高く、快寝致かね候様子ニ而難義そうニ相見候ニ付、八島へ遣し診を乞、全く火動之事与被申、薬を被患、折柄殿様御社参御往來拜見仕候由也、兵藏を付遣入、午後雅登・五兵衛來会、御用向申談、森岡へ見舞使遣入、面部之瘡最早落痂ニ者相成候得余腫未治候ニ付、出勤得不致候由也

○十八日、癸丑、雨、寒、〔例時出勤、夕八時過退、風呂を立、^(ママ)

○十九日、甲寅、曇、夜雨、寒、〔例時出勤、夕八時前退

○廿日、乙卯、曇、風吹、雨霽、〔森岡万之進今日方押而致出勤候由來、面部水瘡を落候得共、未余腫有之也、夕為伺御機罷出^(ママ)

○廿一日、丙辰、晴、寒、〔例時出勤、夕八時過退、辻清人入來、明後日おたけ紐放之内祝致候ニ付、何れも参候様ニ与申候由

○廿二日、丁巳、曇、峭寒、〔朝六丁目御館江御用向ニ而出勤、々掛西向寺江参、午時後歸、直ニ御館江出勤、夕七時過退、今日四時頃出火、内白島ニ而御目付山田幾太郎殿屋敷軒焼失之由、予者六丁目御館ニ而申上中ニ付不及驚、大而急火ニ而支配人之子忝人焼死致候由、尤多門者残候由也、夜慈君・家小・千代雄樋辻江行、宿

○廿三日、戊午、曇、夕雨、寒冷強、〔今曉町奉行衆方紙面ニ而、先頃以來御家中玄関

17 二月

之槍盜取候者有之、役方之者見回り江差出、夜前右盜賊之者被召捕、町方吟味屋敷ニ於て訊問有之候処、御家米河野權六与相名乗候付、相違無之候ハ、受取之者早々被差出候様ニ与申来候ニ付、早速御歩行目付山中十兵衛、足輕・小人為受取被差出候所、權六ニ而者無之、辻権太郎ニ有之、連婦、早速割奉行座敷へ入置、番付ニ被仰付、扱々不埒至極之義、心外之事也、既ニ此御方ニ而も御玄関筆頭渡之革火事羽織三反、昨年方紛失之姿ニ而不見、段々筆頭之手元ニ而内しらへ致候処、忝反者権太郎手方戻し、跡式反今以行先不知、約候処此以権太郎内借与相見候ものニ而、此節夫々申出有之、権太郎も謹慎中之義、今少此義遅く発候ハ、何と歎御裁許も可被仰付ニ残念之事也、夕方就御用向町御奉行河崎鹿之助殿へ参候処、不快ニ而応対断ニ付、文之助殿江行謁ス、但今村氏也、尤今日者旦那様六町目御館へ被成御坐候ニ付、参掛同所江も出ル

○廿四日、己未、雨、寒、例時出勤、夕八半時頃退、辻権太郎義昨今御約有之候処、何分大盜賊ニ而、専御家中玄関を目掛働居候趣ニ而、槍・大小・着物類、其外是迄ニ盜取候品中々莫大之事ニ有之由、言語道断不埒至極之義、然るに右等之義唯今迄一円不相聞して其儘御役ニ被差置候者実ニ残念千万之事共也、御役者御歩行目付也、噫、家小夕方辻方帰ル、森岡弟婦来、宿ス、子供も不残来、尤弟婦者高木家内不快ニ而、殊外困候趣来、深更方又同方へ参ル、今晩北御部屋江御二所様を御招被進候ニ付御取持ニ被為召、罷出、及深更退、段々御饗応之御相伴仕候也、手妻師清十郎与申者御呼寄、手妻御透覽被遊也

村上家乗 万延元年 18

廿八日

春分

一吟味役同格
御役料銀五拾目

鱸兵馬

右自今山崎右内引受之御用向江加申談可有之候事但御奥詰動向其儘是迄之通

一七人扶持
御小姓組

千賀代槌

右同姓九郎右衛門義、先年御暇被下候得共、数代被召仕候家筋、其上曾祖父彦四郎重き御役をも相勤候義、彼是各別之思召を以別紙之通家名御立被下
但是迄之御扶持者上ル

○廿五日、庚申、曇、夕暫時晴又曇、夕有地震、例時出勤、夕八時過退、鱸兵馬此度御供御内意蒙候挨拶・見舞旁来ル、森岡弟婦・子供共夕方帰ル、酒鮓を饗也

○廿六日、辛酉、曇、午後為窺御機嫌罷出、夕万之進來、酒飯を饗

○廿七日、壬戌、雨夕方歇、温、朝就御用向六丁目御館江罷出、森岡へ寄、今日二葉山御祭礼為御社詰御出被遊候二付、今晚六時過出勤、夜明而退、六丁目方帰掛直二出勤、夕八時前退、今日二葉山江殿様・少将様御社參被遊候由也

○廿八日、癸亥、晴、寒、例時出勤、夕七時頃退、今日并来月朔日、殿様御代替二付而御家中江御判物被下、此御方様二者今日御頂戴被遊、右請取之御使者御出頭菅馬之進御城江罷出、夕八半時頃被為入、於御書院御判物御知行所付共拜見被仰付、猶於御居間恐悦申上候也、着服者当日之服也、極夕竹腰恰殿、周防様有馬御入治御願下之義被申参候二付、尚又出勤及出会、夜五時頃退、夜亥鼓後主水様御目付野村清右衛門来候二付出勤、御返答申出、丑鼓後退、去ル廿一日少将様御通行被遊候節、御門番之者白砂二可罷在処、莛敷二罷在、依之御差扣可被成哉之旨被仰込候由也
○廿九日、甲子、曇、寒、夕為伺御機嫌罷出、夜中御用向有之、渡辺雅登・大島五兵衛来会、堀尾善大夫・平野伝右衛門も同断、四半時頃退席也

三月 大

○朔日、乙丑、晴、暄、夕曇、峭寒、当月予御米銀受也、例時出勤、夕八時前方御趣法役所へ出、同半時頃退、申鼓前御用向有之、又出勤、朝辻清人入来、夜慈君辻

方御歸被成也

○二日、丙寅、曇、峭寒、朝御用向有之、出勤、五半時方出、丹羽庄司江此間御多門引移之為知有之歎、山中碩庵老留守へ先達而於江戸御側醫師並被仰付候由承候ニ付歎、原要入殿江屋敷替之為知有之歎ニ行、藤川江過日鮮魚被惠候謝、辻へ先達而内祝之歎・挨拶旁ニ行、同方ニ而酒出ル、午鼓頃歸宅、京住御衣紋方熊谷左門殿息兵衛殿、今日北御部屋江御招、席画御所望被遊候ニ付、見物ニ罷出候而も不苦旨御沙汰被為在候ニ付、夕方より罷出致見物、何分達者ニ被画、感人候事也、余程上手与相見ゆる、始而調、及挨拶、文武修業与して四ヶ年前当所へ被下候由之処、画之需求多く、最(早カ)絵絹三十反余も被画候由、被困入候与の話也

○三日、丁卯、晴、峭寒、冷氣強、朝五時頃麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、脇指帯而出ル、夫方周防様江之御祝詞於御次三宅吉左衛門迄申上、出衛様江之御祝詞御部屋ニ而御逢被成、御奥へ罷出、御宇衛様御目見被仰付、御祝詞申上、御熨斗被下之、四時前退、午後堀尾眠石老人を囲某ニ招、岩崎常介をも招、夕上巳之祝酒を饗、折柄新年之祝盃之意も相含候也、森岡万之進・平野伝右衛門祝詞ニ来、祝酒を饗ス、夜有霰

○四日、戊辰、曇、夕雨、冷甚、例時出勤、夕八時前退、御趣法方江も卒与出ル、朝湯川新太郎・吉本恒之丞来、殿様殿島御社参、今日御兎駕、水主町大雁木方御乗船被遊候由、当度者御省略之御趣意ニ而、同所方直ニ御坐船へ被為召、川御船者不出相濟候由也、夕辻清人来、残酒を饗ス、今日於席渡辺雅登方、当度周防様摂州有

村上家乗 万延元年 20

馬御入湯被遊候ニ付、予御供外ニ被召連候旨被仰出候段、表向被申達也、御請申述也、夕山崎右内御用向ニ而来、跡ニ而酒を出ス

○五日、己巳、朝晴、後曇、朝岡本主馬殿来儀、内談事有之也、夕六丁目御館江召候而罷出、於御側此度御入治御供被仰付、真之御内々被下候との御意ニ而、御手自縞紬衣反頂戴被仰付、誠御懇之御義、無存掛難有事也、厚御受申上、猶老女菊尾江厚御請申上置也、井口喜久馬・山崎右内・鱸兵馬を訪、森岡へ寄、同方ニ而酒を出し、入夜帰ル也

○六日、庚午、曇、御番頭浅野助九郎殿御立入被願、今日初而被出候ニ付、例時少早く出勤、出而謁ス、夕八半時頃退、御趣法役所江も出ル、辻権太郎今日方町方江吟味ニ出候由也

○七日、辛未、快晴、初而春色を覚、例時出勤、夕八時過退、辻清人入来、明日餞別ニ招度由申、明夕者堀尾之方江約束有之ニ付辞ス、周防様御出船来ル廿三日御治定被仰出也

○八日、壬申、晴、夕曇、夕方堀尾江被招行、有困基、岩崎常介会(虫損)、跡ニ而有饗、当年いまた年始之祝盃無之ニ付其意、且餞(虫損)も被含候由、慈君ニも案内有之、御出被成也、鱸兵馬此間訪候謝入来

○九日、癸酉、雨、温、例時出勤、夕八時過退、藤川叔母氏御安産、男子出生之由、尤知せハ無之也、東城ニ於て宮崎内室も去月安産、女子出生之由也、矢野犀右衛門旅行前見舞入来

21 三月

- 十日、甲戌、雨、温、〔例時出勤、夕八時半頃退、〕夕方方辻清人方江饒別之意ニ被招行、有饗、藤川江も昨日安座之歎ニ行也、〔昨夕殿様殿島方被為入、草津之下花ヶ尻之辺方御上り被遊候由、御途中扨切ニ無之候故、雨天ニ而拝見之人多分出候由也〕
- 十一日、乙亥、曇、夕晴又曇、俄暖
- 十二日、丙子、曇、寒し、〔例時出勤、夕八時過退、〕出勤中辻清人入来、来ル十四日光觀院七回忌法事致執行候処、予者兼而断置候ニ付、明夕慈君御出被成候様申置候由也
- 十三日、丁丑、晴、寒冷又強、〔例時出勤、夕八時過退、〕井口喜久馬此度御入治御供被仰付ニ付、頼旁来、〔沢崎幸右衛門入来、近々備後矢川村江參候由、用事も有之候ハ、与申来、且先日約束之懷中蠟燭并宮島楊枝ニ包恵む也、〕万之進來、両掛挾箱之棒を調呉也
- 十四日、戊寅、晴、稍暄、〔午前方神田八幡宮へ社參、折柄旅行留守中家内安全之祈念頼置也、尤旅中無難之守護も頼置也、〕木野伯母君御出、水谷伯母君も折柄御出被成也
- 十五日、己卯、晴、暖、〔例時出勤、夕八時過退、〕御用召有之
- 十六日、庚辰、晴、暄、〔考廟御祥月ニ付如恒規宿戒、晨興、礼服、獻膳何無滯相濟、〕^{*}妣廟も如例奉配祀也、〔早朝妙慶院江參詣、〕渡辺雅登入来、昨日同方家来沖村弥三被召抱候ニ付挨拶也、〔例時出勤、夕八時過退、〕夜岩崎室出船前見舞入来、〔午時方風吹

○十七日、辛巳、晴、風吹、冷、〔朝藏田和太郎・藤川・辻・佐藤・吉本・三宅・永井・松本江暇乞旁ニ行、菅馬之進江安産歎、伊藤徳之助へ越人御役之悦、其外名倉求馬・菅平磨・星野幸次郎等へ時候見舞旁訪候而已鼓後帰ル、〔御目付中方殿様明十八日朝五時御天守江御上り被遊候ニ付、右相濟候迄烟を不立、御用向往来之外猥ニ門外へ人不出候様ニ与触来候也、〕周防様今日昼後御出、御乗馬被遊候由、折柄主水様ニも時候御見舞御出ニ付直ニ御留被成、御乗馬御見物被成候由、夜於御奥御饗応被進候ニ付、御取持ニ被為召罷出、尤周防様者近々御旅行被遊候ニ付、御餞別之御合ニ而御招被進候趣、予も其思召ニ而被為召候との御様子也、及夜半退

○十八日、壬午、曇、寒、〔今朝五時頭庄屋共年頭御礼罷出、御目見も被仰付ニ付右時刻罷出、御目見濟、於御用所予も逢、夫々名を呼、支配下村々居合も宜致安心、其方も無事デ与申也、御代官渡部廉之助壱人ツ、連出、役名并名を申也、頭庄屋東城町勘助、同古江村吾作、同加り同村伝三郎三人出ル、其外者不快等ニ而不出也、直ニ相詰、八時前退、〔御宇衛様今朝海蔵寺御参詣被遊、夫方主水様神崎御屋敷江昨年之振ニ而御出被遊、御供善大夫被罷越、旦那様ニも昼後御船屋敷へ御出、夫より主水様御船屋敷江御出被遊候由也、〕藤川方餞別之意ニ而酒肴等被恵也、〔御下老女菊尾方明十九日被為召候間、夕八時頃方罷出候様申来、同勤何れも同様也、〕円光大師六百五十回忌於妙慶院大法事有之、台奥光源院之木像今日引移、途中行装殊之外大造之様子ニ而、見物人衢ニ満候由也

○十九日、癸未、晴又曇、時々雨降、寒し、〔例時出勤、夕八時退、〕昨記之通ニ付、八

23 三月

廿四日
山茶花一箱
但卅五入
代拾式匁式分五厘
外二
箱代式匁六分

時過方六丁目御館江出ル、川成之御亭ニ而御酒頂戴仕ル、同勤不残、御医師、御附之面々不残被為召也、夜亥鼓前退

○廿日、甲申、晴、暖、午方岩崎常介来、荷物何角見合、入組等致(シカ)くれる、夕酒を出ス、風呂を立、周防様北之御部屋江御出被為在、夕方為伺御機嫌罷出、小倉恒助母旅行前見舞、おたみ頼旁入来

○廿一日、乙酉、晴、例時出勤、夕八時頃退

○廿二日、丙戌、曇、夕雨、暖、例時出勤、夕八時頃退、夕西向寺江参、夫方水谷・木野江暇乞ニ行、木野ニ而者兼約之通有饗、緩話し歸ル

○廿三日、丁亥、晴、暖、朝坪内久米之助・丹羽庄司江暇乞旁ニ行、午後久野八十助・沖和多理・松田健蔵・波多野権祐・桑原吉郎二江暇乞ニ行、波多野・桑原ニ而達而留、酒出ル

○廿四日、戊子、晴、暖、夜風吹、雨降、朝西向寺・妙慶院江御暇乞旁参ル、但丹羽・坪内へ行も今朝也、昨朝ニ記者誤也

例時出勤、夕八時前退、尤出勤掛堀尾善大夫同道御趣法役所へ出ル、同人予留守中御米銀之方加り被仰付候ニ付御用向有之故也、退出後六丁目御館江御出船前御機嫌伺与して罷出、同所御多門内へ夫々暇乞旁参、森岡ニ而達而留、盃致ス、八島周伯老江も暇乞、留守中頼旁ニ参ル、同方此間鳥屋町江転宅有之候由、六丁目様此度御旅行被遊候ニ付、御船中之御慰与して、雅登・善大夫・益之丞・予四人申合、山茶花与云菓子一箱御内々差上ル、夜中北之御部屋へ少々御頼被成候御義も被為在候由ニ

村上家乗 万延元年 24

廿五日夕
 吸物 蛤きのめ
 八寸 白魚とうふ
 井 わかめ
 井 とうふ
 井 明貝
 井 大根
 平鉢 花すし
 鮑ちさ いらて
 以上

而召、罷出、跡ニ而於御側御酒被下、段々御懇之御義ニ而、紬縞一ツ身胴着、御扇子二頂戴仕ル也、誠ニ御厚義感戴仕、告于廟也、今夕方万之進来、何角見合呉ル、簡一荷、跡付之類程今晚六丁目迄為持差出置也、今夕木野一馬暇乞ニ入来、酒を出ス、明日・明後日共得不来候之由也

○廿五日、己丑、晴、暖、朝御多門内江不残暇乞ニ行也、朝方辻家内・森岡家内不残来、例時出勤、出掛北御部屋へ夜前之御礼ニ出ル、御米銀月番今日方堀尾へ讓候也、夕八時頃退、夕七時頃御表・御奥并北之御部屋へ御暇乞ニ出、御方々様御目見被仰付、京都ニ而御方々様江之御伝言等も被仰出也、御奥ニ而出掛□老女八十野方、此度御供罷越何角心配仕候ニ付、左之通御内々御二所様方被下候旨申聞、相渡

郡内縞

一疋

料ニ而銀式枚

右謹而頂戴、御請之義厚相頼也、歸而家内披露、告于廟、夕方渡辺(雅登)・堀尾(善大夫)・佐藤并堀尾眠石を招、別盃致ス也、折柄波多野権祐も来、一緒ニ饗ス、万之進も今日者終日何角見合呉、清人も同断也、暇乞来客多人數有之也、森岡姑婦、辻妹・子供共不残泊也、今夕者田中実五郎・永野武八郎等台所見合呉ル也、於江戸去ル三日、上巳御登城之御下城掛、當時之御大老并伊掃部頭様を桜田辺御途中ニ於て狼藉者十七八人徒党いたし及殺害、誠ニ大騒動、希代之珍事ニ有之由、右狼藉者者水戸家之御家人、當時御家を逐電致候者之由、御供方段々手負も有之、即死も有之、賊も被討候も有之、逃去候者も有之、又細川御家敷江駆込自白訴致候も有之候之由、実説ニ

25 三月

相違無之趣ニ者候得共、いまた詳審之説を不聞

安政七年庚申上京客中之記

三月 大

○廿六日、庚寅、晴、朝方彼是来り見合被呉、渡辺雅登・堀尾善大夫・佐藤益之丞も為暇乞卒与見へる、其外も為見立入来多、取合肴ニ而酒を出ス、木野伯母氏も朝方孫を三人連御出被成、家内并婦人・子供江者鱸・汁・四寸・小付飯を出ス、座敷組者吸物・鱈・小付飯・酒・肴三種、外ニ忝種添ル、今日九時之御供揃ニ付、同半時頃見合六丁目御館迄罷出、御出船ニ付白衣羽織也、尤途中者駕籠ニ而出、御忍ヤカ之御趣意故、家来者袴股立、槍持・小者看絆着ニ而連ル、皆々裏御門内迄見立被呉、家来者兵藏(森島)人を京師迄連ル也、六丁目御館ニ而者旦那様・出衛様為御見立御出被遊、御餞宴被為在、予も御側へ召候而御吸物・御酒頂戴仕ル也、周防様益御機嫌能、凡七時頃御裏川成御門方翰巻御船ニ而御出船被遊、予者可部御船也、御召船者宇品頭魚籬内ニ浮居、同所ニ而御乗移被遊、御船者町船十一反帆御借入、船頭者三丁目大和屋与兵衛与申者之由、今晚者宇品島觀音沖江御泊船也

○廿七日、辛卯、快晴、曉八時過宇品御発船也、隠戸瀬戸五半時頃無御滞御越、瀬戸内ニ宇留米島、鳥小島等あり、地方者呉村之由、瀬戸越口ニ清盛之塔あり、夫方向風ニ成候ニ付觀音崎沖ニ而暫潮待、此辺方者、東者猫泊門(追之)、東南者四国予州路之

村上家乗 万延元年 26

廿八日、広長浜方竹原迄凡六里余也

山幽ニ而眺望稍広し、情島、合の島等あり、情島者馬島之由也、夕七時三四歩頃広長浜へ御繫也、其間ニ大入・阿賀・横路、広浦等あり宇品方凡九里也、同所浜ニ而御風呂被仰付、御相伴ニ而浴ス、御風呂宿田中太郎三郎ト云役人之由也、夜中御追門越之御祝義御酒被下

廿九日、竹原より忠ノ海迄凡式里余也、其間高崎与云処あり

○廿八日、壬辰、晴、夕曇、七半時頃方雨、夜明而長浜御出船、高飛山沖ニ而潮待、夕七半時漸竹原迄御出、同所湊明神之沖江御泊也、右明神江御参詣、塩浜辺少々御歩行被遊、御供仕ル、寄付浜手ニ小キ尼寺あり、長浜方少上ニ猫追門あり、潮至而早し、此処ニ而猫与云事を忌候由、地方者小坪、小用、河尻、三ツ口、三津、内ノ海、沖者蒲刈島・馬島・大崎島・大白・小白等之諸島、地方寄ニ柏島・横島・唐船・小芝・大芝等之諸島所々ニ散在ス、御手洗島遙ニ見ゆる、竹原取付浜辺海ニ枕て郷士寺西氏之屋敷有之、小砦之如ニ見ゆ

卅日

穀雨

下津井町、竹原方狭く見受候処、猶海上方見受候処、東之方山を繞而人家又多し、却而竹原方者広く見ゆる也

○廿九日、癸巳、雨、温、雨天ニ付朝之内御出船御見合也、依而願候而乍雨中竹原町一覽ニ罷過、金子元達伴ふ、御船付方者式拾七八町もあるへし、繁昌之地与見へ、町内家居立派ニして賑ハシ、家数も余程多く見ゆる、山上ニ西方寺与云浄土宗あり、観音堂眺望尤好、普明閣与云額、葛島石之書也、広島頼氏之本家酒造家也、帰途方雨歇、夕八時過竹原御出船、七半時頃忠ノ海迄御船参、港中江御碇泊被遊也

○卅日、甲午、晴、今日三月中也、朝五時頃忠ノ海御出船、忠海前者伊予三島也、至而近シ、此島者御領島々方者手前ニ有之候得共伊予領ニ相成居候由、今日者順風ニ付三原沖方尾道向島之外を走ル、余崎之迫門方備中白石之迫門を過、水島灘へ掛風

27 閏三月

〔朔日〕
 讃州富士飯ノ山能見ゆる、象頭山者霞而難見
 ★朔日条、要改頁調整★

強、波高く成、皆船中ニ臥、尤御上ニ者御機嫌被為替候義も不被為在、今朝之様子ニ而者備前日比迄参候積ニ有之候処、案外風強候ニ付、同下津井湊江御船を入、夕七時頃無御滞御着船也、忠海方凡廿里余也、余崎之迫門を出而火打之灘あり、其外島々者小久野・大久野・能地鯨島・因ノ島・桃島・田島・宇慈・はしり島・ひしま・手島・真木等所々遠近ニ連綿たり、風景甚佳也、白石迫門者白石両所海門中ニ立り、輒之仙醉山者外を通ル、風景尤美也、福山之御城者至而遙也、白石島を過而沖手ニ高見島見ゆる、此島者南高キ島ニ而余り稀成島之由、唐人も深称美いたし候由、水島灘者七里之渡也、水島も大小あれ共大成島ニ者あらず、〔今日者余程御船も荒候処、御動等も不被為在奉恐悦也、為御慰御酒・御肴を差上ル、御供下方江も世話ニ成候ニ付酒料を遣ス也、〕夕下津井町御歩行被遊、御供仕ル、町者相応立派ニ而悉本瓦之屋根也、惣体者竹原町方狭く、繁華も少し劣る也、〔同所庄屋石津文右衛門方ニ而御風呂ニ被為召、〕夜御酒被下、一同頂戴仕ル也

閏三月 大

○朔日、乙未、晴、暖、〔潮台悪敷〕付四時頃下津井御出船、向風間切故御舟難墓取、其内又差汐ニ成候故、夕八時日比迄御着、波戸内ニ御碇泊也、下津井方三里之海上也、此辺都而備前兎島之内也、〔讃州与島ニ異船掛居、遙ニ見ル、〕長州侯之御船なるへし与皆々申也、帆船三本立居候様見ゆる、下津井を出而笹島之洲、大洲也、沖者七石与云、暗礁多く、至而舟難乘処之由、讃州路之島者、手島・ひる島・笠島・沙

〔此弁慶之帆掛石者直島之内也、野牛之追門方者少し上也〕

弥・せる・小槌・大槌・めんじ・めけ扇但女木・男木之訛敷等之諸島累々疊々たり、不暇枚挙、柳島与云も大小あり、但備前領之島敷、何分海上都而好景也、地方日比迄之間ニ下村・田ノ口等あり、此辺都而讃州江之渡海場、又瑜珈権現江之登山順路也、海上所々鯛網を引、今日者鯛余程多捕候趣ニ而、幟を立而弥三声喧敷押入獵船数艘あり、〔夕日比町少々御歩行被遊、御供仕ル、家数も少々淋敷処也、下津井杯之比ニあらず、此辺民家ニ小倉綿綿、真田帯等を商ひ、且織家多し、山手ニ八幡宮并観音寺与云真言宗之寺あり、〕向日比者波戸を隔而東也、人家等も無甲乙様ニ見ゆる

○二日、丙申、薄陰、寒、日入頃方雨、温、〔今日も風悪敷ニ付、引潮ニ付四時過御出船、夕七時頃迄ニ漸讃州領犬島迄御着船、島際之入海江御淀泊、少々人家有之島也、大小島三ツ程ニ分る、満山皆巖石ニ而、島際之風景尤美、恰も人造之泉水之如シ、是迄如此絶景を不見、山辺少々御歩行被遊、西寄之島上大岩あり、千人岩与云、千人岩上ニ可坐程之大岩之由也、〕夜中御酒被下、〔今日者野牛之追門を御船通ル、同所海中ニ弁慶之帆掛石与云あり、白石ニ而遥ニ望之者小船ニ帆を揚たるか如し、直島・手島・小豆島等皆大成島なり、此辺者讃岐高松之沖也、八栗五剣山も見ゆる、険山也、名ニおふ京之女郎、田舎之女郎与云岩者地方寄日比之瀬戸を不通し而不見候由也、〕今日之海路日比方凡五里許也、〔此島者西瓜・匏・蜜瓜等至而能出来、干瓢名産之由也〕

○三日、丁酉、雨歇、夕晴、北風強、寒し、〔四半時過犬島御出船、備前牛窓迄御出之処、風悪敷、雲合も不宜ニ付、一応同所江御繫舟ニ相成候処、追々霽候ニ付九時頃尚又

同所御出船、播州室迄御出之積之処、今壹里許ニ相成候而風募、波甚高く、北風故
 地方江難寄、不得已沖之家島之湊江御船を入、御徒被遊也、犬島方牛窓迄式里、牛
 窓方家島迄凡九里余也、家島者播州ニ而姫路御領分之由、湊者自然之入海ニ而、大
 船数艘繫居、誠ニ珍敷湊也、尤浜辺民家者至而鹿、家数も式百四五十軒之由、姫路
 方之御番所、浜辺・山上兩所ニ有之、山上者遠見番所之由也、姫御家中御咎ニ因此
 島江被送候由、夕浜辺御歩行、御供仕ル、又御風呂被仰付、役人平野屋久右衛門与
 申者之由、今日海上赤穂之御城遙ニ見ゆる、赤穂之岬・オホホタテ・サカシ・オホタテ・サカシ等も見ゆ、沖
 者讚州路、東者播磨洋ニ海甚広、淡路島山如煙遙ニ見ゆる也、牛窓も好湊也、浜辺・
 町等も下津井方も勝（山掛）口由、寺社等も見ゆる

○四日、戊戌、快晴、暖、朝四時過家島御出船、九半時頃播州室へ御着船也、家島方
 凡三里、夕浜辺町内御歩行被遊、予者少々御用向有之、御供者不仕、別ニ御跡方一
 見与して参ル、名におふ室明神、大社也、本社者加茂明神之由、左右ニ六社、都合
 七社、内兩社御合殿ニ而社者五社也、其外末社も数々有之、都而京都加茂之社与何
 も御同様之由也、石之鳥井至而大也、天和年中本多中務侯（忠臣）之御造立、銘有之也、其
 外町家も立派ニ而、相応繁華ニ見ゆ、湊も殊之外好湊也、夜御海上無御滞御着船之
 御祝、御酒被下也

○五日、己亥、朝曇後晴、夕又曇、朝五時頃室津方御揚陸被遊、正条方往還通り、斑
 鳩町ニ而瓦屋平右衛門方御小休、姫路福中町江夕八半時過御着、御宿金屋五郎兵衛
 也、御途中正条町はつれニ正条川無賃船渡有、夫方浅生川歩行渡也、川越之者多居、

村上家乗 万延元年 30

〔六日、因州侯与記者誤、
後ニ承候処因州御内取松
平淡路侯之世子之由也〕

壹人十錢ツ、ニ而渡ス、斑鳩町之北ニ斑鳩寺、大寺也、聖徳太子之昭堂、又三重塔あり、門前制札ニ掛東郡斑鳩庄太子寺与有之、町方寺門前迄松原長し、夫方青山川歩行渡なれ共、今日者長州之若殿御通行有之ニ付仮橋掛有之也、此辺者一ツ橋御料之由也、〔姫路町至而立派也、西町口ニ御門有て御廓内也、御城平山城ニ而天守もあり、遠方方者見ゆる、□城ニ而腰板無之也、〕今日者長州侯当町御止宿之由ニ而御閑札立居、其内者宿屋差間候由、金屋者西問屋場之前也、〔御揚陸御初而之御宿故、夜中御酒被下、〕夜雨降

○六日、庚子、終日雨、有風、〔長州侯夜前御泊、〕因州侯今朝御通行等ニ而人足遅參、五半時頃御立、曾根之松より石之宝殿、高砂相生之松与御巡覽、同所町大両屋利兵衛与申者方江御宿被仰付、七半時前御着也、御昼所者豆崎ニ而近本屋九右衛門方也、〔姫路を出而市の川船渡、夫方御着之駅を過壺丁余、大日与申処方右畠中之路へ出、曾根町迄凡廿町余もあるへし、曾根天満宮頗大社也、神木名松者石籬之内ニ在、枝葉四方ニ偃蓋ス、古松者枯而幹はかり存、奇樹也、今者屋欄を設而雨露を覆、門前之制札元和五年伊賀守勝重侯之御執達也、印南郡曾根神木与あり、門前之原松揃数十好景也、石宝殿者魚崎与云処方登り山路也、加茂山与云由、此辺一面之石山ニ候へ共、皆平坦ニして不突起与地平也、雨ニ沾紫色を帯、遠望藤花之松際ニ在か如し、宝殿ハ四方凡四間許之角ニして、前者野面、後者切石之如く、後者屋之形ニ切たり、全く小家を横家を横ニ偃たるか如し、小池中ニ浮へり、竹を以其下ニ通スニ支所無之由、上ニ者土堆之松挿生たり、何分奇妙也、三方人造之如き石壁中ニあり、其石

壁者只一大石、是亦奇也、前ニ殿を建、大貴己命、少彦名之命を祭、山麓ニ中根文峰与云人書觀瀾処与隸書ニて書たる碑石あり、壹丁半余山上ニあり与書たり、雨中故不能到、夫方跡へ戻り高砂へ出ル路あり、荒井船渡、高砂町人家多、宝瓶山十輪寺、円光大師之遺蹟門前ニ石標有、此辺寺町也、高砂社大社也、祭神者牛頭天王也、尉姥社ニ柱神を祭ル、相生之松もあり、格別古木ニ者あらず、偃蓋数丈、雌雄者地上式尺位之所分れり、石籬を以圍めり、今日者雨天且風も添、御供方一同困候故見物もそこ／＼也、姫路方当所迄凡五里余、人足者加古川迄御定之賃錢へ四百五十文之増ニ而爰迄来也

○七日、辛丑、雨歇、午後方晴、朝五時過御出、高砂川船渡り也、八丁程行而尾上ニ至る、此辺都而浩浩たる松原也、松根ニ松露多く生様子也、尾上社者小社也、住吉大明神を祭候、尾上鐘者底く釣てあり、奇鐘也、名におふ尉姥現たる相生之松、古木者天正中羽柴氏三木城攻之時枝を伐候而枯、当時三代目実生之由、地上七八尺方雌雄分ル、古籬も不全、惣体あはらニ而却而古雅也、都恋敷片枝之松与云あり、偃蓋如小山、以前之相生松古木之切レ御供所ニ有、見事を許ス、夫方三四町行而浜宮与云ニ加古の松、又巢籠の松とも云有り、古木ニし而大也、偃蓋亦奇也、菅公之和歌あり、別府村住吉之社手枕之松与云有、是又古松ニ而偃蓋、幹者横ニ臥たり、阿閉社ニも松有、狛犬左甚五郎之作与云、古物ニして形も不分計ニ損たり、二子村・二見村等を過て長池江出ル、本往還也、御休処明石屋太右衛門、清水新田此所左ニ大山道石標あり、三軒茶屋を過、大久保宿也、間之宿なれ共家居皆立派也、明石町

村上家乗 万延元年 32

〔人丸廟・筆柿等社後ニ有
由なれ共、忙ニして搜る
事を不得

長し、御城者不見、大蔵谷ニ而御泊、御宿石井直右衛門、当所脇本陣之由、大蔵谷者明石町続也、明石近辺雨池多く、且大也、高砂方五里之道なれとも凡六里余ニも可当思わる、人足者高砂ニ而御雇切壺人六百五十文ツ、ニ而明石迄来候処、又大蔵谷ニ成候故百文之増ニ成候由也

○八日、壬寅、晴、朝五時御立、三町許御跡戻りニ而人丸山江御参り、隨身門之額柿本大明神与あり、御社立派也、門内ニ人丸之石碑、明石城主松平日向守源信之立与あり、細字ニして難読、名におふ盲杖桜今者枯而植継也、寺者人麿山月照寺与扁せり、禅宗与見ゆ、堂前ニ舟形之梅あり、門外之茶店多床を設而客を引、直前ニ松尾之松林を越、淡路島を近く見、四国之山者朝霧ニ而不見、景色無双、誠ニほのくの歌之如し、大蔵谷を過ると海辺見ゆる、山田村、舞子浜、皆海浜往還也、舞子浜ニ者茶店多し、此辺松皆枝低シ、根露れ、海色渺茫、海景色無双也、舞子を過、たる海与云処ニなり而者松之様子大ニ替れり、此処山上ニ仲哀天皇千壺五色塚与云処有之由ニ候へ共、宿駕籠ニ而過候故不能尋、遺憾也、塩や此辺都而松原也、播摺之境小キ溪水流れたり、堺川与云由、少し行而敦盛の墓あり、五輪塔なれ共玉石以上を低キ台石ニ据たる様ニ而至而卑キ塔也、さなからうもれたる物とも見へず、其前ニ大成仮小屋を掛、鯺鮓・蕎麥(麦カ)を商ふ、敦盛之ポツカケそほと云名物也、三之谷・二之谷・一之谷皆大なる谷也、此山下之平地都而源平戰場之跡之由、一之谷方案内者を御雇ニ而須磨寺江御越、爰者回り道也、鉢伏(カ)山・鉄蓋(カ)ヶ峰・岩石落し・鴨越・義經勢揃之松・弁慶鐘掛松■・安徳天皇御殿之跡等あり、御殿之跡本者八丁四方なり

しか、今者壹丁四方程松を残して有之由、一之谷杜鵑花昔者源平二分て紅白之花を開しか、今者混して其分無之、尤砂之色者紅白二分れたる由、敦盛之首塚あり、山下之分者体を埋候処之由、須磨寺大寺なり、勅願所之由ニ而、門下ニ下馬石、裏門山上ニ下馬札アリ、寺内に義経腰掛松あり、此所首実檢有之たる所之由、神功皇后之釣竿之竹あり、暑寒兩度筭を生、年々廿四本ツ、兩度生候由、寺号者福祥寺与云、宝物八品開帳、人数之多少ニかゝわらず百銅ツ、也、釣鐘者弁慶撰州矢田部郡丹生山田之庄、原野村安養寺之鐘(マ)者持来、松ニ掛て陣鐘ニ用たる由也、夫を此寺へ納たる趣也、門外ニ若木之桜あり、寺之東ニ稻葉山あり、行平(在原)中納言立別れ之和歌をよまれし山といふ、行平月見之松、須磨之関屋之跡、行平磯馴松等も見ゆる、小屋か谷重*衛生捕れし松等者案内者不都束ニして不知ニ過ぬ、須磨町ニ而御昼所和泉屋利兵衛、西須磨、東須磨、町家都而竹簾を垂たり、昔須磨之内裏之節之遺風之由、綱敷天神江者御参り無之、須磨を過て路傍池中ニ島之如くニして柳一樹生たり、木村源五(吾)之墓与いふ是なるへし、此辺者長田村与いふ由、兵庫駅入口ニ門あり、城下へ入かことし、町家立派ニして繁華也、路之左右青楼多し、八半時頃旅籠町御宿へ御着、佐野屋善七也、楠公*之墓へ参、兵庫を過、湊川を越て行こと二三町、々裏畠中ニあり、水府義公立玉ひし石碑堂内ニあり、楠公之木像石碑後ニあり、六銅ニして開帳ス、先年修覆有之由ニ而新敷して不尊、石碑を拜して感涙ニ及ふ、当所ニ者兩所ニ湊有之、帆檣森列何繁華之地与見ゆる

○九日、癸卯、晴、朝日出過兵庫湊方御乗船、御船者昨朝当所迄回り居候也、直ニ同

潞標

所御出船、海上四五里行而風替、波高く、大坂川口へ御船難寄ニ付、不得已泉州堺之湊へ御着船、夕八時前也、今日も余程御船ゆる也、夕八時過方堺町より住吉之辺迄御歩行、御供仕ル、堺町立派ニして繁華也、天満宮之社大社也、二王門額成徳山(威カ)与あり、天満宮影向之梅、古木ニして奇樹也、別当者常樂寺与云真言宗也、末社十五社あり、石之牛二ツ、一ツ者白石也、妙国寺日蓮宗大寺也、三重塔有、名におふ蘇鉄者書院之庭ニあり、一人三銅ニして見る事を許す、大樹ニして一根百廿本ニ分れたり、町中鍛冶多し、庖丁・小刀・剃刀等名物也、鉄炮鍛冶也多し、町を行事式三拾丁もあるへく思わる、大和川板橋あり、長し、是方東堺町、是方西者摂州ニ而住吉町也、又十四五丁行而住吉之社ニ至る、大社目を驚はかり也、本社四社あり、其外末社も多し、絵馬堂も所々ニあり、神樂甚厳重にして古雅也、庭上ニ敷物して奏す、乙女二人鈴を取、伶人四人拍子板・小鼓・手打金・笛を奏す、反橋あり、高燈籠者浜辺ニ在、及晩景其所ニ至事を不得、名高き難波屋之松も門前を過而不能入、御上ニ者御途中方宿駕籠に被為召、御入掛者御途中方日暮たり、六ツ時過御船へ被為入

○十日、甲辰、晴後曇、早朝堺澳御出船、午鼓前大坂安治川口三番漂。迄御着船、風落水瀬強候故御船難上、依而天保山辺御歩行被遊、御供仕ル、処々茶店有之、客を曳、山者天保之初年出来候山ニ候得共、当時松茂り草深天然之山与見ゆる、同所高燈籠者臘中自然ニ火を発焼候由、其後火袋未調、台計存在也、午後少々風出候ニ付御船上り、同所川口御番所之上新堀迄御着船也、過日大麥以来旅人之御穿鑿厳重ニ而、川口御番所人改有之、殊外八ヶ間敷事ニ有之也、一々人名之尋有之、見届も有

三月朔日改元
万延

之也、御着早速高三基兵衛方江水主与右衛門案内ニ参、御宿之義も聞合候処、武家者止宿至而六ヶ敷由承歸ル、夜中其儘御船江御寝被為在、一同江御安着之御祝酒被下之也、夕方雨降

○十一日、乙巳、雨、朝高三基兵衛方御宿之義昨夕以来段々心配致し、漸中ノ島越中橋北詰常安町ニ而高津屋杏助与申者へ申付候趣申出、夕八時頃茶舟御借入ニ而右御宿へ御上り被遊、奉恐悦也、高三喜兵衛為伺御機嫌御宿へ来、堤重組差上、御次一統江与申、上酒一樽恵む也、喜兵衛江初而謁ス、去月朔日年号万延与改元有之候由、喜兵衛話也、去月廿五日之記ニ有之江戸大變之一件、喜兵衛方承候処実説ニ相違無之、井伊侯御驗を取逃候も虚言ニ者無之、実ニ稀代之珍事之由、右徒党之内高橋多一郎、同苗庄左衛門父子者、去月廿三日朝天王寺内ニ而御家来小川欣次兵衛与申人之玄関江参、料紙・硯等を乞候処、跡方者与力同心等多人数捕手与して詰掛候ニ付、急場ニ迫指を齧、皿を以玄関之障子江書置して自殺致、外ニ志摩雄也与申者壹人も生玉之社地ニ而切腹致候処、不至絶命して被捕、入牢致居候由、猶外ニ三人忍居候処、何方江歟逃去不相知由、右等之訳ニ而旅人之御詮議嚴敷候趣也、多市郎書置之写左之通之由

因賊井伊掃部頭を討留メ、天下治世の爲微忠を、大老井伊掃部頭ハ日本之大禁を侵シ国を売、夷狄、但、ノ処者血ニ而不分由、下同

天下斯今累卵危、採宸庭言取、
、、、桜花筆、心事難伸空死別

鳥か鳴あつまの春の真心は

かしまの里のあるしとそしれ

右詩の如きものハ難解、多市郎四十七八歳、庄左衛門廿二歳位之由、惣而徒党の人名左之通也

大関和七郎*

森又六郎(五カ)

黒沢忠三郎

佐野竹之助

三口辰之助(山カ)

広岡千次郎(子カ)

関新兵衛(鉄カ)

杉山弥一郎

増子清三郎(金カ)

広木松之助(介カ)

森山繁之助

斎藤監物(海後磯之助カ)

鯉淵要人

稲田重蔵

海陰光之助(海後磯之助カ)

岡部三十郎

蓮田一五郎(市カ)

高橋多市郎(一カ)

高橋庄左衛門

右之外ニ有村治右衛門与申者老人有之、是者薩州侯之御家人、当時浪人之由、依(次左衛門カ)

之薩州侯者当春御参府ニ而既ニ肥後辺迄御出之処、右大変相聞候与直ニ御引返し、

御帰国被成候之由也

一前段徒党之内、其坐ニ而自殺致候者も四五人有之、又脇坂侯・細川侯之邸江駆込

及自訴候者も有之、又逃去候ものも有之趣也

○十二日、丙午、雨、早朝方道頓堀中之芝居江為御見物御出被遊、御供仕ル、御上ニ

者茶船ニ而御出被為在、予者町通り参ル、仮名手本忠臣蔵を打也、御入者夜ニ入也、

今日者喜兵衛并手代仁平与云者御供仕、諸事御世話仕候也

37 閏三月

西照庵

○十三日、丁未、晴、朝方為御歩行御出、喜兵衛御案内仕、堂島北新地方天満天神江御参詣、同所戲場辺御一覽、天神社内ニ而御中飯被召上、夫方天神ノ橋通り、御靈社・両本願寺・座摩稻荷・平野町稻荷・阿弥陀池等江御参詣、夕方九軒ニ而吉田屋与申茶屋江御出御休、御酒被召上、御相伴被仰付、舞子杯出候而御慰被為在、及暮被為入也、天満天神大社也、先年大塩騒動火災後普請未全、放生池亀多、且池上藤花満開也、座摩者当春回祿之由ニ而未跡地ならし等之最中、真之仮御社也、其外而御堂共立派也、阿弥陀池者和光寺与云、堂者放光閣与あり、三国伝来信州善光寺如来出現之池与云石標池辺ニ立たり、池ニ鯉魚・亀等多し、吉田屋ニ而木村源右衛門ニ始而逢、御目見も被仰付、同人者近年名前而已ニ而其家人者無之様承及居候処、当时源右衛門与唱候者高三基兵衛実父ニ而、喜兵衛後見を致居候、木村之姓名を讓、右様相唱候由、今日も同人何角専ニ驅引見合せ仕候様子也

○十四日、戊申、霽、暖気也、朝方喜兵衛御案内御城辺、高津・生玉・天王寺・一心寺・新清水・安井天満宮等へ御出、御昼所者天王寺町福屋又平与申茶屋也、安井天満宮辺方雨降出し、難波新地ニ而登加久楼与申茶屋ニ而御休、御酒被召上、予少々御用向之見合事有之、御跡方出、常安橋方高麗町通り、御城大手口前方広小路、平野町方高津之宮へ登り、生玉社方最勝庵、天王寺御昼所ニ而御一緒ニ相成也、御城之高大、隍之広深実ニ目を驚、流石豊臣家之勢盛大、今更感るに余あり、高津宮者格別大ならず、茶店あり、可憩、大坂市中一目ニ見へ眺望甚佳也、生玉社立派也、天王寺者大寺、七堂伽藍立派也、五重塔大也、不能登、遺憾也、鏡池あり、干魃之節

此池ニ而雨を祈時必有応由也、福屋与申茶屋至而広し、浪華第一勝之額、明当湖陸生書也、一心寺浄土宗大地也、本多出雲守殿之石塔、其外大坂陣之節戦死之士之石塔数基あり、此寺之裏直ニ茶白山也、小山ニして前ニ池あり、新清水滝あり、舞台あり、京師之清水を模し候而、滝者却而勝候由、清麗之地也、名ニあふ、浮瀬者当時零落ニ而逼塞中之由也、安井方堺筋へ出候迄之畑中風雨甚敷、何れも困ル、町はつれ髪結床ニ而暫雨を避、登加久も名ニ応茶屋也、立派ニして広楼上眺望佳也、西ニ隣を松尾茶屋与申由、及暮被為人、昨今共御上ニ者御駕籠ニ而御出也、御城代御屋敷者広小路東側也

○十五日、己酉、雨、今日者何れニも御出事無之、明日者川船ニ而伏見江御上り之筈ニ付、何角其方之御約事仕ル、夕高三基兵衛(喜)・木村源右衛門杯縁類之者之由、雨中之御慰ニ浄瑠璃為語申度旨内々申出ル由ニ而御聴被遊、夕御宿より御内々酒肴差上候由ニ而頂戴被仰付、御側ニ而戴也、広島同役へ書状明日一六便ニ出しくれ候様高三喜兵衛へ頼遣ス也

○十六日、庚戌、雨終日降続、寒し、今朝五半時頃御宿少シ上之浜方コウバイ与唱候船へ被為召、御荷物等者(外ニカ)三十三石与唱候船御借入ニ而上ル、御供方も下方者分而乗組、家来兵蔵も右船へ乗也、筑前橋・肥後橋・淀屋橋・梅檀ノ木橋等之小橋を過、難波・天神・天満等之長橋を歴、右ニ御城京橋口之方近く見ゆる、夫方桜之宮、左者木村堤、此辺仮茶店陸続たり、尤雨中故、人者一人も見へず、源八渡舟川崎、此処ニ東照宮有之由、ふみ島、三駄村、枚方、前島、冠島、森口等左右ニ見ゆ、御船

中之御慰ニ大坂ニ而申付、御酒・御挟肴差上ル、夜前以来殊之外雨強降候故、追々淀川水増、御船難上、橋本辺ニ而日暮、中々伏見迄之御着船無覺束、藪之下杯引船之道も危趣ニ付、不得已橋本之駅江御船を為付、同所ニ而藤屋仁兵衛与申者へ御宿被仰付、御泊被遊、荷船者御跡方出候得共、船輕候故先へ上り、様子不相分候也

○十七日、辛亥、晴、薄暑、朝五半時頃御立、御荷物船御先へ参候故、御駕籠等も無之、宿駕籠へ被為召、橋本之宿者八幡領之由、少之町あり、夫方堤往来路次殊ニ惡、右ニ男山八幡宮近く見ゆ、凡一里程之入込之由、淀川大河也、向ニ山崎天王寺山等見ゆる、淀大橋木津川口也、御城下町相心之町也、入口ニ御城主方旅人改之御番所あり、江戸大變ニ付而之改也、夫方淀小橋、此所ニも番所あり、皆々足輕を先へ遣し、同伴之姓名を不殘名乘而通候也、小橋方御城見ゆる、天守者無之、名ニ負水車者不見、懸り不居ニ哉、是方上者宇治川也、淀堤長し、五十丁有之由、半途ニ千両の松与云あり、異松ニ者あらず、此堤上右者宇治川を越、左者堤之内一面之水田也、今日者別而水多く故只湖水之様ニ見ゆる、四半時過伏見江御着、同所京橋之手前ニ而、越前屋平左衛門与申方ニ御宿構有之、御荷物船者夜前五時頃着致候由、朝尾彦造も昨夕方為御待受罷出居候処、今朝京都御宿之事ニ付卒与歸候由、夕方来り謁スル也、銅島侯御下之由ニ而川御座仕構有之、御立派至極之者也、夕八時過伏見御立、彦造御案内申上、御途中伏見稻荷社江御参詣、暮頃木屋町三条橋上ル処ニ而津国屋忠兵衛貸座敷江御旅亭構有之、御安着被遊、一同奉恐悦也、高謙院様方為御待受中村富次郎与申者参り居、始而謁ス、右者准后様御所之侍ニ而、高謙院様之方御

〔祇園社境内広、大社也、
下河原・祇園町辺都而娼
家青楼也、詣人亦絡繹た
り

用をも被仰付候者之由也、其外朝尾彦造番頭・手代杯も参居、何角見合御用向仕ル也、〔夜中御祝酒被下也

○十八日、壬子、晴、〔朝鹿ヶ谷ニ而高謙院様江為伺御機嫌罷出、御目見仕ル、御剃髪被遊候後始而御目見仕、御見替申上候也、京中之事情何角御懇意ニ御指導被下、御菓子・御膳等を被下、午後御宿へ帰ル、金子元達伴ふ、幾田へも久振ニ遇ふ也、〔広島方去ル朔日之御用状届居候由ニ而夜前彦造方出ス、御国元御静謐、尤去月廿九日北御部屋女中しつ安産、御女子御誕生、何も御滞不被成御坐、御名於品於品殿与御付被成候旨申来、留守并岩崎常介・森岡万之進等方も書状来、何れも無事之趣也、〔朝尾彦造来、何角御用等申談、〔水主与右衛門御暇被下、今晚大坂迄下ル筈ニ付、広島へ書状出ス、北御部屋御誕生之恐悦、石井寿兵衛へ書状を以申上ル也、〔高謙院様方御見回与して幾田を被進、夕方罷出ル

○十九日、癸丑、曇、寒、〔浅野遠江様ニも去月初旬方御上京、此御方御旅亭中一軒を隔而上之隣ニ御逗留被成候御様子、尤明日者当所御立、大坂へ御下り被成由ニ而、昨日此御方方御到着之御知せ有之候処、今朝為御対顔遠江様御出被成、予も御送迎与して御上り口迄罷出、久振ニ而御目通へも罷出、御機嫌奉伺也、御旅中故御双方様共御平服、予等も平服ニ而罷出ル也、〔昼後智恩院方丸山長楽寺、東大谷・双林寺・高台寺、祇園辺御歩行被遊、御供仕、祇園二軒茶屋ニ而豆ふ切被仰付、手際感ニ堪たり、少々御酒被召上、極夕被為入、智恩院本堂・山門之高大間に勝る也、普請も至而念入也、当時成就之時職人之插置候与云傘者堂左椽上之簷裏ニあり、釣鐘亦大

41 閏三月

也、毎年春秋彼岸之中日ニ搗候由、門前桜樹多し、^{*}円山安養寺時宗ニ而数坊あり、洛中を眼下ニ瞰、景色無双之処也、端の寮□坐敷ニ而御休息被遊、^{*}真葛ヶ原者其下也、長楽寺も絶景之地也、東大谷東本願寺之廟所也、親鸞上人之廟、虎石等あり、今日者御門主之御参詣ありて不量拝したり、供立厳重之様子也、金玉山双林寺、平判官康頼・西行・頓阿等之塔あり、寺者あはら也、西行庵荒廃ニ而今者栖人も無之趣、庭前も草生たり、桜樹多し、西行桜も有之、碑も有之由なれ共不見して過たり、高台寺者大地也、仏殿・客殿・小方丈・北政所御魂舎等悉御覽被遊、襖之画、小方丈之屏風等土佐光信・狩野永徳・弘意・了溪・古法眼^(狩野)元信・土佐又平等之筆多、^{*}皆名画也、小書院・数寄屋・傘亭等亦妙也、御魂舎ニ者秀吉公并政所の木像あり、^{*}木下長嘯子之石塔、又御国御先祖又右衛門・勝政公^(長政)御ニ所様之御魂舎あり、御国方之御普請之由ニ而立派也、猶委敷者名所図絵出たり、名ニ負桜者節過而葉茂、萩者漸芽を生迄也、二軒茶屋庭之躑躅花麗也、尤少盛を過たり、遊客者多絃歌之声間毎に喧し、^{*}今日彦造へ兼而被仰付御火事羽織之義、委細ニ談置也

○廿日、甲寅、雨、^{*}朝芝山様方御使者与して雑掌三木兵庫来、始而謁ス、^{*}夕方高謙院様御見舞与して御出被成、御酒被進、御緩々御対顔被遊、御取持ニ罷出ル、御弟子尼法寿御供ニ而来、始而謁ス、中村富次郎も来ル、^{*}彦造来ル、当地御着之義高木源大夫迄乞与なく噂之義頼む、同人番頭甚兵衛伴来、始而逢ふ

○廿一日、乙卯、晴、^{*}朝彦造来、御上へ鯛・鮑^(アノ)差上ル、予へ煉羊羹一棹恵む、其外御供方へも同様、家来江も煎餅一袋恵候由、^{*}昼後清水辺御歩行被遊、予者御用向有之

ニ付御供不仕

○廿二日、丙辰、晴、朝方為御步行御出、瑞泉寺方建仁寺・愛宕寺・六波羅密寺・西大谷大仏・三十三間堂、夫より両本願寺・本圀寺・因幡薬師等へ御出、御供仕ル、日入比被為入、御案内者甚兵衛仕ル也、建仁寺大寺也、河原之院鐘唐土(将カ)来之摩利支天有、愛宕寺・珍皇寺、六波羅寺等者皆小寺也、其内六波羅者少大也、寺内ニ阿古屋塚・空也上人姿見之池有、西大谷西本願寺廟所也、東大谷方者余程広大亦立派也、門前石橋近来出来之由、眼鏡橋ニ而奇麗也、大仏殿方広寺者天明回祿後未建、礎石耳残れり、回廟者存、楼門も無之、乍併境内之曠漠、礎石之広大、門前左右之石垣計も実ニ目を驚ニ堪たり、豊公当日之威勢可想像、大仏再建之発起有之由ニ而、仮屋ニ盧舎那仏の頸、肩以上半造作ニ而据たり、是亦高大也、尤真像之半作ニしてハ甚粗也、鐘亦大也、智恩院之鐘与凡同様ニ見ゆる、三十三間堂亦壮大也、尤近年之地震ニ而処々損し見ゆ、所謂千体仏大造之物也、同所茶店ニ而御弁当被召上、杜若花麗也、夫方加茂川を御渡、両本願寺壯麗高大目を驚、一向宗之繁昌実ニ比類なく思わる、東本願寺者昨年之両災後普請既ニ半ニ過成就ス、是亦其威勢を可想、興聖寺者御門前を過たり、是又立派ニ見ゆ、本圀寺寺中之広事、小国之御城下之様ニ思わる、此節清正公之開帳ニ而詣人群集喧たり、境内者悉茶店・仮屋等ニ而無隙地、因幡薬師も詣人多し、寺内茶屋ニ而少々御休息ニ而被為入、夜彦造来、此砌当所も旅人之御しらへ強候故、町御奉行江之御届無之候而者御留守居衆之手元難相濟趣ニ而、筒井極人殿方人名書付差出候様被申聞候趣源大夫申聞候由申出ル、町儀方も委細ニ

申出候之由也

○廿三日、丁巳、曇、夕雨、〔今日者高謙院様御約束ニ而昼後南禪・光雲寺等江御出之
筈、予ニも其節者御供仕罷出候之様兼而御沙汰を蒙居候ニ付、朝之内願候而檀王方
始、建仁寺前蛭子社・建仁寺再覽・安井金毘羅・八坂塔・清水觀世音・歌中山清閑寺
・華頂山御堂植髮之尊像与云等江參、南禪寺門前松原之茶屋ニ而昼認、弁当を齧、同
所ニ而御待申上、直ニ南禪寺へ御供仕ル、同所迄高謙院様ニも御迎ニ御出被成、南
禪寺々中ニ而金地院・天授庵・東禪院江御出、夫方永觀堂・若王寺等御見物、光雲寺
江御出、同寺書院ニ而高謙院様方段々御饗応被進、御相伴被仰付、入夜被為入、南禪
寺内方雨降也、〔清水寺大地也、觀音堂大地、舞台眺望佳也、尤洛中之方者不多見、
經書堂方して子安塔・車舎・馬留・しかま塚・田村堂・地主権現等、熊谷・田村等之
謡曲ニ有之通也、音羽之滝奥院之下ニ有、至而下之小瀑三条、水至而少なれ共四時
増減無之由也、〔清閑寺者誠に名耳之小庵也、〔八坂塔、大坂天王寺之塔方者小く見
ゆる、〔南禪寺者大地、境内広大也、本堂・書院等悉御見物あり、古法眼〔狩野元信鳴滝之
画、探幽水吞之虎等名画数々あり、山門江も御上り被遊、五鳳楼与号し、寛永中藤
堂高虎侯御再建之由、楼上之彩色・仏像等誠ニ立派也、山門前ニ佐久間大膳〔勝之亮寄付
之石燈籠あり、大燈籠也、高サ式丈余有之由、〔金地院立派也、伏見之桃山御殿を被
下候ものゝ由、襖之画等皆名画、探幽之真向猫妙也、東照宮之御廟所あり、不許猥
見、此寺者天下之御普請所故、惣体伝手なく而ハ不許見由也、〔天授庵等ハ細川三齋
公之御靈屋あり、肥後侯方御力入候寺故普請等都而立派也、庵主者則光雲寺之長老

二而、高謙院様之御師匠坊也、依而御挨拶ニ被出、御菓子をも被上、予も謁ス、東禅院者光雲寺之院代を被勤、高謙院様御相弟子之由ニ而、中村富次郎兄之由也、同院者至而小也、庭者好、永観堂見返之本尊、若王子那智之滝等名所図絵ニ出たり、若王寺(子)二者茶店多く、遊人喧たり、南禅寺内方雨降出、依而そくに見過たり、光雲寺者東福門院之御建立ニ而御魂舎あり、將軍家之御朱印地之由、高謙院様御里錦小路家之御旦寺也、仏殿之後ニ瑪瑙之手水鉢高名也、方丈ニも一ツあり、今日南禅寺門内方者天授庵之役僧雲性与申僧御案内仕、光雲寺ニ而も東禅院并雲性御取持ニ出ル

○廿四日、戊午、雨、寒、今日者御出事不被為在、木村源右衛門用事有之、此間方当地へ登り居候由ニ而為窺御機嫌罷出、逢、味淋煎淀鮒一箱恵む、御上江者鯛味噌差上、御次江も菓贈候由也、来ル廿九日芝山様へ御出之御治定ニ付、雑掌三木兵庫江彦右衛門方紙面ニ而打合仕ル也、夕寺町通江買物ニ出、本能寺江参、信長公御生害之旧地ニ者無之由、信長公之塔あり

○廿五日、己未、晴、暖甚、昼方朝尾彦造手代熊七御案内ニ而西陣織物屋数軒御一覽、夫方北野聖廟・平野社江御参詣、夫方二条之御城御一覽、極夕被為入、御供仕ル、平野社内之茶屋ニ而御休息被遊、聖廟者大社也、御縁日故参詣多し、平野社者至而古雅成社ニ而神さひたり、所謂夜桜之場所なれ共、桜樹者至而小木也、花之比者いかゞ者不知、葉桜者甚不景気也、金閣寺江も御参之筈ニ候処、西陣ニ而御手間かゝり、時刻過候故今日者御出不被遊

〔黒谷ニ浅野魂舎与云て御国之御魂舎あり、又熊谷之鎧掛松も本堂前ニあり〕

○廿六日、庚申、曇、〔朝願候而出、西六条新町ニ而水谷家之同姓油屋市次郎を訪、然る処当時市次郎放埒ニ而身代を仕舞同所ニ不居由、同町役人之処ニ而尋合候処、七条高瀬ニ而油屋庄兵衛与申者縁家ニ而、市次郎方之義致世話罷在候趣ニ付、同所へ尋行、庄兵衛ニ逢、庄兵衛者元来油屋之本家筋ニ而、一旦及零落候処、当時身代取直し相心ニ暮候由、質店与相見ゆる、市次郎方之義承候処、同人義者兎角懦弱者ニ而世帯向不縮、終致没落、新町之家敷者人ニ壳預ニ致、当人者伏見江参、女房之里方之世話ニ成、隠居浄由者近来迄庄兵衛方ニ掛り、旧宅之茶室程者其儘持居、時々新町へ参、茶を楽ニ致居候処、同所方帰掛途中方中氣ニ成、去月廿七日致遠行候之由、同人存生中段々頼置候ニ付、同人孫清五郎市次郎倅也当時庄兵衛方ニ致世話、何れ此者を取立、油屋家を再興為致候積之由申、清五郎ニも逢、十六七才位ニ見ゆる、水谷家之事共咄、近来同方方者度々書状出候得共、一円返書も不来、いかゞ哉尋候得者、浄由病中ニ一度書状届来、読聞候得共最早精神も不慥次第ニ而、耳ニ入候哉否も不相分、其前ニ者一円ニ浄由方も咄等も不聞し与申、浄由者先年先考御上京之節御逢被成候市郎助事也、同人其後水谷へ参候節、庄兵衛も付来候由咄入、茶并菓子を出、暫時話、猶重而可申承与約置帰也、〔木村源右衛門明日者大坂へ下候由ニ而御暇乞ニ出候由ニ付、使を以此間之挨拶申遣ス也、〕為御心付金一両御内々被下候之旨山崎右内方申聞候ニ付、思召之程者誠忝仕合奉存候得共、其儀御断申上呉候様ニ与段々御断申出候得共、兼々左様之義無之様ニ与御沙汰も被為在、御厚思召之事故速ニ頂戴仕候様ニ与達而申聞候ニ付、厚御請申出、謹戴仕ル也、尤家来江も別段ニ

〔詩仙堂ニ石川丈山書之
石搦数々あり、直を出所
望すれば得らるゝ也、名
ニ負詩仙三十六員之額者
堂中壁上ニ掲たり、凹凸・
蜂腰等之扁も其処々ニ有
之

者不被遣候故、夫等之処も御含之御趣意之由も右内申聞候ニ付、兵藏へ式朱遣又也、御供方一同式百疋ツ、足輕以下五拾疋ツ、被下候由也、〔午方黒谷・真如堂・靈鑑寺・安樂寺・法然院・銀閣寺・神樂岡吉田社等江御出、彦造御案内、予も御供仕ル、高謙院様御住庵化城軒江も御寄、御休息被遊、高謙院様御案内ニ而靈鑑寺御庭内も御拜見被遊、御供仕ル、銀閣寺前農家ニ而御休息、御弁当被召上、日入頃被為入、〔黒谷ニ紫雲石与云石あり、熊谷堂熊谷・敦盛之塔あり、山崎闇齋先生之墓所山内ニ有、普通之石塔也、〔真如堂紅葉之名所ニ而楓樹多し、〔安樂寺、松虫・鈴虫之塔あり、映山紅多、〔法然院、清浄之仏境也、〔銀閣寺、二重之閣、庭ノ山水巧妙也、名所図絵ニ委し、〔吉田社者及晚景門閉たり、吉田殿屋敷大也、〔夜甚暖

○廿七日、辛酉、曇、暖、単衣可也、〔朝筒井極人殿為御見舞被出、御逢被遊、予も始而謁ス、小半紙五束、羊羹一箱被差出、去ル廿三日殿様伏見御着ニ付同所へ被罷出候処、其節菅勘解由菅勘解由殿方、関東大變ニ付而者世上何与なく騒々敷時節、遠江様・周防様一時之御上京何与やらん、聞へもいか、敷様ニ被考、御用事も被為濟候ハ、御速ニ京都御引払も被遊候ハ、可然哉之義、屹与なく極人殿迄内話有之候ニ付、其段相合候之様ニ与内々被申聞也、〔山田十兵衛も極人殿へ付御機嫌伺ニ罷出、御目見被仰付、予も謁ス、何ぞ御用被仰付被下候様ニ申、喜極人殿方も其噂有之也、〔午後彦造御供仕候而誓願寺方御影堂・六角堂辺御歩行ニ御出被遊、〔予も午後大丸店方御影堂迄買物ニ出ル

○廿八日、壬戌、晴、夕白雨之気色ニ而遠雷一声、雨も一霎過、暖甚、〔広島へ御用状

47 閏三月

〔廿九日〕
芝山様ニ而左之通罷出、
何れも始而知音ニ成也

雜掌
三木兵庫

但御用人与唱候由

勸修寺家御家来御出入之
由

青山新蔵
兵庫家内

梅崎

女中

りよ

式部大輔様御召遣ニ而老

女代を勤候之由、本老女

岸田与云者当時其人者無

之候由也

並女中

あい

ふぎ

左之兩人者御表ニ而挨拶

ニ出ル

御用人見習

吉田益次郎

明朝相場便ニ出候ニ付、留守江も出ス、〔山田十兵衛御案内ニ而朝五時過方御歩行、
百万遍より一乘寺村詩仙堂・赤山大明神・上加茂・今宮・大徳寺・下加茂等江御參被
遊、山鼻滝本屋ニ而御休息、御行厨被召上、暮比被為人、御供仕ル、〔詩仙堂至而古

雅之地也、什物御一覽被遊、皆名所図繪等へも出、世之所知也、外門ニ小洞門、中門
ニ梅関、楼上ニ嘯月楼之額あり、書院ニ明文徵明小楷千字文真跡を扁せり、珍物也、

近頃扁候もので見ゆる、〔山鼻者高野川ニ臨而絶景之地、滝本屋貫名菘翁之書ニ而湍
雪亭之扁あり、誠急湍段々ニ作滝、水沫如雪、湍雪之名不虛、〔大徳寺境地広大也、四

十二院之塔中有之由、一休之真珠庵者法堂之東ニあり、〔加茂両社大社ニ而古雅也、
下加茂ニ終ノ社与云あり、何之木ニ而も社辺江植置候得者悉終ニ変候由、奇也、同

所糺之茶屋皆池上ニ枕したり、水上へ架るもあり、納涼之比者嘸与想わる、〔今宮も
大社也、御手洗団粉名物也

○廿九日、癸亥、晴、暖也、〔御兼約ニ付夕八時頃方芝山様江御出被遊、予ニも御供ニ而

罷出候様ニ而兼而高謙院様通御移合も有之候ニ付御供ニ而罷出ル、寺町下御霊社内
茶店ニ而御肩衣被為召、予も同所ニ而肩衣を着ル、寺町御門外迄吉田益次郎御迎ニ

罷出、同人御案内ニ而同所御門通御出被遊、平和之節者右御門内諸人勝手ニ往来有
之趣之処、近頃大江戸之大変ニ付而、六門・三門共与力同心之警固有之、浪人を禁止

ス、依而芝山家方下地人数・名前等之御届有之、右様御人を被付也、予方も一昨日筒
井極人殿江猶頼置、同方方も御出入之与力江移合置被具、彼是ニ而速ニ御通行被遊、

御築地回り御一覽、院參町ニ而芝山御殿江御出被遊、御式台江雜掌三木兵庫、外ニ

村上家乗 万延元年 48

侍
黒田忠助

同
中村富之進

御供方一同江者御迎ニ
参候節、吸物・肴三種ニ
而御酒被下候由也

御築地回り御門杯之
かり、兩本願寺其外寺院
之壯麗ニ比スレハ同日之
論ニあらず与雖何分古雅
之風、誠ニ流石皇居之体
を得、外余之壯觀之可比
ニ者あらず与思われ、感
心ニ余ある事共也

侍兩人御出迎有之、予等者脇之口方上ル、女中も御連被遊御使者之間へ通、兵庫
対、無程御奥御座敷ニ而民部大輔様・昌姫様共御目見被仰付一応ニ而下ル、御供方
一同江大手饅頭出、御茶被下、何れも引取、尤予・金子元達兩人、女中兩人者居残被
仰付也、御酒宴始候而御奥江召、吸物・御酒御相伴ニ而被下、御二所様御盃も被下、
誠ニ御懇意之御義也、段々御賑々敷、種々御饗応被進、高謙院様ニも御取持ニ御出
被成御坐也、夫方又御使者之間上之御間ニ而御膳被下、一汁五菜之御料理、御器者
悉皆陶器土器蓋也、御膳者折敷也、近来之御時合ニ而堂上方御一同御謹慎御厚、民
部大輔様ニ者格別ニ御締合御宜敷由ニ而、音曲事者一切無之、乍併何角御叮嚀、御
厚篤之御義共奉感心也、夜亥鼓後御宿江被為人、今朝広島江書状出ス、明後朔日便
ニ差下候様ニ朝尾へ申付させる也、御留守中山田十兵衛御機嫌伺ニ出候由也
○卅日、甲子、雨終日不歇、旅情凄然也、朝芝山様江夜前之御挨拶三木兵庫迄紙面を
以申遣候様被仰付、紙面調出ス、并自分御礼も別紙ニ而申出ル也、御京之御歛心何
も不差上候ニ付、生洲ニ而生鮎ニ尾求候而御慰勞御内々差上ル也、夕雨中之御消光
ニ舞子を召候而三人出ル

廿九日

芝山様へ左之通御内々差上、りよへ披露を頼也

一小半紙

三束

一宮島楊枝

二包

朔日

小満節

四月 小

○朔日、乙丑、雨歇尚曇、小満、今日者円山弁天講諸芸会席為御見物御出之筈二候
 処、路次悪敷ニ付御延引被遊、依而午時方高謙院様化城軒江罷罷出、々掛神楽岡吉
 田之社江拝入、化城軒ニ而段々御咄被仰付事有之、御酒・御認被下、入夜御釣燈拝
 借罷歸ル

○二日、丙寅、晴、午方彦造手代甚兵衛御案内ニ而上御靈方金閣寺・等持院・龍安寺
 等江御出、御供仕ル、被為入掛朝尾彦造方江御休息被遊候様兼々相頼候ニ付、同方
 へ御腰被為掛、彦造方御吸物・御酒・御膳差上、段々御饗応申上、予并御供方一同下
 方迄虫損口饗入、芸者等も御慰ニ出し、殊之外御紛れニ被為成、御機嫌ニ被成御坐、入
 夜御宿へ被為入、彦造早速御礼ニ出ル、彦造女房并倅彦三郎江も遇、手代彦兵衛・
 熊七杯も取持ニ出ル、彦造近來余程手回し与相見、居宅近年焼失後之新立ニ而殊之
 外立派、驚目也

○三日、丁卯、晴或曇、薄暑、願候而朝五半時比方愛宕山江登山、月輪へ回り下ル、
 入夜歸ル、御室仁和寺方広沢池、清涼寺釈迦堂前之茶店ニ而休、午飯を齧、夫より
 小倉山二尊院、往生院祇王・祇女・仏御前之塔至而小塔浅間也、三宝寺者当時廢た
 る由、愛宕山白雲寺一之鳥井方五十丁試之坂、清滝茶屋多、絶景之処也、夫方火伏
 権現あり、清滝方者登り甚嶮岨也、每一丁ニ茶店あり、丹波亀山之城下見ゆる、大
 坂・堺之辺も見候由、今日者曇ニ而不見、山上宿房者近年焼失ニ而皆半造作也、権
 現社も先年焼失後造営之由ニ而猶新也、月輪寺者至而小院也、時雨桜者祖師堂前ニ

〔六日、貫名へ土産左之通
持参、呈
一肴料 金百疋
一半紙 三束
一太白砂糖 壹斤

あり、不絶有点滴、甚奇也、二月廿四日より入梅前迄右之通ニ而、入梅ニ成候得者
点滴止候由也、〔今日御上ニ者東寺・六孫王等江御参り、夫方松原通り東之洞院上ル
処ニ而稻荷祭祀御覽被遊候由也、入夜予帰候而暫問有之、被為入

○四日、戊辰、雨、寒、〔朝尾彦造江貫名先生を訪度候間、先方聞合具候様ニ与過日頼
置候処、此間中本家之孫女病氣ニ而取込被居候処、此節者先居合候之間いつニても
参候へとの事之由、同人申聞、〔今日者御出事無之、夕方御慰物来ル、〔高謙院様夕
方不意ニ御出被成、御饗心被進、夜迄御留被成也、御取持ニ罷出ル

○五日、己巳、曇、〔今日者兼而近江江御出之筈ニ被為在処、天氣合駢与無之ニ付御延
引被遊、外御出事も無之、〔広島方去月廿六日付之御用状来ル、私用状も来、留守何
れも無事之趣也、尤千代雄榎少々風邪氣ニ有之由也、〔年号万延与改元之義申来、〔朝
尾彦造来ル、高木源太夫へ少々御用向ニ付対談ニ及度義有之ニ付移合置具候様ニ申
談也

○六日、庚午、晴、〔朝願候而下加茂社地ニ於て貫名菘翁先生間居を訪、始而遇、暫話
し歸ル、不取敢酒出、家来江も認出ル、兼而被仰付候仲昭竹并唐画鍾馗終南山図之
御掛物を持参、鑑定を乞、二幅共殊之外賞美也、直表仕立替申付之義も頼置、先生
承諾也、先生当年八十三歳、至而豊饒也、供者兵蔵並ニ小回り徳次を借候而連ル也、
帰途相国寺江参ル、貫名ニ而来ル七日・十日之内重而可参段約し置也、〔御上ニ者午
前方錦天神・檀王等江御步行与して御出被遊候由、〔午方仏光寺通大宮西江入所ニ而
月輪寺江参、出衛様御頼ニ付御産母蓮月院位牌・墓所へ御代拝仕ル、御菓子料御備

也、住寺被逢、叮嚀ニ挨拶有之、菓子を被出、右者兼而祠堂金之御備有之故格別懇
 懇ニ被致、祠堂御備之挨拶も厚被申聞、寺者先年焼失之由ニ而仮堂也、帰掛六孫王
 祠・島原傾城町・東寺・空也堂等江参、夕方帰ル也、夜彦造来、御酒を被下、予か
 処ニ而出ス、手代甚兵衛も来也

○七日、辛未、晴、極朝御宿御立ニ而近江八景江御出被遊、予者御留守番被仰付、女
 中たみ・小回徳次も残ル、御案内ニ者彦造罷越也、朝化城軒江罷出、昼頃帰ル、御
 認頂く也、夕方彦造留守方重詰を患む、夕方たみを呼、家来并徳次等も次之間江出
 し開く也、夕雨降

○八日、壬申、雨、風吹、鴨川大分水増也、朝高謙院様方御書を戴、明日高辻家広
 観院様御住居江御出之義被仰下、天氣合故今日御入之程難計奉存候段申上ル、中村
 富次郎を頼、朝方来呉、御土産之御品物等街上へ見合ニ出ル、今夕煮方加庄蔵從近
 江帰ル、雨天ニ而御見物事思召通ニ不被為出来、夜前者石場江御泊被遊、今昼石山
 江御出、同所江御一宿、明日被為入筈之由、右ニ付明日広観院様江之御出者迪茂不
 被為出来旨山崎右内方口上ニ而申帰ス也、朝尾甚兵衛見舞ニ来候由、夜富次郎へ
 酒を出ス

○九日、壬酉、雨、夕八時頃御機嫌能從近江被為入、御供一同雨中路次悪敷、殊之外
 難儀之由也、依而思召ニ而御酒被下、彦造御旅中ニ而御菓子差上候由也

○十日、癸戌、晴、二条繩手竹内何某与申職猿桑之宅ニ而能有之、朝方為御見物御出
 被遊、暮過被為入、予も御供被仰付候得共、御棧敷も狭く彼是ニ而、朝之内参り、始

〔十二日、貫名へ左之通持
参、贈ル
一煉羊羹一箱
但三本入

二番濟候後御断を申上御先江歸ル、〔昼方貫名へ行、書話を聴、法帖類數種出し見せらる、皆奇品也、菅公并空海・定家卿等之真跡も數々有之、異朝名家之真跡等者無之也、大ニ書学之益を得也、養子右近与申由、始而逢、二条家へ勤仕之由、先生本宅者衣棚ニ而娘へ養子ニ而相統、今之屋敷者全隱居所之振ニ而年来蓄藏之書籍悉加茂之文庫江奉納被致、其功ニ依而下加茂社地ニ於て屋敷地を賜、住居被致候由、何分當時之名家ニ而、四方之需幅湊之趣ニ候得共、六ヶ年以来新規之需者一切断ニ而不被応由也、谷山愛山与云画師ニ調ス、柳馬場ニ居候由、兼而頼置候揮筆之義、来十二日を約し置也

○十一日、甲亥、晴又曇、寒、夕雨少はらつく、〔午高謙様御兼約之通御出被成、御同道ニ而芝山家御宿坊寺町清淨華院、貞宝院様・觀了院様御墓所へ御参詣、夫方高辻様江御出、夕方被為入、兼而者広觀院様御住居限ニ而御速ニ被為入筈之処、達而御殿江御通し被成、御方々様御対顔ニ而御饗応被進候由、御供ニ者山崎右内、御奥詰兩人参ル也、〔御留守中智恩院方清水辺歩行、たつ・たみも参ル也

○十二日、丙子、曇、午後雨、寒、〔朝方四条道場之戲場御見物ニ御出被遊、入夜被為入、予ハ兼而貫名行之義御願申上置候故御供不仕、〔朝之内化城軒江罷出、〔午後貫名江行、緋・藤紙共書數枚出来ル、揮毫絶妙感心之至也、執筆之義懇ニ口授ニ預、至夕帰、予も二枚程書也

○十三日、丁丑、晴、〔朝之内近街逍遙、少々買物等いたす也、〔午後生洲方寺町辺御歩行被遊、御供者不仕、〔兼々彦造を以申談置候通、御留守居御歩行組高木源大夫

を呼、内々申談義有之、夕方来、酒飯を出、夜迄咄ス、伏見屋清助一件之義也、御内々御沙汰之趣も有之候ニ付、御用向不被為在候得者、明日近江八景為見物罷越ニ付、両日程御暇被下候様、山崎右内を以御願申上候処、勝手次第ニ仕候様被仰出、廣島方本月朔日付之御用状并私用状共届、留守無事之由、尤千代雄榎少々申分有之候得共追々快方之由、岩崎常介方申来也

○十四日、戌寅、晴、昨日之趣ニ付、金子玄達を伴、家来兵藏并小人徳次を連、江州へ赴、日出頃御宿を出、山端方高野村・八瀬通、先叡山江登ル、八瀬之竈風呂者川を隔、水高して不得渡、不見し而過、元黒谷円光大師之旧閑寂之地也、横川江者不詣、相輪塔、名ニ負鬼門柱与云也、当時者金色も曇りて聞し程ニ者無之、椿堂・常行堂・転法輪堂・法華堂、是迄西塔也、千手堂・前唐院・文殊楼・浄土院・戒壇堂・講堂・根本中堂、是を東塔与云由、堂宇之広大者驚目也、延暦寺与云ハ右堂塔之惣名与見へ、別ニ其寺者不見、乍去堂塔ニ者更ニ僧侶之栖候様子ニ者不見、塔中之寺院者諸所ニ有之也、花摘之宮者小社也、夫方坂本へ下る、処々湖中之眺望絶景也、尤路違候而所謂無動寺峠へ不登候故全景者不見、遺憾也、山王権現・東照宮御社江拜、坂本之町を過、路之左右ニ祠あり、浅野稻荷与云由、御国之御普審請ニ而棟ニ御紋付たり、此辺を下坂本与云歟、夫方湖浜へ出、舟を借而辛崎へ渡、此間以来之雨ニ而湖水高く、辛崎辺地出候か纒式尺許也、湖上之景実ニ無双也、辛崎之孤松亦奇也、茶店ニ小憩、行厨を開、一盃を酌、玄達者此処方別れ帰ル、予者直ニ三井寺江詣、田間之直径者湖溢而不可行、不得已半途方本路へ上ル、此辺右之方志賀都之古跡なら

十六日

芒種節

ん、名たゝる桜も青葉故遠方者不分、三井園城寺大寺也、堂塔物さひたり、俵藤太寄附之古鐘あり、観音者南之方山上ニ見ゆ、夕景ニ及候故不登過、夫方勢田橋へ赴比者早夕照も過、暮ニ及、勿々観過石山江走、途中月出、湖上之望妙也、石山町ニ而湖畔之亭江宿、丸屋六左衛門与云、先日御出之節も当家江御宿仕候由也、此処方勢田橋之遥望絶景也

○十五日、己寅、曇、朝雨降、後晴、朝石山寺江詣、巖石甚奇也、皆白石ニして紫色ニさひたり、観音堂・源氏之間・月見之亭等あり、紫式部之塔もあり、月見之亭ハ湖水ニ向眺望佳也、本堂者絶谷ニ枕、湖面ニ者背けり、雨降出候故勿々観過、帰路ニ赴、宇治之方江回候へ者鹿飛・米かし等之奇処も有之由ニ候得共、明日御客来有之筈ニ而御用向心掛ニ候故、大津路へ帰ル、八丁、関之清水、蟬丸之社、走り井、是者茶店之内ニある由、不見し而過たり、弓矢之茶屋、四宮河原、奴茶屋、伏見道追分、此路者東海道往還故殊之外賑敷、日ノ岡峠ニ而小憩、蹴上ヶ之清水方三条通、昼九時頃御宿へ帰、昨日昼後芝山様へ御出、画工岸丹波介出、数々画を被仰付、御慰ニ被為成、御軽キ御饗心被進候由也、広島へ書状出ス

○十六日、庚辰、晴、薄暑、单衣可也、朝五半時頃芝山昌姫様高謙院様御同道ニ而御出被成、御出会申上、御挨拶申上ル、肩衣・袴着仕也、御土産与して金式百足拝領仕、山崎右内以下も夫々拝領物仕ル也、御中飯被為濟候而方御方々様御同道ニ而祇園町梅ノ尾与申茶屋江御出、同所ニ而御饗心被進、御供御取持仕ル、三木兵庫も召候而出ル、御慰者出、御賑々敷及暮、同所方直ニ御立座、高謙院様も同断、周防様

ニも六時過被為入也

○十七日、辛巳、曇、午後雨、〔朝方嵐山へ御出ニ付御供罷越、山田十兵衛御案内仕、三条通、^{*}大秦帷子之辻・大堰川渡月橋・法輪寺・嵐山嵯峨天龍寺・清涼寺・広沢池・御室仁和寺等御一覽、^{*}一条戻橋通極夕被為入、嵐山方雨降出、そこくニ御見物被遊、嵐山之茶店ニ而御弁当被召上、嵐山辺都而風景雖好思ひし程ニ者無之、嵐山者花之頃者如何ニあらむ、山之形姿者不堪賞、戸難瀬之滝も至而水少く名のミ也、大井川者清し、渡月橋も画ニ凶せし様ニ者無之、天龍寺者大寺也、戻橋者所不相慮之窄橋ニ而、駕籠杯ニ而ハ難通程也、〔夜、昨日三木兵庫差上候酒御開ニ而頂戴仕ル也

○十八日、壬午、晴、薄暑、〔感冒之気味ニ而有頭痛、平臥

○十九日、癸未、晴、暑し、〔今朝者頭痛快ニ付、願候而見合物ニ出ル、〔広島へ出ス書状を認、〔夕祇園町井筒^{*}之茶屋へ御出、予者風邪得斗無之ニ付御供御断申上候処、達而御供仕候之様御沙汰も被為在候ニ付、御用向仕回候而御跡方参ル、然ル処彦造計ニ而妓女多人数出し、殊之外御賑敷御酒宴有之、御供方何れも酩酊也、〔夜広島方十一日出之書状達、御迎船去ル八日漸帰帆ニ付、直ニ御迎を申付、同十三日字品出帆之筈之旨申来也、〔夜雨降

○廿日、甲申、曇又晴、夕又雨、蒸気甚、〔又有頭痛、〔夜前広島方来状之趣ニ付、来ル廿四日当立御出、宇治より奈良江御回り、大坂江御出、夫方有馬御一覽、又大坂へ御戻り、同所方御乗船ニ而被為入候筈御治定被仰出也、〔朝尾彦造来、筒井極人殿御銀拝借之義内談申聞、〔昨日井筒江之御出、兼而御手輕ニ取計候様呉々申談置候処、

廿三日

一高辻様方拝領

御懷紙 一枚

御短冊 一葉

一芝山様方同

御短冊 三葉

扇子 五本

盃 一

一高謙院様方

御懷紙 一枚

御短冊 二葉

扇子 二本

急火焼 二ツ

右御懷紙・御短冊者皆公卿之御筆物也、別ニ詳記之、高謙院様方者御供方上一同・予・家来与夫々御餞之御品被下也
一風呂敷 一

中村富次郎方

案外妓女杯多人数出し候ニ付、彦造へ存寄申述也、午後山崎右内同道ニ而中村富次郎を連、御用之品見合ニ出ル

○廿一日、乙酉、曇、今日葵祭為御見物朝より下賀茂江御出、御供仕ル、勅使御参向、御行列殊外大造之事ニ而、花傘数本色々之風流を尽せり、御車も出ル、是者年々之事ニ者無之由、内ニ者楽器計有之也、勅使鷲尾殿者御乘輿也、其外堂上方・被官等皆馬也、所司代之御代参者駕籠也、今日者甚兵衛御供ニ参、同人好手筋有之候而、御社内へ御入込ニ而御神事御見物被遊、勅使拜殿ニ於て宣命御拜読、奉幣等之御式古雅成事也、夫方拜殿ニ而伶人八員舞踏有之、楽器者庭上ニ而奏之、笙・和琴・拍板之三者是亦古雅也、勅使拜殿江御昇殿者右宣命之節計、余者皆庭上之式也、夫方所司代之御馬拜殿を巡事数次ニして畢、勅使御下向、其後社前之原ニ於て神官競馬有之也、同所茶肆ニ而御昼飯被召上、夫方勅使者御昼認等被為在候趣ニ而、其後上加茂江御参向也、予者同所方御暇を願、貫名氏江暇乞旁ニ行、祭礼ニ而客来有之、達而通候様先生被申、饗ニ預也、画師谷口愛山(調カ)、篆刻高名中村主馬(水竹)、飛驒豪農川上何某(淇堂カ)在坐、及猷酬也、留守へ兼而之書印章調貫名方為持来居候也、先日之分不出来之由ニ而大方認替来也

○廿二日、丙戌、晴、薄暑、御暇乞之御含ニ而、午後高謙院様御招被遊、朝尾彦造も召、御饗有之、御取持被仰付、舞妓も両三人出、高辻様方為御暇乞御使者被進、岡本左衛門来、不致対応也、夜雨降

○廿三日、丁亥、雨、午後霽、朝高辻様方御暇乞之御使者岡本左衛門又々来、御餞別

57 四月

一同 一 幾田方
 一 晒布 襦袢
 一 朝尾彦造 程
 一 金米糖 一箱
 山田十兵衛

品々被進、御返答彦右衛門申出、始而謁也、全体高辻様之方者表向之御勤事者御断之筈ニ高謙院様方能々御打合ニ相成居候処、昨今右之通押而御使者被進也、夫故昨日者彦右衛門者他適之振ニして不致応対候也、高辻様江昨今御挨拶・御暇乞旁御使者被進、山崎右内相勤候処、同人江御附托ニ而御懷紙一枚、御短冊一葉拝領仕ル也、右内も同様之由、芝山様江何角之御挨拶・御暇乞旁御使者を以被仰進、彦右衛門被仰付罷越、継肩衣着、若党・小者召列出、御玄関方罷通、三木兵庫応対ニ而御口上申述、猶又同人御返答申出ル、民部大輔様御逢も可被成処、只今御認物中ニ付其義不被為在候旨申聞、退出之節御式台迄兵庫送り出ル也、先日以来自分之御請事も申述ル也、寺町御門江者兼而芝山様家方御通達有之候へ共、罷通候節者出張之与力中江自分ニ姓名を申入、用事・行先をも申述通ル、雨中ニ付高足ニ候得共、其儘ニ而傘も指儘少し腰をかゝめ候迄ニ而相濟也、夕方芝山様方御餞別之御品被進、予も三品拝領仕、女中向も夫々拝領物有之也、高謙院様方も同様被進物有之、予も品々拝領仕、其外御供之男不残、下方までも一同被下物有之也、幾田井中村富次郎・朝尾彦造・山田十兵衛等よりも夫々餞別之品致到来也、広島へ弥明日当地御発駕之趣御用状を以申遣又也、高辻家雑掌岡本左衛門・長尾掃部へ切紙を以拝領物之御受申遣又也、彦造・十兵衛・甚兵衛・富次郎等御手伝ニ罷出、御荷物取片付、自分荷物も仕回くれる也、夜中何れも御酒頂戴仕ル也、兼而今日迄三者水主佐兵衛来可申積之処不来候付、御荷物類者御宿之土蔵借受納候而彦造へ預置、佐兵衛參次第積下候手組ニ申談也

○廿四日、戊子、曇、朝五半時頃御機嫌好御宿御弁被遊、何れも御供ニ而致出立也、富次郎・彦造父子、十兵衛、甚兵衛等三条繩手迄御見立ニ罷出、藤森馬場六地蔵通、黄檗ニ而御昼所淡路屋卯兵衛、黄檗山万福寺大地、堂宇・楼閣悉唐様を模し而雅也、額・聯之書皆都名所図絵ニ出候通、可觀者多、宇治里都而茶園多し、三室戸寺觀音、蜻蛉石者路端ニあり、宇治町を過、放生院、離宮八幡、惠心院等者名計之小祠小院也、興聖寺、宇治川水多、急流也、龜石者此節水増居候故見へず、宇治橋を越て此節之様子ニ付而張番所あり、人を改る事嚴也、平等院鳳凰堂、釣殿・扇芝等昔を忍はれて衰也、夫方跡へ戻り宇治町江御泊、御宿万屋弥兵衛、七ツ時御着也、夕方雨降、蒸氣強、夜蚊多、京都ニ而ハ蚊者未不出候へ共、此辺者多出、夜半後大ニ困る也、通円か茶屋者橋根也

○廿五日、己丑、雨、朝五時頃宇治御宿御立、新田、長池、玉水町ニ而御昼所酒水屋何某也、町之手前路傍ニ玉水之井与云あり、小キ水溜之様也、平尾町、木津川舟渡、大川也、是迄城州也、奈良坂、般若坂町、般若寺、十三重之石塔婆あり、南都江夕七時過御着、御宿猿沢池端樽井町ニ而印判屋庄右衛門也、月波楼与云額あり、楼上眺望好、南都町者広キ様子ニ見ゆ、終日雨不罷、今晚御宿方蚊を垂也

○廿六日、庚寅、晴、向暑を覚、朝方春日社・東大寺・興福寺等へ御参詣、御供仕ル、春日社者山中大分之登り也、一ノ鳥井者麓ニあり、大社也、二ノ華表之手前、社之左右迄惣石燈籠大小数百千不勝数、三笠山、手向山八幡、法華堂、二月堂、若狭井、良弁杉者二月堂下ニあり、東大寺大仏広大成銅像也、興福寺四丁四方之大

地也、伽藍者段々焼失ニ而礎耳残、荒茫たる所多し、所謂八景之内雲井坂・轟橋等誠ニ名耳之事也、其外名所図絵ニ出たる通りニ候へ共、不堪見所多、都而寺院者衰微之体ニ見ゆる所多し、元興寺・招提寺等江者御参詣無之、元興寺之名高キ塔も昨年二月不思議之事ニ而、上之五重目方火出致焼失候由、三条小鍛冶宗近之家あり、短刀を買、一応元之御宿江御入ニ而御昼飯被為濟、直ニ御立也、郡山御城下、小泉、法隆寺前へ七時過御着、御宿大黒屋亀松、夫方法隆寺へ御参詣、是又大寺、境内之広大驚目也、伽藍も広、数多し、塔頭多候へ共半荒廢之体ニ而、住僧ある寺者少キ様子也、往古者寺領も三万石程ニ有之処、天正中織田公之為ニ被滅、当時二千石許ニ而難立行、追々及荒廢候由、案内者申也、今日之途上名ニ負金剛山遙ニ見ゆ、大山也、又高取之山城遙ニ見ゆ、余程之高山、絶頂ニちらく見ゆる也、植村候之御在所之由也

○廿七日、辛卯、曇、涼、夕方作雨、朝五時過御立、十三峠方大坂へ御越、道頓堀へ夕七時御着、御宿国分屋半左衛門、御昼所者峠を下、甲立ニ而島ヶ崎与云角力取之家也、此辺至而之辺鄙也、立田新宮鶏多シ、立田川楓少々有、名所之立田川者いまた下之由也、龍田本宮・信貴山も御参詣之筈之処、御供方示合不行届ニ而道違、十三峠越ニ相成也、十三峠坂路険岨且高山也、峠を越少々坂を下れば大坂御城眼下ニ見ゆ、河州・摂州都而一望之内ニ見ゆる、下坂路亦復険岨也、山を下り甲立村・がごうじ村・福万地・若江・伊賀井等之村々あり、凡道程四里也、福万地方雨降也、廿四日以来之里程、京方宇治江五里、宇治方奈良へ六里、奈良方法隆寺へ四里、法隆寺方

村上家乗 万延元年 60

廿八日
 金谷堂の主、其亭能間者の襖の絵を写せるうちはを恵まるゝを謝してうつくしき君かうちわのゑ顔をたれもあふきてあふきこそすれ

大坂迄七里也、奈良方暗峠松原通なれば八里、法隆寺へ回三里延候由也、御宿二者高三喜兵衛兼而御待受ニ出居ル、水主佐兵衛廿四日朝京都御発駕之後御宿へ参、直ニ御荷物積下し候由ニ而御宿ニ出居ル、留守何れも無事之由也

○廿八日、壬辰、晴、終日風吹、兼而当所方直ニ有馬湯所へ御出之思召ニ被為在候処、先当度者御延引、今日御休息被遊候而、明日直ニ御乗船被遊候旨被仰出、高三喜兵衛へ京都ニ而到来之金米糖一箱、小半紙壹束添而贈る也、且高謙院様拝領之御短冊一葉贈る也、広島へ書状出ス、夕方向座敷之水楼ニ而御名残之御酒宴有之、妓女も少々出、御酒頂戴仕、高三喜兵衛・木村源右衛門も召而出ル也、今晝以来腹瀉ニ而困ル也、宿之亭主聯を出し、達而狂歌を書事望候故、戯ニ一首書而送ル也

○廿九日、廿九日、癸巳、晴、朝四時頃御宿前方川舟ニ而御召下り被遊、御迎船者安治川御番所下ニ繋居る也、予ハ腹合得斗無之ニ付御断申上、陸を御先へ参、元船ニ而御待受申上ル也、源右衛門・喜兵衛御船迄御供仕ル也、今日者風悪敷候故其儘川口ニ御滞船被遊也

五月 小

○朔日、甲午、曇後雨、涼、朝安治川口御出船、兵庫灘速ニ御越、同所下駒か林を御船過候頃方風変リニ付、御跡戻ニ而兵庫之上神部之湊へ御淀泊也、大坂方此所迄海上九里也、小キ湊ニ而淋しき所也、夜中御酒被下

○二日、乙未、雨、風吹、天氣合故終日淋敷御滞船也、摩耶山近く見ゆれ共不能攀、

61 五月

遺憾也

○三日、丙申、晴、薄暑、天氣者霽候へ共登り風、御船不出、其儘御碇泊也、朝生田^{*}
 明神江御參詣被遊、御供仕ル、梶原井・飯之梅等あり、町も相応ニ見ゆる、往還筋
 也、湊方至而近し、夕方浜辺へ御敷物ニ而御酒宴あり、御相伴仕ル、海上之眺望甚
 佳也

○四日、丁酉、曇、涼、夜明頃神部御出船、順風ニ而灘無御滯御越、赤穂沖風高く波
 荒候故大田部へ御碇泊也、神部方凡廿四里、播州之内ニ而島也、湊あり、兵庫方明
 石迄之処ニ所謂ねり堀与唱候処、長キ間全堀之如処有、奇也、沖者淡路島、至而近
 し、太田部御着、夕八時頃御灘之御飲御肴差上ル也、夜御灘越之御祝酒被下

○五日、戊戌、雨、雷鳴あり、午後晴、端午ニ候得共、御船中故乍平服一同御祝詞申
 上ル、八半時頃御出船、日之入頃備前牛窓江御着船、夜御祝酒頂戴、夜又雨降雷
 鳴也、大たふ方五里

○六日、己亥、朝霧深、後晴、又曇、終日遠方雷音聞ゆ、朝五半時頃牛窓御出船、夕
 八時前直島沖ニ而潮待、入夜四時頃日比湊へ御着船也、牛窓方七里

○七日、庚子、晴、朝之内向風ニ而御船不出、浜辺御步行、大神樂を打せ御覽被遊、
 殊之外御慰ニ被為成也、九時前御船出、八時比下津井へ御着、御風呂被仰付、浜辺
御步行被遊、昨日頃方何となく御不回り之御様子ニ而御氣重ニ被為在、今日者時々
御吐之御氣被為在、玄達御葉差上ル、夕浜之町步行、円福寺・観音寺等へ詣

○八日、辛丑、雨終日不罷、夫故御船不出、今日も兎角御吐之御気味御居合不被遊、

御膳等御快不被召上、玄達色々御業加減仕差上ル、何分指たる御様子二者不被為在旨申也、昨日之海上三里也

○九日、壬寅、曇時々雨、夜明比御出船、潮早く候故暫外ニ御繫船、其後順風ニ成、水島灘速ニ御越、夕八半時頃備中白石江御着船、下津井方七里也、今曉も御吐被為在、其後者御快方ニ被成御坐候得共、御膳者矢張不被召上、奉氣遣也、夜中御灘越之御酒被下、少々御吸物等被召上候処、又御吐ニ被為成也

○十日、癸卯、曇時々雨、曉七時過順風ニ而白石御発船、後者時々風和候得共、始終順風故少も速ニ御入を急、入夜候而も其儘走り、亥刻頃隠戸へ御着、直ニ迫門を御越被遊、従白石凡廿五里也、今朝者少々御膳被召上、御居合も御宜敷、御形容等も御宜敷方ニ相伺、少々奉安心也、昨夕元達差上候御丸業被召上、御心持好思召候御様子也

○十一日、甲辰、雨降、北風強、天氣合故御船不出、今日も白粥少々ツ、被召上、御快方ニ被成御坐也、夕七時頃風和、瀬戸御出船、風悪敷能美島秋月へ御繫、瀬戸方二里也

○十二日、乙巳、晴、日出頃秋月御出船、無風ニ而御船遅々、夕八時過漸宇品へ御着船也、従秋月凡五里許也、船頭喜助此間方瘡之様子ニ而熱強く致難儀候ニ付、宇品御着船早速御暇を申出、宿へ参ル也、旦那浦之者之由也、昨日以来者少々宛御粥杯も被召上、御居合も御宜敷、夫たけ御惣休之御形容も少し者御快方之御様子ニ何れも奉伺、玄達も同意ニ申聞、何れも聊奉案心居候処、今朝御膳又々御吐被為在、其後

者一段御氣重ニ而、何となく御疲勞被遊候様ニ被為見、甚奉案思、誠ニ搔寄候様ニ存候得共、無風又時々向風等ニ成候而船心底ニ不任、一同大ニ致心配候也、御船漸宇品へ着候得共此節ハ潮ちさく、且昨日之雨ニ而川内水高く候故、元船ニ而之御川入者六ヶ敷様子ニ船方申出、御迎船申遣居候而も彼是手間取、心中不安候故、急々宇品ニ而上荷船を御借入ニ取計、御内分御乗移被遊、極御忍ヤカニ夕七半時頃御歸館被為在、先々御船中御滯不被為在、一応奉安心也、宇品御着、速ニ庄藏を伝馬舟ニ而為揚、御歸館之御様子申返し候故、其節兵藏をも宅へ歸入也、瀬戸御越之御祝酒昨日可被下旨被仰出候得とも、右之御容体ニ被為在候故、何れも何となく御斷申上置候処、今日御歸館之上ニ而被下候ニ付、御客之間ニ而頂戴仕ル也、御入早速外御医師申遣、松本良伯・井沢元秀罷出拜診、何も元達同意ニ候へ共、何分今日者余程御内熱被為在候御様子ニ奉診候趣也、尤御歸館後者大ニ御安心被遊、為指御動し等者不被為在候也、渡辺雅登も早速被出居候故、五時前迄見合候而致歸宅也、夜中之義故歩行ニ而歸ル、為待受近隣彼是被來居、酒飯等を饗入也、歸宅之趣同勤へ使を以及案内也、慈君奉始家小・千代雄槌共皆々無事、致安心也、一緒内皆々無事之由也

○十三日、丙午、雨、巳鼓頃御館江出、御表・御奥共御次江罷出御機嫌を窺、御二所様とも御目見被仰付、夕八時前退出掛北御部屋江も出、出衛様ニも御逢被成、夕六丁目御館江御容体伺旁罷出、周防様其後御嘔氣者不被為在候得共、夜前者御安眠も不被遊、御食料も至而御少く、何分御腸胃ニ余程御熱被為在、不容易御容体ニ今日之

十五日
御宇衛様今日之御出者急
ニ被仰出候故、極御忍、
女中建ニ而御出被遊候之
故、予等御供も余程間を
隔、御供ニ無之振ニ而、
家来も常之通若党計列ル
也、夜中御入之節者益之
丞御供被仕也

処ニ而ハ御医師中も奉診候様子也、右ニ付小川道仙老江御見せ被遊可然段申上、彼
是御用向有之、及深更退、今夕者一緒内彼是飲ニ来、近隣をも申遣シ飲之酒を饗候
得共、予者右之通故、何れも退散後ニ帰ル也

○十四日、丁未、雨、堀尾眠石老人先頃以来不快、此節者別而難儀之趣ニ付、朝之内卒
与見舞ニ行、全疫症之趣ニ候へ共気分者慥也、六丁目御館江者雅登朝方被出、小川
道仙老被出拜診被仕、何分御老体ニ被為在候故御案被申上候由被申上、御葉御所望
被遊候由、御惣体御同容ニ被為在候内、少々御氣勢御宜敷方ニ被成御坐候由也、渡
部廉之助妻先頃以来病氣之処、追々不出来之様子ニ付度々見舞、無程病死之知せ有
之、悔使遣又也、夕万之進來、酒を饗ス、夜辻お梅来、宿ス、夜渡部葬式家来を
会せしむ

○十五日、戊申、雨、例時出勤、夕八時前卒与退、直ニ御宇衛様御供ニ而六丁目御館江
罷越、直ニ今晚者相詰ル、今朝以来者益之丞被詰也、周防様今日も先御同容ニ者被
成御坐候得共、四半時比方少々御胸痛ニ而御難儀被遊、尤御速御居合被遊候由、何
分御食餌兎角眩々不被召上候故、追々御疲勞御加り被遊候御容子ニ奉窺、一同奉案
勞也、右御容子ニ付同勤三人申値合候而、神田高良大明神ニ於て御病御平愈御祈禱
相頼、御初尾金式百疋相備る也、尤表向御名をは不申、御年甲を書候而池田加賀守
江佐藤益之丞方紙面を以被相頼也、旦那様・出衛様ニも極夕方為御見舞御出被遊、
出衛様ニ者直ニ夜中も御詰被成也、堀尾善大夫風邪之由ニ而今日方引籠也、夕木
野一馬為飲被来、残酒を饗候由也

65 五月

御方々様江今日左之通御
 内々差上ル
 御前江
 一貫名菘翁書
 絹地 一枚
 一古梅園製墨 二挺
 御宇衛様江
 一夏御半衿 二掛
 一紫板~~メ~~縮緬
 御幅紗地 一切
 出衛様江
 一蓮月茶碗 一
 一唐物風鎮 一掛
 右老女八十野并女中しつ
 江文ニ而為持差出ス也

十八日

御方々様江今日左之通御

内々差上ル

御前江

一貫名菘翁書

絹地 一枚

一古梅園製墨 二挺

御宇衛様江

一夏御半衿 二掛

一紫板~~メ~~縮緬

御幅紗地 一切

出衛様江

一蓮月茶碗 一

一唐物風鎮 一掛

右老女八十野并女中しつ

江文ニ而為持差出ス也

○十六日、己酉、雨歇、周防様先御同容ニ被遊御坐、今朝牛尾玄珠老拜診被出、朝已鼓後益之丞与交代ニ而帰、直ニ出勤、夕八時頃退、昨日神田江頼置候御祈祷之御札・供物差越呉、直ニ御附老女菊尾へ詰合益之丞方差出ス也、妙慶院へ今日参詣不能、尤同寺并西向寺江帰着早速不参之処、其義もいまた得不仕候付、今日為代参兵藏遣し置也、夕方平野伝右衛門・桑原吉郎二来、酒を饗ス、辻妹今晚還る也

○十七日、庚戌、晴、已鼓頃為窺御機嫌罷出ル、其節御奥御次ニ於て老女格かね方、予此度御供無滞相勤罷帰、御旅中者何角心配仕候義与思召、依之左之通御内々被下之候、全体御二所様御前ニ於て被遣候筈ニ御坐候得共、此砌御取込之御義ニも被為在候ニ付私を以被遣候、其段も宜御噂申候様ニ与被仰付候旨申聞

晒 壹反料金五百疋 御肴料金式百疋

則御品夫々拜戴、御請之義厚申述ル、休日ニ候へ共渡辺雅登御宇衛様御供ニ付席ニ出被居候ニ付出而及吹聴、猶御請之義も厚及噂置也、右御取込与申者、旦那様二者今早朝方御下屋敷江 御出被為在、御宇衛様ニも只今方御出、御供も回り居候御場合故也、午後渡辺雅登・大島五兵衛を会、御用談有之也、極夕方六丁目江罷出、益之丞交代、直ニ相詰ル、今日も周防様先御同篇、何も御損者不被為在与申内、追々御疲勞者御加被遊候御容体ニ被伺奉案思、御割粥・煮貫等少々者被召上、後藤松軒江拜診被仰付、御二所様共深更迄御詰御看病被進、夜寒し
 ○十八日、辛亥、晴、暑し、今朝佐藤交代ニ而可帰処、久姫様為御見舞御出被成候ニ付、直ニ相詰、夕七時過退、帰ル、周防様今日も御同容与申上候内、只様御疲勞御

十九日

一御扶持被
召上御暇

山川吉太郎

右父久左衛門存念ニ不叶、
及勤当候段申出、不届ニ
付

一御叱

不及差扣

山川久左衛門

右倅吉太郎存念ニ不叶、
及勤当候段申出、畢竟常
々示教筋不行届方之義不
埒ニ付

一御切米五石
式人扶持
御歩行組

長束定登

右格別を以家名御建被下
但守之助家名也

増被遊、少々御譚言御索空之御様子も被為在、木原慎齋拜診被仰付、旦那様終日深
夜迄御詰被遊、出衛様者此間方御詰切被成御坐也、夜中者渡辺被直也、森岡弟婦
今朝方来候由、夕万之進迎来、酒飯を饗ス

○十九日、庚子、晴、涼、例時出勤、夕八時前退、出勤掛・退出掛共堀尾へ見舞、病
人何も替ル様子ニも不見候得共、何分疲労者増候様ニ被考、当人者最早死期を待被

居趣ニ而、永訣之挨拶も有之、懇ニ跡之事共被頼置、及落涙也、周防様夜来も先御
同容被遊御坐趣之処、夕七時前些御容子被為替候趣相聞、早速出ル、猶又御居合被
遊、直ニ直宿ス、今晚者予・益之丞・兩人共直也、御医師中も牛尾氏・小川氏被詰、木
原慎齋も同様也、御ニ所様終日夜中も御詰被遊

○廿日、癸丑、雨、周防様夜中以来追々御疲勞御加被遊、時々御出来・不出来被為在
候処、今朝日出頃方只様与御陽脱被遊、已上刻頃終ニ恐入候御様子ニ被為移、実ニ
以奉語言絶也、誠ニ暫之御旅中何こそ御申分事も不被為在、御機嫌好大坂方御乗船
被遊候処、風与去五日・六日之頃より何となく御不例ニ被為成、終ニ今日之御様子
ニ被為至候者案外千万之事共、予者抑被召出来御懇意を奉蒙、当度者別而御側近御
附添申上、厚御懇意を奉蒙義ニ付、猶更ニ奉悲也、乍併聊之御遅速ニ而斯様一応御
帰館も被遊、御療養も種々御尽被遊候上ニ而右之御次第ニ被為至候者実ニ御運之好
御事、就而者予等始、御供方一同之仕合也、御宇衛様午鼓前被為入、御供ニ而罷帰、
直ニ御館ニ相詰、夜五時前退也、御下屋敷夜中者雅登被詰、日々昼之内者益之丞被
詰也

67 五月

廿一日

御歩行組御雇
式人扶持

鼓螺方加役

重兵衛倅

山中市之進

○廿一日、甲寅、雨、早朝出勤、夕七時過退、直ニ御下屋敷江宿直ニ出ル、未御病中之義ニ者被成御坐候得共、御内々御棺斂被為在、予御見合せ仕ル、御附之面々御仕回等者仕ル、夜九時頃無御滞被為濟

○廿二日、乙卯、雨、朝五半時頃帰宅、今日者西御門通り帰候故、西向寺へ卒与拝ス、一応帰宅、直ニ出勤、入夜退、堀尾眠石老人黄昏後死去之由為知有之、退出後訪之、何角見舞合、及深更帰ル、享年八十五、抑文化十一年周防様從江戸為御養子被為入候砌、為御迎被參、御供して被帰候処于今四十七年、長命ニ而此度亦黄泉之御供被仕、奇遇与可謂歟、千代雄榎当春病後今以暁与快復不致様相見、何となく氣勢薄候ニ付、杉岡文磧を呼乞診、藥を所望スル也

○廿三日、丙辰、雨、早朝出勤、夕七半時退、周防様御病氣昨夕以来御容体被為替、追々御不出来之御様子ニ被成御坐候趣、今四時席々江心得之御達し有之也、夕方御下江宿直ニ出ル、出掛堀尾江寄、卒与棺拝致ス、夜堀尾葬式因伝寺江兵蔵を遣し会せしむ

○廿四日、丁巳、晴、朝五半時御下方帰ル、直ニ出勤、四ツ時周防様御病氣御太切之趣御達し有之、岡本主馬殿を以御用番・御年寄衆江御噂有之也、右ニ付御表・御奥共御次江罷出、御用達・老女迄御機嫌を伺、且北御部屋江も出ル也、堀尾善大夫今日方快出有之也、夕日入頃退、藤川毎登殿為見舞御出之由也

○廿五日、戊午、晴、暑、早朝出勤、今夕未下刻御逝去之御弘有之、御年寄衆江者御先手者頭伴三之丞殿を以御届有之、何れも奉絶言語也、右御弘方何れも麻上下着

〔廿六日、九時揃、御小姓組並以上御機嫌伺之御帖付、予謁之、其前同勤一同ニ御次江罷出、御用達中迄御機嫌相伺、続而御法号拜見被仰付、何れも御用所一之間ニ於て拜見仕ル、其節予等者其儘謹而席ニ相詰罷在也、是先例之由也
但御目付忝人同所二之間ニ相詰、拜見之作配有之也
〔坊主通与有之候へとも、御用部屋子供役之者兩人通ひ仕ル也〕

用也、〔御表・御奥・北之御部屋共昨日之通罷出御機嫌を伺、〕来ル廿七日曉七時御供揃、六半時御出棺、海蔵寺江御葬送被仰出、〔右御葬送之節、旦那様御名代予江被仰付候段於御用所渡辺雅登方被相達、御供者雅登江被仰付也、但御名代者御家司代也、〕夜御下へ宿直ニ出ル

○廿六日、己未、晴、〔今朝五半時頃旦那様為御棺拜御下屋敷江御出被遊、旦那様・出衛様御棺拜被遊、其後予、益之丞御棺拜仕ル、御棺者御奥御居間ニ被成御坐、御次之間下方二枚目之御畳ニ而拜仕ル也、其節御用達・奥詰等席詰有之、続而御用達・御奥詰・御医師不殘御棺拜有之、其節予等席詰致又也、相濟直ニ退、四時頃帰宅、直ニ出勤、夕七時過退、〔御宇衛様九時御供揃ニ而御棺拜ニ御出被遊、御供雅登被相越、今晚者直ニ御下江御泊被遊候由、〕夜中宿直善大夫之處、尚又申値ニ而益之丞被詰候由也、〔八島周軒老為御悔予宅迄被參〕

○廿七日、庚申、晴、暑し、〔曉来腹瀉有之、困ル、〕今曉七時御供揃、六ツ半時之御出棺被仰出有之候ニ付、六時過方御下江出ル、着服浅黄無紋帷子、浅黄紋付上下也、供列若党四人、槍・手回・長柄傘・挟箱・引馬・合羽籠也、尤出掛者切棒駕籠、供列も若党兩人、槍・手回りニ而出ル、〔御下屋敷ニ於て御立場頂戴、坊主通ひ也、〕五半時頃御出棺、御順路海蔵寺江御出、瀬切石ニ而御小休、其節者供を退け御棺側ニ罷在、九時過御入寺、尤鐘樓門下ニ而御棺据り、御三匠之御行列配等有之、其節者家来者行者堂道へ退け御先へ越、鐘樓門前ニ見合罷在、御棺御通之節平伏、直ニ御跡ニ随、御三匠之御供仕ル、夫方御誘導中、向拜之北席構之所へ刀帯儘着坐罷在、雅

69 五月

登も同断也、御誘導・誦経等相濟、御目付森岡万之進御代香相勤候様申聞、則御檜屋西側方刀者小頭江渡置上り、扇子脱、御香炉ニ随、御代香相勤、香包者其儘差置東側江通り抜、同所ニ而刀受取、草履着、元之待合へ帰ル、夫方御方々様御代香、御両家様御使者御代香相濟、御土入之御供配相調、御目付挨拶ニ応御葬穴之場へ刀帶儘御供仕、同所縁取敷之上江着坐罷在、御棺御葬穴江御安収、和尚諷経相濟、御目付御土を上候様申聞、則謹而御葬穴江臨土三鍬、御棺上江奉拝伏而退、元之坐へ返ル、雅登同断、夫方御目付挨拶ニ応、本堂椽席構之所へ向拝通上り罷在、御埋築相濟、何も宜敷所ニ而御代拝仕候様ニ与御目付申聞、再御域江参、焼香・献水・御代拝仕ル、夫方又本堂北中之間ニ而御齋頂戴、着替等致し、浅黄上下帷子者脱儘ニ差置、吟味役へ及樽置、向拝通り退出、万之進(派崎)・幸右衛門同処上迄送り出、和尚も被出、今日者御名代故向拝通り之下山也、帰り者切棒駕籠ニ而帰候故、長柄傘・挟箱・牽馬并若党兩人者先江還シ、両若党・槍・草履取・雨具計列ル、夕七時前帰宅、御葬式無御滞相濟、御代香・御代拝相勤、何之相更義無之、只今帰宅仕候間、其段御申上可被下段、手紙を以御用達江及案内也、同役江者家来を以案内申遣ス也、御法号昨日拜見被仰付、左之通也

澄源院殿前防州刺史仁海刺湛道大居士

御諱道博公、御字子厚君、実八堀田豊前守正毅公御遮子(庶カ)、真野亮之助君卜奉称、文

化十一年甲戌建徳院殿高平公御養子卜成、当地工御越、翌年乙亥御家督、初御諱

高博、御字子升、後今ノ御諱字ニ御改、去ル嘉永元年戊申御隠居、同三年庚戌秋

村上家乗 万延元年 70

廿八日、御屋形詰、御客出会有之、向之外者今日方平服ニ而出勤也、素質日之服ニ者あらず

廿九日 於品殿御法号左之通荷香妙薰禪孩女

ヨリ第六御屋敷ニ御住居、当年六十七歳ニ成セ玉フ、御性質御正直且御謹慎厚、御質素ニシテ御家政厳整、年来御家道之御窮縮モ御代中ニ遂ニ御融通之道ヲ致玉ヒ、常御仁恕ニシテ学ヲ好、武ヲ励玉ヒ、一同其御徳ヲ奉仰、偏御長寿ヲ奉祈処、未レ至玉ハ二古稀一而大疾、俄ニ奉奪之、嗚呼天耶命耶、哀哉

○廿八日、辛酉、晴、向暑強、右近様為御悔御出ニ付朝五時過出勤、御玄関御送迎仕ル、長髮中故為御機嫌御居間江者不出、夕八時前退、石井正善院先生明日七回忌之由、此砌之事故、内仏へ寸志も不呈、北御部屋於品殿今朝四時後方風与御搦之御気味御発、御困り被成、夜中為伺出ル、何分奉案候御症合也

○廿九日、壬戌、快晴、朝海蔵寺光照院様江之御代参相勤、今四時従少将様為御悔上使大御小姓頭今中大衛殿御入来、旦那様御出会被遊、御請者久保田平司殿を以被仰上候由也、右ニ付御代参方罷帰、直ニ相詰ル、於品殿夜前も終宵御困被成、尤差当御氣遣之御様子ニも不被伺趣之処、今四半時頃急ニ御発、御事切ニ被為至候由、当春御誕生、当度ハとふ歎御丈夫之御様子ニ被伺、出衛様ニも御樂ニ御育被成居候処、急ニ右之御様子、引続而之御不幸、実ニ奉絶言語、恐入候義也、直ニ相詰、夕方御用向相済退、右ニ付御奥御次迄為伺御機嫌罷出、退出掛北御部屋江も出ル、夜万之進來、夜四時御出興、御病氣建ニ而御入寺ニ付、為御見立北御部屋江出ル、平服也

71 六月

〔七日、御家来中妻子髮結并部屋住之男子月代剃候義、来ル十一日方不及用捨旨被仰出〕

六月 大

○朔日、癸亥、快晴、向暑強、〔今日方予御米銀引受也、御用多ニ付朝早出勤、夕八時過退、御趣法役所へも出ル、京師朝尾彦造方書状ニ而、上京中ニ申付置候御宇衛様御用之袋裂差下ス、則老女八十野へ為持差出ス也、鱸兵馬入来、御供中之挨拶・見舞旁来也〕

○二日、甲子、晴、向暑威厳也、〔今日方土用入也、澄源院様御初七日ニ付、旦那様海蔵寺御参詣被遊也、從木野見舞使来、一馬此節風邪之由也〕

○三日、乙丑、晴、暑威厳也、〔朝五半時出勤、夕八時退、夜中岩崎江帰着後未参候付、何角之挨拶与して乍朦中窃ニ参也〕

○四日、丙寅、晴、暑威雖厳時有清風、〔今日より早出ニ付五時前出勤、九時前退、今日者御実之御二七日ニ付、出衛様海蔵寺御参詣被遊候由也〕

○五日、丁卯、晴、暑雖厳時々有清風、〔夕方杉岡文續来、慈君も余程御快、千代雄榎も最早愈快候得共、暑中今少服薬為致候様ニ申也、予も此間以来腹中甚不佳候故乞診、薬を恵也、有合酒を出ス〕

○六日、戊辰、晴、炎暑、朝夕有清風、〔辰鼓頃方御趣法役所へ出、夫方御館江出ル、昼九時過退、体中不佳、時々臥、夜万之進來、京師方之土産当御場合故表向者難贈候へ共、差当用ニ立候品も有之故窃ニ取帰らせる也、今日荷香殿御初七日、於海蔵寺御法事有之也〕

○七日、己巳、曇、蒸氣あり、〔朝五時頃御趣法役所出勤、夫方直ニ御館江出、午鼓後

村上家乗 万延元年 72

退、西向寺江兵藏代参申付、夜三宅内外室入来

○八日、庚午、晴、炎暑、早朝海藏寺澄源院様江拜参仕ル、四時前歸ル、駕籠ニ而参ル也、堀尾善大夫・大島五兵衛就御用向入来、夕御用達伊藤徳之助方手紙ニ而、明九日夕八ツ時於六丁目御屋敷皆共江御非時被下候、其義明日御直ニ御沙汰可被為在候得共、下地為心得申聞候との旨申来、受而忝儀奉存候段及返書也、辻清人入来、

坪内久米之助問安入来

○九日、辛未、晴、朝涼、朝五時出勤、午鼓後退、今日御二七日ニ付海藏寺御参詣之処、御不参ニ付御代参善大夫被勤之、御方々様今朝六丁目御館江御出、御宇衛様御供雅登被罷越、雅登・善大夫・益之丞海藏寺被出、御回向中被詰、直ニ御非時迄被詰ニ付、予者不罷出、夕七時過善大夫被歸候付、交代して六丁目江出ル、御位牌江拜仕候上、例之間ニ於て御非時頂戴仕ル、御用達山崎右内間ニ而御意被申聞、謹而拜聴、御請申述、度々挨拶も有之、外同勤江者前ニ於御前御非時緩々頂戴仕候様御直ニ御意被為在候得共、予者別ニ遅く罷出候故其義無之、同勤へ宣伝候様ニ与御意被為在候由ニ而雅登方被申聞、同人江御請申出ル也、御非時一汁二菜、御四寸御下夕被下三菜ニ成、御酒肴二種、通ひ者坊主也、七半時前相濟、右内迄御請申上置退、此間内方腹合不佳、時々腹痛も致候ニ付、退掛森岡へ寄休息いたし日暮を待、保養旁歩行ニ而歸、出掛者勿論駕籠之者を雇出ル

○十日、壬申、雨、有風、午後晴、涼、夜前以来腹中別而不佳ニ付今日者出勤不致、其段紙面を以同勤ニ及案内、杉岡文績を申遣、乞葉加減、瀉劑を投、夕方兩三更瀉

73 六月

十一日、御当座御法事ニ
付海蔵寺江左之通御香奠
献備

鳥目式拾定

右杉原幅紗包、角取片木
据、下札杉原姓名を認、
是先例也、仕立者御用部
屋へ頼、回し方者御目付
へ頼候也

十二日、今日於正清院
*
惇信院様百回御忌一朝之
御法事有之、右近様御寺
詰被成、御名代者主水様
御勤被成候由也

十五日

月蝕四分半

有之、心下之痛少和也、今日御速夜御法事、善大夫・益之丞被詰、明日者予・雅登
御寺詰被仰付居候得共、乍不本意御断申出、雅登江紙面ニ而及案内也、夜雨

十二日、癸酉、時々雨、涼甚、夜中も度々瀉有之、心下大ニ快候得共、惣体不佳候
故終日平臥、夕文續来診、心下余程透候旨申、昨日者熱も少々有之候へ共、是又大
ニ減候段申也、今日於海蔵寺御当座御法事無御滞被為濟候由、旦那様・出衛様御詰
被遊、同勤も予煩ニ付雅登・益之丞被詰候由也、大島五兵衛予不快為見舞入来、渡
辺方も使来

十二日、甲戌、雨、冷氣也、朝矢野犀右衛門・平野伝右衛門・松本良伯見舞入来、
今日者腹中大ニ和、快方也、夕杉岡文續来診、大ニ宜敷由申也、森岡万之進來

十三日、乙亥、晴、暑し、夕曇、遠雷両三声ニ而止、岩崎常介・三宅内外見舞入来、
午後蓐を徹、夕文續来診、夕弥快ニ付為窺御機嫌罷出、出衛様昨夕以來御熱強、
御難儀被遊候御様子ニ付、為伺御機嫌罷出、午後御発汗被成、其後者大ニ御熱も御
醒被成、御宜敷方ニ被為在、其後者御膳も少々被召上候由也、御目通も仕ル也

十四日、丙子、雨、涼、氣候如中秋後、腹分弥快、出衛様御容子石井寿兵衛迄伺、
今日者益御快方ニ被成御坐、御膳等も能被召上候由也、夕辻清人・森岡万之進見舞
二入来

十五日、丁丑、曇、涼甚、後有蒸氣、早朝出勤、九時過退、御趣法役所へも朝之内出
ル、夕堀尾膝中を訪、附足輕夏御貸米渡、米佃田打米石ニ付百四拾五匁之由、先
日頃者上米百七拾匁迄も騰候由之処、土用前方之天氣ニ而及下落候由也

村上家乗 万延元年 74

十七日

御奥江

一重 〔したし物
なら漬瓜

一重 佐野の雪廿二

一重 大手饅頭六十

北御部屋江

一重 〔したし物
なら漬瓜

一重 葛饅頭廿五

以上

右

佐野の雪 三分取

大手饅頭 壹分取

葛饅頭 貳分取

廿一日夕七時四分

立秋

廿二日

来ル廿六日方御小姓組並
以上之面々月代剃候儀不
及用捨、但六丁目御附之
輩ハ其儘用捨之旨被仰出

○十六日、戊寅、曇時々微雨、熱、早朝出勤、九時退、〔此砌之義故妙慶院江兵藏代

参申付、西向へも貞善祥月ニ付同人為参也、〔明日嚴島祭礼ニ候得共、当年者旅人等

も稀、在中之出杯も至而寡く、淋敷事之由、尤御供船者、少将様水主町御屋敷方御

覽被為在候ニ付、不残本川江回し賑敷候由也

○十七日、己卯、曇、蒸、今日申合候而予・雅登・益之丞方御奥并北御部屋江御朦中

御慰之品差出ス、善大夫者自分忌中故申合ニ不被加、何も当家ニ而調出入也、〔夕万

之進來、有合酒を饗

○十八日、庚辰、曇、早朝出勤、九時頃退

○十九日、辛巳、曇、暁雷鳴、早朝出勤、九時過退、〔松田健蔵問安入来之由、〔京都

高謙院様より此節御中陰中ニ付御尋与して刻昆布一袋頂戴仕ル也、告于廟、〔留守中

島本広右衛門殿来儀之由被申置

○廿日、壬午、曇後晴、暑厳也、〔今朝全六時之御供揃ニ而御宇衛様海蔵寺江御参詣被

遊候ニ付、為御供罷越、尤澄源院様江旦那様御代参も被仰付、兼而相勤也、四半時

過被為入、御次江罷出、御代参相勤候之段御直ニ申上、御奥へ出、老女迄御機嫌伺

退、今日者御本供故上下着也、供列若党兩人、其外例之通、長髮中故駕籠ニ而御供

仕但切棒也、駕籠之者も看板着也、〔夜中堀尾善大夫私用内談事有之、被参

○廿一日、癸未、晴、熱甚、土用以来始而之炎熱也、〔早朝例時出勤、午後退、〔予腹部

両三日弥覚快然、〔夕立秋、〔夕有地鳴、覚微震、〔夜半又有地震

○廿二日、甲申、晴、炎熱、尤朝暮者有清風涼、〔早朝例時出勤、九時過退、〔西向寺江

75 六月

廿七日

来月朔日方仕掛之普請
作事不及用捨旨、尤諸稽
古事者御中陰之間用捨有
之候之様被仰出
六丁目御附女中も来月
朔日より髮結候而不苦旨
も被仰出也

兵藏代参申付、予此節者弥快候ニ付今日限ニ致退葉也

○廿三日、乙酉、晴、炎熱、朝者涼、今朝御両家様共御朦中御見舞与して御出被成候
処、善大夫頼ニ付扣ニ出ル、追々ニ御出被成候ニ付予者御出回ニ不及して退、丹羽
庄司為問安入来之由、木野乙松先日来不快之由ニ付見舞使遣^会、先居合居候へ共氣
遣候趣也、夕万之進來、水谷方使来、精進酢食を被惠

○廿四日、丙戌、晴、朝涼後熱甚、早朝例時出勤、夕九時過退、西向寺江兵藏代参
申付

○廿五日、丁亥、晴、早朝涼、午前方炎熱尤甚、早朝出勤、午後退、今日者表向御
初月忌ニ付、御先例者いつとも御用人江御代参被仰付候義ニ付、当度其御手組ニ
而予今朝海藏寺江罷越候管之処、至夜前急御参詣被遊候事ニ被仰出、依之御代参相
勤ニ不及候也、御代参なれば御回向中相詰候例也

○廿六日、戊子、朝曇、涼、今朝方長髪を除也、今朝長髪を除候付、右近様江罷出、^(浅野)
久姫様御朦中御機嫌を窺、最早右近様ニ者一日之御遠慮限ニ而御忌不被為有候事故、
急度御悔与申而者不出、平服ニ而伺御機嫌候を主与して出ル、嘉永三年之節も右之
通也、御客对深町真喜太、退出掛妙慶院へ参ル、御供ニ而帰着後初而参ル也、家小
此中少々腹合悪敷之処、昨日方後重之気味有之、熱も有之候故杉岡文績を迎診を乞、
為指事ニ者無之候得共、大分熱強候間、様子ニ寄痢疾様之事ニ共可相成、何様夫ニ
しても輕事之由申、葉を投、午後炎蒸、夕遠雷

○廿七日、己丑、朝涼後炎威強、早朝出勤、九時過退出掛北御部屋江御朦中為窺御機

村上家乗 万延元年 76

二日晝後、松原遠野^{*}弥殿屋敷裏、野竈之側塵芥燃揚候由ニ而、一旦騒動之体ニ有之候処、速ニ鎮ル也

嫌雅登・善大夫一同ニ罷出ル、尤予者出衛様御逢被成、八時江過下ル也、家小昨夕方夜中者熱強く困候へ共、今晚以來熱醒大ニ快、夕文續来診、案外ニ宜旨申也、朝西向寺江兵藏代参申付、夕遠方雷鳴

○廿八日、庚寅、晴、炎熱、早朝例時出勤、九時過^(ママ)、御宇衛様御有合之御品ニ而御細工ニ被遊候由ニ而、麻之胸当千代雄槌江極御内々拝領被仰付、八十野方文ニ而為持来、御請厚申出ル

○廿九日、辛卯、晴、炎蒸尤甚、朝御用向有之、為申值御館江出ル、今日海蔵寺御代参予回之処、来月二日御四十九日御取越御法事之御寺善大夫回之申合ニ而差替ル、予者御当座之節不快ニ而得御寺詰不仕候故也

○卅日、壬辰、晴、炎蒸、早朝例時出勤、夕八時過退

七月 小

○朔日、癸巳、晴、炎蒸甚、早朝出勤、夕八時江過退、堀尾方内仏并寺江^(衍カ)被納候純忠院位牌之文字を被頼、書して進スル也、旦那様方佐伯郡能美島飛渡瀬村ニ而民三郎、加茂郡三津村利助与申船乗、江戸大回船十五人之乗合ニ而、去々午十一月奥州へ回、常州沖方漂流、亜墨利加辺迄参り、去冬帰り候由之書付写一覽被仰付

○二日、庚午、晴、炎熱酷烈、夕遠雷、夜有電、今日澄源院様御四十九日御取越御法事、去月廿九日之記ニ有之通ニ付、朝六時出宅、海蔵寺へ罷越、供列者御代参之節之通り、尤今日者御用掛ニも無之、御代香等も無之候故、駕籠之者者自分雇ニ而参ル、

77 七月

〔六日、下女此間以來不快、全瘡之様子ニ付下宿養生為致也〕
 〔七日
 処暑

- 且那樣・出衛様御參詣、初座方御詰被遊、右ニ付作舞事者何も御用掛之通相替義無之、出衛様ニ当候而者御送迎初、且那樣〔虫指〕御同様也、初座金剛般若、後坐楞嚴遊行、九時頃相濟、御斎頂戴仕、其前ニ自拝も仕ル、僧中并御寺詰之面々江御斎出候節〔同之〕揆〔虫指〕出候義も並御法事之節〔同之〕様也、夕八時帰宅、御館江も例之通御次迄出ル、尤且那樣・出衛様ニ者日中を御寺ニ而御避被為入候ニ付、予等者御先へ下山仕候也、〔御奥方昨日右近様方御到来之西瓜御分賜被仰付〕
- 三日、辛未、晴、炎熱、夕遠雷、〔朝例時出勤、夕八時比退、〔夜戒善寺方去ル晦日之日付ニ而、妙慶院猛暑病氣養生不叶、遷化之旨為知来ル也、〔夜涼〕〕
- 四日、壬申、晴、秋炎強、時々雲出、夕纒雨、〔朝例時出勤、夕八時前退、〔水谷伯母氏朝方御出、夜中御帰被成、〔清人・万之進入来之由、〔妙慶院江使を以吊〕〕
- 五日、癸酉、晴、秋暑強、〔朝御用向有之、御館へ出ル、〔京都高謙院様方時候御尋与して索麵五十頂戴仕、幾田方大島五兵衛へ例之通り来、御請五兵衛迄申出ル〕〕
- 六日、甲戌、晴、秋炎稍寛、〔早朝例時出勤、九時退、〔妙慶院葬式今夕八時之由ニ付、使者を以葬ニ可使会、御中陰中ニ付其義及用捨、今朝揆摺旁使を以見舞申遣入也〕〕
- 七日、己亥、晴、朝夕稍寛涼、〔七夕ニ付御中陰ニ候へ共御役所廢事也、〔朝西向寺江兵藏代參申付、〔兵藏并砌之油石灰を直入、〔今日処暑也〕〕〕
- 八日、丙子、晴、午後蒸熱甚、〔夜万之進來〕
- 九日、丁丑、晴、午後前方曇、蒸氣強、〔朝例時出勤、九半時頃退、〔久野八十助入来之由、〔万之進來、盆前難渋ニ付借銀之事頼居候由也〕〕

村上家乗 万延元年 78

○十日、戌寅、晴或曇、時々有風、蒸甚、早朝例時出勤、尤今日御遺物之達事有之ニ付、麻上下着ニ而出ル、六丁目御附御用達山崎右内、御品物坊主ニ為持席江来、左之趣被達

周防様御在世之内被仰置候趣ニ付、為御遺物此御品被下置

右御品者紙襖ニ包、上ニ御品書有之、広蓋据也、則進而拝承之御品物を戴、品々御遺物拝領仕、忝仕奉存候、乍併誠ニ不存寄義共奉存候、御請之義厚宜相頼候旨申述、且御品物者宜取計被吳候様相頼、右内へ戻ス、同勤も皆々同様也、跡ニ而相互ニ御請申述、吳々不奉存寄段共々及歎息也、夫方為御請御次江出、御用達吉本恒之丞迄厚御請申述候、御奥江者為窺御機嫌罷出候序ニ無屹老女迄御請申述候也、御遺物被下候知行格以上之面々江於十畳敷予申達、御小姓組之分者月番雅登被相達也、先年健徳院様之節者御家司・御用人・御附之面々、御側辺計江御内々之御趣意ニ而被下候得共、当度者知行格已上者外様迄不殘、御小姓組ニ而者御目付役迄御先格之通り被下、且向ニ寄候而者御品数も先年方者増候而被下、予等拝領之御品も一品多く被下也、夕八時過退、前時拝領之御品、宅へ坊主ニ為持差越くれ有之、帰宅之上猶謹而頂戴、告廟、家内江も拝見為仕也、左之通

花色御熨斗目 一

同小紋立門御裏付上下 一具

黒縮緬御替御羽織 一

茶字御裏付袴 一下

79 七月

十二日、御家来中諸事穩
便被仰付候処、来ル十六
日方不及其義旨、且六丁
目御附之御小姓組以上、
右同日方月代剃候而不苦
之旨御移檄出ル也

十六日

一御暇 老女 菊尾

御祝義銀壹枚

一御暇 老女格 たつ

御祝義銀三十枚

一每歲銀拾枚宛

右同人

右澄源院様御在世之中、

御側向首尾能相勤候ニ

付右之通生涯被下之

一御暇 女中 たみ

御祝義金貳百疋

一同 もと

御祝義銀五兩

猶又山崎右内方紙面を以、前時被下置候御遺物之外御内々被下之候旨ニ而、左之通
為持来、則頂戴、御請返書ニ申出、告廟、何れも江拜見為仕也

黒袖御綿入

宋琳画御掛物

白石獅子置物

南京菓子鉢

夕万之進來、同人も今日御遺物横麻御上下一具拜領仕、猶別段御内々ニ而御掛物一
戴候由、右者畢竟時ニ取御下屋敷御用向等相勤候ニ付而之御趣意之由也、夜木野一
馬見舞与して入来、酒を出入、万之進も一緒ニ咄又也

○十一日、己卯、曇、午後雨、甘也、残炎俄醒、夕方風吹、入夜不至強、夜中蒸、秋
露祥月ニ付、朝西向寺へ兵藏為參也、夜半後風止

○十二日、庚辰、霽、朝蒸後俄涼、例時出勤、御用向多、夕七時過退、夜万之進來、
有風

○十三日、辛巳、晴又曇、時々有風、涼、始覺秋色、今日方盆中諸役所廢事ニ候得共、

有風

上使御入来ニ付早朝方出、夕八時退、左之通上使有之也、御年寄之分雅登御送迎罷
出、其余者皆共送迎者無之也

御悔之御使者

御香奠之御使者

御膝中御尋之御使者

御年寄

御騎馬頭

同

* 関蔵人殿

* 井伊藤蔵殿

* 天野保之允殿

右者不残六丁目御附女中
也、中居・半下も同様ニ
今日御暇出ル也

〔今日御忌明ニ付、同勤一
同申值候而御精進揚与し
て御肴一鉢内々差上ル、
*天保度ニ者御硯蓋差上候
趣ニ候得共、温氣之砌故
御鉢肴ニ致ス、嘉永度之
例也

交肴 鯛 鯛
あこう 一
牛尾魚 一
代銀拾三匁四分也
出衛様へも先例者無之候
へ共左之通左之差上ル
鯛一尾
代六匁五分

〔十七日、澄源院様御忌日
五月廿日ニ御改被成候之
旨被仰出也

〔右御香奠御先例者銀十枚之処、御大俵中ニ付七枚ニ相成、御膝中之御尋御菓子被下
処相止候由也、〔右御請岡本大五郎殿主馬・田上勇助殿御頼ニ而御年寄衆銘々宅江被出
也、右両人之衆江前後挨拶ニ出ル、今一人御頼之処段々差間有之、兩人ニ而御濟せ
ニ相成也、今一日ニ三御使者湊候義者此度御発例之様ニ被考也、〔夜西向寺・妙慶院
江兵藏遣し、如例燈籠を為点、尤当年者御中陰中故一緒内并知音之墳墓等江燈籠を
供候義者不致、其内木野要精院殿江家小方燈を献、代参申付ル也、兩親者格別之故也
○十四日、丙壬午、晴、涼、〔澄源院様御四十九日御不参ニ付、海蔵寺江御代参相勤、黎
明方罷越、巳鼓前帰宅、如例御館江も出、其節昨日御茶の子餅頂戴之の御請ニ御奥へ
も出ル、〔夜兩寺へ兵藏点燈ニ遣ス、〔万之進來

○十五日、丁癸未、曇後晴、涼、〔早朝妙慶院・西向寺江参詣、諸墓江拜ス、当年者他之墳
墓江者不詣、〔今朝海蔵寺江も拜参之積ニ有之処、天氣合難定候故不能其義也、〔夜
亥鼓頃東方出火、氣御城を拈而見ゆる、早速出ル、東穢多村之由相聞候故引而帰ル、
〔夜兩寺江兵藏遣し燈を点ス

○十六日、戊甲申、晴、涼、午後者秋暑強、〔朝例時出勤、夕九半時頃退、〔慈君朝方辻江
御出被成、〔兵藏当季も其儘勤度旨願出、承届、〔下女瘧疾快、今日方帰、同人も其
儘当季も勤る也、〔妙慶院へ今日者参詣怠る也

○十七日、己酉、晴、午後秋炎甚、〔御年寄梶川讚岐殿江戸帰ニ付御意被申参候ニ付、
五時過出勤、四時頃退、〔表之方御長屋方渡辺迄、先達而帰着後何角之挨拶ニ参、平
野伝右衛門方ニ而者当春御切米御増、本格被仰付候御をも述る也、〔八島氏・杉岡文

81 七月

〔昨十六日夕始而魚物を食也〕

〔廿二日〕

白露節

〔廿三日〕

来ル廿六日秀山智英童子十七回忌ニ付、妙慶院へ左之通今日相備、同日朝輕回向取計被呉候様口上ニ而頼遣ス也

作善料 銀壹兩

靈俱米 精式升

塔婆料 銀壹匁

〔去ル十八日御用如左〕

一 御役御免

銀壹枚御祝義

山崎右内

一 知行格

岩崎常介

岩崎常介

〔積江、盆前葉謝延置候ニ付、今日為持遣ス也、〕千代雄槌誕生日之祝延引ニ成居候ニ付、今日小豆飯を製、祝する也、〔岩崎常介方明日四時御用召を蒙候之旨為知差越也、為見舞使遣ス也〕

○十八日、丙戌、曇、朝雨後晴、〔例時出勤、九半時退、〕今朝御用召有之、如頭書岩崎常介・小島左源太吹調ニ来ル、矢野犀右衛門も挨拶旁ニ来、〔岩崎・高木江使を以、〕
〔歎申遣ス也、〕夕白神社江詣、堀尾氏寺因伝寺江參、水谷・木野江何角之挨拶ニ行、木野ニ而酒出、入夜帰ル、島本広右衛門江も春来度々来儀、且子息江戸立前暇乞来儀之挨拶ニ參、申置也

○十九日、辛亥、晴、秋暑、〔例時出勤、九時過退、〕井口喜久馬京中何角之挨拶ニ来候由、〔夕方岩崎へ歎ニ行、〕残酒を被饗、大島五兵衛・長武左衛門・星野武平次等も参り合也、〔且那樣今日御登城、并三之御丸江も御出、御忌明ニ付何角之御礼被仰上、〕夫方御両家江も御出被遊候由也、〔夜雨、電光多〕

○廿日、戌子、時々雨、涼、〔秀山智英童子当年十七回忌正当ニ付、〕昨日妙慶院へ兵藏遣し墓所を為磨也、〔辻清人入来〕

○廿一日、己丑、晴、有風、夕曇、蒸、〔例時出勤、九半時退、〕裏御多門内不残江帰着後何角之挨拶ニ行、〔堀尾善大夫方、亡父純忠院当坐法事之節御時合中ニ而案内等も得不致、明日命日ニ付今夕寺を招候積之由、依之極夕寛々咄ニ参候様ニとの義噂有之、七時過方行、渡辺雅登・佐藤益之丞・矢野犀右衛門、御用部屋御小姓組以上会、膳酒出ル、上下着ニ而行、内仏拝為濟候上、挨拶ニ随上衣者脱ス、〕及深更豪雨

但勤向本役之通、尤御

知行所引受并支配向之

義者被差除

一 矢野犀右衛門

右岩崎常介へ前段之通被

仰付候（毎々）二付、自今御知

行所之義并支配向之外御

用向者成丈同人江委置、

平日專御趣法役所へ出勤

同所御用向厚申談候様被

仰出

一 御趣法役所

一 出勤二不及

柱辰馬*

一 割奉行兼帯

一 御役料並之通

渡部廉之助

一 御奥詰

一 御免

一 御祝義金貳百足ツ、

鱸兵馬*

渡辺四郎右衛門

井口喜久馬

如建瓶

○廿二日、庚寅、霽、涼、朝例時出勤、九時過退、西向寺江兵藏代参二遣入、今朝

辻清人入来、明夕閑暇二候ハ、緩々咄度二付参候様申置候由、石井寿兵衛・矢野犀

右衛門・大島五兵衛・三宅内外・高木来助・平野伝右衛門・山田多喜登・星野武平

次等京都土産贈候謝入来之由

○廿三日、辛卯、晴、涼、秋色正新也、辻江今夕之招繁多之故を以辞し遣入也、三

宅吉左衛門・岩崎常介・星野幸次郎・吉本恒之丞等土産之謝入来、常介者此間歡二

参候謝も兼而入来也、於明星院御屋祈禱之御供物頂戴仕ル、五月之御定例之分也

○廿四日、壬辰、晴、涼、朝例時出勤、夕八時前退、西向寺江兵藏代参申付、地藏

尊御祈禱之御供物頂戴被仰付、御用達方長束千甫を以為持差越、謁而御請申返入也、

長武左衛門土産贈謝二来也、夜亥鼓前出火之由、騷候二付早速出ル、鉄炮町超覚

寺下隣小鷹狩小源次殿屋敷志軒焼失之由也

○廿五日、癸巳、晴、涼甚、例時出勤、夕八時過退、出掛堀尾へ此間之謝二行也、夕

森岡弟婦来、酒を饗入、夜前方高木へ来候由也

○廿六日、甲午、曇、涼、後晴、秀山十七回忌正当二付、朝妙慶院江兵藏代参二遣し、

回向中詰、代香も為勤也、御奥方天満宮御法楽之御供物頂戴被仰付也、渡部廉之

助此間土産贈候謝入来、未鼓後出、一井嘉内へ先達而江戸帰着之歎、松村弥助殿江

一昨日近火之見舞二行、神田八幡宮江過日從京都無滞帰着之御礼参詣致入、池田加

賀守江も何角之謝二行、達而留酒を饗入、先達而頼之息主税烏帽子を土産二贈候謝

83 七月

一 御小姓組本格
御切米一石御増
勤向唯今迄之通

小島左源太

一 御歩行組御雇
式人扶持

来助倅

高木平太郎

一 御勘定所詰
御銀方

松尾茂三郎

一 御歩行目付
御先供頭取兼帶

桑原嘉東太

一 御切米四石
式人扶持

御歩行組並御取立
御作事諸品方

源右衛門跡目
吉田喜平太

一 渡部廉之助
御多門へ

岩崎常助

常介御多門へ

渡部廉之助

右之外足輕以下も六丁目
附者皆々役差免ニ而御上

厚申居る也、夜万之進來話ス、夕方雨

○廿七日、己未、雨、蒸、朝例時出勤、夕八時頃退、長喜大夫春来水腫ニ而長病之
処、養生不相叶夜前死去之由ニ付悔使遣ス、葬式者夜前已ニ済候由、西向寺江兵蔵

代参ニ遣ス、森仙太郎妾昨日致病死、今晚病氣建ニ而不浄門通寺江送候由、辻清
人入来之由、今日主水様海蔵寺江御参詣被遊候由、御寺詰ニ者雅登被相越、堀尾
善大夫腹痛之由ニ而今日出勤無之、見舞使遣ス、夜風吹

○廿八日、丙申、雨、蒸、朝例時出勤、九半時頃退、岡島平之進・森光太郎産母之
喪、使を以吊

○廿九日、辛酉、雨後晴、朝海蔵寺江御代参相勤、尤予回りニ者無之候得共、佐藤頼
ニ付勤る也、途中暴雨、雷も鳴、四軒屋ニ而暫時雨を避、帰途者雨罷、当年者稻・

綿共土用以来天氣能候故、殊外見事之様子也、稻穂者已ニ離々たり、高井村・石内
村昨日御蔵付致候由、近年ニ無之見事之米也、京都幾田方之状届、同処者去十一日

大風ニ而瓦も飛候程ニ有之候由也、左之通御移書出候也

一当九月大光院様三回御忌ニ付来月へ御取越、八日方十日迄御法事御執行有之候間、
諸事穩、火之元別而念入候様ニとの義、例文一通

一別紙相触候通御法事有之候処、来月六日・七日少将様方も別段御法事有之候ニ付
銘々其心得可有之との義一通

一来月七日・八日温恭院様御法事有之候ニ付諸事穩便、火之元念入候義一通

村上家乗 万延元年 84

屋敷江御戻し也

八月 大

朔日

○朔日、壬戌、晴後曇、蒸、夕雨、当月予月番受也、朝五時頃出仕、御登城前御祝詞

一障子紙 五状

申上、夫方出衛様・御宇衛様江之御祝詞、例之通夫々御目見被仰付也、朝森岡万之

一石州西田葛 一斤

進為祝詞来、祝酒を饗候由也、於京都幾田・朝尾彦造・山田十兵衛等江書状出入、

高謙院様江

貫名先生江も書状出、夫々挨拶之贈物いたす、高謙院様江も鹿抹之品差上候也

一煎海鼠 壹斤半余

○二日、癸亥、雨、涼、午前方時腹痛、瀉有之、困候付臥、夕杉岡文磧を呼乞診、菓

貫名江

を投、全不化氣候之感觸、為指事二者無之由申、極夕方痛瀉共罷、右二就今日御機

一同 壹斤

嫌窺堀尾を頼、出ふ也、堀尾後室何角之謝二被来、夜亥鼓前方家小吐瀉徹敷困る、

朝尾彦造へ

又文磧を迎来診、是又予同様為指義二者無之由申、菓を投、夜半後方吐瀉共追々居

一小半紙 貳束

合也

山田十兵衛江

○三日、甲子、雨、冷、予・家小共今朝者快方、予者別而快方二者候得共食を減、致

三日、長武左衛門方当坐

撰養居、且頭未治候故出勤不致、同勤へ及案内、夕文磧来診、夕万之進見舞二来

法事之由二付、等覚院江

○四日、乙丑、雨、冷、予弥快二付例時方快出、御表・御奥共御次江出、御機嫌を窺、

代参遣し香を供

夕八時過退、岩崎良之進為見舞入来、桑原吉郎二方末女不快之処、養生不叶此間病

死之趣為知之伝言有之し由也、今日從旦那樣、澄源院様御自詠之御短冊一葉御内々

拝領被仰付也、告廟、謹蔵する也

○五日、丙寅、雨、寒、朝為窺御機嫌罷出、朝辻清人入来、今日緩々咄二参候様申、

先達而も其噂辞候二付今日者諾又、夕岩崎常介入来、御用談也、夕申鼓前方辻へ

被招参ル、佐藤・々川江帰着後何角之謝二行也、辻二而酒鮓之饗あり

85 八月

御皿 あふらあけ
せんまる
大根
 御汁 結かん瓢
しる茸
豆ふ才
 御飯 青み
 御香物 葛に 玉ふ
 御坪 いわたけ
さと辛
御生か
 御平 飛龍頭
椎茸
にんしむ
牛ぼう
水菜
輪袖
 御菓子 やき饅頭
卷せんへい
なつめ
 以上

九日

秋分

早

すわへ

○六日、丁卯、霽又曇、去月廿六日以来始而霽明也、蒸気あり、朝例時出勤、夕八時過退、沢崎幸右衛門土産物之謝入来、矢野犀右衛門夕方入来、御用談あり、夜慈君辻方御帰被成、お竹も付来、宿、夜善大夫被来、御用談也、万之進も公事ニ付来、杉岡文碩来診
 ○七日、戊辰、曇、暑し、今日方御役所例時出勤ニ復候付已鼓頃出勤、夕八時過退、西向寺江兵蔵為参也、中津屋之婿伊作来、去ル二日はつの安産、男子出生致候由也、酒飯を饗返ス、地御前吉助男子先達而海ニ溺れ死候由也、出衛様此間方又々御風邪、余程御熱も被成御坐、全御軽疫之御様子ニ而御難義被成候由ニ付、出勤掛為窺罷出、夜前以来者大ニ御快方、御粥等も少々宛被召上、何分先達而之節方ハ御輕キ御様子也、夜微雨
 ○八日、己巳、曇、暑し、今日松栄寺江御名代御焼香御勤被遊候ニ付、四時頃方出仕、御玄関江御送迎罷出、四半時頃御出、九時過被為入、退出、北御部屋ニ為窺罷出ル、何様少々者御快方ニ被成御坐候由也、夕堀尾善大夫被来、松本良伯も来、御用向也、出衛様御容体何分ニも格別之義ニ者不診候之由同人申也、辻おたけ今夕帰ル、兵蔵送り遣ス
 ○九日、庚午、曇、蒸、利田廟御祥月、如恒規宿戒・晨興・礼服・献膳・献菓子・献茶・墳墓遥拜、何も無滞相濟、秋分也、例時出勤、夕八時過退、夕万之進来、夕方涼
 ○十日、辛未、晴、涼、国泰寺江為御寺詰御出被遊候ニ付、暁六時頃出勤、夜明頃退、

十三日

一 式人御加持持
御出頭

名倉求馬

一 御出頭定加
御免

御祝義式百疋

菅馬之進

一 御用達
御膳番兼帶

石井寿兵衛

一 老人御加持持
知行格

出衛様御側方
頭取

鱸兵馬

一 御小姓組本格
御奥附

中根栄藏

一 御勘定所詰
御紙方等方兼帶

長束清次郎

一 奥田政次郎御多門へ
御替被下

佐藤益之丞

益之丞屋敷へ

伊藤徳之助

又例時出勤、夕八時退、秀山祥月、慈君妙慶院へ御参り被成、近頃洋銀同位之銀を以吹立被仰出与申分之新一分銀并新小判一判等追々通用之処、一分銀者甚症合不好候故、近頃上方筋二者式朱ニ取引致し、夫故諸売買物者古吹金なれは何程、新吹金なれば幾程与申様ニ相場高下有之、人氣殊之外不居合之由、依之米価も日々騰貴、此節上米石ニ付百七拾匁余、麦百卅匁程致候由、何分不穩御時合也

○十一日、壬申、晴、涼、午時北御部屋江為伺御機嫌罷出、出衛様御同様何分最早格別之御様子二者不被成御坐御様子也、御目通も仕ル也、御館江も為窺御機嫌出ル、夫方丹羽庄司・八島周伯老留守・桑原吉郎二・長武左衛門を訪ふ、丹羽・八島者旅行以来之謝、桑原江者右謝并此間末女病死之悔、長江も悔二行也、桑原二而被留暫話ス、酒出ル、十五日ニ尚補記あり

○十二日、癸酉、晴、冷、例時出勤、夕七時前退、夕遠野弥殿来儀、謁ス、金子先生徳之助易学啓蒙纂要開板之発起有之趣ニ而、入用金子之義ニ付有内談也

○十三日、甲戌、曇、午後雨、例時出勤、夕八半時過退、今日御用召有之、石井寿兵衛・岩崎常介吹聴ニ来、此方方も使を以欲申遣ス也、夕宅御用有之、長束市郎右衛門也、加席御目付山田多喜登、今日江波江島本流棒火箭為御稽古御出被遊、十八丁を被遊候由、慈君辻へ御出、千代雄榎も行、夕方歸る也

○十四日、乙亥、曇後晴、涼、午前御機嫌伺罷出、北御部屋江も出ル、出衛様少し宛御快方ニ被為在候御様子也、石井寿兵衛・岩崎常介江欲ニ行、奥田政次郎江御多門替見舞ニ行也、鱸兵馬吹聴・頼旁ニ来也、波多野権祐帰着之欲旁ニ来ル、酒を出

87 八月

德之助御多門へ
 山崎右内
 右内御多門へ
 石井寿兵衛
 寿兵衛御多門へ
 岩崎常介
 常介御多門へ
 鱸兵馬
 兵馬御多門へ
 小島左源太
 左源太御多門へ
 山中十兵衛
 十兵衛御多門へ
 渡辺四郎右衛門
 四郎右衛門御多門へ
 奥田政次郎
 右之外足輕以下者略之

又、尾道三島屋娘お百合昨年倅鶴松を連、同所町回り田中庫三与申者へ嫁し、殊外居合も宜敷趣、委細之様子相聞、大ニ致安心候由咄ス、田中庫三与申ハ右近様御家来之二男ニ而、尾道奉行薬師寺小兵衛殿江若党ニ付参り、同所町回りニ被抱候由也、
 〔夜月清光〕
 ○十五日、丙子、晴、順候也、〔例時出勤、八時過退、〕夜月佳也、〔十一日之補記、丹羽庄藏妻去月廿四日安産、男子出生、名伝吉与命候由、参而承ル也〕
 ○十六日、丁丑、晴、涼、〔早朝松本玄順来、夜前北御部屋へ罷出、今朝掛掛之由、出衛様御不例案内御手間取被遊候得共、何分ニも只今之処ニ而ハ少も御案申上候様之義ニ者不被為在候由、委細之御容体申聞也、〕御寄合ニ付早々出勤、夕八時過退、〔夕妙慶院へ参詣、寺尾源五郎殿先達而江戸方被帰候由ニ而昨日被来、一場角登殿明日江戸江被参候由ニ而昨日被来候故、夫々挨拶ニ参ル也、〕夜月色殊佳也
 ○十七日、戊寅、晴、涼、〔朝白島辺江帰着後之歛、何角之返礼、且八木喜真太継母之喪、名倉求馬此間御役成之歛、佐藤御多門替之歛ニ行、名倉ニ而達而留、祝酒を饗、辻江も寄、於竹昨夕以來熱有之、少々閉之気味も有之、氣遣候由、同方ニ而午飯を齧、帰ル、湯川兵馬殿へ過日急火焼并棗を被患候謝ニ参ル也、〕御館江為窺御機嫌罷出、〔出衛様先達而以來御不例、御膳等も御快不被召上候ニ付、今日同勤申合、御慰与して鯛生干五、寒曝鶏卵黄白ニ器御内々差上候也、鶏卵者堀尾ニ而製し被呉、〕
 〔渡辺雅登湿気ニ而難義ニ付被願候而昨日方半田村石風呂へ入治被罷越也〕
 ○十八日、己卯、晴又曇、〔例時出勤、夕八時退、〕夕見せ馬有之、御馬場へ出、〔慈君

夜從辻御戻被成、お竹先宜布候得共、いまた熱強候由也、高木来助家内此間方風邪熱強由承之、以使訪之、昨夕以来予頭痛ニ而困候処、今夕者大ニ快相成也

○十九日、庚辰、雨、冷、後晴、例時出勤、夕八時過退、朝万之進・甚吉郎入来、高木来助妻今午後病死之由為知有之、悔使遣入、病中急変、全衝心共之様子ニ承ル也、夜中同方葬式家来を会せしむ、寺者中島福寿院也、出衛様夜前以来時々御乾逆ニ而御困り被成候由、尤御熱乾故何も御悪候ニ者不被成御坐、御惣体者追々御快方ニ御医師中相診候之由、先奉安心也

○廿日、辛巳、晴、冷氣強、不順気也、皆襲衣而着、午時為窺御機嫌罷出、出衛様昨日迄者少々宛御快方之御姿ニ被為在候処、昨夕御下痢少々被為在、夜中御吐逆有之、今朝兩度御嘔吐被為在候処、後之御吐後俄ニ御衰弱之御容子ニ被窺、御脈状御引立不被成、御医師中も甚奉案勞之趣ニ付、御館方退出掛直ニ為窺罷出、全夜昨夕以来之暴冷ニ御当被成候御様子ニ被伺候趣御医師中申聞、何分些奉案思候御容体ニ付、大島五兵衛・平野伝右衛門を呼、御用向申談義有之、右ニ付午前堀尾善大夫も被来、夕桑原吉郎ニ入来、酒を饗ス、夜北御部屋へ出、一応退、又夜半方出、曉七時過出火ニ付退、今晚小川道仙老被出、後又津川元敬老・高橋文良老も被出、皆々御難症之趣ニ被申上、元敬老始而応対スル也、今夕早速明星院ニ於て重キ御祈祷御頼被進也、出火ニ付早速致出場候処、案外遠方、仁保島辺之趣ニ付無程引取也、御部屋江者曉方善大夫被詰

○廿一日、壬午、晴、冷氣強、例時出勤、出掛北御部屋へ出ル、出衛様其以来先御居

89 八月

御皿 香たけ こんやく
 油あけ れんこん
 大こむ
 けむ
 白味そ
 御汁 椎茸 苞豆ふ
 青み
 御飯 御香物
 葛煮 玉麩
 岩茸 干瓢
 卸生姜
 御平 牛房 人参 松茸 椎たけ
 ひ龍頭 青み 輪柚
 御菓子 焼まん頭 卷せんへい ぶきよせ

廿四日

寒露節

同日早晨

すわへ

合、御同容ニ被成御坐也、夕八時過退、出衛様右之御様子ニ付、同役并益之丞申合、
 神田高良社ニ於て御速ニ御快全之御祈祷相頼、御初穂金子貳百疋相備、予方池田加
 賀守江頼遣入、差向御供米・御符差越、御札守者明朝差越管ニ付、先御供米・御符
 程夜中差出入、夜北御部屋江出、夜半後善大夫交代退、出衛様今夕以来御様子者
 案外ニ御宜敷、御医師衆もとふ歟御先頼母敷被存候由噂有之、少々奉安心也、今日
 も元敬老・文良老・道仙老・牛尾玄珠老・木原慎齋等罷出ル、道仙老者御執ヒ故夜
 中も被出、慎齋者夜中被詰也
 ○廿二日、癸未、晴、冷氣強、老者者綿入を服入、今朝西向寺江兵藏代参ニ遣入、例時
 北御部屋へ伺ニ出、直ニ出勤、夕八時過退、出衛様先御同容被成御坐候与申内、少々
 宛御善兆御見被成也、昨記之御祈祷之神策・御守護・御久米等今朝加賀守方差越、
 直ニ北御部屋江差出入也、夜中御部屋江出、夜半後善大夫交代退、今晚者牛尾被詰
 也、出衛様夜中少々稀粥を被召上也
 ○廿三日、甲申、晴、冷氣也、朝巳鼓頃為窺御機嫌罷出、直ニ北御部屋江も為何出、
 夜中以来も御同容被成御坐、先御居合御宜敷方也、慈君今晚御腹瀉、少々御熱も有
 之ニ付松本良伯診を乞、薬を投、予も少々悪寒有之、敗毒散を乞、北御部屋へ今晚
 者佐藤被出故、予者不出、夕方頭痛も有之候ニ付致用心、伺ニも不出
 ○廿四日、乙酉、晴、冷氣也、例時出勤、夕八時退、出掛御部屋へも出ル、先御同篇、
 夜中も御穩ニ被成御坐候由也、寒露節也、能称廟御祥月、今早晨祭祀如恒規相濟、
 西向寺江者就御用多不能参詣、兵藏代参申付、夜中北御部屋へ出、先御同容被成御

村上家乗 万延元年 90

廿四日

二御奥附兼帯
御免*

桑原内蔵二

右之通被仰付候へ共、為

御祝義毎歳銀三拾匁ツ、

被下置

一時ニ取御奥御用向をも

相勤候事

但御奥通り御免

一御奥附

井口喜久馬

一松井捨次郎

右自今致出勤候事

廿六日

取蚊

坐、子鼓前退、臥、今晩者小川道仙老・牛尾玄珠老被詰也、被仰付事有之

○廿五日、丙戌、晴、冷気也、例時出勤、夕八時退、出勤前北御部屋江出、出衛様先御

同容与申内、兎角少之御伸合も不被為在、追々御疲勞御加被遊候御容子之由也、慈

君夜前者又々御発熱ニ而、良伯診呉候処、為指義ニ者無之由申、今日者果而御快也、

夜半後北御部屋江出ル

○廿六日、丁亥、曇、暖、巳鼓後為窺御機嫌罷出、北御部屋江も出ル、今朝者夜明而御

部屋方退、出衛様益御疲勞強被為在候御容子、何とも奉案思也、夕又御部屋江為

伺出ル、御館江も御用向有之出ル、今夕堀尾善大夫被来、亡父純忠院存生中被持候

品之由ニ而、御染筆物短冊三葉、硯蓋一面、為遺物被贈、段々厚意之挨拶振有之、痛

入及厚謝也、昨廿五日朝高木来助方当座法事之由ニ付、福寿院江代参遣入、水谷

八十郎方来ル廿九日大寿院殿三回忌法事致候付、廿八日夕咄ニ参候様案内有之、茶

贈来ル也

○廿七日、戊子、雨、暖、朝有風、例時出勤、出掛北御部屋江出、出衛様今晩以来者案

外ニ御容体御宜敷被成御坐候由、尤御医師中方承候而者、御脈状等者一向御引立被

成御様子ニ者不被成御坐候由也、夕八時過退、今日西向寺代参申付候義怠也、夜

北御部屋予詰回ニ付極夕方出ル、夜半後雅登交代ニ而退、雅登石風呂入治昨日迄ニ

而被仕回也

○廿八日、己丑、晴、暖、夕寒、朝例時出勤、可致存所北御部屋方出候様申来、直ニ

罷出、出衛様今晩以来倍御陽脱、御衰弱之御様子ニ被成御坐候由、津川元敬老・高

91 九月

二日、当度者御家来中都
而者月代之用捨無之、御
附之面々計御三七日之間
月代用捨、女中者御二七
日迄髪直し、足輕以下者
御葬式済候迄月代用捨之
旨被仰出也

廿九日
冷気甚、衾炉を開

橋文良老・小川道仙老・牛尾玄珠老・木原慎齋被相詰、一応御目通ニ而御容体相窺、直ニ御館江出ル、九時過又御部屋江出ル、出衛様急ニ御容体被為替、何之御苦惱も不被為在、九二分頃御絶續ニ被為至、実ニ絶言語奉慨嘆也、直ニ御館へ出勤、入夜退、今日水谷速夜ニ被招候へ共、右御様子ニ付不能參、使を以断申遣、内仏へ花料呈ス、伝福寺江も明朝差間候故今夕兵藏為參、塔婆并香料を供也、西向寺江も昨日之怠代參申付

○廿九日、庚寅、晴、冷気也、早朝海藏寺江御代參相勤、巳鼓過歸、直ニ出勤、入夜退、澄源院様御墓五輪塔今日御据立調候由、御先例通り予等も石燈籠壹基宛献備、是者未据立不相調候由也

九月 大

○朔日、辛卯、晴、朝辰鼓頃出勤、入夜退、出衛様右之御様子ニ被成御坐候へ共、未御広メ無之故、賀日之服ニ而出ル、尤御居間御手付熨斗者不出候由也、夜中松本良伯入来、慈君者大ニ御快由申、予も兎角悪寒之気味有之故篤斗診しくれ候様相頼、邪氣者無之様ニ候得共、氣之閉塞故ニ可有之与申也

○二日、壬辰、晴、暄、昨朝之頃出勤、入夜退、出衛様先頃以来御病氣被成御坐候処、今晚以来追々御差重、御大切至極ニ被為及候段、巳鼓後席々江御達し有之、為伺御容体同勤一同ニ北御部屋江罷出、夕未鼓後出衛様御病氣御養生不被為叶、今午ノ下刻御逝去被成候旨御弘メ有之、則麻上下着御次江罷出、御用達迄旦那樣御機嫌

村上家乗 万延元年 92

四日
今日御葬送御牽せ之御馬者千里与申分、高金之御馬也、建仁院様段々之御志願ニ而御繫ニ相成候処、御朦中方御引続御不快等ニ而遂ニ一度御乗馬不被為在して、かく御供ニ御牽せ、誠ニ哀ニ堪ざる事也

相伺也、且那樣廿日之御忌掛ニ被為在也、右ニ付来ル廿一日迄諸事穩便ニ仕、火之元別而念可申、尤普請作事者七日之間用捨之旨被仰出也、此節世上疫癘流行ニ付、御家来中安全之為、神田八幡宮高良大明神ニ於、三日三夜之御祈祷御頼被為在、御家来中御步行列加以上者御札壹枚ツ、足輕以下者詰所々々江同壹枚被下候趣被仰出、一同奉感戴也、予も右御札一枚并疫神祭之御札一枚添頂戴仕ル也、今日も良伯来候由也

○三日、癸巳、曇、暖也、朝五時過出勤、入夜退、出衛様御逝去ニ付、御小姓組並以上御機嫌伺之御帳附有之、五時揃也、予謁ス、皆共者即日ニ御機嫌伺相濟候故、今日者御次江者不罷出也、夕八時為御棺拜北御部屋江罷出、御棺御居間ニ被成御坐、次之御間北方二枚目御畳ニ而拜仕ル、及落涙也、御法号左之通也

建仁院殿徳嚴道才居士

出衛君諱道積、字君修、澄源院殿道博公御妾腹、文政紀元寅歲御誕生、当年四十三歳、天性聰敏、兼文長、武弓鉄槍刀共極其奥儀、而鎗術其最所長、今御家頼中槍術盛行実君力所致、且平日御仁恕深、一同奉倚頼処、不幸而逝去、嗚呼天耶命耶、哀哉

○明四日朝五時御出棺、海蔵寺江御葬送之儀被仰出、夜万之進來、雨、温、慈君夕方発熱、御平臥被成

○四日、甲午、雨歇、暖、午前方快晴、今朝御葬送ニ付卯時出勤、五時三步頃御部屋方御出棺、御勘定所御銀蔵後ニ而御見立申上、披露御供之御用人堀尾善大夫、供者

93 九月

十日

霜降

五日
於江戸溝口様之御後室見
明院様先月廿四日御逝去
被遊候ニ付、今日方七日
之間諸事穩便、火之元念
入候様、仕掛之普請作事
者三日用捨可有之旨、且
右ニ付少将様来ル十四日
迄御忌中ニ被成御坐候旨
御触書出候趣、此砌之義
故席達有之也

若党袴股立、草履取看袴着ニ而連ル也、御棺無御滞相濟、御表・御奥共御次江出、御
機嫌相窺也、九半時頃退、御葬送之御供建者文化中主水様ニ而高堅院様御葬送之御
供建凡御同様、少々御取捨有之由也、高堅院様者仙之進様与申而大謙院様御弟君也
五日、乙未、晴、暖、慈君御熱一昨記之通ニ付、昨夕杉岡文磧申遣来、余程肌熱有
之候得共、為指熱ニも無之由申、葉を投、今日者大ニ御快方也、夕森岡弟婦来、万
之進も来ル也
六日、丙申、晴、冷氣、朝出勤掛堀尾へ先達而遺物被贈謝ニ行、例時出勤、夕七
時前退、杉岡文磧来、慈君案内ニ御熱解し候由申、酒を饗ス、家小も少々風邪氣ニ
而頭痛有之由ニ付診を乞、葉を投
七日、丁酉、曇、冷氣強、例時出勤、夕七時前退、出勤中御用達管馬之進御用所江
出、建仁院様御当坐御法事ニ付、来ル十日御非時被下候間、夕八時罷出候様被仰出
候旨被中間、御請申出ル、西向寺江兵藏代參申付、夜雨
八日、戊戌、曇、夕雨、寒、夕杉岡文磧来、慈君・家小共大ニ快由申也、夕万之進
来、酒を饗、御奥より御庭之栗頂戴被仰付拝領、告廟
九日、己亥、曇、暖、夕晴、重陽ニ候得共、此砌之義故祝式も無之、寂寞たり、千
代雄槌夜中以来発熱、風邪之様子ニ相見候故、杉岡文磧を呼診を乞、葉を投、大分
熱者有之候得共為指事ニ者無之由申也、御奥方松茸拝領仕、告廟、夜万之進来、酒
を饗ス
十日、庚子、雨、寒、千代雄槌今朝者少々熱も輕相成、氣輕也、例時出勤、夕七時

村上家乗 万延元年 94

十三日朝、右近様ニ而久
 姫様へ御悔・御機嫌窺旁
 罷出ル、平服ニ而出ル、
 遠江様ニ者最早昨日御忌
 明故御同方様御機嫌者不
 伺候也

今日旦那樣御朦中御機
 嫌伺与して、同勤并益之
 丞申値左之通り内々御奥
 へ差出ス也

一上松風 一箱

壹斤半入

一烏柿 五拾

右両品代合て拾六匁六分
 六厘也

退、々出掛直ニ北之御部屋へ出、御靈前拜仕、直ニ御非時頂戴仕、入夜退、四半時
 比海蔵寺御非時ニ被出、御回向有之候ニ付、其節北御部屋江出、御回向中御居間・御
 次之間へ脇指帶儘相詰、海蔵寺へ前後挨拶ニも出ル、御非時も同処ニ而出ル也、其
 後旦那樣御居間江同勤一同被為召、建仁院様御当坐御法事ニ付、今日者御非时被仰
 付、何れも江も被下候間緩々頂戴仕候様御意被為在、則謹而御請申上、猶於御次御
 用達中江も一応之御請御直ニ申上置候得共、尚御序之節宜敷頼候旨申述ル、右之節
 勿論上下着ニ而出ル也、千代雄榎今日三四度瀉之気味有之、夜中者胸悪敷様子ニ而
 困候付、文積申遣診を乞、何分熱者大ニ解し候へ共、腹中不和之事ニ可有之、尤此
 節専流行故自然軽キ痢湿様之姿ニ共可相成哉も難計、何分ニも為指事ニ者無之趣申
 也、今日島本広右衛門殿被訪

○十一日、辛丑、曇、寒、夕文積来診、千代雄榎大ニ宜敷、痢湿ニ者相成間敷由申也

○十二日、壬寅、曇、寒、例時出勤、夕八時過退、昨今建仁院様御当坐御法事ニ付、
 今朝方旦那樣御寺詰被遊、同勤者益之丞回ニ而被詰也、留守中波多野清太郎来、松
 田健蔵室并権助家内兩人とも此節病氣ニ而氣遣候由也、千代榎今日者瀉も留り、惣
 体大ニ氣軽、熱も大概除候様子也、三宅内外、慈君見舞ニ入来

○十三日、癸卯、晴、暖、例時出勤、夕八半時頃退、夕文積来候由、千代雄榎愈快、
 夜辻妹、慈君御見舞ニ来、三宅吉左衛門室も同姓へ見舞被行候由ニ而連合入来、酒
 を饗ス、慈君も一昨日あたり方大ニ御快方ニ付、直ニ一緒ニ泊掛ニ辻江御出被成

○十四日、甲辰、晴、暖、夕曇、朝海蔵寺建仁院様江拜参、澄源院様御墓御出来、始而

95 九月

廿日、右近様今日三原江
御越被成候由也

廿二日早晨
すわえ

御皿
香揚げ
れん根
青味

けむ

白味そ
粒しみる
御汁
結干瓢
青身

御めし

御香物

さわく
御坪
しめし茸
花ふ
おろし生姜
のつへい

御平
焼栗
油あけ
やさといも
へち柚

拜見仕ル、御立派ニ相調、御法号等之文字者金子徳之助殿、五行之文字篆書者御寺

ニ而調、尤内実者御寺方調出候分殊外不出来ニ付、予添削して認替差出候也、御先

例之通同役三人石燈籠一基宛献備、佐藤益之丞も同断、右姓名も徳之助殿書也、和

尚達而留、酒を被出、少々話帰、午飯も被出也、夜前木野方使来、慈君見舞也、尤

伯母氏少々水腫之気味ニ而御困被成候由申、依而家小今晚卒与見舞ニ参ル也

○十五日、乙巳、雨、例時出勤、夕八時比退、賀日ニ候得共、御忌中ニ付肩衣者不着、

平服ニ而出ル也、昨今二葉山御祭礼日ニ候得共御延引、十一月十四日・十五日御祭

礼被仰付候之由也

○十六日、丙午、雨霽、暖、朝妙慶院へ参詣、例時出勤、夕八時退、文積来、千代

雄槌弥快、最早熱も無之候間月代も前者剃候様申、尤腹今少不和処有之ニ付、葉者

其儘為服候様ニ申也

○十七日、丁未、曇、午飯後木野へ伯母氏見舞ニ行、酒出ル、水谷江先達而以来度々

挨拶事も有之ニ付卒与寄、北御部屋ニ而しつ頼越候義有之候ニ付帰掛出逢、水戸

前中納言様御逝去被成候ニ付、普請者一日、鳴物者七日停止之旨従公儀被仰出候趣、

并右姫君様御甥ニ付御内輪ニ於ても穩便可被仰出筈之処、従公儀之被仰出有之ニ付、

格別ニ不被仰付旨御移檄出ル也、但去ル十五日付ニ而夜前出ル也

○十八日、戊申、雨、暖、後罷、朝御奥方松茸五根拜領仕、告廟、例時出勤、夕八半

時頃退、半田边中九日祭礼、当年者昨日ニ相成候由也、夜暖甚

○十九日、己酉、晴、暖、例時出勤、夕八半時頃退、堀尾善大夫頭痛ニ而今日煩申

村上家乗 万延元年 96

御菓

焼まん頭
さわし柿

蜜柑

以上

夕

御茶

さくけ

いも飯

廿四日

一六丁目御屋敷番
兼帯

鱸兵馬

右兼而御多門替被仰付置

候処、其儘是迄之御多門

二可被差置旨被仰出

一 小島左源太

右渡部廉之助跡御多門へ

御替被下

一六丁目御屋敷番当分引

受之義御免

一御切米七石五斗
式人扶持

喜大夫跡目

長武左衛門

出有之、月番雅登被引受二付、御米銀予引受之

○廿日、庚戌、晴、暄、風呂を立、浴

○廿一日、辛亥、晴、寒、夕曇夜雨、例時出勤、夕七時退、尾道田中庫三来、申置帰

候由也、此庫三事去月十四日之記ニ有之也、湯川兵馬殿方烏柿十五被恵

○廿二日、壬亥、雨、寒、朝海蔵寺江御代参相勤、四時過帰、直ニ相詰、夕七時過退、

今日御忌明也、依而今日方神拜も始候也、今日誓円廟御祥月忌ニ付早晨祭祀如恒

規相濟、受安廟も配祀例之通、今日御忌明ニ候へ共、御両親様之外御精進落之差上

物先例不相見候故、此度者不差上也、久姫様江御悔ニ罷出候御挨拶、右近様御用人

中方紙面ニ而申参、御請返書ニ申遣又也、今日西向寺江兵蔵代参申付ル、善大夫

昨日方快出有之也

○廿三日、癸丑、晴、暄、御恒規之通御屋祈禱之御供物頂戴被仰付、坊主持参ニ付、

謁而御用達中江御請申返也、家小夜中木野へ見舞ニ参、宿、千代雄榎も行也、八

木喜真太忌明ニ付返礼入来

○廿四日、甲寅、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時頃退、今日被仰付事少々有之、夜

中家小従木野帰、千代雄榎者昼之内先へ帰、今朝出勤掛渡辺雅登江参、左之通及内

談、猶覚書ニして渡置也

私妹辻清人妻産母者上御書翰列故蔵田百太郎姪ニ御坐候而、亡父南珂存生中召仕

置候姿ニ御坐候、元来者右近様御家来故吉光軍右衛門与申者娘ニ御坐候得共、段々

不仕合之訳合も有之、百太郎方ニ被養居申候を、先年私母死去後引続曾祖母も相

97 九月

勤向・筆列只今迄之通

一 女中被召出、
被下物並之通星野幸次郎娘
やす

廿五日

立冬

去月廿五日江戸ニ而薩州侯芝田町御屋敷へ中津侯之御使与唱候而浪人三十人余入込、無余儀筋申立度段申出、本身分、妻子等之義者無抛子細有之、明白難申出、子細之義者重役之者面会ならてハ難申立旨申出候得共、重役者容易ニ面会不致御家法之旨申聞、書面を以申出候筈、未実之子細者不相分、多分水府浪人ニ而、異船打払之義共申立候義哉与之巷説之由、何分右

果、跡甚無人都不東ニ而差当困申候ニ付、一類共之世話を以受、尤百太郎右之御格合故表向願出者不仕、先方熟談之上妾之会釈ニ仕差置申候、然処其節弟森岡万之進義者素幼少、私迎も未若年ニ御坐候得者、万端所生之如養育之慈ニ預、不一方恩義有之、就而者南珂存生中申聞候趣も御坐候而、私兄弟之者於てハ全生母之如相心得居申候、夫故表向母之会釈ニ仕度与年来存罷在候得共、産母ニ無之父之妾を母之会釈ニ仕候義者先例も無御坐趣ニ付、容易ニ御願も難申上、唯今迄差扣居申候、乍併昨年被仰出之趣ニ付尚思慮仕候処、私抔勤柄ニ而右様不表立姿之者始終家内ニ差置候者心痛之訳合ニ御坐候間、的例ニ者無御坐候得共、家女之産母を婿養子之者方母之会釈ニ願出候例者有之義、殊ニ右之者義者前文之通由緒正敷者ニも御坐候ニ付、右家女産母之比擬を以妹を主と致候而母之会釈ニ為仕、夫ニ准私ニ於ても母之会釈ニ仕候得者理ニ於而格別之違者無御坐様相考申候間、何卒右様仕度奉存候得共、御移合いか、可有御坐哉、厚御内考被下、相調候義ニも御坐候ハ、宜御取成被下、尚御様子被仰聞被下候様仕度奉頼候事

右者近年渡辺氏存生中大島五兵衛迄及内談置義も有之、同方も尤之義ニ被存候趣ニ而有之由之処、同方死去後于今夫成ニ相成居、尤段々内実之様子も有之振合故、一向ニ先之内談者真之五兵衛限ニ談置候義ニ付、夫者打消、此度右様同動へ及内談候也、乍併道理之当否者自不相弁候故、其段者猶厚及演述、厚相頼置候也

○廿五日、乙卯、晴、寒、例時出勤、夕八半時頃退、辻清人入来、慈君者祭礼前妹を同伴ニ而御帰被成筈之由也、石井寿兵衛過日飲之謝入来、夕炮術稽古ニ出ル、夜

村上家乗 万延元年 98

浪人三十七人差向薩州侯御預りニ相成居、日々莫大之御物入ニ有之候由也
 〔水戸前中納言様御逝去御届之前日、出格之思召を以御慎解被仰出、同日尾張前中納言様・越前春嶽様・土佐容堂様も御同様ニ御慎解被仰出候由也

奥田政次郎室明日六丁目御多門江引移候旨ニ而、暇乞与して入来、此方方も今日見舞使遣ス也、〔夕退出掛御鎮守之天満宮江拜参ス

○廿六日、丙辰、朝曇後晴、〔奥田政次郎御多門替ニ付為暇乞入来、〔御奥方天満宮御供物頂戴仕ル也

○廿七日、丁巳、晴、寒、〔例時出勤、夕七時退、〔極夕田中庫三又々来、謁を乞候ニ付謁ス、尾道奉行葉師寺小兵衛殿江付出、遠野弥殿方ニ逗留罷在候由也、〔夜中慈君辻方御戻被成、於梅・子供皆々伴来、宿也、〔西向寺へ兵蔵為参也

○廿八日、戊午、曇、寒し、〔祭礼ニ付御役所如例年今日方魔事也、〔千代雄榎今晚以来発熱、頭痛強困候付朝文疝を呼診を乞、全流行之風邪ニ候へ共、為指事ニ者無之旨申、薬を投也、〔湯川兵馬殿方至来之由ニ而鳴一羽被患、移ニ庭前之蜜柑十五顆器ニ入返ス也、〔夕万之進來、酒を饗

○廿九日、己未、晴、暖、〔千代雄榎夜来者頭痛罷、気軽也、〔慈君午方白神社へお竹を連御参、森岡江も御寄被成、祭酒を饗候由、〔千代雄榎も午前兵蔵を連白神社へ参ル、〔夕辻清人来、祭酒を饗、夜皆々伴帰ル也、〔佐藤氏今朝奥田跡御多門へ引移有之候由、今朝喜代見頼旁ニ入来

○晦日、庚申、晴、寒し、〔朝佐藤氏江昨日遷移之飲ニ行、同方方も益之丞頼旁ニ被来、〔例時出勤、夕七時前退、〔杉岡文疝千代雄榎来診、最早熱も能解候趣申候由也、今日者気軽ニ而能遊戯也、〔石井寿兵衛先達而内談事調候謝ニ入来

99 十月

朔日
当月者御米銀予引受也

十月 小

○朔日、辛酉、晴、暖、例時出勤、夕八時比退、今朝四時揃、諸品御礼有之也、夕貫心流劍術業前御覽有之、一覽ニ出ル、佐藤益之丞方今夕咄ニ参候様噂有之、御覽濟参ル、雅登・善大夫被参、有饗、大島五兵衛・平野伝右衛門取持ニ出ル、夕万之進來、夜岩崎およし来、酒を饗ス

○二日、壬戌、時雨、寒、朝辻清人此間之謝入来、田中庫三へ此間度々来候謝、使を以申遣ス也、夕有地震

○三日、癸亥、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、退出後六丁目辺江当春来世話ニ成候挨拶、且外歛事旁ニ行、森岡ニ而被留、酒出ル、及暮歸ル、玄猪祭処々賑敷也、今朝村井為次郎殿御立入始而被出、謁ス、未至幼少也、湯川新太郎過日取替米返弁延引之断ニ来候由也、夕有地震

○四日、甲子、晴、暖、例時出勤、夕八時半退出掛御趣法役所江も出ル、大野木昇殿方紙面ニ而紅魚鳧尾被惠、昨年以屋敷替ニ付長持借用被仕、此節迄暫被留置、此間返上被仕候付、其挨拶与被察也

○五日、乙丑、快晴、暄也、古江・石内辺御知行所之御建山予未見分不致候付、折を以見分ニ罷越度与兼而星野武平次江談置候処、今日罷越候様申聞候故、今朝五時頃方出宅罷越、御勘定奉行矢野犀右衛門、御山方星野武平次兩人罷越、長束吉之進者御用向差間ニ付不参、榎木谷方大塚境迄見分相濟、暮頃帰宅、富田順次郎・小人直八榎木谷迄迎ニ出、同所方案内いたす也、今夕一甫流劍術・柔術業前御覽有之候得

七日

一 御小姓組本格
御見小姓

* 真野諱五郎

御小姓組並御取立

御祐筆

鼻紙代御役料

並之通

野口金兵衛

右鼓貝方加役者御免也

一 御祐筆

右自今壹人宛昼夜相詰切、
書役之方御用向をも厚心
付致差配候之様被仰出

十日

雪節

共、予者右之通故不及出也、留守中岩崎常介入来之由

○六日、丙寅、晴又時雨、温也、例時出勤、夕八時過退、御趣法役所へも出ル、夕岩崎へ御多門替前見舞ニ行、夫方木野へ伯母君見舞ニ行、兎角睨々無之、此砌者御食餌減シ候方之由、御氣然者慥也、酒出ル、戌鼓頃帰ル

○七日、丁卯、晴、暖、朝石井寿兵衛六丁目御多門へ引移候由ニ而暇乞ニ入来、内室者夜前被来候由、此方方者昨日慈君御出被成、度々使も遣ス也、例時出勤、夕八半時頃退、八島周軒老時候見舞来儀有之、今日野口金兵衛御小姓組並御取立、御祐筆被仰付、御祐筆三人ニ相成、此後壹人ツ、一昼夜詰切被仰付也、西向寺代参誤而忘る也

○八日、戊辰、晴、寒、庭前之蜜柑当年も能結実候故、例年之通御奥江差出ス也、風呂を建浴す、前章之通蜜柑御奥へ差出候処、御移与して甘柿拝領被仰付也、野口金兵衛昨日之吹調与して入来、吉本恒之丞入来、同人此度新筒之小筒持参被為見、内々拝借相願候而調候義ニ付其挨拶有之也、今日於稽古同方宅之打揚延、今日催候由ニ付見物与して夕方出ル

○九日、己巳、曇、暖、夕雨、黎明方御山所見分ニ行、星野武平次・長束吉之進参ル、去ル五日之残、石内峠方参、椋良木下御境通り方大髭山古江村也迄見分、同処方雨降出ス、及黄昏帰也

○十日、庚午、雨、温、小雪也、朝例時出勤、夕七時前退出掛北御部屋江御用向有之、出、極夕帰宅、家小夜木野へ見舞ニ行、宿ス、千代雄榎も参ル

101 十月

十五日

一 御目付筆頭

御役料銀三枚ニ被成下

山田多喜登

右之通被仰付候得共、常々ハ專槍術稽古場へ罷出、弟子取立方之義厚力入可申、尤遠方御出之節、其外共迄詰定引受之事

一 御小姓組本格
御切米七石ニ被成下

三宅内外

平日御奉公向実体相勤候付

一 御次詰加

野原八右衛門

右御目付差被仰出

一 御奥附定加

土屋政之進

一 御作事所諸品方
松尾角左衛門

○十一日、辛未、雨、温、^{〔雜登〕}渡辺三男馬之丞先達而以来不快之処、夜前以来不出来、今晚死去之由為知来ニ付朝悔ニ行、少々見合候得共何も用事等も無之趣挨拶有之ニ付帰ル、岩崎常介今日向之御多門へ引移候由、夫婦・良之進共頼ニ来、此方方者兵藏遣又也、終日手伝帰ル、^{〔夜渡〕}夜渡辺葬式兵藏使者へ遣又也

○十二日、壬申、雨後歇、寒、^{〔朝出〕}朝出火ニ付出ル、水主町下町家八軒焼失之由、一応引取直ニ出勤、夕七時前退、^{〔退後〕}退後岩崎へ被招行、遷徙之残酒饗ス、佐藤益之丞会ス、^{〔今朝〕}今朝緒方愛蔵近火之由ニ付見舞使遣ス、^{〔夜家〕}夜家小・千代雄槌従木野帰、伯母氏此間方杉岡文積へ転業、少々者御快方之様ニ候へ共、何分大ニ御疲労増候由也

○十三日、癸酉、晴又霰飛、寒冷強、^{〔例時〕}例時出勤、夕七時退、今朝宇治茶師片岡道二御目見を願罷出候ニ付出而謁ス、^{〔綿者〕}綿者勿論綿服也

○十四日、甲戌、晴、寒冷也、^{〔藤川〕}藤川每登殿御出、同方二男乙次郎三宅内外養子ニ懇望之義ニ付御相談有之、至極宜敷先方ニ者有之候得共、同人者御小姓組並之事故御格合不相当、殊ニ微禄之義ニも有之、^{〔旁御〕}旁御考物ニ可有御坐段愚意申置也、^{〔三宅〕}三宅内外先日見舞使遣候謝入来、^{〔御宇〕}御宇衛様昨夕方主水様へ御泊掛ニ御出、今晚被為入、御供昨日者佐藤、今晚者渡辺被參、不相更今晚者御奥へ召候由、且那樣ニも今夕時候見舞与御出、直ニ御居留り被遊候由也、^{〔此節〕}此節米価追々騰貴、石内米石百八十目余ニ騰貴由、当年者大豆大ニ不作ニ而、石式百式三拾匁之価ニ候由、諸国共大豆を困候様子ニ而弥増払底之由也

○十五日、乙亥、晴、寒、^{〔例時〕}例時出勤、夕七時前退、^{〔被仰〕}被仰付事有之、山田・三宅へ使

一御勘定所御銀方

山川久左衛門

*大崎和三郎

岩崎良之進

右香取流槍術稽古之義二付、自今山田多喜登門人江厚心を付候様被仰出、依之金子貳百疋毎歲被下之

但右之内良之進者御場

所世話筋等厚申談候様

ニとの義被仰付也

一鼓貝方加役

*三津井滝次郎

一同見習

松井捨次郎

足輕以下略之

を以歛申遣又也、朝藤川甚吉郎来、同名乗を撰具候様頼也、夜木野へ見舞使遣又、先同様之由也

○十六日、丙子、晴、寒、御寄合ニ付少し早く出勤、夕八半時過出勤退、去月廿四日渡辺雅登江及内談置候一件、予志願之通相調候趣故、表向願書認、口演書相添差出可然之旨内答有之、且願書・口演書之認方も差図有之、安心致也、今朝妙慶院へ兵藏代参申付、且渡辺小兒初七日法事之由ニ付興禪寺へも代参ニ遣又也、夕方大野木昇殿へ去ル四日看到来之謝ニ行、夫方辻江行、慈君会釈願出之義お梅江得斗相咄及相談、同人も殊之外悦也、酒出、入夜帰ル、今朝三宅内外昨日之吹聴ニ来候由、夕慈君同方へ被招、御出被成候由也

○十七日、丁丑、晴、寒、午後暄也、朝湯川兵馬殿へ過日而度贈物之謝ニ行、沖和多理へ当春来無沙汰之挨拶ニ行、西向寺江去月以來度々参詣怠候ニ付参、妙慶院江参、夫方木野伯母君を訪、先同容、気分者至而睨、此節者少々食餌も被給、夫丈好キ方之由、酒出ル、午前帰、山田多喜登・三宅内外へ歛ニ行也、三宅ニ而松本良伯参居、献酬中ニ付達而留、少々致献酬也、山田多喜登吹聴与して来ル也

○十八日、戊寅、晴、寒、例時御趣法役所へ出勤、夫方御館へ出、夕七時前退、岩崎常介先日之謝入来、湯川兵馬殿頼事ニ付被来、出勤中ニ付口演書差置被帰、到来之由ニ而小キふらすこ壹ツ被患

○十九日、己卯、晴、寒、今朝御騎馬頭近藤万之進殿、建仁院様御逝去ニ付殿様方御悔之御使者与して御入来ニ付例時少早く出勤、夕七時前退、出勤掛左之願書・口演

103 十月

書を渡辺雅登江致持参候処最早出勤ニ付、於御座敷相渡也

奉願口上之覚

一私父亡南珂存生中召仕置候妾者、私若年之砌方生母同様恩義を受候訳合も御坐候ニ付、母之会釈ニ仕度、年来其志願も御座候所、右之者義者妹辻清人妻産母ニ御坐候付、同人母之会釈ニ仕度段申聞候ニ付、素方私ニおゐても兼而之合も御坐候義故、自今継母之会釈ニ仕度奉存候、此段相叶候様奉願候、以上

万延元年

申十月十九日

村上彦右衛門 為

渡辺雅登様

堀尾善大夫様

口演

別紙奉願候亡父南珂妾者上御書翰列故蔵田百太郎姪ニ御坐候而、元来者右近様御家来御中小姓故吉光軍右衛門与申者娘ニ御坐候得共、段々不仕合之訳合も有之、百太郎方ニ被養居申候を、先年私母果候後曾祖母も引続相果、跡甚無人不都束ニ而差当困申候ニ付、一類共之世話を以受、尤百太郎右之御格合故表向願出者不仕、先方熟談之上妾之会釈ニ仕差置申候、然処其節弟森岡万之進義者素幼少、私迎茂未若年ニ御坐候得者、万端所生之如養育之慈に預、不一方恩義有之、就而者南珂存生中申聞候趣も御坐候而、私兄弟之者ニ於てハ全生母之如相心得申候、右様之訳合も有之、且家女之産母を婿養子之者方母之会釈ニ願出候類例之振合等を以願出

廿四日

一 堀尾善大夫

北御部屋御用向引受御有免被仰付

一 御側方頭取

一 御免

鱸兵馬

一 御側方御免

一 御祝義被下

永井仲之助

菅平磨

佐久間藤之丞

一 吟味役

一 御作事方兼帶

森岡万之進

右之通被仰付候間、時々御作事所へも出勤、御用

向申談并見分事等専立

会、御為筋之義厚力入候

様被仰出

一 御目付役

大崎喜和馬

申間、首尾能相調候様奉願候事

十月十九日

村上彦右衛門

○廿日、庚辰、晴、暖、今日建仁院様御四十九日ニ付、於海蔵寺御法事有之、御用人

御寺詰等者無之也、風呂を立、入浴、夕辻清人入来、暫話、酒を出入、今日御四

十九日ニ付、昨日御奥方御茶の子餅八頂戴被仰付、老女方文ニ而為持来、御請返書

ニ申出ル、昨記誤脱、木野へ見舞遣入、同様之由也

○廿一日、辛巳、晴、暖、例時出勤、夕七時頃退、於席渡辺雅登方一昨日差出置候願

書之趣相伺候処、勝手次第仕候様被仰出候之旨被相達、則厚御受申述、退出掛同方

宅へ右御請与して参ル也、出勤中御側佐久間藤之丞席江来、建仁院様御遺物ニ付無

屹被下置候旨ニ而、左之両御品広蓋江戴被相渡、則席を進而戴之、御受申述ル、依

而退出掛北御部屋へ出、尚又同人謁、御請申上退也、御側方頭取鱸兵馬此節煩故也

一 奥綺裏附御馬召袴 一下

一 御掛物 頼春水書 一幅箱入

今日帰宅之上、願下之義慈君江申上、家小江も申間、且廟ニ告、夕森岡万之進を呼、

輕酒肴を設、祝盃を伝、外一緒内等江者乞与知せ等者不致、序を以咄置候含也、辻

江者伝言ニ而為知遣又也

○廿二日、辛巳、晴、暖、朝海蔵寺江御代参相勤、九時前帰、直ニ相詰、夕七時前退、

西向寺江兵蔵為参也、夕岩崎常介願下飲与して入来、北御部屋女中今日下宿被仰

付、半下者昨日御暇出、今日下候由也

105 十月

一 御側差二
不及
得井満四郎
菅平磨
一
右前段之通被仰付候得共、弓術稽古之義二付而八兼而被仰付置候趣も有之候付、平常御供使を被差除

御小姓組
御取立
御作事奉行定加
御山方其儘兼帶

長束吉之進

森岡万之進義此度御作事方兼帶被仰付候間、御用向万端同人申値、御為筋之義厚力入可申事
一 鼓螺方稽古之儀厚心を付、并御備稽古之節罷出、相図方之義見合可有之、依之毎歳金子貳百足被下之

○廿三日、癸未、晴、寒冷有力、午後暄、朝御用向有之、御館江出、退出掛渡辺江此間願書取次、且右二付先年以來彼是預配意候謝二行、渡辺雅登先日悔見舞之謝入来、桑原吉郎二方老人、此間方岩崎へ逗留之由、夕方入来、当年既八十五、矍鑠之老人也、緒方愛蔵母も伴来、酒鮓を饗え、家小夜中木野へ見舞二行、宿、千代雄槌も参也、森岡万之進明日四時御用召之趣為知越

○廿四日、甲申、晴、寒冷強、例時出勤、夕七時前退、森岡万之進今日御目付御免、吟味役・御作事方兼帶被仰付、為吹調来候由、朝岩崎良之進此間願下之歡与して入来、西向寺へ兵藏代参申付、森岡へも見舞二遣え、夕森岡へ歡二遣え、夜家小・千代雄槌従木野帰、伯母君先何も御同様之由也、小島左源太昨日御多門引移候由二而頼旁来、渡部廉之助右同断暇乞旁来、皆昨日之事也

○廿五日、乙酉、晴、暄、例時出勤、夕八半時頃退、朝万之進入来之由、慈君夕小島左源太方へ被招御出被成、堀尾・佐藤後室被参、饗有之候由、外二も少々男子分も参候由也、朝鱸兵馬先達而訪候謝二入来、波多野清太郎入来、権祐妻此間安産、小兒者殤候由也

○廿六日、丙戌、晴、暖、夕方渡辺雅登・堀尾善大夫・佐藤益之丞を御用談旁会し、当夏從京都無滞帰着之祝盃を献酬いたす也、大島五兵衛・平野伝右衛門を取持二呼也
○廿七日、丁亥、雨、温也、例時出勤、夕七時過退、西向寺江兵藏代参申付、今朝万之進來、今夕参候様申二付退出後為歛行、到来物有之由二而有饗、石井寿兵衛・奥田政次郎会、及亥鼓歸

二御馬回差二
不及*

相庭百蔵

十九日、於東城

一式人扶持

貢父

*片岡弘

右先年病身ニ付致退隱候
処、在勤中以米炮術心掛
宜、其後免許をも得、近来
病氣追々快方ニ付而ハ猶
更執行筋骨折候趣相聞、
当時之身前別而奇特之義
ニ被思召候、依之格別之
御趣意を以右之通生涯被
下置候間、不怠心掛、御
家頼中指南をも仕候様被
仰出

廿五日

大雪

○廿八日、戊子、晴、暖也、例時御趣法役所へ出勤、夫方御館江出、夕八時過退、夕
朝佐藤益之丞・大島五兵衛此間之挨拶入来、小島左源太・長束吉之進へ歛ニ行、佐
藤・岩崎へ過日被招候謝ニ行、夜万之進來、此度之勤向ニ付心得振之義心付、及訓
戒也、酒飯を饗ス、今日御奥御機嫌窺罷出候砌、北御部屋御庭内江生候橋子数顆頂
戴仕也、出羽様先頃以來御風邪之処、菟角眩々不被成、依之右近様急ニ今日三原御
立ニ而、明廿九日御歸館被成候由也、今日右近様水主町御下屋敷江少将様被為成候
由也 此義後ニ承候処浮説ニ而之由也

○廿九日、己丑、晴、暖也、佐藤後室被来、酒を饗、堀田格人殿・湯川兵馬殿来儀、
謁ス、午後木野へ見舞ニ行、酒出、水谷へも寄、渡部廉之助へ移宅之歛ニ行、慈
君・家小極夕方岩崎へ被招行、安井平司夫婦、堀尾・佐藤後室等被參候由也、段々
饗有之候由

十一月 大

○朔日、庚寅、晴、寒冷、例時出勤、夕七時退、例年之如物成切手相渡、岩崎常介方
手紙ニ而為持来、致頂戴也、附足輕切米切手も相渡、御用部屋方受取也、今日米価
諸郡米石ニ付百九拾四匁替、世羅米百八拾八匁替、概而百九拾壹匁之処尚一同気配
強、百九拾五匁位迄も買候者有之由、案外之高価也、何分諸国共米穀不作、津留ニ
而入津米無之、且金銀価を減候方之事与相聞也、夜万之進來、今朝平野伝右衛門
入来之由也、今日方予月番受也

廿六日夕

吸物蛤

すかき

三ツ物

八寸水菜
あなこ

并 蜜柑

鉢 鯛煎付

鉢 はら
すし

以上

三日

御暇
御祝義銀五両

女中
ふさ

○二日、辛卯、晴、朝冷後暖、午後為窺御機嫌罷出ル、今日煤払いたす、田中実五郎・小人三次如例来手伝呉、小回徳七も当番之由ニ而来助ク

○三日、壬辰、晴、朝冷、例時出勤、夕七時前退、片岡弘方相図早搏伝相伝ニ預、右免状大島五兵衛方カ受取、右者当夏同人当所へ出候節、故吉田与一右衛門門人江者不残一ヶ条宛奥義致相伝候由、全与一右衛門遺伝之心持ニ而全流法之由也、夫故与一右衛門方之相伝ニ而、弘者取次也

○四日、癸巳、雨、寒し、例時出勤、夕七時頃退、今日少将様右近様之御下屋敷江被為成候由也、波多野清太郎入来、右少将様御成ニ付明日者御下屋敷一統拜見出来候間、慈君ニも明日波多野迄御出被成候様ニ与申候由也、辻清人入来之由

○五日、甲午、晴、寒し、朝為窺御機嫌罷出ル、右之節於御奥老女八十野方千代雄榎義近頃者別而丈夫ニ成、御宇衛様ニも御歎思召被下候、就而者当年者袴着初ニも可有之ニ付、真之御内々被下置候との事ニ而、八丈島帯地一筋拝領仕、御懇意之段難有義共、厚御請申上呉候様頼置也、帰而告廟、千代雄榎ニ為頂也、朝清太郎慈君御迎ニ来、連合御出被成也、今晚者松田江被留、御泊被成候由ニ而下女帰ル也

○六日、乙未、晴、朝霜繁、新寒有薄氷、例時出勤、夕七時前退、夕慈君松田方御帰被成、森岡へ御寄、妙慶院へも御詣被成、森岡ニ而者饗有之候由也、一昨日右近様水主町御屋敷江少将様被為入、御縮付ニ而夜四時前御立座被為在、御供方人数大造之事ニ而不残右近様方上分江者御認・御酒、其以下者赤飯握飯・御酒等出、其外中々不容易御物入之由也、夜長武左衛門来話、今朝辻清人来

十日

冬至

- 七日、丙申、晴、朝有霜、冷強、後暖、例時出勤、夕八時退、今日者上田龜之助様御出、主水様ニも時候御見舞御出、折柄直ニ御留被成、御乗馬被為在候ニ付御馬場へ出、拝見仕、龜之助様当年御十二歳ニ被為成、中々御達者ニ御騎被成、感心仕候也、夜中御奥江御取持ニ被為召罷出ル、夜半頃退、主水様御送迎予罷出ル、御取持二者予・雅登出ル、彼方様御用人山村静登、堀尾善大夫方へ参居候趣ニ而折柄被為召、御奥へ出ル、夕万之進來、西向寺へ兵藏為参也
- 八日、丁酉、晴、冷、右近様三原御帰着、何角之為御挨拶御出被成候ニ付、五時過出勤、九時過退、堀尾勝登炮術数放候由ニ付卒与見物ニ出ル、高木来助後妻縁組を賀、新婦者御歩行組長屋小源太妹、来助従妹之由也、夜平野伝右衛門来、深更迄話ス、下女せゐ母来、及晚乞宿、許ス
- 九日、戊戌、晴、朝無霜、不冷、例時出勤、夕七時頃退、木野江見舞使遣ス、伯母氏先御同容之由也
- 十日、己亥、晴、寒冷、南至也、朝例時出勤、夕七時前退、夜冬至之盃を伝、夕雪霏々、冷甚
- 十一日、庚子、晴、冷強、有凝氷、午後為伺御機嫌罷出
- 十二日、辛丑、晴、冷強、有氷、例時出勤、夕七時頃退、朝島本広右衛門殿来儀、調、夕万之進來、風呂を建、浴ス、夜佐藤江記録之会ニ行、昨年夏以来催候処断而復今夜方始候也、太閤記也、慈君齒痛ニ而御困被成也
- 十三日、壬寅、晴又曇、時々雪、霰飛、寒冷強、例時出勤、夕七時頃退、朝杉岡文

109 十一月

〔十五日夕
梅梢院様方御拝領被為、
右御礼与して御広式重役
洪江舎人殿へ罷越候様被
仰付、極夕ニ罷越、取込
候而応対断二付、袖扣差
置歸候也

〔十七日、木野岳母君法諡
心鏡院貞屋常照大姉

行年七十二
吉田氏也

碩を呼、慈君御口中を見合ふ、全火動之事与申、葉を投、〔家小夜中木野江参、宿
伯母君先同容与申内、只様疲勞増候由也

○十四日、癸卯、晴、冷緩、〔午後為窺御機嫌罷出、〔文磧来診、慈君御快也、〔家小・
千代雄槌徒木野帰

○十五日、甲辰、暁来雪降、寒冷強、〔例時出勤、夕七時頃退、〔退出掛書院台所板間
二而沖村久米蔵江通り掛逢也、御目付伊藤繁越人同所へ着坐、挨拶有之、〔昨今日二
葉山御祭礼、昨日者主水様御詰、今日者右近様御詰被成、今日御名代者主水様御勤
被成候由也

○十六日、乙巳、晴、寒冷強、有氷、凍、〔早朝妙慶院へ参、木野伯母君を訪、先日方者
余程御疲勞増候様子也、〔例時出勤、夕七時前退、〔夜家小・千代雄槌木野へ参、宿、
〔元家来永野平次郎去ル卯年七月存旨二不叶義有之、暇遣、其以来出入も不申付候
処、此間方田中栄作を以出入之義段々相願、此節二而者改心、先非を悔、心行も宜
敷相成候趣二付出入差免可申旨此今日実五郎を呼申聞置也

○十七日、丙午、晴、寒冷強、〔朝木野方使来、伯母君御養生不相叶、今暁遂ニ御遠行
之趣為知来、早速田中実五郎を頼見舞ニ遣入、〔夕為伺御機嫌罷出、〔職人辰蔵を雇、
北物置自分普請之場所地覆を取替させ、其外用事申付、終日ニ而粗相濟也、〔夕方木
野へ行、伯母君葬式を見送ル、家小代参与して兵蔵送葬之供を為致、代香申付ル也、
何角相濟迄見合歸ル、〔佐藤方今夕慈君・家小共参候様ニ案内有之候得共、前段木野
之様子ニ付慈君も御出不被成也、〔堀尾方明日四時御用召之趣為知有之、使を以見舞

十八日

一 倅勝登被召出御小姓組
五人扶持
御見小姓被仰付

堀尾善大夫

二 御出頭加
御役料金千匹

奥田政次郎

右之通被仰付候間、御歩
行組支配之義も三宅吉左
衛門・名倉求馬同様厚申
談、請引可有之旨被仰出
〔十七日、平野伝右衛門家
内安産、女子出生之由為
知来也

廿一日

献菓子

夕

御茶

点心

さゝけ飯

申遣又也

○十八日、丁未、曇、夜雨、温、〔例時出勤、夕七時前退、〕堀尾善大夫倅勝登五人扶持
被召出、御見小姓被仰付、依而夕方歛ニ参、有饗、〔座敷其外畳替致、今日方畳屋喜
右衛門来ル、〕家小夜従木野帰、千代雄榎も同断也、〔岩崎良之進家小悔として入来、
〔御奥方御到来之三原大根一本を頂戴仕ル也、〕平野伝右衛門へ昨日安産之歛ニ今朝
参ル也

○十九日戊申、曇、温、〔御用達所御歩行組田部藤之進御立入与して今朝罷出候ニ付、
例時少早く出勤、夕七時前退、藤之進江始而謁也、〕堀尾善大夫・奥田政次郎昨日被
仰付之吹聴与して入来、〔岩崎常介夫婦家小悔与して入来、〕慈君夕方堀尾へ被招御
出被成、残饗有之候由也

○廿日、己酉、晴、有風、寒冷甚、〔午前御機嫌伺罷出、〕石井寿兵衛此間亡母一周忌
茶を備候謝入来、〔木野方使来、タル廿三日心鏡院殿初七日当座法事致候之由ニ而、
予・家小共参候様案内申来

○廿一日、庚戌、晴又曇、向寒強、〔例時出勤、夕七時頃退、〕受安廟御祥月也、〔夜家
小・千代雄榎木野へ泊掛ニ参ル、〕辻専祐童子七回忌之由ニ而茶を贈来候也

○廿二日、辛亥、晴、寒冷強、〔例時出勤、夕七時頃退、〕朝素読所講釈江出ル、〔夕木
野江速夜ニ被招行、興徳寺弟子・吉田清太郎・水谷八十郎・丹羽庄蔵・同米（船脱カ）・藤
川甚吉郎・同乙次郎会ス、有饗、鱸兵馬来、此間咄置候当春御供ニ而京師江罷越候
連中一夕及寛話度義、来ル廿四日何れも申合可参由申置候由也、〔辻清人昨日為家小

III 十一月

廿四日夕

并 酢かき

武將盆

八寸くつし
并 九年母みかむ

吸物 蛤

花鮓

平鉢子持鱧
大根

以上

廿五日

小寒節

同日

一 御暇
御祝義金廿兩

女中

二 金五兩
每歲被下之

右同人

右者建仁院様御在世中御
側向首尾能相勤候付、右
之通生涯被下之

悔入来、記落也

○廿三日、壬子、晴、暖、朝興徳寺江参、木野法事江会、回向中詰ル、午後御機嫌伺
罷出ル、慈君平野へ七夜ニ被招御出被成、夜家小・千代雄樋従木野帰ル、夜記録
物会、雅登・善大夫・益之丞見ヘル、跡ニ而一肴ニ而酒を出ス、飲食を主与して耽
二者あらず、是申値也、夜雨

○廿四日、癸丑、雨、温、例時出勤、夕七時前退、極夕山崎右内・鱸兵馬・金子玄達
・井口喜久馬來ル、酒肴を饗、緩々話ス、万之進を取持ニ呼也、西向寺へ兵藏を参
らす也、辻権太郎尚又町方吟味屋敷江今日出候由也

○廿五日、甲寅、曇、寒舒也、今夕方小寒節也、例時出勤、夕八半時頃退、夕久振
射場江出、平野伝右衛門此間之謝入来、菅平磨入来

○廿六日、乙卯、雨、寒徐也、午後為窺御機嫌罷出、昨日御奥御鎮守天満宮御火焚
祭之御供物頂戴仕候様ニ与、老女八十野方為持来、頂戴仕也、夕風呂を建

○廿七日、丙辰、晴、寒緩也、例時出勤、夕八半時頃退、丹羽庄蔵寒氣見、家小悔
旁入来、*休廟御祥月也、祖師速夜如例雑煮込、牡丹餅を製、慈君午後辻江御出被
成、夜万之進來、速夜之酒を饗

○廿八日、丁巳、曇、寒威稍生、例時出勤、夕七時前退、鱸兵馬此間之礼ニ来ル、藤
川每登殿家小悔与して御出之由

○廿九日、戊午、曇、寒威有力、午後為伺御機嫌罷出、射場江出ル、丹羽庄司寒氣
問安入来

朔日、早朝長武左衛門
来、俸久米之助来ル五日
前髪を取候由ニ而、実名
を与呉候様ニ相頼也

○卅日、辛亥、曇、寒威輕し、例時出勤、夕七時前退、山崎右内此間之謝入来、井口
喜久馬も昨日来也、夕武内保之進母梅見舞ニ入来

十二月 大

○朔日、庚申、曇、寒氣稍有力、当月予御米銀受也、例時方御趣法役所江出、夫方
御館江出、夕七時前退、今朝岡本主馬殿為寒氣問安来儀、謁ス、当暮御仕向之義
今日被仰出也、大意左之通

御家来中御撫育筋之義者兼々御苦勞被思候処、当兩度之御凶変ニ付而者莫大之御
物入ニ而、御世帯向弥増御差詰、所詮不被為任御所存候へ共、種々御差線を以当暮
も御扶助渡之員数少々御取捨、昨年之振合を以御仕向可被下旨被仰出候間、兼々
被仰付置候質素節儉相守、御奉公向出精、御為筋之義厚心付、文武之道無油断相
励候様ニとの義也

○二日、辛酉、夜来雨霰、寒氣稍強、四山皆白、朝右近様・主水様江寒氣御機嫌伺罷
出、右近様ニ而清水次大夫、主水様ニ而中村忠左衛門心対也、脇本武兵衛・井上市
太郎・熊谷善兵衛・久野八十助・丹羽庄司・坪内久米之助・岡本主馬殿江寒氣問安
ニ行、久野ニ而養子嘉吉ニ初而逢、当春為引越候由也、遠野弥殿先達而金子先生啓
蒙纂要開板入用方之銀子才覚致世話進候謝与して昨夕来儀有之也

三日、壬戌、晴、寒威加、朝素読所講釈へ出席、夫方御趣法役所・御用所へ出勤、夕
七時頃退、三宅吉左衛門寒氣見舞入来、丹羽庄蔵入来、昨日同方へ参候砌、庄司
伊勢御師方御祓・来曆贈
来也

四日
於きせ者藤枝ニ作るへし

在宅之処、御用談中ニ付庄蔵限ニ而庄司江不申聞、応対無之挨拶致候段跡ニ而庄司承り、甚不機嫌之由ニ而、其挨拶ニ参候との義也、叮嚀之事共也、今朝辻清人入来
○四日、癸亥、曇、曉来風吹、寒威加、昨朝清人話、松浦おきせ殿此間方逗留之由ニ付、昨夕見舞ニ兵蔵遣し蒸菓子少々贈る也、慈君も此間内少々御風邪被成候由之処、速ニ御快候由也

○五日、甲子、晴、寒威強、原常三郎殿御立入与して今昼被出候ニ付、其節卒与出仕、初而謁ス、家小今昼興徳寺心鏡院殿墓江参、切棒駕籠ニ而家来、下女付遣ス也、千代雄榎不絶御奥江罷出、御懇意を奉蒙、毎時頂戴物も仕候ニ付、今日山鳥壹羽程能見当候ニ付、御内々御奥江差上候也、八十野へ文を添千代雄榎ニ為持出ス也、慈君夜中辻方御帰被成、於梅先日以來兎角時々腹痛ニ而困ル由也、夜記録物会、堀尾へ行、跡ニ而一種ニ而酒出ル

○六日、乙丑、晴、寒威強、例時御趣法役所江出、夫方御用所へ出、七時過退、桑原吉郎二時(候カ)見舞入来、酒を出ス、辻江今朝見舞ニ遣候処、お梅夜前者腹痛甚敷困候ニ付、西町之清水隆達江診を乞候処、不軽容体ニ申、今夕小川道仙老江見せ相談致度之由申聞、駈合置候との旨申帰候ニ付、夜中卒与見回、今朝以来者腹痛者先居合候方ニ而案内宜敷方ニ者候へ共何分腹拘攣強ク困候由、今夕小川も見へ、同時ニ降達も来、相談之上薬致加減呉、只今之処者何も氣遣候義ニ者無之候へ共、此節斯様之類流行之方ニ而、中ニ者衝心ニ成候も有之候故、一旦大ニ案思候趣隆達も申候由也、藤枝殿猶逗留、久振ニ謁ス、酒出ル

〔九日、藤川甚吉郎実名并字・花押左之通

保寛 寛字

公栗

書曰、寛而栗

〔十日、片岡弘江相図早搏

之伝被授候謝

芝肴 一折

料二而銀貳兩

同日

大寒節

〔十一日、京師へ差上物左之通

上海苔 百五拾枚

価九匁三分

○七日、丙寅、晴、寒威強、〔朝辻清人来、於梅夜前者致腹痛候処、其後者先居合候由也、〔例時方兩御役所へ出勤、夕七時前退、〔西向寺へ兵藏為參也、〔中津屋後家并秀五

郎来宿、〔予御多門相応手広二而少も不自由者無之候得共、慈君御部屋様之処無之、

御不快等之節甚不便利ニ付、折を以仮成之御部屋を拵上度与存居、いまた時節到来

不致過居候処、渡辺之方近頃三畳半之部屋不用ニ而解取被売払候趣ニ付、幸之義故

職人前浜平次郎世話ニ而買入候事ニ決る也、直五十錢目也

○八日、丁卯、曇、寒威強、〔中津屋後家・周五郎共今昼去ル也、〔昨日清人頼ニ付、今

日兵藏を同方江遣ス、漬物之漬込を被頼、何も相濟候由、お梅も今日者居合候而大

ニ宜方之由也、〔今朝島本広右衛門殿来儀、謁ス、〔堀尾後室家小見舞与して夜前被

来也

○九日、戊辰、晴、寒氣強、〔例時方兩御役所へ出勤、夕七時前退、〔今日建仁院様御

百ヶ日於海藏寺御法事有之、御用人御寺詰者無之也、〔今日御扶助御仕向米切手相

渡、昨年之通七步五厘渡、附足輕之分者無引也、価久芳壺歩米石百七拾七匁替之由

也、〔今朝藤川甚吉郎来、過日頼之実名并花押を授る也、〔夜木野方使来ル、過日噂

之心鏡院殿石塔之文字認（虫指）頼来也

○十日、己巳、晴、寒氣嚴也、朝霜如雪、〔例時出勤、夕七時前退、〔七日之記ニ有之渡

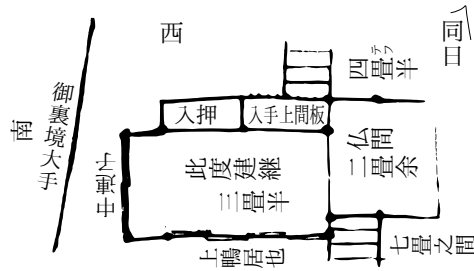
辺方買入之建物、只今仏之南連子之所江取附、建継候積ニ而、前浜平次郎へ受負申

付、明日方取掛候筈ニ付、今日御庭方藤田良藏を頼、南庭之植木・石等を移、庭之

模様を替る也、〔御作事方来、仏間南側之柱を入替也、是者大損ニ而、不遠御手入候

115 十二月

〔十二日、当年米価高直
 二付而者下方難渡者多、
 此節者町人抔方々ニ而施
 行致候者有之由也、上ニ
 も敵島ニ而者御救米出候
 処、急富之差別なく御救
 願出候而、一日莫大之事
 ニ相成候ニ付、兩三日ニ
 して止候由、風説也



○十一日、庚午、晴、寒威強、嚴凝、〔前〕浜平次郎朝方来、兼而之建物渡辺之方解取来、直ニ地形を拵、柱立迄致ス也、朝方小使国蔵を頼、兵蔵々木材持運致與る也、平次郎・弟兩人、都合三人来也、〔例〕年之通同勤申合、高謙院様江海苔差上、今日便ニ差出ス、当年者何も佐藤之方ニ而仕立方被取計也、〔京〕師貫名先生江も書状出、海苔百枚呈也、〔東〕城江も昨日後納足輕便ニ宮崎・徳了寺其外江書状出、徳了寺江鉢米料例年之通備る也、并同寺・宮崎・松木屋へ海苔三十ツ、如例贈也、片岡弘へ書状を以過早搏伝相授之挨拶申遣、芝肴料銀式兩贈る也

○十二日、辛未、晴、寒威緩、〔例〕時御趣法役所方御館江出勤、夕七時過退、〔湯〕川兵馬殿寒氣問安来儀、〔辻〕清人入来、於梅其後又々腹痛致難義、神田江祈禱相頼候由、尤昨今者居合候由、夕見舞ニ兵蔵遣ス、今日者大ニ快方之由申歸ル也

○十三日、壬申、晴、寒氣緩、〔例〕時兩方江出勤、夕七時退、〔桂〕辰馬問安入来、〔御〕作事方来、四畳半之座を直ス也、〔木〕野へ頼之石塔文字一昨日認置候ニ付為持遣ス也、〔京〕都高謙院様方御書戴、おほろこん布二袋被下置也、御懇之御義告廟、〔蔵〕田庫次郎来候由

○十四日、癸酉、晴、暖、〔午〕前方蔵田留守を訪、夫方神田社江參、辻江見舞ニ寄、山崎右内江当春夏御供中世話ニ成候謝ニ行、夕方歸ル、蔵田ニ而酒出ル、同方当春和太郎江戸出立前、堀田小膳娘を逗留分ニ而後妻ニ受候之由、始而逢也、神田ニ而も

〔十八日、小童村百姓徳兵衛与申者昨晚居宅出火ニ而、四歳之男子一人、拾一歳・七歳之娘二人、都四人共致焼死候由、女房者其前方遠方之親類へ小児忝人連參居無難之由、何分怪敷義ニ付御代官渡部廉之助急々入村被仰付、為見分今曉出立罷越也、徳兵衛親子共不便之事共也

加賀守方ニ而如例神酒を出ス、〔夜中渡辺江記録会ニ行、及深更帰、跡ニ而酒出ル
 ○十五日、甲戌、曇、寒氣強、〔例時出勤、夕七時退、〔建繼普請昨日ニ而大工手間濟、今日者職人不来也、〔大崎喜和馬問安入来之由、〔慈君夜辻江御出、御宿し被成
 ○十六日、乙亥、曇、寒威緩、〔早朝妙慶院へ參詣、〔朝小林土佐守来、謁、御趣法役所銀談之事ニ付内談筋有之也、〔例時方而御役所出勤、夕七時過退、〔此節又々江戸表段々異変之風説有之也、〔第一、*水府御家来五百人御国元を立退候段御届有之、依之諸家様共御用心強く、御老中様方下地御供増之処、尚又御供増ニ而、御行列前ニ倍シ足早ニ相成候由、〔第二、右水戸浪人之所為共歟、異人を四十人計及殺害候義有之、依之夷船廿艘計も来居候処、一時ニ揚帆去ル由、〔第三、重墨利加船方一之御台所へ地雷火様之大炮を打掛、壹発ニ而御台場崩、御台場警固之御人数大分怪我有之候由、尤是者彼方全不慮之過ニ有之趣を以段々御託申出、御台場築戻之義願出候由、〔第三、仏蘭西人交易御間届之為御請御老中遠藤但馬守様へ罷出候砌、空炮を放、夫ニ驚諸家之警衛一時ニ出会、大ニ及騒動候由、右仏蘭西人凡三百人許之人数ニ而嚴重之行列ニ有之候処、退出之砌何者ニ歟有之けん、騎馬之士三騎右之行列中を前後左右ニ駆破、仏人余程及怪我、其後右騎士者駿足ニ而駆去、行衛不相知候由、〔右之通甚以異変至極之義、何分戦争在近与上下洵々たる由、左レ共公儀ニ者兎角夷人御育之姿ニ而、諸家一統人心甚不平之由也、可懼可懼
 ○十七日、丙子、雨、寒氣緩也、〔午前就御用向御館へ出ル、〔風呂を立
 ○十八日、丁丑、晴、寒氣緩也、〔例時出勤、夕七時退、今朝諸品御礼有之也、〔竹腰恰

此義廉之助罷越約有之候処、決而盜賊或意趣人等之所為ニあらず、全自火焼死之処相違無之、何分ニも哀至極之事之由也

殿・沢崎幸右衛門・松本良伯・山崎右内寒氣問安入来、良伯煉菓少許惠之、仙靈丹也、慈君夜辻方御帰被成、お竹付来、宿ス、お梅も今以得斗不致、困候由也、御家中之子弟山獵与して近在へ罷越候輩多人数有之、中二者□□人ニ有間敷不風俗之所業有之哉ニ相聞、又柔弱奢ケ間敷所業義も有之哉之趣如何之事ニ付、下々迷惑筋ニ相成候様之義不仕、往来道筋出先等ニ而不作法之義無之様ニとの御示書付、御移檄出ル也、全文者略之

○十九日、戊寅、雨、寒氣甚緩、例時兩御役所へ出ル、夕七時過退、朝万之進来ル
 ○廿日、己卯、雨、暖、朝海蔵寺江御代參相勤、直ニ相詰、夕七半時前退、当年者寒氣甚緩、此節者処々梅花半開ニ過たり、今日御奥へ出候節、老女八十野方来ル廿三日夕同勤何れも被為召、御酒等被下思召ニ御坐候、御心得ニも可相成ニ付下地及噂置候与の申聞、御請申置也

○廿一日、庚辰、晴或曇、寒氣俄厳、時々雪飛、今朝餅を製、如例年実五郎・三次来、三宅内外家内并実五郎妻も来、手伝呉る也、昨日者敬日ニ相成候ニ付、当年方今日ニ致ス也、例時出勤、夕七時過退、伊藤徳之助・菅馬之進寒氣問安入来之由也、夜万之進来、酒飯を饗

○廿二日、辛巳、暁有微雪、寒沍甚、例時方兩御役所出勤、夕七時過退、瓦師高崎弥五郎倅来、建継之屋根瓦を葺呉る也、下地者柿屋ニ候得共瓦屋ニ致置也、西向寺不參、兵蔵を代參ニ遣ス也、京都高謙院様方屠蘇・白散・度嶂散并菓子一箱御歳暮御祝義与して御直之御書を以被下、御懇之御義奉謹戴也

村上家乗 万延元年 118

廿三日

雉子 一羽

但雄

山鳥 一羽

但雌

右合而価廿錢目也

廿五日

立春

○廿三日、壬午、晴、寒威漸^(マ)当節、例時出勤、夕七半時頃退、夜中御年忌之由ニ而

御奥江被為召、御酒頂戴仕、深更退、同勤并佐藤申合御慰ニ雉子雄・山鳥雌ニ羽御内々差上ル、先年迄者毎歲此献有之候処、去ル嘉永元年格別之御大儉以来差扣居候得共、当暮者外ニ御方々様も不被為在事ニ被為成、至而御淋敷御事ニ付、申值候而右之通也、御大儉弛候ニ付而復るにはあらず

○廿四日、癸未、晴、節分也、朝堀田格人殿来義、調、内談事有之也、西向寺へ兵藏代参申付、例時出勤、午後頭痛緊敷難義ニ付、七半時前御断を申退、平臥、家小も夜来腹瀉ニ而困り臥、夜節分之祝

○廿五日、甲申、雨、立春也、頭痛未快故出勤不致、同勤へ案内之紙面出又也、家小昨日方杉岡文磧へ薬を乞候故、午後同人来診、折柄予も診を乞、薬を恵、全少々之感冒ニ依火動候ニ而、熱者無之由申也、夕方頭痛追々治、辻妹追々快、今日方褥を徹候由也、辻権太郎妻当春以来此御方方足輕番付ニ成居候処、町方吟味屋敷ニ而尋問筋有之ニ付、村方役人へ引渡有之様町御奉行衆方申来、今日引渡ニ相成、番者引候由也、町新開住居之御步行組以下之妻子者御本手之御步行組ニ而も惣而右之通之由也、万之進予見舞来

○廿六日、乙酉、雨、暖、頭痛快ニ付今日方致出勤也、例時方出、及暮一応退、又入夜為御銀見分御勘定所江出勤、戌鼓後退、今日ニ而御用部屋・御勘定所共御用向相濟也

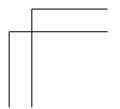
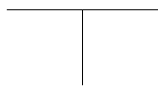
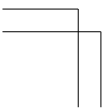
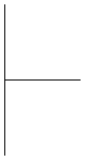
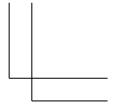
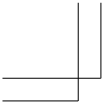
○廿七日、丙戌、雨、暖、朝堀田格人殿来儀、西向寺へ兵藏代参申付、御趣法役所

御用向も今日限ニ而相濟候ニ付、入夜同御役所へ出勤、御銀見分等相濟、戌鼓前退、
〔夜〕暖氣殊甚

○廿八日、丁亥、雨、暖甚、〔朝〕右近様へ出羽様先頃以来御不例為伺御機嫌罷出ル、兎
角御睨々不被成候処、夜前以来御息追之御気味ニ而、別而御難義被成候之由也、御
客対深町真喜太也、湯川兵馬殿へ過日到来物之謝、寒氣問安後れ旁挨拶ニ行也

○廿九日、戊子、曇、雨者歇、〔職〕人平次郎来、建繼所壁裏返しを致ス、〔風〕呂を立、〔辻〕
清人入来、明日歳末祝詞可致無沙汰由挨拶有之也、〔夜〕暖甚

○卅日、己丑、雨、稍覺余寒、〔朝〕西向寺・妙慶院江歳暮参詣致、夫方水谷・木野へ見舞、
堀尾・矢野・岩崎へ歳暮到来物之謝ニ行、〔夕〕七時頃為歳末御祝詞罷出、於御居間御
祝詞申上、御奥へも罷出、御宇衛様御目見被仰付、〔夜〕森岡万之進・岩崎常介夫婦入
来、例年之如田楽を焼、歳暮之盃を伝ふ、当年者米穀高価ニ而下々一統困窮之趣ニ
候得共、予者君恩ニ浴事之厚歳計有、余ニ者あらず共、当春京師御供ニ付而者莫大
之出宝ニも相成候得共窮を告ニ不至、殊年来志願之慈君御居所も相調、今日方者可
也者同所ニ御住居被成、誠ニ心中安氣之歳暮、実ニ君恩・親恩感戴ニ堪たる事也



121 十二月

人皇百廿二代
御諱統仁
弘化丁未御即位、從神武
元年辛酉二千五百廿一年

今上皇帝御宇十六年
万延二年龍次辛酉
平天下四年

源家茂公 德川家康公十四代、從安政戊午

治国四年

源茂長公 浅野長政公十三代、從安政戊午
御寿五十

齐家十四年

紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申
御寿四十七

家乘
統編卷之十八
万延二年
改元文久

(表紙)

兄弟方

己午之間

床飾

座敷

軸 由信蓬萊

盜瓶 白梅水仙

勝手

軸 直彦鶴

鉢植 紅梅古木

甲匣 矢車

四畳半

軸 庭田公御懷紙

竹掛瓶 白梅

柱短冊掛

花山公鶴御詠歌

南壁軸

聿庵精忠文字

讀初

大学三綱領

吉書始

筑波山之歌

家乘統編卷之十八

万延二年辛酉 村上七世彦右衛門邦裕君綽謹記

正月 小

○元日、庚寅、晴、余寒強、慈君奉始家内何れも平安加寿、曉寅鼓後興、若水、神拜、廟拜、蓬萊、祝詞、屠蘇、大福、齒固、読書始、吉書始、右夫々如恒規礼服務之、黎明麻上下着出仕、御登城前於御居間御目見仕、同役兩人并佐藤益之丞一同罷出、御機嫌能御超歳被遊、御規式・御身祝等無御滞被為濟候恐悅申上ル、夫方御奥江出、御宇衛様御目見被仰付、御祝詞申上、御蓬萊被下之、相濟五半時頃退出、夕八時揃、年頭御礼被為請二付時刻二応出仕、於御書院御礼申上、奏者御出頭三宅吉左衛門、七半前相濟退、祝詞來客多人數有之

○二日、辛卯、朝曇後晴、余寒烈然、出羽様御病氣昨日以來御不出来之御様子二相聞也、早朝方回礼二出、尤出掛御用向有之、御館江出、夫方右近様江罷出、御客対深町万喜太出會、一応御祝詞申上、猶又出羽様御容体をも伺也、且被仰付候義有之、跡二而井上市太郎江及応対、夫方主水様江罷出、御出頭所詰丹羽庄蔵応対、御祝詞申上、其外左之通相勤、夕七時前歸、其節又御館江出ル

久野秀太郎 熊谷善兵衛 脇本武兵衛 井上市太郎

久野八十助 坪内久米之助 丹羽庄司 須藤並人

山村静登 河瀬喜和馬 妙慶院 白神社

123 正月

二日
 一本木鼠小路住居物書組
 松田丈之助
 四十八才
 同人妻
 四十二歳
 嫡子
 徳太郎
 廿二才
 娘
 おゑゐ
 十九才
 同
 おさと
 六才
 二男
 吉太郎
 二才
 右之内十九歳之娘壹人命
 助、余五人者皆々致落命
 由也、十二月廿七日暁之
 事之由也

杉岡文積
 金子元達
 島本広右衛門殿
 水谷八十郎
 吉田清太郎
 南部要人
 近藤玉之進
 森岡万之進
 石井寿兵衛
 福山久馬
 緒方愛蔵
 桑原吉郎二
 松田健蔵
 波多野権祐
 八島周伯老
 西向寺
 沖和多理
 湯川兵馬殿
 一井嘉内
 山本十四郎殿
 中村每次郎
 右之内、水谷・森岡・桑原・松田・波多野二而祝盃出ル、水谷二而昼認致ス也、¹出
 羽様御容体、今朝市太郎応対二而承候処二而者乍恐夜中御太切二被為至候御義与奉
 察也、¹今日留主中祝客数輩有之候由也、¹旧臘廿七日之夜、白島一本二而、¹勘定所
 へ相勤候出合組松田丈之助与申者、妻并倅・娘共悉及殺害置致自滅、誠二近来之珍
 事之由、尤右之内、娘壹人深手二而不至死候由、全狂気之様子二相見候由也、甚異
 事也

○三日、壬辰、朝雪降、後晴、余寒尤冽、¹今日も朝方回礼二出、左之通相濟、夕八時
 過帰宅

八木広次郎
 岡本主馬殿
 吉田儀右衛門殿
 松村弥助殿
 一場忠次郎殿
 *三木十左衛門殿
 原田丈夫殿
 山下角大夫殿
 佐久間采殿
 田部幾衛殿
 松宮奎之助殿
 大柿忠次郎殿
 下瀬孫平殿
 蔵田和太郎
 小幡孫兵衛殿
 大野木昇殿
 山中碩庵老
 松浦久米之丞殿
 原要人殿
 横地代太郎殿

吉本恒之丞

永井仲之助

藤川毎登殿

三宅吉左衛門

辻清人

松本良伯

土屋政之進

得井満四郎

菅平磨

竹腰恰殿

右之内、蔵田・藤川・辻ニ而致祝盃、認者辻ニ而いたす也、三宅・吉本ニ而も達而盃を出、卒与及献酬、夜前佐伯郡高井村百姓要蔵与申者之娘、浮過くめ与申者、自火烧失致烧死候之由、御知行所ニ而引続而之烧死異事也、尤家者真之仮小屋同様之事ニ而独身者之由也、岩崎瀬平早速為見分罷越候之由也、今日も祝詞客少々有之

○四日、癸巳、曇後晴、余寒強、午後御多門内不残回礼、岩崎・平野ニ而致献酬、君少々御腹瀉ニ而御平臥被成

○五日、甲午、朝雪飛、余寒最酷、御吉例之通御馬御乗初ニ付、麻上下着辰鼓後出仕、御馬見所江御出之節白沙ニ而御目見仕、御規式中相詰、如例御馬拝借も被仰付、遠山之御馬騎乗仕、御用達迄御受申上、九時前退出、午後海蔵寺江拝参、和尚達而被留酒を被饗、隠居をも訪、夕七時過帰宅、長束吉之進母今曉病死之由、小島左源太方為知有之、使を以吊、元日方今日迄林勝蔵玄関詰ニ頼置也

○六日、乙未、曇、余寒敵酷、今日方御役所始候付例時平服ニ而出勤、当月も予御米銀之方引受也、御側詰松田六之丞殿、此度從江戸御差越之由ニ而、今朝御意為御達参上有之、右者旧臘御昇進ニ付而之御使者之由也、午鼓後退、木野心鏡院殿昨日四十九日之処、寺へ代参得不遣候ニ付、今日兵蔵代参申付也

○七日、丙申、雪復雨、余寒強、朝西向寺へ兵蔵代参申付、家小今日方忌明也、例

九日、松井庫人母昨日病
死之趣佐久間藤之丞方知

せ来ル

同日

雨水

時出勤、御趣法役所江も出勤掛出ル、夕八時頃退、^{*}室角峯登母今暁病死之由、松井
庫人方為知有之也、^{*}風呂を立、浴、^{*}慈君御快起也、^{*}家小も臘裏方之腹瀉未透与無
之ニ付、杉岡文碩へ菓を乞、^{*}此間以来不絶祝客有之候得共、今日者一人も無之也
○八日、丁酉、晴或曇、余寒纒緩、^{*}今日惣出仕ニ而殿様旧臘御昇進之御歡御帖附候
由也

○九日、戊戌、快晴、余寒大紓、稍覺春色、^{*}出羽様御病氣今暁以来御不出来之趣為御
知有之候由、依之渡辺雅登早速為伺被出、^{*}例時出勤、夕八時前退、^{*}四時過、出羽
様御病氣御差重り、御勝不被成趣御知せ有之、且那樣早速為御見舞御出被遊、^{*}予も
出勤中方善大夫同道ニ而御機嫌伺ニ罷出、御客对今日も深町万喜太出会、御容体を
伺、且右御様子ニ付御用事等も可被為在申合相詰可申、尤御振如何可被為在哉、御
用人中へ逢可及相談管ニ候得共、御用多ニも可有之ニ付承繕被呉候様ニ与申述、万
喜太承知ニ而退、又出候而御用人中挨拶之口上被申聞、且御内実者御事切ニ被為至
候、御用事等も有之候得者可申来ニ付引取候様ニとの義ニ付見合退也、^{*}夕七時前出
羽様御養生不被成御叶、今日巳下刻御死去被成候との旨御知せ有之、則雅登・善大
夫同道ニ而、麻上下着、為御悔罷出ル、御客对脇本弘也、供連者矢張若党・小者ニ
而出ル、^{*}右ニ付今日方五日之間諸事穩便、仕掛之普請作事者今明日用捨可仕旨御触
書出ル、尤年頭規式・掛飾等者不及徹也、^{*}上方も三日之御穩便如御例被仰出候由也
○十日、己亥、晴、余寒又冽、^{*}例時方御趣法役所并御役所へ出勤、夕八時前退、^{*}退
出後、渡辺雅登・大島五兵衛を会、御用向申談、跡ニ而酒を出ス

〔十六日〕
 〔藤川每登殿明曉出立、三原へ被越候二付、使を以見舞申遣久、主水様方者御使者横関源左衛門被仰付罷越候之由也〕

- 十一日、庚子、晴、余寒強、〔使を以室角峯登・松井庫人母之喪を吊、〕今朝如恒具足鏡を披祝ふ、〔藤川每登殿就御用向御出、此度於三原出羽様御葬送之節同所へ為御代香可被遣旨被仰付候二付内談事有之也〕
- 十二日、辛丑、晴、余寒依然、〔例時出勤、夕八半時頃退也〕
- 十三日、壬寅、晴、午後催暄、〔朝素読所講釈始二付致出席候処、講師出席延引二付、未始前二帰ル、〕御吉例之通御具足御鏡開二付、麻上下着、五半時頃出仕、於御前御手自御鏡餅頂戴仕候也、夕八時過退
- 十四日、癸卯、晴、暄、〔左義長二付、麻上下着、四半時過出仕、左義長之節如例表御門江出ル、九半時頃相濟御次へ出、御用達迄恐悦申上退、〕今日も御城内御家中馬騎乗有之由二付、星野武平次方物見を借見物入、同勤皆々参也、跡二而酒を出入、〔極夕方興徳寺江参、夫方木野江祝詞ニ参ル、尤当年者後れ候故略服ニ而参、祝酒出、入夜帰ル、〕森岡弟婦夜前方高木へ来候由二而夕方来宿、子供も皆々来也、〔今日木野へ行掛長束吉之進母之喪を吊、〕今夕万之進來、左義長之祝酒を饗候由也
- 十五日、甲辰、雨、暖、〔例時御趣法役所并御用所出勤、夕八半時頃退、〕夕木野一馬祝詞并去冬之返礼旁入来、万之進も弟婦迎ニ来、折柄一緒ニ酒鮮を饗、〔今昼辻清人も入来、酒を饗候由也、〕右近様今日三原へ御越被成候由也
- 十六日、乙巳、晴、暄、〔御寄合二付五時過出勤、夕八時前退、〕妙慶院へ兵藏代参申付、〔出羽様御遺体今晩七時之御供揃ニ而、朝五時過御発棺、三原へ御越被成候由、右二付為御見立善大夫被出、予・雅登者御寄合二付出勤致候故不出、善大夫方御用

127 正月

十八日
 一 御切米 壹石
 御増
 菅平磨
 右年来出精且弓術相励候
 二付
 一 御小姓組
 本格
 長 武左衛門
 二 御歩行組
 本格
 土屋篤三郎
 高謙院様方拝領
 扇子 五本
 盃猪口 一
 別ニ
 墨 二挺

人中迄挨拶を托ス、例出候拾式畳敷方御次之方へ往来之板椽北詰之処江畳敷ニ而御見送之席構有之候之由、御発棺相済候而御認・御酒出候由也、出羽様御遺体揚輿ニ而、花色絹之覆掛り、御供方者都而旅装束、御道具類・御輿昇等迄もいろ掛者無之候由、御用人御供井上市太郎・脇本武兵衛兩人ニ而、市太郎者牽馬も有之候由也、主水様方為御祝詞罷出候御挨拶御使被下、御用人中迄手紙ニ而御請申出ル、慈君午後方辻江御出、御宿被成、夕中津屋豊助来、おなみを連来、兼而辻江おなみを下女代ニ逗留為致候約束有之由ニ付、夜中兩人共辻之方兵藏を付遣ス也、酒飯を饗ス

○十七日、丙午、晴又曇、暖也、午後神田社江參、兼而千代雄榎五歳ニ成候ハ、正月之内社參為致候様ニ与加賀守申聞候義有之ニ付、同人連參ル、当年中之祈念相頼候為御初穂銀三両相備、別ニ実五郎を頼附遣ス、やすも參ル也、帰掛辻江寄、兼々約束也、有饗

○十八日、丁未、曇、又余寒、例時出勤、夕八時過退、京都高謙院様方不相更年頭之御祝義頂戴仕、大島五兵衛通り来ル、同人迄御受申出ル、予江者近來格別之御懇意ニ而、別段墨式挺千代雄榎ニ遣候様ニ与^(筋カ)の義、御直書を以頂戴仕候也、告于廟、今日御用初有之

○十九日、戊申、晴、寒、今日者宅ニ於て御用向有之、出勤不致也、大島五兵衛此間風邪見舞之挨拶入来、夜長武左衛門来話

○廿日、己酉、曇、夕方雨、寒、奥田政次郎入来、一昨日於御館淺野助九郎殿内談之義ニ付、同方方之伝言申来也

廿二日
右近様ニ而出羽様御後室
様御事

久照院様

右之通御附被成候之由御
移檄有之也

出羽様御法号

大義院殿慈山道快大居士
浅野出羽忠敬公、実ハ勢
藩藤堂監物之子、遠寿院
甲斐様御養子、当年六十
一歳也

御祈祷之御供物如例頂
戴被仰付

○廿一日、庚戌、晴時々曇、又有雨霰、余寒強、例時方御趣法役所并御館江出勤、夕
八時過退、夕岩崎およし祝詞ニ入来、祝盃出ス、風呂入浴

○廿二日、辛亥、晴、風、寒冽、朝海蔵寺へ御代参相勤、九時帰、直ニ相詰、夕八時
過退、夜辻お梅・子供共并森岡おさよ・お増来宿、万之進も来、酒を饗、今日西
向寺江参詣不能、兵蔵代参ニ遣ス

○廿三日、壬子、曇、午後雨、寒、御吉例御祈祷ニ付巳鼓頃麻上下着出仕、明星院へ
前後挨拶ニ出ル、八時前退、今日就吉辰千代雄榎袴着初、白神社江為参也、朝巳鼓
前森岡万之進来、同道ニ而参呉る也、夕方左之通招、祝酒を饗、当時之義故、身近
キ親類限内祝いたす也

木野家内不残

森岡家内不残

辻家内不残

右之外岩崎・平野家内も近隣故不残招、田中栄作方不残、森島佐兵衛も呼、三宅内
外室、小人三次も見合せ頼む、料理者田中実五郎見合呉る也

膳

脛
皿 うち
大こん

みそ
汁 竹輪かま鉢
青み

飯 小豆飯

平煮物

茶筌人参
牛房黒煮
蒲鉾
しみたけ
青み

酒肴

吸物 蛤

129 正月

〔廿七日、殿様御昇進之御
礼去月廿一日被仰上候ニ
付、御歛之御帖附御役方
之面々登城有之候之由也

武将盆
三ツ物一井 三はい漬
八寸 葛煮 つみ入
鉢九年甫 ひしき
苞蒲鉾
さゝい 蓮根

鉢かれる
めんかけ

武将盆
井わけき
からしわへ

外ニ 到来物

ほらさし身一鉢

水の物

八寸海鼠
ぶくらに

木野者一馬一人被来、森岡弟婦風邪ニ而不来、其外者皆来也、森岡後室者近来足痛
ニ而遠方之歩行難出来ニ付、駕籠ニ而迎を進する也、出入之者当番ニ岡野新五・小人
岩吉来候由、〔藤川每登殿今夕從三原被帰候由、去ル十九日御葬式相濟候由也、〔森
岡後室、辻妹・子供者宿也

○廿四日、癸丑、雨、寒、〔例時兩御役所へ出勤、夕八時退、〔岩崎常介・平野伝右衛
門・森岡万之進昨夕之謝入来

○廿五日、甲寅、晴、余寒、〔例時出勤、夕八時前退、〔於梅今晚帰、兵蔵送遣ス也、〔今
晚記録物会初、佐藤会ス、〔右近様今日從三原御帰被成候由也

○廿六日、乙卯、晴、料峭、〔午後方渡辺雅登・大島五兵衛を会、御用向申談、及暮、
〔森岡後室今夕被帰、駕籠ニ而送ル也、〔御奥方御鎮守之御供物頂戴、〔宝国童子祥月
ニ付妙慶院へ兵蔵為参

○廿七日、丙辰、晴、余寒纒緩、〔例時兩御役所出勤、夕八時前退、〔万之進來、〔夕峭

寒、霰飛

○廿八日、丁巳、晴、余寒強、時々霰飛、例時出勤、夕八時前退、万之進來、夕御
用向ニ付出勤

(位置不明 丁間挿入文書)

御趣法金銀	一金一万四千八百八拾九兩貳步貳朱 八月改
	壹万三千五百九拾六兩三歩三朱 御貸附口々
	銀五匁七厘
	銀五匁七厘
	利付御貸附
	貳千三百五拾八兩壹歩貳朱
	三百五拾九兩貳步 銀貳匁五分六厘 同年賦御貸附
	無利御貸附
	并同年賦共
	内 貳千九百六拾兩壹歩三朱
	銀貳匁五分壹厘
	東城会所
	御貸附
	御勘定所御貸
	有金
	内 貳千百兩
	五千八百拾八兩貳步貳朱
	千貳百九拾貳兩貳步三朱
	右同断
	一銀廿貫八百八拾貳匁五分

131 二月

○廿九日、戊午、快晴、余寒依然、夕御用向ニ付出勤、今日於松榮寺^{*}文恭院様御法事有之、此御方様御名代御勤被遊、御寺詰者主水様被成候之由也、桑原吉郎二当春今以年始ニ不来、早々者不快之趣ニ付見舞使遣入、快方ニ者候得共、今以他行等も不致候之由也

二月 大

○朔日、己未、晴、余寒冽然、朝霜如雪、有厚氷、当月予月番受也、例時出勤、夕八時退、例歳之通附足輕御切米切手渡、米価加茂米石ニ付式百卅五匁之由也、殊之外なる高価也、此節ニ至、下々一統追々困飢ニ及、乞丐人多、富有之町人杯方々濟救を致候由也、森岡万之進来

○二日、庚申、晴、余寒依然、有氷、朝右近様江御膝中御機嫌伺罷出ル、御館江も出ル
 ○三日、辛酉、晴、余寒稍弛、去申年中御国中之孝義子女御賞被下候段一同へ御示之御触書如例年出ル、御家来中江左之御触書出ル

御家来中質素節儉筋之義ニ付而者度々被仰出も有之、就中客来饗心等猥ニ不仕候様ニとの義者連々御示之趣茂有之候処、近来者又々何与なく相甘ミ、御趣意ニ反し候向茂有之哉ニ相聞、心得違之事ニ候、右等之筋忽緒ニ相成候時者、自然与取続之覚悟相乱、第一御奉公を始、文武之心掛等も心底ニ不任様ニ押移、甚以不相濟事ニ候、且又御屋形詰之輩風儀筋之義ニ付而ハ、度々御沙汰之趣も有之処等閑ニ相心得候輩も有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、此度左之通猶又手厚申聞置候様被

七日

一諸口三束ツ、

堀尾勝登

佐藤喜代見

右馬術百ヶ条相伝ニ付御

祝義

一金貳百疋

得井満四郎

右年来出精仕候ニ付御褒

美

右之外下方段々御賞

筋・役替等有之也

仰出候間、一統得斗承知有之、向々ニ而重立候面々者勿論之義、古參筆上之輩者常々其席之風儀をも取直、質素節儉之御趣意実意ニ被行候様厚可被心掛候、此下御用召之節之義、凶事・御多門替等之節之義、音物之義、雜職作略之義、当番中給物不取扱義、銘々詰席を闕他席へ不罷越義、委細之ヶ条書ニ而被仰出候得共、長文故略之

例時出勤、夕八時頃退

○四日、壬戌、晴、余寒少々弛、例時出勤、夕八時頃退

○五日、癸亥、晴、暄、前浜平次郎方左官嘉蔵差越、建継之三畳半壁中塗をいたす、今日ニ而兼而之請負前皆出来也、御宇衛様今夕全七時御供揃ニ而、主水様へ御泊掛ニ御出被遊、為御供罷越、暮前帰宅、御先方御広式御玄関ニ而山村静登応対有之、其外御供方者下坐限ニ而引取也、予供列者若党・小者・槍也、右御供ニ罷出候節、御次江も出、御用達迄御機嫌窺ふ也、今夕弓術御相手御覽有之、書画之御賭有之候由、予者御供掛故不出、万之進三本中ニ而画二葉頂戴致候由、見せニ来

○六日、甲子、晴、暄、例時出勤、夕八時過退、御宇衛様今晚被為人、益之丞御迎ニ被參、慈君近所へ年始ニ御出被成、岩崎・三宅ニ而達而留、酒を出候由也

○七日、乙丑、晴、暄、稍覺春光、例時出勤、夕八時退、御用召少々有之、西向寺へ兵蔵代參申付

○八日、丙寅、曇、夜雨、午後為伺御機嫌罷出ル、風呂を建、風邪氣ニ付不入浴、夜奥田政次郎来

- 九日、丁卯、曇、暖、〔昨来少々風邪氣ニ而頭痛有之ニ付、用心して出勤不致、其段同勤へ案内紙面出ス也、〔夜奥田政次郎来、浅野助九郎殿方内談之義ニ付而也
- 十日、戊辰、晴、暖、〔夜来頭痛快候ニ付致出勤、例時出、夕八時過退、〔藤川毎登殿出勤中ニ、此間三原方御戻ニ付何角之挨拶与して御入来之由也、〔風氣未透与不快、夜中早臥
- 十一日、己巳、晴、暖也、〔午後為窺御機嫌罷出、岩崎・平野へ過日祝物到来之謝ニ行、岩崎二者四男重吉来ル十四日ニ安井平次方へ為引越候積之由、見舞・欲をも申也、〔夜記録会、例之三人見ヘル、〔夜木野お喜代・おしつ泊掛ニ来ル也
- 十二日、庚午、晴、暄、〔例時出勤、夕八時前退、〔辻おたけ、森岡子供不殘、清人、万之進、藤川乙次郎・甚吉郎来、初午之祝、酒飯等饗ス、〔桑原吉郎ニ祝詞旁ニ来、右同、〔相庭静来、夜迄話ス、〔御裏御鎮守之御祭礼、御供物如例頂戴仕候也
- 十三日、辛未、晴、暄、〔朝素読所講釈へ出席、夫方直ニ出勤、夕九半時過退、〔宗対馬守様御嫡勝千代様御逝去被成候ニ付、今明日諸事穩便ニ仕、火之元念入候様、尤普請者不及用捨旨被仰出、右者少将様御甥也、一日之御遠慮被遊候由也、〔退出後木野・森岡へ先達而之謝ニ行、両家ニ而被留酒出、入夜帰ル、奥田政次郎へ旧冬御役成之歎ニ行、妙慶院・本照寺江も參候也
- 十四日、壬申、晴、暄、〔午時為伺御機嫌罷出、〔長武左衛門先日歎使遣候謝ニ入来、〔夕方渡辺雅登・堀尾善大夫連名之奉文ニ而、御用之義有之候間、明十五日四ツ時御屋形江罷出候様御意之旨申来、則受而奉得其意候旨御請申出ル、告于廟、家内江も

申間、慎罷在也、右之趣渡辺・堀尾・佐藤江知せ、且渡辺・堀尾江者御用向月番等者被仰合御勤可被下候与存候旨申遣又也、木野・水谷・藤川・辻・森岡・岩崎・平野へ為知遣、矢野犀右衛門江も向之義故為知遣又也、辻清人・森岡万之進・堀尾勝登・平野伝右衛門・岩崎良之進為見舞入来、佐藤・木野方使来、久保万治此間致病死候由二付、兵蔵を見舞二遣又也

○十五日、癸酉、晴、朝藤川甚吉郎・岩崎常介為見舞入来、水谷八十郎も同断、昨記之通二付、四ツ時前御屋形江罷出、賀日之服其儘ニ而出ル、是例格也、堀尾善大夫方今日御用於御居間被仰付段心得二噂有之、無程御用達伊藤徳之助方御次江回候様申間、渡辺雅登も同様被仰付義有之ニ付一緒二回り居ル、又徳之助差図ニ而御居間江罷出、堀尾善大夫御取合ニ而左之通り被仰付

其方義足知式拾石遣、家司役申付

右拝聴、御取合へ向、不存寄重キ御役義被仰付、殊ニ結構ニ被仰付候段重畳難有仕合奉存候、誠ニ斯様被仰付候之段、此上も無御坐本意之至奉存候得共、乍併御承知被下候通不都束之私義、重キ御役義無滞相動候段千万無心元奉存、自然御目鑑を汚候様之義御坐候而者甚奉恐入候間、乍恐此御役義者御免被下候ハ、難有安心可仕、何卒御断御申上被下候様ニ与再応申述候得共、何分ニも御目鑑を以被仰付候事故、速ニ御請申上候様ニ与達而善大夫被申間候故、左候ハ、御請之義宜御申上可被下旨申出、平伏し而退也、於御用所左之通御書善大夫方被相渡、且渡辺雅登屋敷江御替被下候段跡ニ而被達、速ニ御役屋敷へ御替被下候段忝仕合奉存候旨御請申述、且前段

135 二月

十五日、饗応

鱈 吸物 蛤

小付飯

酒肴

平鉢 魚 索麴

八寸葛煮

右近頃之被仰出も有之候故、別而作略ニ致ス也

之御請猶厚申述及吹調、渡辺雅登江も被仰付之趣申述及吹調、不都束束之身(符)前、重キ御役被仰付候段一応御請者申上候得共不案至極、甚恐縮罷在候段も厚挨拶いたす也

足知式拾石

家司役

御役料銀

鑓持料

足輕三人御附

渡辺雅登屋敷へ

御替被下

村上彦右衛門

被下 村上彦右衛門

村上彦右衛門

夫方御次江出、御用達へ被仰付之趣及吹調、猶御請之義も申述、御奥へ出、御宇衛様江御吹調申上候段老女八十野江申述、且御請之義も及噂也、直ニ相詰、夕八時前退、退掛渡辺雅登・堀尾善大夫へ御請ニ參、猶謁を請候而吹調申述ル、歸宅之上、慈君・家小江被仰付之趣申述、御書付為戴、神拝、告于廟、及落涙也、予不肖之身ニ候得共、先考之庇蔭、祖考之余慶ニ頼而卅一歳ニして先役ニ被擢、当年迄十有五年、四十八歳ニし而当御役を被命、祖考之先職を襲、殊ニ禄も御足知共百五拾石之高ニ至、先前方之御役屋敷を被下候者実ニ身ニ不応冥加、不堪恐懼事共也、妙慶院・西向寺江右為御吹調早速兵藏江代參申付、御役所内不残来、為知等調、何角見合呉ル、近來斯様之為知事も御時合ニ付致作略、要用之外者出不申候得共、当度方者申値之上、御家来中御小姓組並以上江者不残出入、外向者一緒内并ニ格別懇意ニ致候方角程へ出入、当御役ニ而者外向者御歩行頭次席以上、外様ニ而千石以上江

*注1
*注2
振 換

十八日、老女格かね方、予当御役被仰付候ニ付而者、御宇衛様も日々御目見も被仰付候筈ニ候得共、御仕回等時々御差湊被遊候御義も被為在候ニ付、日々者御目見不被仰付、其段宜御噂申上置候様被仰付候との旨申聞也

(*注1)
様、其以下諸士中江者惣而様、御歩行組江者拙者義与相認ル、御内輪者御用人中之外者惣而拙者之文段也、但御用人並者勿論其内ニあらず、一緒内其外御役所内御勘定所一統来賀、見合ニ預候方格江者吸物・酒肴式種ニ而祝酒を饗ス、御用人兩人、佐藤益之丞も飲ニ被来、留而饗スル也、辻妹来、直ニ宿ス、八十槌途中方吐乳、腹瀉ニ相成、幸松本良伯来合、診を乞、薬を患候得共兎角不居合、夜半前杉岡文磧を迎乞診、薬を投、全氣候之感、差寄氣遣候様ニ者無之候得共、続而吐乳不罷候而者驚風形ニ相成可申哉も難計、念人候様ニ与申也、黒田弥五左衛門殿方紙面を以看一鉢被患、此間同方家来林太小人ニ御雇之義ニ付而者、先年以来予江段々頼談有之候ニ付而之謝意与相察也

○十六日、甲戌、曇後雨、朝妙慶院・西向寺江参、考妣両御墓所其外御墓所へ御吹聴申上也、例時出勤、夕八時退、夕平野伝右衛門来、昨日之挨拶也、留而御多門替之義ニ付渡辺之方駆合方之義何角相頼、残酒を饗、杉岡文磧来、酒を饗、八十槌最早為差義者有之間敷与申也、右之外賀客数人有之也

○十七日、乙亥、晴、暖、休日、午後為伺御機嫌罷出、御奥ニ而者御宇衛様御目見被仰付也、八木広次郎・丹羽庄蔵飲ニ来、祝酒を饗ス、森岡弟婦・子供共朝方来、夕万之進迎ニ来、木野一馬も入来、岩崎常介も申遣饗ス

○十八日、丙子、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、此度御足知被下候ニ付、切手并御扶助渡切手共御勘定奉行方為持差越、謹領、告于廟、何れもへ為戴也、附足輕一人春渡御切米切手、鎗持料春渡之分共書役を以御勘定所ニ而受取也、池田加賀守飲ニ

十九日、松本良伯此間之謝二来、宋文^{*}天祥忠孝之大字石搗を恵也

廿日、家小旧臘忌中見舞到来之方格へ牡丹餅を製贈候也

但年頭頃之忌明故延引致置候也

入来、折柄残酒を饗、妹今晚迂へ帰ル、八十槌も少々気輕之方也、清人迎二来

○十九日、丁丑、晴、例時出勤、夕八時過退、風呂を立、浴、渡辺雅登御多門見合度由二而夕方入来、委細二案内して為見る也

○廿日、戊寅、晴、朝坪内久米之助飲入来、田中実五郎を呼、此度家来増之義二付為頼候義有之、小者者己^(佐伯郡)斐村^{*}之者二決入、明日方来候筈、百姓之倅、当時父者無之、母二掛居候者之由也、杉岡文碩来、慈君・予共此間方腹合悪敷二付菓を乞、服也、

平野伝右衛門来、御多門替一件之義二付内談事有之、夜亦来、休日二付夕方為窺御機嫌罷出ル、水谷外姑君為飲御出、酒鮮、入夜被帰

○廿一日、己卯、曇、夕雨、例時出勤、夕八時前退、炮術御相手御覽有之、為席詰出ル、今日も御賭有之、一同中宜敷有之候也、今夕方小者来、名者熊次^{*}与申、十九歳也、万之進來、夜迄話入、酒飯を饗、今日炮術御覽、星角中二而書画一葉ツ、半切物拝領仕候由、見せる也

○廿二日、庚辰、朝雨歇、午後又降、例時出勤、夕八時過退、今朝西向寺へ兵藏代参申付、御露地方^{*}木原徳藏倅、若党二抱候筈二決、今朝目見二来、明日方来候筈也、迂清人入来、八十槌追々快方之由也

○廿三日、辛巳、晴、有風、今度結構被仰付候二付、今朝海蔵寺へ拜参、御先靈様方江御礼拝仕也、全体疾二拜参之積二有之処、家来差間彼是二而今日二至也、休日二付御機嫌窺罷出、山県彦一^{*}を呼、此度御多門替之節何角見合之義を頼、今日且渡辺之方屋敷置・建具等之義見合せ囉ふ也、丹羽庄司為飲入来、折柄有合之酒を饗、沢

廿六日

清明

廿七日

一書役
二御免、足輕組
御引下

*大野木保次郎

右思召有之ニ付

廿八日

一書役

*平川勘助

右素説所出席之義者唯今

迄之通ニ候事

崎幸右衛門母病死之由、桂辰馬方為知来、家小・千代雄榎夜中木野へ年始旁ニ参、宿又

○廿四日、壬午、快晴、暄暖、彼岸桜満開、桃花亦半開ニ及、春色稍麗也、西向寺へ

兵藏代参申付ル、且沢崎幸右衛門母之喪を吊、同人遣又也、例時出勤、夕八時退、

八木広次郎方御歩行目付被仰付、且仕回次第江戸江罷越候様被仰付候旨為知来也

○廿五日、癸未、快晴、暄暖、例時出勤、夕八時前退、渡辺・堀尾・佐藤・岩崎・矢

野・大島・平野江此間之返礼ニ行、岩崎ニ而者四男重吉、今晚安井平治方へ引越候

由、歡をも申也、当度之被仰付ニ付、家来者兩人相増候得共、下女者先下地之通壹

人ニ而、日々実五郎娘やす千代雄榎伽ニ呼候分ニ而為濟候積ニ候処、久保万治死後

跡家内多ニ而難渡之由ニ而、同方娘何卒下女代ニ逗留為致遣くれ候様、実五郎達而

相歎候ニ付、出入之者之義故聞届遣し、今日方来候也、右ニ付やす者明日方不呼ニ

いたす也、岩崎重吉暇乞ニ来、夕方同方へ慈君并家小被招行、平野・武内・当家々

内限之由也

○廿六日、甲申、曇、暖、清明節也、休日ニ付夕方方為窺御機嫌罷出ル

○廿七日、乙酉、雨降、又晴、夕又降、例時出勤、夕八時退、朝八木広次郎過日之謝

ニ来、其節用立置候光照廟御勲功之記戻、誠感心致候由、厚謝詞有之也、西向寺江

兵藏代参申付、夜平野伝右衛門来、渡辺之方不用之疊治定ニ成候由ニ而書付持参、

且何角及話合也

○廿八日、丙戌、晴又曇、暖甚、例時出勤、夕八時比退、昨夕・今日如頭書被仰付有

139 三月

朔日、波多野權祐・蔵田
和太郎歎ニ来、折柄酒を
饗ス
同夜、慈君辻へ御出、御
宿被成

三月 大

○朔日、己丑、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、今日左之通席達を以被仰出

近来諸色高直ニ付、格別之御趣意を以、此場合銀渡物左之通ニ被成下候、尤渡方
割合等者御勘定所ニ而承合可被申候

一 藥種料 一切符 一 鍵持料

一 小者料

右当二月渡江増銀被下

一月々銀渡 一不幸銀・御多門替拝借銀

之也、大野木保次郎手を美敷書候ニ付近来結構ニ被仰付候得共、元来魯人ニ而、先
達而伯母之忌を申出引籠候処、其实譌ニ而、伯母死候事者無之、女房病氣ニ付差合
を申立、煩ニ不致し而引籠候由、去冬者又実ニ伯母之死を秘而不申出、乍忌中其儘
致出勤事も有之趣、内実相聞候之由、不埒之事也

○廿九日、丁亥、暁来風雨、甚暖也、終日不霽、午前為窺御機嫌罷出ル

○卅日、戊子、晴、寒、朝熊谷善兵衛御用向ニ而来、謁、左官嘉蔵来、七畳之間、八
畳之間壁上塗繕等致し呉る、入用者自分方出、職人程御作事ニ而借ル也、辻清人折
柄来、何角取片付、少々見合呉る也、例時出勤、夕八時退、夕右近様方出羽様御
病中以来、御忌中伺迄度々罷出候御挨拶御使を以被仰下、留守ニ托し不調候故、御
用人中江御受紙面出ス

右当正月方三月中之処員數御増被下、其外御褒美・御祝義之類者当三月中丈御増被下」

〔右渡方、葉種料・切符之類、米ニ准候分者一倍増、筆墨料、野菜・塩噌料之類、御褒美銀等者五歩増也

○二日、庚寅、曇、暖、〔右近様御忌明ニ付為御挨拶御出被成候ニ付、巳鼓前出仕、御玄関御送迎仕、御通し候上御機嫌も何ふ也、〔尾道田中庫三来、三島屋子勝太郎を連来鶴松事也、通し而謁、酒を饗、歸ス也、〔朝松田健蔵入来、〔杉岡文磧千代雄（雄脱カ）来診、未少々邪熱有之由申、咳兎角強、困る也、〔夕黒田弥五左衛門殿へ、過日看到来之謝ニ行、歸八木次郎へも先日入来之謝、且御歩行目付被仰付候賀旁ニ行也、〔森岡万之進夕方来、腰張其外小繕事等見合呉る也、〔夜中千代雄榎少々熱気発

○三日、辛卯、朝後晴、暖、〔朝為御祝詞罷出、御登城前於御居間御祝詞申上、御宇衛様江も御祝詞申上、御のし被下之、〔辻清人・森岡万之進為祝詞入来、酒飯を饗、平野伝右衛門も同断、〔千代雄榎今日者熱強く、食餌も晝々不給、尤割合氣者輕く候得共、先達而以来之事故、神田社江祈念頼、護符を乞、〔夜杉岡文磧を迎、診を乞、邪熱今少残居候得共、最早為指事者無之、今日之熱者些疣虫之所為ニ可有之与申、藥致加減呉る也、〔慈君夜辻方御歸被成

○四日、壬辰、晴、〔例時出勤、夕八時前退、〔万之進來、御多門替ニ付拝借銀受取、持来呉る也、銀高七拾匁之処、御抱内之替合故半方渡三拾五匁、倍渡ニ而其儘七拾匁也、〔千代雄榎今日者少々気輕ノ方ニ候得共、夜中殊外寝苦敷困候ニ付、又文磧を請、

141 三月

〔七日、平野伝右衛門此間
中方時々来、何角見合、差
図いたし呉ル也

〔旧冬建継候三畳半之部
屋者、渡辺ニも六畳敷之
建継有之候故、相互ニ其
儘ニ差置、引移候上ニ而
双方解取筈ニ申合也

〔八日、遷徙相濟候上、御
用人中兩人江手紙を以、
此度御替被下候屋敷江只
今引移候之段及案内也

〔今朝下地御多門者御多
門帳を以御作事方江引
渡、山県彦一へ家来相添
為渡、足輕御作事所詰林
茂平太来受取候由、当屋
敷を受取候節も同断也、
尤御屋敷絵帳面者御作事
奉行長束吉之進方跡ニ而
直ニ受取也

診を乞、得斗見合呉候処、何分ニも熟者為指事ニ者無之、全火動之強ニ可有之与申、
業致加減、其後者程々安眠、尤咳者時々強候也

○五日、癸巳、晴、〔四時過御用向有之、罷出、〔朝方山県彦一來、何角見合取片付い
たし呉ル、木原徳蔵も合力ニ来、庭之樹木を掘、家来俱々渡辺庭閑地へ移、仮植致
置呉る、夕方森岡万之進も来、見合呉る也、〔千代雄槌咳者強候得共、余程気輕ニ成
也、〔山県彦一夜中も直ニ泊

○六日、甲午、曇又晴、〔例時出勤、夕八時退、〔朝方森岡万之進・藤川甚吉郎、出入之
者庄助・三次・平次郎・源吉、木野家来恒助等来、荷物を持運、渡辺表座敷江送り
呉ル、星野武平次・富永源五郎も朝之内来、見合せ呉ル、山県彦一も終日見合呉ル
也、夕方皆々江酒を饗ス、〔実五郎妻を頼、台所見合呉ル

○七日、乙未、晴又曇、〔例時出勤、夕八時前退、〔出入之者国蔵・新助・米蔵来、晝・
建具其外諸道具要用之品を残置、皆々渡辺之方へ送り呉ル、武内保之進来、見合呉
ル、〔渡辺方も昨今樹木・諸道具追々ニ運来也、〔西向寺江代参可申付筈之処、殊之
外混雑ニ而家来寸暇無之、其義不能也、〔夜兵蔵妹ちせ、下女せぬ母も来、宿、〔今
夕杉岡文積来、千代雄槌熱者余程解候之由申、大ニ氣輕也、尤咳者依然たり、〔夜半
雨降

○八日、丙申、朝曇後晴、〔兼而之通今日屋敷遷徙、朝五半時頃移ル、表門江者不回、
勝手口脇中門通、表玄関方揚ル、供列者若党兩人袴股立、手回・槍持看袷着ニ而連
候也、先表座敷江着坐、渡辺之方遷徙相濟候而勝手江移、家徒粥を祝ふ、慈君・家

小・千代雄髓者少シ先ニ移ル、下女兩人、若党・草履取を列ル、勝手口方揚候也、一
応居合候而神拜・廟拜致ス也、左之通朝方追々ニ来、諸事見合世話ニ預ル也

辻清人 森岡万之進 平野伝右衛門 岩崎常介

岩崎良之進 大島五兵衛 星野武平次 武内保之進

岡島平之進 三宅吉左衛門 小島左源太 長武左衛門

高木来助 野口金兵衛 長束吉之進 三宅内外

山泉彦一 小倉恒助 渡部廉之助 富永源五郎

長束清次郎 佐々木猶馬 檜垣他人吉 上野吉次郎

平川勘助 田中実五郎 永野武八郎 飛鳥弥十

林茂平太 同勝蔵 佐藤家来(岡野) 木原徳蔵

御手回 庄助 水主 *米蔵 新五 小回り(岡野) 恒助 木野家来

小人 新助 岩吉 小人 徳七 小人 直八 小人 弥三 小人 屋頭

右之外平野家内・娘、岩崎室、武内後室、小倉後室、三宅室、実五郎妻、せの母、兵
蔵妹杯皆々世話ニ成也、午前為窺御機嫌罷出、夕方右世話ニ預候面々江吸物・鱸・
酒肴二種ニ而祝酒を饗、堀尾善大夫・佐藤益之丞夕方為歡預来光

○九日、丁酉、晴、例時出勤、夕八時前退、村々頭庄屋共年頭之御目見有之、跡ニ而
於御用所謁ス、朝渡辺雅登為歡来儀、山泉彦一者夜前も直ニ宿呉ル、其外森岡万
之進・石井寿兵衛・山川久左衛門来、唐紙建合せ、棚釣等何角見合被呉、中津屋後

143 三月

十一日
穀雨

三月中

家、予出勤中ニ来、直ニ辻へ參候由也、〔歡客来少々有之也、〕今日も〔徳藏〕・恒助来、庭を造り呉ル、其外岡野新五、小人三次・新助も来り手伝呉ル、〔彦〕一今晚も宿
○十日、戊戌、晴、夕曇、〔例時出勤、夕八時前退、〕左之趣今日於席月番渡辺雅登江口演ニ而申出ル

小倉恒助義只今迄御自分屋敷内借受、仮成ニ住居仕居候処、此度右屋敷私へ被下候〔候〕ニ付、屋敷内其儘只今迄之通借受住居仕度旨申聞候ニ付、貸申度奉存候、此段御窺被下候様頼入存候

後刻雅登方右之趣申上候所、勝手ニ仕候様被仰出候との旨被達、御請申述ル、右者門長屋北手、当時屋敷付物置ニ成居候処也、尤是迄者同処ニ故宗右衛門閑居之座敷建継有之、其内を借罷在候也、何れ右之建前者解取ニも可相成候得共、左候而も右長屋内を自分ニ住居取致候而成共其儘貸呉候様ニ与、平野伝右衛門を以内々相歎候ニ付、先其意ニ任せ、先章之通申出候也、恒助方も勿論申出候事也、

〔石井寿兵衛為合力来呉、終日彦一俱々何角世話ニ成也、彦一今晚も泊、〕賀客少々有之、〔兵藏妹今日返ス也

○十一日、戌亥、雨又晴、〔朝為伺御機嫌罷出、退掛渡辺江軒宅歎、此間入来何角之挨拶旁行、堀尾・佐藤・岩崎・大島江何角之謝ニ行、〕辻妹為歡来、子供皆々来、〔杉岡文積来診、千代雄榎弥快由申也、〕浅野助九郎殿方先日同方借銀事致世話進候挨拶之由、比目魚巻尾被恵、奥田政次郎方紙面ニ而為持来、〔夕桑原吉郎二為歡来、酒を饗ス、其外賀客彼是有之、〕山県彦一今晚歸ル、又重而頼候筈也

○十二日、庚子、曇又晴、下女母昨日返ス也、例時出勤、夕八時前退、森岡弟婦為
 歛来、子供不残来、夕方清人・万之進来、饗、弟妹共皆々歸ル、清人者今朝も来、
 少々押込内之張付預合力也

○十三日、辛丑、晴、夕曇、例時出勤、夕八時前退、千代雄榎月代を剃也、快然也、
賀客少々有之

○十四日、壬寅、晴、暖、御機嫌伺罷出、下瀬篤之助殿過日為知之挨拶、歛与して
 来儀、孫平殿先頃以來暫眼疾ニ而難儀被致候由也、池田加賀守明日日出足、上京致候
 由ニ而暇并遷徙歛旁入来、有合酒を饗、此方方も為暇乞今朝使遣し、貫名泰次郎先
 生江之届物頼遣ス也、貫名江者就幸使書状遣し、且煎海鼠一箱贈る也

改元
 文久*
 ○十五日、先月廿八日年号
 来ル十七日右近様之水主町御屋敷御借用ニ而御出被遊候ニ付、拜見も仕度候ハ、其節
罷出候様ニ与御沙汰被為在、難有奉存候段御請申上ル、尤此方様六丁目御下屋敷
江御出、夫方右近様御別業江御出、御速ニ六丁目江被為入候由也、木原徳蔵・木野
恒助兼約ニ而朝方来、庭之仕残を致呉ル也、御馬捕源吉も来、手伝、年号改元之由
御触書出ル、矢野犀右衛門歛与して入来、差合ニ付延引之由也

○十六日、甲辰、朦雨、先考廟御祥月、宿戒、晨興祭祀如恒規相濟、早朝妙慶院江参
詣、先般結構被仰付候ニ付、為寸志銀壺両相備る也、看坊禿翁寺法用中ニ付、弟子
僧へ渡置也、杉岡文磧来診

○十七日、乙巳、曇後晴、寒、千代雄榎咳気大ニ輕相成、日之内者凡止也、一昨記之
 行見

145 三月

肴
 鯛 一尾
 鰈 一尾
 鰯 一尾
 右直拾四匁九分也

十八日、御内々差上候鉢

通、今日御宇衛様六丁目御館江御出、夫方右近様御別荘江御出被遊、旦那様ニも御同様御出被遊、予ニも拝見ニ罷出候様ニ与御意も被為在候得共、御用人中も皆々願候而被参候故、予者先年も拝見仕候故不罷出、尤夕方六丁目御館江被為入候上、御酒被下候ニ付、何卒罷出候へとの御事故、極夕方御同所へ罷出、御酒・御吸物等頂戴被仰付、当春ハいまた御酒等も不被下候ニ付、御花見かてら之思召与奉恐察也、及深更退、右出掛、森岡万之進・石井寿兵衛・奥田政次郎へ返礼勤ニ行也、尤奥田ニ而者此間浅野殿方鮮魚到来之挨拶、態与同方江者不参ニ付、宜同方へ申伝被呉候様ニ申置也、今日右近様方当春年頭為御祝詞罷出候御挨拶御使被下、御請御用人中江如例紙面を以申出候也、兵藏父佐兵衛病氣不勝由ニ而、昨夕方下宿を願也

○十八日、丙午、晴、例時出勤、夕八時前退、今朝東城町年寄治郎助、同見習清四郎兩人御目見有之、跡ニ而於御用所謁ス、今般結構被仰付、并此度屋敷引移候御礼之寸志、今日御奥江御内々鉢肴差上候也、兵藏父佐兵衛致病死候由申出ル、見舞ニ熊次を遣ス也

○十九日、丁未、午前方風雨、至夕風罷、雨猶降、例時出勤、夕八時前退、京都芝山様方御年玉与して糸錦煙管指・煙草入被下置也、老女八十野方申聞、御請同人迄申上候也、夕木野一馬為歡入来、饗ス、賀客少々有之

○廿日、戊申、晴、暖、夕未鼓頃為窺御機嫌罷出、石井寿兵衛朝方来、終日預世話也、山村静登倅恒太郎病死之由為知有之、坪内久米之助方手紙ニ而、来ル廿三日当觀院殿卅三回忌相当ニ付、前夕非時ニ参候様案内有之也、夜兵藏宿方帰ル

廿二日早晨

酢和会

御皿

あふら揚
すたれふ
木くらけ
蓮根
けむ

御汁

白みそ
苞豆ふ
小椎竹
青味

御飯

御香物

木芽わへ
御坪 せんまい
うと

御平

椎茸
竹子
牛ぼう
飛龍頭
蕨
三ツ葉
葉山椒

御菓子

巻まん頭
焼まん頭
唐菓子
へい

夕

御茶

かわ豆飯

○廿一日、己酉、曇、寒、例時出勤、夕八時前退、山県彦一朝方来、石井寿兵衛も同断、終日建具張替等預助情也、彦一者直二宿

○廿二日、庚戌、晴、寒、先妣廟御祥月、祭祀者十六日二相濟、朝西向寺参詣、妙慶院之如銀壺兩相備る也、森岡万之進来、彦一終日張物致具る也、清次郎下宿、夜歸ル、京都高謙院様方御内書被下、過日之御歛御懇意ニ被仰下也

○廿三日、辛亥、快晴、寒、朝着綿衣、夕方御機嫌窺与して罷出、今日も石井寿兵衛・彦一終日襖張替被具也、渡辺へ預置候三畳半部屋今日解取、職人辰蔵来り具ル也、今夕坪内へ被招候得共、家来差間候を以辞ス、内仏へ焼饅を具、今般不存寄結構被仰付并屋敷無滞引移候祝意兼、慈君・家小・弟妹始、其外出入之者等へ少々ツ、祝義を贈る也、彦一今晚も宿

○廿四日、壬子、晴、暄、例時出勤、夕八時前退、朝妙慶院坪内法事江清次郎代参ニ遣ス也、今日も寿兵衛来、彦一俱々張物合力被具、今日ニ而先大方相片付也、夕退出後妙慶院当観院殿江参、帰掛山村静登江此間恒太郎死去之悔、過日歛之挨拶旁ニ行、坪内へ法事之見舞挨拶并過日歛之謝旁行、丹羽庄司へ歛之謝ニ行也、森岡万之進も夕方来、合力致具ル、清人も入来、夜慈君辻方御帰被成、渡辺方此方之部屋解取ニ来也、今朝西向寺江も清次郎為参也

○廿五日、癸丑、晴、例時出勤、夕八時前退、夜藤川伯母氏、倉橋藤村おちかを連御出、酒鮓を饗、おちか先日以來逗留之由、久振ニ遇也、娘壺人有之、三歳之由也
○廿六日、甲寅、朝後晴、休日、昼前御機嫌伺出仕、職人辰蔵来、部屋を建具る、勝

147 四月

朔日、先達而御用之節、御多門替之節共歛・見舞等二預候御小姓組・御歩行組辺へ為返礼今日兵蔵を遣入、中通方東之方相濟也

以上
右今日ニ記者追記之誤也、十六日早晨之事也

廿六日

立夏
四月節

手座敷之西、下地渡辺部屋有之候跡江椽限ニ別建ニ致ス也、今日飯田・井口両流申合、馬寄有之、少将様被成御坐、御透覽被遊候由也

○廿七日、乙卯、朝曇後晴、例時出勤、夕八時前退、西向寺江兵蔵為參、坪内久米之助此間之謝・歛旁来、藤川勘吉郎槍術終日稽古ニ出候由、飯を食ニ来、午後薄暑、今日も辰蔵来、八島周伯老留守方為歛肴を被恵、夜始而蚊帳を垂

○廿八日、丙辰、晴、又寒、例時出勤、夕八時過退、大工辰蔵今日も来、吉本恒之丞・桑原吉郎ニ挨拶ニ入来

○廿九日、丁巳、寒、不順氣也、休日、御機嫌窺出仕、辰蔵来、部屋荒方相濟、松本玄順為歛入来、酒を饗、少将様御持扇去方方得候由ニ而恵む也

○卅日、庚午、寒、又着綿衣、辰蔵今日方暫不来、例時出勤、夕八時頃退、杉岡文磧来、家小面部出血致ス也

四月 小

○朔日、己未、晴、今朝方千代雄槌み、つ幟を建ル、当月者御米銀受手明也、例時出勤、夕八時退、奥田政次郎方紙面ニ而、浅野助九郎殿家内衆先日者御別荘拜見被仕忝被存候、右ニ付此箱之内被相贈度、私方宜申上候様ニ申越候与の旨ニ而、紅魚一尾為持来、甚迷惑之至ニ者候得共、先方柄之義故致受納、政次郎迄厚挨拶之返書遣し置也、被仰付事有之、到来肴も有之候ニ付、夕方矢野屋右衛門・長東市郎右衛門を呼、酒を饗、万之進も折柄来、饗、夜齒痛、難義、終宵不止

村上家乗 文久元年 148

同日

二 還俗
御祝義銀三兩

宇佐美采賀

御切米五斗御贈
御歩行組本格

御先供頭取兼帶
御役料並之通

* 中山彦太郎

○二日、庚申、曇、暖、夜雨、今夕主水様時候為御見舞御出被成候ニ付、為御送迎可罷出処、夜前以來齒痛不罷候ニ付得不出、以手紙御用人中迄及案内、主水様直ニ御居留り被成、緩々御對話被為在、御饗応被進、深更御立坐被成、堀尾善大夫御取持ニ被出候由也、至極夕齒痛治

○三日、辛酉、雨終日不歇、暖甚、着单衣、朝島本広右衛門殿為欲来儀、且内談之義有之、伝右衛門来、渡辺方讓ニ預候品物類代銀夫々相約呉ル、例時出勤、夕八時前退、夜来齒痛快方ニ出、今日者出ル也、原田丈太夫殿能齒痛を被封候由、御内々御咄被為在候ニ付、紙面を以呪封を乞、早速調来、丹羽庄藏為欲入来、山県虎之丞此間彦一へ謝義贈候一礼与して入来、渡辺へ預讓候品物代、平野へ為持遣入、万之進來、昨日渡辺四郎右衛門同伴ニ而佐伯郡中須賀村ニ於而、四郎右衛門縁類之方へ参、同姓之義しらへ合呉候由也、尤系凶他江参居候而、委敷義不相分候由也、右村上姓之家者世上ニ多事ニ而、当所ニ当家之由緒相分候様之同姓可有之筈者無之候得共、四郎右衛門先年以來段々親切ニ心寄呉候ニ付任其意、万之進も一緒ニ参呉候様此間頼置候義也、今朝渡辺・佐藤方齒痛見舞之使有之也

○四日、壬戌、雨罷、夕晴、例時出勤、夕八時前退、今日も時々齒痛有之、微也、木野方明夕咄ニ参候様使ニ而申来

○五日、癸亥、晴、朝寒、朝藏田留守、下瀬孫平殿方横地代太郎殿・原要人殿并両惣門内知行格以上不残江返礼ニ行、辻ニ而酒出ル、帰掛御館へ為御機嫌伺出ル、夕又返礼勤ニ出、一井嘉内・沖和多理・八島周軒老・島本広右衛門殿・近藤玉之進・福

149 四月

〔六日朝、御番頭浅野助九郎殿息藤*太郎殿御立入初而被出候ニ付挨拶ニ出、始而謁ス、未幼年也、宅江も為挨拶来儀有之也

〔七日、徳了寺江左之通備ル

一茶湯料 金百疋

但只今迄銀式両之

処、当度方増ス

一銀四匁 松本屋へ

右墓所掃除入用当

但元式匁之処当度方

増、必竟諸色高直且

予此度昇進ニ付而心

持いたす也

〔十二日

小満

四月中

山久馬・吉田清太郎・水谷・木野江行、木野ニ而竹笋之饗あり、緩々話、入夜帰、白神社江も参也、〔今日瓦師高崎弥五郎父子来、部屋之屋根を葺呉ル也

○六日、甲子、晴、寒、〔例時出勤、夕八時前退、〔慈君妙慶院御参、夫方森岡江御出、入夜御帰被成、清次郎・下女御供ニ遣ス、〔兵藏先日之残返礼勤ニ出ス、今日ニ而不残相濟也、〔山村静登ニ男又々病死之由、重而之不幸、気毒之至也

○七日、乙丑、晴、暄、〔例時出勤、夕八時前退、〔来ル廿一日潤誓信士君百回忌御相当ニ付、明日送り便有之由ニ付徳了寺江茶湯料を備、松本屋亀次郎江御墓所掃除之義、兵藏方切紙ニ而頼遣さす也、深江・宮崎へ過日欲之礼書状出、宮崎江者右年回之義も申遣ス也、〔西向寺江代参兵藏遣ス也

○八日、丙寅、晴、暖、〔朝島本広右衛門殿来儀、先日内々被頼候義調候挨拶也、〔巳鼓後為伺御機嫌罷出、〔風呂を建、平野・武内家内来浴、〔辻清人入来、〔米原岩之助母為欲来、有合酒を饗ス、〔慈君夜辻へ御出被成

○九日、丁卯、晴又曇、不暖、〔例時出勤、〔九半時過退、〔慈君從夜前辻江御宿被成、千代雄榎今朝方同方江行、夕方帰、〔大工辰蔵来、〔夜雨

○十日、戊辰、午後雨罷、霽、〔例時出勤、夕八時過退、〔千代雄榎又々夜前以来咳氣有之

○十一日、己巳、曇、有蒸氣、〔夕為窺御機嫌罷出ル、〔辰蔵今日も来ル

○十二日、庚午、曇、寒、〔例時少早出勤、夕八時前退、〔右近様御出被成、御玄関御送迎、御居間ニ而御機嫌も窺也、〔寺西権六殿就御用向御入来、及出会也、〔今日も

十三日

海蔵寺ニ而江湖会執行今日方初、雲水僧五十九人程参候由也

十四日、渡辺ニ而良義

院殿三回忌取越法事有之由ニ付、今朝興禪寺江代参ニ兵蔵遣し、法事中為詰、香奠壺刃備る也、正当者七月十四日也

十六日

一御経料 銀五兩

一御鉢米 精五升

右御百回忌之分

一御経料 銀壹兩

一御鉢米 精壹升

右十三回忌之分

一僧中江銀式刃

右之通西向寺へ備ル、御

経料是迄金百疋之処、此

度者右之通ニ致也

辰蔵極夕御作事引掛来、三疊半大工手間大概片付也、夜雨

○十三日、辛未、雨、寒、朝素読所講釈へ出席、例時出勤、夕八時過退也、木原徳蔵来、米春を居呉ル也、千代雄槌咳再発ニ付、一昨来又々文磧薬を乞候処、今日者大ニ快方也、慈君用蚊帳大ニ損候ニ付六七之新蚊帆を買、価六十匁也、下地之分家来用ニ下ケル也

○十四日、壬申、曇、暖、未鼓後為窺御機嫌罷出、山村静登御多門替歎、過日之挨拶旁ニ入来、藤川方当七月法信院殿十三回忌相当之処、来ル十九日江取越法事被致候間、前夕本照寺被招候節家小ニ参候様案内之紙面并茶壺袋贈来也、岩崎常介来、俸良之進後妻ニ上野吉次郎姉を外方方段々申囉、人物等何角至極宜敷趣ニ付、格合等之処些不都合ニ者有之候得共、存旨無之候得者囉受申度之旨相談有之、存旨無之旨返答いたす也

○十五日、癸酉、午後晴、薄暑、例時出勤、夕八時頃退、退出掛久保順之助江書院台所板間ニ而逢、立なから名を呼、幾久敷与声を掛通ル也、御目付伊藤越人板衝立之処ニ而挨拶有之、小頭高橋金十郎、順之助を連南側壁根ニ出居候也、今日も辰蔵御作事引を来

○十六日、甲戌、晴、薄暑、御寄合ニ付、朝五時過出仕、夕八時頃退、妙慶院へ兵蔵代参申付、廿一日百回忌法事執行之義西向寺江頼遣入、且十九日夕八半時頃来、内仏ニ而回向之義も申遣入、承知也、尤当七月十一日秋露童女十三回忌も取越、一緒ニ法事致度段も申遣、備物夫々為持遣入也、秋露墓所も今日磨、墨漆等入させる、

151 四月

廿日廟飾

餅 団粉 饅頭

干くわし 卷煎餅

花

〔後松原七本松稻荷社之
大松一本夜前顛、御堀石
垣大分崩、稻荷之社も勿
返し候由也
同日夕有地震、少々有力
此間鷹匠町河田友五郎
殿、吉太郎殿隣家奥田角
馬殿方刀を盗、出入之古
道具屋へ解売ニ被致候処
追々及露頭候趣ニ付、右
道具屋何某を殺、口を消
候積ニ而、途中ニ而夜中
不意ニ被切掛候処、薄手
ニ而不至落命、甚不埒之
事之由、巷説専也、珍事
也

兵藏・熊次参也、久野八十助為歛入来之由

○十七日、乙亥、雨終日降、未鼓頃為伺御機嫌罷出、於素読席書有之、夕方為見物
出ル、御臨坐も被為在、七半時前相濟、藤川甚吉郎・同乙次郎茶を給ニ来

○十八日、丙子、晴、薄暑、朝辻清人来、慈君今晚御帰被成候由申也、例時出勤、夕
八時退、退出後妙慶院此間念候ニ付参り、夫方原田丈夫殿江先達而齒痛呪封を頼
候謝ニ行申置、興禅寺ニ而渡辺良義院殿墓所へ拜し、木原慎斎へ過日歛ニ預候謝ニ
行、七時過帰宅、此節京口御門御繕ニ付、去ル十六日方往来留也、北御門へ回り帰
ル、後松原此間顛候松を遙見ス、余程之大木也、往来を跨、梢・枝葉渾中江半入た
り、幹径六尺許も可有被思、根方覆候ニ者無之、全裏朽而拆析候様ニ見ゆる、残松
今壹本も将覆之勢也、至而危見ゆ、夜元老女格たつ、当時研屋町勝順寺之坊守来、
酒を出ス、去春京都御供中何角挨拶ニ来候也、鯰尾持参、今晚御奥へ御機嫌窺ニ
出候由也、慈君夜自辻御帰被成、今夕万之進來、弟婦并子供も子、高木来助方法
事ニ来候由、万之進江者明後夕参候様ニとの義申置、清人江も今朝同様申置也

○十九日、丁丑、曇、夕雨、寒、例時出勤、夕八時過退、今朝藤川法事ニ付本照寺へ
兵藏代参ニ遣し、法事中為詰也、昨夕家小被招候得共得不参候付、其段昨朝使を以
断申遣ス也

○廿日、戊寅、雨、午前為伺御機嫌罷出ル、兼而之通夕八半時過、西向寺新発意覚
了并伴僧来ル、於内仏読経・和讃相濟而非時を出ス、清人・万之進も来、予も致相
伴、暮前相濟也、当时之義且遠忌故外ニ客者不致、料理者田中実五郎、小廻徳七也、

村上家乗 文久元年 152

杜鵑花 白蘭
 白丁花 春菊
 夏菊
 布施
 式匆 新発意
 壺匆 伴僧
 五分 家来

榮作方家内不残、其外出入之者当番ニ而居を者呼而非時を被為給也、献立左之通

酢和会
 大根
 蓮こん
 皿 青すたれふ
 しゐたけ
 木くらげ
 けん ほう月
 汁 包豆ふ
 すめ 椎茸
 むうか小口
 飯
 香物一

竹筍
 飛龍頭
 平 蕨
 椎茸
 三ツ葉
 花柚
 台曳 卷すたれ麩
 さめかい

中酒
 漬物 かいわり菜
 花生姜

新盃

硯蓋

青綿豆ふ
 代々まん頭
 ひしき
 れんこむ
 あげ物

吸物

そうめん
 小梅干
 むうかみちん

三ツ物

すつけ 小倉ふ
 井 竹子甘はた
 三ツ葉 葛煮
 八寸 梅ふ
 岩たけ 鉢 早田菜
 木の芽みそ

茶菓子

焼饅頭

廿一日早晨御献立昨夕
 之通、尤御坪増、笋・岩
 たけ・梅ふ・葛煮也

○廿一日、己卯、晴、寒、早朝西向寺参詣、法事中詰、致焼香、辻清人・森岡万之進
 参詣、田中実五郎帳場へ行くれる、今日供連者若党兩人、槍・手回ニ而参也、五半

153 四月

〔廿三日、杉岡文磧来ル〕

時過歸宅、〔例時出勤、夕八時前退、〕杉岡文磧来、千代雄榎今朝少々吐有之候ニ付
 乞診、何も為指事者無之、近頃者大ニ丈夫付候段申、家小も少々風氣ニ付乞診、少
 有熱由申也、夫々藥を投、〔今早晨祭祀何も如恒規相濟也〕

〔廿四日、高井御山所見〕

○廿二日、庚辰、曇、午後雨、〔西向寺江代參兵藏遣入、〕朝素読所講釈江出席、〔例時
 出勤、夕八時退〕

分之砌、卒与鈴ヶ嶺江登
 ル、眺望尤佳也

○廿三日、辛巳、晴又曇、夜微雨、〔午前為窺御機嫌罷出ル、〕左官嘉藏来、部屋中塗を
 致呉ル也、〔今朝千代雄榎菖蒲職を立ル、〕夕職立之祝、平野伝右衛門を呼饗入、〔今
 日方本川猫屋橋・中島本安橋共一度ニ御普請始り、兩川共仮橋も不掛、船渡ニ而往
 来之人々殊之外湊、迷惑之者多キ由也、〕左之通御移檄出ル

〔当年者麦秋尤宜敷由、此
 節取込最中也、田も大分
 植付有之也〕

殿様御名乗、下之文字唱茂長公与御改被遊候、依之名乗者文字違候共、唱同様様
 之分者用捨可有之候事

〔廿五日、旦那様右近様〕

但長之字用捨之儀者兼而相達候通ニ候事

〔御約束ニ而午後御出被
 遊、御家来劍術・炮術等
 之業前御覽被遊、其後御
 奥ニ而御饗応被進候由、
 主水様ニも御出被成候由
 也〕

○廿四日、壬午、曇、〔今四時前方為御山見分罷越、渡辺雅登被行、星野武平次・長束
 吉之進參ル、海蔵寺山・高井越・御山屋敷等也、皆昨年見分之残也、今日ニ而御山
 所不殘見分濟也、御山小人直八方ニ而弁当を齎、今日田植いたし候由ニ而酒を出入、
 雅登申合候而祝義六知遣入、入夜歸宅、兩川渡口殊外混雜也、〔夜雨〕

〔朝下瀬篤之助殿被来、内
 談事有之也、孫平殿今以
 眼疾得斗無之由也〕

○廿五日、癸未、曇、寒、〔例時出勤、夕八時退、〕夕方波多野権祐来、遷徙飲也、酒を
 出、饗入

○廿六日、甲申、晴、薄暑、〔休日ニ付為窺御機嫌未鼓後出ル、〕御宇衛様今日午後方

廿八日

芒種 五月節

御勘定所左之五人、今夕頭宅ニ於て御叱被仰付、尤差扣ニ者無之、右者土屋篤三郎御切米京升付高三石之処、十一ヶ年来九回ニ而渡来、^{*}原庄水六ヶ年、^{*}小林大右衛門十五ヶ年京升付ニ無之筈之処を其儘京升付ニ而渡来候無調法ニ依而之御咎也、尤岩崎常介計先務專引受居候事、其外者当役以前之事也

矢野犀右衛門

岩崎常介

沢崎幸右衛門

森岡万之進

小島左源太

主水様へ御出被遊、且那樣ニも夕方為時候御見舞御出、直ニ御居留被遊候由、御饗応被進、御供之御用人堀尾氏并岩崎常介・土屋政之進も召候而罷出候由也、岡本主馬殿・湯川兵馬殿被来、謁又、皆内談筋也

○廿七日、乙酉、曇後雨、寒、不順氣也、信楽廟御祥月、宿戒、晨興、祭祀如恒規執行、常称廟も御一緒ニ祭祀仕也、早朝西向寺江参詣、例時出勤、夕八時過退、藤川之方乙次郎、久留彦兵衛倅庫介娘へ婿養子願下也、得井満四郎御多門替欲入来

○廿八日、丙戌、晴、薄暑、例時出勤、夕八時退、夕七時宅御用、矢野犀右衛門・岩崎常介来、申達御目付加席大崎喜和馬也、右三人始使者之間へ通し置、御用者一之間ニ而達入、使者之間ニ而御目付者衝立之内、外兩人者衝立之外へ着坐也、下瀬篤之助殿江此間内談之一件、紙面ニ而及返答也、東城徳了寺御先靈江、先般予結構被仰付候拜謝之意、銀壺両呈入、明日村送便ニ遣入、先日年回茶湯料相備候節一緒ニ遣筈之処、誤而取落候ニ付此度遣入也

○廿九日、丁亥、晴、休日ニ付夕方為窺御機嫌罷出ル、左官嘉威来、部屋中塗済并外処々壁之繕も致させる也

五月 大

○朔日、戊子、雨、寒、例時出勤、夕八時過退、少々腰痛之気味ニ而困ル、微熱共有之歟、当月者予御米銀受也

○二日、己丑、霽、寒、今日者悪寒之気味有之、竟日袷衣ニ袷羽織を着入、右ニ付御

155 五月

朔日、旦那様棒火箭為御稽古江波へ御出被遊、島本広右衛門殿方百目、尺六之筒廿三ヶ御旗被遊由、是御免許之御業ニ有之由也

四日、渡辺雅登方真之内々、同人限之心付ニ而噂有之候者、不遠内御ニ所様当屋鋪内之毘沙門天江御参被遊、折柄御腰を被為掛候御内慮、尤前以之御沙汰等者不被為、不意ニ御弁当構ニ而被成候御振合ニ有之、移徒後いまた暁与居合ニも不至場火急之御事ニ而ハ当惑も可致ニ付、心得迄ニ被申聞候との事也、誠ニ御懇意之御義共不堪感戴義、

機嫌伺罷出候義怠也、藤川毎登殿屋敷替之飲并先日法事之節備物等之挨拶旁御出、酒飯を出入、乙次郎来ル十一日久留へ為引越之筈ニ付、其節慈君・家小共前夜方参候様ニ与の事也

三日、庚寅、晴、薄暑、朝読所講釈へ出席、小学相濟、今日方孝経外伝也、例時出勤、夕八時頃退、此度普請之三疊半、当度者予部屋ニ致、いまた壁上塗者不相濟候得共、外何も調候故、今朝方同所へ移ル也、夕桑原吉郎二時候見舞旁来、折柄部屋移之祝意も有之、酒鮓を饗ス、京口御門櫓御普請ニ付往来留之処、来ル四日方諸人往来差問無之旨御触書出也

四日、辛卯、雨、寒、例時出勤、夕八時退

五日、壬辰、晴、薄暑、愜葛衣、朝五時麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、夫方御奥へ出、御宇衛様江御祝詞申上、御手付熨斗被下之、五半時頃退、今日之記誤脱、明日ニ記ス、三宅吉左衛門祝詞入来之由

六日、癸巳、晴、薄暑、例時出勤、夕八時前退、昨記之脱漏、森岡万之進・平野伝右衛門・岩崎常介為祝詞入来、夕大島五兵衛を呼、一昨日渡辺方内噂之義ニ付何角及相談、前之三人共ニ祝酒を出入、野口金兵衛も折柄御用向ニ而来、饗ス、以下今日之記、森岡万之進・小島左源太来、書院回り表立具等見分いたす、辻清人昨日無沙汰之由ニ而入来、残酒を饗候由、岩崎常介昨夕之謝入来之由也、藤川毎登殿も御出、昼飯出候由、藤川乙次郎近日久留江引越候ニ付、為臚槍を贈ル、右者先年同人義暫当家へ逗留為致、様子ニ寄候得者直ニ扼介ニも致置可申歟与心中窃ニ含候

村上家乗 文久元年 156

冥加之至也、窃ニ廟ニ告、
家内江も申聞候也六日、藤川氏江乙次郎驢
贈一寸鎗 一本
柄 白檜太刀打 微塵青貝
金具 銀焼付

代式拾八匁也

来ル十九日・廿日澄源院
様御一周忌御法事ニ付、
諸事穩便ニ仕、火之元念
入候様ニとの御移檄一同
江出ル也

事も有之しニ因此度少々丁寧ニ贈る也

○七日、甲午、雨、午後晴、薄暑、常称君御祥月忌也、祭祀者先達而相濟、例時出
勤、夕八時前退、退出後西向寺江参詣、万之進來、少々細工事頼、高木来助次男
友之進、野原八右衛門養子ニ今日引越候由ニ付早く帰ル、夜弟婦来、宿入、今朝
藤川甚吉郎来、霜月迄米式俵無心之義申来也、霜月与申而者差間候ニ付、不得已及
断也、乙次郎引越、又々十日夜方久野秀太郎方迄参、十一日朝同方方久留江引越候
申値ニ相成候故、十日ニ何れも参候様ニ与申也○八日、乙未、朝雨、後歇、蒸氣甚、今午後右近様御方々様御出ニ付九時過方出、夕
八半時頃一応退、申鼓後復出、夜半後退、御奥ニ而御饗心御取持ニ罷出候様被仰付、
御取持仕ル、右近様・久照院様・於竹様御懇意ニ御盃共戴也、十河勝之丞、塗師屋
勘兵衛子供三人連出候而御慰ニ仕舞被仰付也、左官嘉藏来、部屋之内上塗を致入、
不残濟也○九日、丙申、雨降甚、午後方歇、夕晴、蒸、例時出勤、夕八時頃退、御作事職人
来、書院壁を塗繕、畳屋来、同所方使者之間・玄關・小八畳辺畳表替致入也、同所
も上方之御仕向也、今朝熊谷善兵衛来候由、出勤後ニ付不調、御館ニ於而堀尾善大
夫被調、慈君・家小・千代雄榎夜辻江参宿、明日藤川へ被招候ニ付今晚方辻迄参也
○十日、丁酉、朝霧深、涼、跡晴、例時出勤、夕八時退、渡辺雅登方此間内々噂有
之候毘沙門天御参詣、来ル十四日ニ御内定之御様子ニ有之趣内々ニ申聞、右毘沙門
天者、先年楠之大木枯候木を以、渡辺故宗右衛門京師ニ於而仏師へ為刻、社者直ニ

157 五月

十三日、郡御奉行衆方此御方御家来松本良伯父玄順尋合事有之、郡方吟味屋敷ニ於て御歩行目付応対有之筈ニ付被差出候様ニとの旨申来候也、尤同人病氣等ニ候ハ、受答出来候人物を代人ニ差出候様ニ与の趣也

但此義十四日之事也、今日ニ記者誤也

右枯候木之根を鑿して造、安置致置候処、其後上方上屋根等出来、祭事供物等者其儘渡辺方取計来候ニ付、此度予当屋敷江遷候後も先屋敷役ニ而、式日節句等二者燈明・神酒等備来候処、此後者全御趣法役所之鎮守ニ被仰出、供物等初法衆等も皆御趣法役所方之御払出ニ成也、尤常々之守護者屋敷役ニ而、其儘当家方仕候様ニ与被仰付、依之同所北之大手堀江入口明、予か裏塚へ葭垣出来、露地門も出来候而締り付候事ニ成、今日方御作事方来、取掛候也、以来者北入口方常々諸人之参詣勝手ニ出来候事ニ成、尤朝夕之閑閑者矢張予か方方仕事也、家小・千代雄槌夜藤川方帰ル、今夕方同方江参、饗ニ逢候由、慈君者辻江御泊被成也、今朝万之進來、少々細工事致し呉る也

○十一日、戊戌、晴、暑シ、夕八時前為窺御機嫌罷出、藤川乙次郎今朝久野方久留江引越候由也、慈君夜自辻御帰被成、お竹も付来也

○十二日、己亥、晴、暑氣如土用前、朝五半時前出勤、九時頃退、且那樣今日海蔵寺江月次御参詣之折柄御居留り被遊、玉潤和尚之説法并法華講釈等御聴被遊、問答等も有之候由、右玉潤和尚者豊後海門寺之方丈ニ而、此度江湖之会頭、博学能弁、行状も至而宜敷、從遊之僧侶常ニ七八十人も有之由也、田中実五郎を呼、御成之節之献立を内々頼也、朝下瀬篤之助殿見へ、同人妹婿堀正之助殿方拝領之大小質入之義を被頼、其向へ談試可申段申置也、夜中右近様方御到来被遊候由ニ而、流羊羹・巻餅御分賜被仰付也

○十三日、庚子、晴、暑し、例時出勤、夕八時頃退、今日被仰付事有之、昨今書院

村上车乘 文久元年 158

十四日

夏至

同日

御献立

御手付熨斗

御茶 山吹

御菓子 上干菓子
煉羊羹

本直酒

但此分差出方見合

御銚子

三ツ組御盃

すめ

御吸物

めはる
青こんふ
茗荷みちん

にしが蒲鉾

れんこん
厚焼玉子

やきいか
くわゐ

薄くす

八寸 茄子
つみいれ

之方建具・腰張等繕与して桂喜三太来、朝辻清人来、張物を頼、終日調呉ル、夕方御奥附方左之通申来

以手紙申上候、然者明十四日夕八ツ半時比方御二所様毘沙社江御参詣被遊、折柄御手前様御宅江御内々御立寄被遊候旨御沙汰被為在候、此段申上候、以上

五月十三日

村上彦右衛門様

御奥附

右ニ付一応返書ニ御請申出、猶為御請御広式江出、奥附詰合土屋政之進江逢、御請厚申述、猶老女差間候付、女中のふ心対ニ而御礼之義老女江宜申通具候様申置退也、夜有雹、蒸気強、夕平野伝右衛門来、何角見合呉る也

○十四日、辛丑、晴、炎氣如向暑、朝方平野伝右衛門・大島五兵衛・森岡万之進・岩崎常介・同良之進杯来、何角見合仕構等いたし呉ル、惣体仕構左之通

一御座之間 但書院一之間

床

狩野洞白福祿寿画軸

花器并桁二重釣瓶 紫陽花
杜若 太蘭

御刀掛

三宝

手付熨斗

御座所 毛氈 二枚

南北椽薄縁敷 南踏石 草履一足

北踏石 書院下駄 二足

御手水所 御手拭掛 御手ぬくひ

一二之間

東使者之間堺

六枚折屏風一 双立切

北椽薄縁敷

踏石 御供用 草履数々出置

159 五月

鉢しらか大こむ
赤ミしま

猪口いり酒
生醬油

御次用
鉢すゝき
めんかけ

鉢石わりたこ
さし身
たて紫そ

御夜食
猪口 酢醬ゆ

白みそ
御汁竹輪かまほこ
粒しみたけ
青み

御皿記月魚
付やき

御飯
御香物
なら漬
ふり

御糸目もみゑる
くす

後段
鉢 鯛浜焼

一三之間 但狹八畳之事也 女中溜り

椽江斜ニ葭簾を垂 御見切を葺 踏石へ御供草履出ス

一同所次通り之間

東壺間唐紙江二枚折屏風ニ而立切 西連子下江御茶構仕ル

東壁へ掛行燈一ヶ所構ル

一玄關六畳敷 軍書読休息所

一勝手三畳半部屋 御用人中休息所

一同座敷 女中着替所

床熊谷 直彦鶴之画軸 活花杜若

踏石へ御供草履出置

一同次屏風仕切 内 中居・半下溜所并御医師・御奥附等溜

一同次七畳半之間 西壁根 酒煖場

一同所南六畳之間 御膳構 膳棚構ル

一書院庭植込裏へ稽古場辺方透見せ藪、幕二張はる

一同南庭植込後、勝手堺へ幕二張々ル

一惣庭水打、河砂鋪、箒目入

一御成門前水打、河砂敷、番田子一対出ス

一同所内勝手庭通路江板戸三枚建切

夕凡八半時比御奥江罷出、老女差間ニ付女中のふへ逢、毘沙門社御仕構も宜敷、私

同 花すし
錫鉢すわへ
すわへ

御吸物五斗みそ
鯛あら

御次用

鉢 はらずし

并鉢きうり
うを

御薄茶 三十代

御菓

庭前之枇杷

以上

御次并勝手見合御取持
之面々江

夕茶

菓子盆 小豆飯

にしめ石やき豆ふ
焼かまほこ
ふき

夜食

吸物すめ
蛤

四寸 半へい

宅掃除等も仕置候間、何卒御早々被為入候様仕度奉存候、可然申上被具候様ニ与申述、猶御奥附江も御供回被仰付候ハ、為知被具候様ニ与頼置、退、毘沙門社仕構左之通

折敷二面 御備餅 一重
瓦器二面 洗米 德利
三方二面 神酒 一对 枇杷

燈明 線香 花瓶 御拝敷 新調一松具座

堂之四方七五三繩を引 御手水構 御湯桶御手洗

御取持相頼面々左之通

渡辺雅登 堀尾善大夫 佐藤益之丞 岩崎常介

金子元達 土屋政之進 但同人者御茶見合を第一二頼也

勝手見合頼面々左之通

辻清人 大島五兵衛 森岡万之進 平野伝右衛門

岩崎良之進 岩崎室 辻妹 小倉たみ

但婦人三人者皆御慈意之者故、御次江之通ニも出もろふ也

七時過御奥御二重戸方当家御成門通り被為人、予繼肩衣ニ而御成門外迄御出迎申上、直ニ毘沙門社江御案内申上、御拝被為済、直ニ書院御座之間江御案内申上、御用人中初御取持之面々者門内迄御出迎、御跡を御供被仕、御安座被為在候上、御手付のし・御多葉粉・御茶、女中御通ニ而差上ル、夫方彦右衛門御目見被仰付、其儘肩衣着罷出、被成御坐候御請共厚申上、夫方御用人中も被出、此処ニ而御菓子差上ル、夫方御持せ之御提重御開被遊候ニ付、不取敢御吸物を差上ル、予も召候而御

161 五月

但御用人中之分者御
糸目之御下を付ル

〔軍書読并付添之者へ〕

菓子盆 めし

にしめ

夜食 壹菜

酒肴取合せ式種

以上

盃被下、慈君・家小も御目見被仰付候段かね方申聞、罷出、御懇之御意ニ而御盃を被下、誠ニ冥加之至也、其前御次ニ於て左之通為御土産御二所様方夫々江被下置候段かね方申聞ル、品々御土産夫々江被下置、殊ニ結構之御品頂戴仕、別而忝仕合奉存候段厚御請申述、直ニ廟二告、慈君始家小・千代雄槌江も申聞、為戴也

一 交肴 鯛 大口 鱈 一 鉢

一 画 絹地鯉登滝 直彦画 一幅

右 彦右衛門へ

一 小半紙 三束

一 ふくさ地 浅黄ちりめん式尺半 一

右 寿祥院様へ

一 小半紙 三束

一 ふくさ地 紫板ぢりめん右同 一

右 みつ江

一 画本 大小五冊 一包

右 千代雄槌江

右之外辻お梅・たけ・八十槌、森岡ます江も夫々御手土産頂戴仕也、〔御提重御披之節、用意之本直酒を差上ル、夫より御弁当被為濟、庭内御歩行被遊、予御案内仕、其内ニ御座之間与二之間堺翠簾・屏風ニ而圍、二之間与狭八畳之堺者翠簾を釣仕構置、御還坐被為在候上ニ而御慰物を御次之間へ出入、軍書読琴英与申者也、兼而岡田八

十五日、八島周伯老此間
江戸より帰着被致候由ニ
而来儀有之候由也

十太郎世話ニ而今夕方呼寄置也、幡随院長兵衛を語ル、殊之外上手ニ而、御意ニ入也、一坐相済、御夜食を差上、又一席、義臣伝吉田忠左衛門伝を語、夫方御酒差上、何れも御取持之面々罷出、予も御相伴被仰付、慈君・家小も罷出、殊之外御賑々敷、御ニ所様御機嫌ニ而御寛々被成御坐、至暁天御立坐被遊、始之通御成門外迄御送り申上、御取持之面々・家内共皆々同所内迄御送り申上ル、予者猶又直ニ為窺御機嫌御奥江罷出、老女ニ謁、御礼厚申上置退也、残肴を以勝手見合之面々を心饗し、数献を酌内東方既ニ白也、誠に当家始而之御成、首尾能相済致安心、其段告于廟、何れも打寄相祝也、女中御供左之通来ル、老女八十野者不快ニ而不来、中居壹人、半下兩人来也

老女格 かね 同並 *きく 女中 のふ さき やす

今日台所者、煮方飛鳥弥十、同加り庄蔵・田中実五郎、小回り勇吉等を頼む、御手回り庄助、小回り徳七も来、見合呉ル、全体御成之節御勘定奉行・御台所奉行等も頼候先例之由ニ候得共、此度表向御押掛、不意之御成与申御趣意故右之通ニ而相済也、御器物類者皆々御台所ニ而借用、其外御道具類も御奥御用達・御目付・御武具等ニ而借用取合也、御献立者頭書ニ記ス

○十五日、壬寅、晴又時々雨、暑し、朝渡辺雅登江昨日被為成并品々拜領物等仕候御請ニ行、岩崎良之進後妻縁組願濟之歛旁ニ行、例時出勤、夕八時前退、々出掛北之御武具蔵屋根損所致見分也、夕昨日勝手見合何角世話ニ成候旁を謝スル為、常介夫婦・五兵衛・清人・万之進・伝右衛門・小倉たみ等を招、残酒を饗入、於梅今晚帰

163 五月

〔十七日、予先務中堀尾
与申合之切棒駕籠壹挺、
昨年買替候而貯居候得
共、当務ニ成候而者合持
ニ而者些不便弁利之廉も
有之、幸過日渡辺方被売
候駕籠を駕籠屋乗物甚七方買
入、修覆申付、今日相調
持来

ル也

○十六日、癸卯、時々雨、暑、〔妙慶院参詣不能、代参兵藏遣久、〔南庭之枇杷を剥、近
隣其外へ致頒贈也、〔夕射場へ炮術見合ニ出ル、右近様、此御方御家来中之炮術御一
覽被成度無屹御所望有之、近日罷出候筈ニ付下しらへ有之故也、〔今日佐藤益之丞、
海蔵寺へ御法事ニ付仕構御見分ニ被参候節、西之御門忍駕籠ニ而被通候処、御門詰
之者差留、御並様方之御家来乗打不相成与申、其儘從來之仕成を申立被乘通候事ニ
者候得共、何様杉林辺迄も跡を追而咎来、甚以可惡仕形ニ而有之、戻掛も矢張同様
之由、不埒之事也、右ニ付裏御門方小頭岩崎錢右衛門を遣し、先例を以段々為押合
候へ共、何分陪力倍臣乗打不相成義御条目ニ有之由を達而申張候由、不審事也、〔例時出
勤、夕八時頃退

○十七日、甲辰、曇時々雨、〔休日ニ付朝御機嫌窺罷出、〔慈君午方松田・波多野へ御
出被成、松田へ御泊被成、千代雄榎も参、夕方帰ル

○十八日、乙巳、晴、朝少涼、後炎、〔朝五半時出勤、九半時過退、此節余り熱候故申合
ニ而今日方少々早出候也、〔海蔵寺隠居和尚御非時頂戴ニ被出候故、上下着ニ而出、
御内仏御回向中竹之御間江詰ル、御回向済、御二所様御拜被為濟候而焼香拜仕ル、焼
香者当御役之格也、海蔵寺隠居江前後両度挨拶ニ出ル、大道和尚者江湖会中禁足ニ
付不被出、〔御奥方御茶被遊候由ニ而牡丹餅一重頂戴仕ル也、〔明後日海蔵寺江相備
候御香奠鳥目廿足代銀札式匄、二ツ折状封上を杉原ニ而服紗包ニして、御香奠与楷
書ニ而認、下札も姓名楷書ニ認而御用部屋へ出、回し方相頼也、角取へきハ御用部

屋ニ而一緒ニ買調頼置候也

○十九日、丙午、雨、夕歇、涼、朝半時出、九時過退、今日海蔵寺御逮夜御法事也
 ○廿日、丁未、晴、朝涼、暁六時出宅、海蔵寺江為御寺詰罷越、夕七時帰宅、供連兩若党、道具・手回・雨具持、駕籠之者三人看裨着也、合羽籠持者渡ル、余者自分ニ連ル也、御法事済自拜之節焼香拜仕ル也、今日者江湖会中ニ付僧員多、対靈上堂等も有之、御法事殊之外御賑也、和尚・山主共十五人、黒衣僧三十四人、併僧名四十九員程也、旦那様初座方御詰被遊、帰掛御館江出、御用達迄御機嫌を窺、御斎頂戴之御受も申上ル也、御奥も出ル、今日も西御門ニ而駕籠乗通之義、往来共菟哉角家来迄申、甚不快之義共也

○廿一日、戊申、曇、蒸、毘沙社御趣法受ニ相成候故、今朝星野武平次江右社付之品書付を以申渡ス也、五半時出勤、九半時退、御宇衛様今日海蔵寺江御参詣被遊、折柄講尺説法等御聴聞被遊候由、益之丞御供ニ被参、京都高謙院様御書頂キ、うす雪こんふ沓袋頂戴被仰付也、堀尾純忠院一周忌之由、京都方拝領之昆布を内仏へ供、本川・本安両橋御普請追々相調候処、捨柱を突込候櫓、本安橋之分昨日之事之由、いかゞ之義ニ哉転覆、櫓上ニ居候日雇之者十五六人一時ニ墜落、十一二人怪我致し候由、尤落命ニ至候者無之由也

○廿二日、己酉、雨後晴、蒸、西向寺江参詣不能、代参申付、堀尾法事ニ付因伝寺江代参兵蔵遣ス、例時出勤、九半時頃退、此方様御家来炮術、右近様御一覽被成度旨御直約被為在候由ニ而、今日何れも罷出候由、吉本恒之丞始都合十一人出候由、

165 五月

〔廿五日〕
半夏生
〔同夜彗星を西北方ニ見ル、光芒及天平、昨夜方見候由也〕

森岡万之進も出ル、主水様御家中方も伴・本山両流ニ而十一人出候由也、〔堀尾純忠院一周忌相当ニ付、今夕緩々咄ニ参候様ニ与善大夫方噂有之、格別之訳も有之候ニ付任其意参ル、渡辺雅登・大島五兵衛会、酒并非時出候也〕

○廿三日、庚戌、雨、熱、〔千代雄榎今晚以來熱発候ニ付、朝杉岡文磧を迎乞診、全暑之事、大分熱者有之有之候得共為指事ニ者無之由申、葉を投、予も此節腹中不佳、時々痛も有之ニ付葉を乞、〔夕一甫流御相手御覽ニ付出候処、御用達菅馬之進達間違ニ而明夕ニ被仰出候事ニ有之由ニ付、御機嫌を窺、退、〔馬木村方木造来、楸松等を造らせる也、〔千代雄榎午後者大ニ熱減ス〕

○廿四日、辛亥、晴、向暑強、〔例時出、九半時退、〔来ル晦日義純童子、八月十日実山賢秀童子、共ニ七回忌、晦日ニ一緒ニ致法事候積ニ付、今日両墓所磨ニ兵蔵・熊次を遣又也、〔千代雄榎今日者大ニ快、熱も減、能遊嬉、食も給、〔夕文磧来診、案内熱能解候由申也、〔今日も木造其儘夜中泊而造ル、〔殿様益御機嫌能御旅行被遊、弥明後廿六日御帰城被遊候旨、御年寄衆方被申上候由也、〔岩崎良之進後妻今晚引受婚儀有之由也〕

○廿五日、壬子、晴、暑し、〔朝永田丹解殿江昨年之御上納米御取引相濟候御挨拶ニ参、取次を以申入帰、々途下瀬孫平殿眼疾を訪、未快候得共去ル十五日方押而出勤有之由、尤宮本之姉一昨日病死、此節差合之由、当年五十九歳、長病ニ而有之候由也、少々御用向も内々申談、〔四時前出、九半時頃退、〔木造今日も其儘居ル、〔岩崎へ夕方何れも参候様ニ案内有之、慈君計御出被成筈之処、少々御腹瀉有之、御出不

廿七日、寺納物

一回向料 銀貳兩

一靈貝米 精二升

一塔婆料 銀壹匁五分

右実山分

一回向料 銀壹兩

一靈貝米 精一升

一塔婆料 八分

右義純分

本川・本安兩橋御普請出来、一昨日方諸人往来出来候之由也

廿九日

廟飾

鯨 団粉 饅頭

干菓子 卷煎餅

花

茶漬

皿 酢わえ

被成、膳并ニ酒を贈来也、松田室夜中泊掛ニ入来、栄吉も来也

○廿六日、癸丑、晴、向暑強、殿様今朝三本松、早メ六半時全御供揃ニ而、四ツ時前御帰城被遊候由、旦那様為御迎八丁堀江御出被遊、一先被為入、直ニ御登城被遊也、

慈君・千代雄榎御帰城為拜見八丁馬場へ参ル、松田家内も同断、夏岳君御祥月ニ

付妙慶院江兵藏代参ニ遣入、夕御機嫌伺罷出ル、波多野静太郎来、夜松田家内伴

し帰ル、夕酒鮓を饗入、木造栄吉今日ニ而松手入・植込・摘入共不残済入也

○廿七日、甲寅、晴、熱強、五半時出仕、九半時頃退、妙慶院江卅日義純七回并八

月十日実山七回取越一緒ニ法事之義、且廿九日夕弟子一人夕七時前方来くれ候様ニ

与の義口上書ニ而申遣、且備物為持遣入也、承知之口答也、明廿八日御帰城御歎之

御帳付被仰出候ニ付、今朝御使者を以御昼成之御機嫌御伺被成候由也、西向寺江兵

藏代参ニ遣入也

○廿八日、乙卯、晴、向暑日々甚、朝五半時出勤、九半頃退、今朝御帰国為御歎御登

城被遊也、年頭御礼者来月二日方始候由也、夕西向寺江参、八島周伯老江歸着之歎、

且早速被来候挨拶ニ行也、島本広右衛門殿江先達而看到来之謝、全之丞殿自江戸歸

着預来儀候謝・歎旁ニ行、奥田政次郎江過日浅野助九郎殿方看到来之謝ニ行、森岡

へ後室見舞ニ行、此間中者中暑之気味ニ而被困候処、追々快方之由、尤手足者只様

不遂、全半中風之様子也、酒出、暮前帰宅

○廿九日、丙辰、晴、向暑強、有南薰、朝為伺御機嫌罷出、大島五兵衛来、御用向也、

中村每次郎從江戸帰着之由ニ而入来申置候由、夕七時過妙慶院弟子遊禅来、内仏

167 六月

すめ 茶
汁 苞豆ふ
しめたけ
めうか小口

めし

平 安平ふ

おろし生が

酒肴

井わかめ
す醬油脱カ
八寸 葛煮

布施

一銀 壹匁

卅日

小暑六月節

朔日四時

日蝕

三分

二日、浩策所持之品

一写真鏡 一

但徑三寸許、浩策踏込袴・羽織着、兩刀を帯

二而読経念仏、畢而一汁式菜、茶漬、肴二種二而酒を出入、当度方者弟妹江も案内
二不及也、殿様無急度御回在被遊、来月廿日比御出船、浦辺江被成御坐、七月盆後
御発駕、西郡江被成御坐、又九月頃御発駕、東郡江可被成御坐旨一昨日被仰出有之
候由、尤未御年寄衆江申上者無之、御内意与見ゆる也、東郡与云者佐伯・山県方奴
可郡辺迄之事之由也

○卅日、丁巳、晴、強熱、六月節也、朝妙慶院江兵蔵代参申付、法事中為詰也、五半
時出仕、九半時頃退、去春京師逗留中貫名先生ニ認囉候松雨堂之額表装過日永野武
八郎へ托し、町方へ申付置候処、今日調候而持参し呉る、仮ニ揭試候処室中光輝を
生也

六月 小

○朔日、戊午、晴、向暑強、今日方御役所出勤早く相成候ニ付五時出仕、九時退、木
野方見舞使来、同方無事之由也、堀田助六殿從江戸帰着被致候由ニ而被来、去月
廿六日千代雄槌誕生之処延引、今日内輪限祝遣ス也

○二日、己未、晴、向暑強、熱、晚寅鼓前方予腹瀉強、嘔吐之催有之、気分悪敷候ニ
付上杉岡文積を招診を乞、全中暑ニ而食物不化方之事ニ有之、早瀉ニ成候故宜敷由
ニ而藥を恵、夜明候後者追々快方也、今曉者腹痛も有之候得共、是も其後者治、夕
疔虫下ル也、右ニ付御機嫌伺不罷出、其段者御用達御奥附江書役を以無屹含置被具
候様申遣ス也、備後尾道之医師浩策(長尾)与申者、昨春公儀方重墨利加江御使節被差向候

端坐せる真影を其儘駐
着したる物也

一秤量 一
但二〆五百目量

一尺度 一
一書籍 四冊

但二冊者錢鑑也
一角鏡 一面

一透鏡 一
一蒸気車雛形 一

一章 一切
一打緒 一筋

但右章を真ニして打掛
たる物ニて伸縮自在也
右何れも西洋製之物也、
量も平衡錘等者無之、至
而簡便也、尺度者円小器
中ニ縮収して用ニ当而是
を曳伸入様ニ仕たり、是
又簡便也

〔夕雨一過、直晴

船江手を入乗組参候由ニ而、其節外国方取歸り所持致候品数種、過日山本勘大夫江
申談置候処、今日差出候ニ付直ニ御覽ニ出入、折柄予も一覽致候処、写真鏡奇品也、
浩策写真如生、外ニ章一切凡六寸許、強而牽伸者三尺許ニ至、纔ニ手を放ハ緊縮原
寸ニ還、是亦奇物也、余頭書ニ記ス、〔夜半地震

○三日、庚申、晴、朝涼、後熱強、〔予夜来愈快候へ共、昨日終日食を絶、夜前・今朝
も至而微食ニ而疲勞之気味有之故出勤不致、御用人中江紙面を以案内ニ及ふ也、〔森
岡万之進・三宅内外不快見舞与して入来、渡辺・堀尾・佐藤方見舞使来、〔京師高謙
院様方御書を戴、岡崎御庵室御普請御出来、去ル廿九日御日柄克御遷徙被遊候由ニ
而、御祝義与して御くわ御料金子百疋、別段ニ小倉袴地一下拝領仕ル也、右御普請
一件ニ付而者、抑以来予何角与心配仕候義御大慶ニ思召候との御事ニ而、右別段之
御恩賜有之也、〔午前有地鳴、〔昨日方御城夏年頭御礼有之、且那樣御登城被遊、明
日者御痛所ニ付御不参被仰出候由也、〔慈君夕方岩崎へ欲ニ御出被成、留而酒を出候
由也、〔夕雨半時、甘澍也

○四日、辛酉、霽、炎熱、〔予弥快方ニ付今朝方致出勤也、昼九時退、〔大島五兵衛・岩崎
常介父子為見舞入来、〔慈君今晚廿日市夜船ニ而中津屋江御出被成也、御供兵藏参、
波多野静太郎も参也、水押之間を借切ニスル也、〔夜岩崎於よし嫁を連来、有合酒を
出ス、〔今夕杉岡文積来診、予心下今少不宜由申也、〔山中碩庵老方江戸土産種々被
贈也、〔今夕平野伝右衛門来話又

○五日、壬戌、晴、朝方蒸気強、〔休日、朝為伺御機嫌罷出ル、岩崎へ婚儀済之欲ニ行、

六日

一御船屋敷新建
二御多門へ御替被下

長束市郎右衛門

右者元御茶屋之内江此
度御多門新建ニ相成候
也

堀尾へ過日之謝ニ行也、午後兵藏佐伯郡從平良村歸ル、慈君無滯中津屋江御出被成、廿五
六日頃ニ者御帰被成候由也、且那樣今日者御登城被遊候由也

○六日、癸亥、晴、酷熱、暑中ニも過へく思わる、朝辰鼓出勤、午鼓前退、岩崎常介
・同良之進昨日參候謝ニ入来、土井理作此間致病死候由ニ付、清次郎を悔ニ遣し線
香料を遣入、夜前之事也

○七日、甲子、晴、炎熱如燬、乍去日々晴暑故南薰者有之也、辰鼓出、午鼓前退、西
向寺江兵藏代參、朝辻清人入来

○八日、乙丑、晴、炎威強、早朝山中碩庵老江歸着之飲ニ行、藤川氏・菅馬之進へ飲
ニ行、辻江見舞歸ル、御館江も為伺御機嫌掛出ル、辻ニ而暑払出ル

○九日、丙寅、晴、炎威強、辰鼓出勤、夕午鼓前退、夕雨過、左之通席達有之

御船屋敷内明キ御多門追々御普請有之、御出之節御腰掛ニ相成、以後御茶屋与相
唱、右場所御船奉行中引受被仰付候事私云、明御多門与云者市郎右衛門跡御多門之事也

○十日、丁卯、晴、夜来熱輕、朝涼、午後熱強、遠雷、辰鼓出勤、午鼓退、夜長武左
衛門来、下女母来宿

○十一日、戊辰、晴、熱強、家小・千代雄槌曉起、木野へ參、未明故兵藏下女付步行ニ
而遣入也、朝波多野清太郎来、去ル七日從平良村符カ歸候由、慈君御無事、来ル廿日
ニ迎差越候様ニ与御伝言被成候由也、京師高謙院様へ御庵室御成就御遷移被為濟候
恐悅幾田迄申上、御内々昆布一折料金五拾疋、障子紙壹束差上候也、且先日拝領物
之御受も申上ル、今日一六船便ニ差登也、幾田江も過日剃髮之飲内々申遣、白木綿

十五日、例年之通附足輕夏御貸米切手渡ル、当年八九斗渡候也、米佃田打米貳百廿五匁ニ立候由、高価ニ者候得共此節石ニ付拾匁許下落之由、何分諸作共誠ニ近年稀成出来立之由也

壹反贈ル也、巳鼓後為伺御機嫌罷出、池田加賀守倅從京師歸候挨拶ニ来、御札并扇子二本持參、跡方加賀守も来、日中故留而酒を出入、暫話ス、倅主稅義丹後守与致改名候由也、夜家小・千代雄榎從木野歸、於しつ伴来、御用向有之、夜戌鼓後御奥江出ル、就右大島五兵衛昼夜両度来、千代雄榎夜半頃方腹痛、瀉も一度有之、難義之様子ニ付杉岡文磧を迎診、全輕中暑、此節之流行事故為指事ニも有之間敷由申、夜半後方能居合寢、瀉も其後者無之

○十二日、己巳、晴、朝涼、千代雄榎曉来腹痛も透与無之、瀉壹度之後無之、今朝者何も平常也、辰鼓出勤、午鼓退、夕文磧来診、千代雄榎案外宜敷、熱氣も一向ニ無之、真ニ一時之事ニ而有之し由申也、夕伝右衛門来話、夕炎熱、星野武平次妻安産、男子出生之由也

○十三日、庚午、晴、朝涼、後嚴暑、早朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕午鼓後退、巳鼓後有地震、稍強、夜木野方迎來、於しつ歸ル、夜深涼風あり

○十四日、辛未、晴、暑威嚴酷、尤朝之内有清風、涼、休日ニ付御機嫌伺罷出ル、長束市郎右衛門今日御多門引移候由、昨日見舞・手伝旁兵藏遣候得共、最早大概荷等も送相濟候旨ニ而速ニ歸ル、夜万之進來、有合酒出入、暫話ス、月清輝

○十五日、壬申、晴、曉来涼、午暑嚴酷、辰鼓出勤、午鼓退、今朝貫心流劍術御相手御覽有之、予者御用所ニ相詰候故不及出席、辻清人為見舞入來之由、八島周伯老方江戸土産數種被惠

○十六日、癸酉、晴、暑威嚴也、辰鼓出勤、午鼓前退、妙慶院參詣不能、兵藏代參ニ

171 六月

御回浦御供御用人以下左
之通之由

御用人

小幡孫兵衛殿

郡御奉行

今村文之助殿

御大小姓頭

御騎馬頭

*青野保太郎殿

遣久、貞善童女祥月ニ付西向寺江も為參也、夕千代雄榎御供船見物ニ參、当年者御
而殿様水主町御屋敷江被為入、御供船も皆々本川江出候由、尤旅人等之出者至而少
候由也、熊谷善兵衛・野原八右衛門等暑氣見舞ニ来也、海蔵寺隠居も同斷、夜涼
○十七日、甲戌、晴、暑威厳也、早朝御両家様へ暑氣御機嫌伺ニ罷出、右近様御用人
不殘見舞、久野八十助へ歡之謝旁、山村靜登江同斷、丹羽庄司・坪内久米之助江見
舞、妙慶院江昨日怠候ニ付參、岡本主馬殿へ見舞歸ル、大島五兵衛・一井嘉内入来
之由、家小昨日者腹瀉ニ而困、菓を乞候ニ付杉岡文碩来診、今日者快也

○十八日、乙亥、晴、朝夕涼、午暑嚴酷、巳鼓出勤、午鼓退、御宇衛様今暁七時御
供揃、御忍供ニ而御船屋敷御茶屋へ御出被遊、御供船戻り御覽被遊、夜中被為入候
由、当年者舟数も多、皆々迎船囃子有之、殊之外賑敷候由也、尤在中旅人之出者至
而少候由也、蔵田和太郎自江戸歸着、先日人遣候謝旁入来之由也、有合酒出候由也
○十九日、丙子、朝別而涼、午熱者如燬、巳鼓出勤、午鼓退、久留庫介、乙次郎を連
初而入来、通候而逢候由也、三宅吉左衛門・大崎喜和馬暑氣問安入来之由也、夜
曇、有電、後雨一過、雷少々鳴、蒸熱、殿様明朝五時御供揃ニ而浦辺御土橋南通御
道筋之由御道触申来、今朝万之進來

○廿日、丁丑、朝方蒸暑甚、殿様今朝水主町大榎木方御乗船、御座船者宇品鵜魚籬外
ニ浮居候由也、御舟数惣而午前為窺御機罷出ル、朝方慈君御迎与して中津屋
へ兵蔵遣又也、夕方曇、蒸熱甚

○廿一日、戊寅、蒸熱甚、尤午後者有南薰、早朝大御目付寺西権六殿江參、御三家御家

中三御門駕籠乗通之義ニ付、自分与して及相談置義有之也、辰鼓過出勤、午鼓退、
 慈君夜前廿日方番船ニ而御戻被成管之処、今晚迄御帰不被成候故、今朝本川迄下女
 を迎ニ出候得共、夜前者番不帰候由、夕八時過駕籠ニ而御戻り被成、五日ニ而相庭^(市脱力)
 静方江御寄、同人駕籠心配致くれ候由也、沢崎幸右衛門・小島左源太・渡辺四郎右
 衛門・長束千甫等暑氣問安入来、相庭静素読御通稽古へ出候由ニ而夕方寄、有合酒
 を饗返ス也

○廿二日、己卯、時々雲、蒸熱甚、辰鼓出勤、午鼓前退、今日於席月番御用人堀尾
 善大夫方、此度殿様無屹度御回在、東城江も被成御座候御振合ニ付、其節東城可被
 遣御内慮ニ被為在候間、此段内々申聞置候様ニ御意之旨被申聞、則奉畏、本意之義
 忝仕合奉存候段御請申述候也、全体先前者御直ニ御意被為在候趣ニ相見候得共、当
 度者右之通御用人方被達也、帰而告于廟、今日西向寺江兵藏代参申付

○廿三日、庚辰、晴又曇、夜来蒸熱強、朝御用向ニ付熊谷善兵衛へ行、及応対、久留彦
 兵衛へ此間庫介・乙次郎来候挨拶・歛旁ニ行、八島周伯老へ先日土産到来之謝、松
 田健藏江当春来之謝ニ行、西向寺江も昨日怠候ニ付参、帰ル、波多野権祐者先方之
 格合故不参候也、水谷八十郎入来、夕迄留ル、酒飯饗歸ス也、山村静登・菅馬之進
 ・菅平磨・三宅内外暑氣見舞入来之由也、夕雨降、雷鳴、去月廿三日以来之快雨、
 早枯一時ニ蘇、実甘澍也、夜半後迄降

○廿四日、辛巳、曇、蒸暑、辰鼓出勤、午鼓後退、丹羽庄藏・三宅益登・伊藤徳之助
 ・奥田政次郎・武内保之進暑氣問安入来之由、夕水谷・木野江暑氣問安ニ行、木野

二而酒出、入夜歸、乙松此間以來吐乳二而困、氣遣候由、何分薄弱二付被案思候容
 体也、尤予居候内者吐無之

○廿五日、壬午、時々雲出、蒸熱、夜者涼、辰鼓出勤、午鼓退、旦那樣今日六丁目
 御館江被成御坐、夕方御用人堀田恂之助殿、同郡御奉行野村良之進殿、学問所引
 受味木彦兵衛殿御招、御酒御振回、寛々御咄被申上、松村弥助殿御弓御稽古二被出、
 折柄御取持御頼二而御留被遊候由、夜半後被為入、堀尾善大夫御取持二被出、其外
 者御用達二而相濟也、渡辺雅登昨日者腹瀉二而出勤無之、今日者快出也、昨日見舞
 使遣又、岡本主馬殿・堀尾勝登・岡島平之進其外暑問安入来有之也、先頃以来宗
 对馬守様御領海江魯西亜船碇泊、不法之所業有之候二付、御所置振左之通御伺書公
 辺へ被差出候由

私領分対州浅海浦江碇泊之魯西亜船、々修理二事寄急二退帆之勢二無之、当夏中
 滞留之由申聞居、深意者開港之存念与相見、殊更追々不法之挙動有之候得共、兼
 而被仰出之御旨茂有之、何扁穩順二取扱罷在候处、此方より兵端を不開事与見侮、
 去十二日異人共多人数端船二乗組、大船越瀬戸関所前、兼而差塞置候を理不尽二
 押破候二付、堅之郷士兩人相制候处、多人数二而渠か船中二搦捕漕掛候付、小
 者安五郎与申者有合之薪を投掛候处、異人共鉄炮二而胸板を打貫及即死、其儘本
 船へ罷歸候、是迄者公儀御通商之国柄二付恥辱をも為忍、兵端を不開様二与折角
 相制罷在候处、最早右之通渠より事を破候二付而者家中之奮激不一形、是非討取
 不申候而八国内之怒氣解諭之筋更二無之、第一武道二取恥辱之限奉存候、依之如

村上家乗 文久元年 174

何ニも奉恐入候儀ながら、全一己之義ニも無之、本朝之御瑕瑾共相成候事ゆへ、兵食不足之身代、四方大洋之国柄、援助之頼も無之、始終之勝算千万無覺束奉奉候得共、眼前足長ニ罷在候異賊其儘難閣御座候ニ付、不顧後夷討取可申州中一同決心仕罷在候得共、右者重大之事柄ニ付無理ニ暫取押置候而、一応奉経御伺候間、何之道速人心一定之御指揮偏奉仰候、尤前章之通渠方好而事を発候機会御座候事故、何時可及戦争茂難計候ニ付、其節ニ至時位不得已事情御憐察被成下候様深々奉頼候、以上

四月十三日

宗対馬守

公儀方之御指図

宗対馬守

其方領分江魯西亜船渡来ニ付、追々被申聞候趣も有之候間、先般小栗豊後守・溝口八十五郎被差遣、且箱館在留魯国コンシユル江も右船為引弘方箱館奉行方為相達候趣も有之、長崎奉行よりも支配役々差遣候趣ニ候間、最早同人とも到着ニも可有之、彼方遂談判、事情相分候ハ、以後不法之挙動等も有之間敷、畢竟彼我言語之不相通辺方自然行違之儀等も可有之、双方之行違より不容易儀等引出し候而者以之外之儀ニ付、家来末々迄能々諭告致し、諸事豊後守等承合取計候様可被致候事

再度対馬守様方御伺

追々御案内申上候領内滞泊之魯西亜船、去十二日於大船越瀬戸口小者安五郎与申

175 六月

者を鉄炮ニ而打果、堅之郷士二人搦捕、不法之所業及増長候段者翌十三日附を以御指揮方奉伺候通ニ御座候、然処十三日亦々異人共凡百人余端船數艘ニ乗組、大船瀬戸番所前江乗来、同所之義者瀬戸口通行之小船を相改候迄之番所与申、殊ニ異船繫泊之場所程遠ニ付、堅之人数も無之候を見込、直様揚陸取囲、番人二人、足輕一人引立、端舟江為乗置、番所在合之武器類諸品々至奪取、夫より村中江散乱及狼藉、郷士之武器類者素り、民家在合之金銀錢、米穀品物、且小屋〳〵江繫置候牛七疋掠取、端船ニ為取乗、本船へ漕帰候、右之通追々乱妨次第ニ差募候得共、何扁兵端を不開様ニ与厚相諭罷在候処方、異船近辺之村々者無詮方退散ニ及所々江野宿罷在候様之義ニ而哀至極之為体ニ罷在、此場ニ至如何程も穩順之道相^成尽度、千変万化加下知候而も憤怒頂上之人氣甚以無心元、最早事旦夕ニ差迫不安^(次九)心第奉存候、此上猶も必至之差図を以暫取抑罷在候者、偏皇国一般之御一大事与奉存、昨十三日附を以委曲奉伺置候、然処只今ニ至候而者却而本朝之御武威を奉汚候場合ニ可押移哉与不私深々奉恐入候体勢御賢明被成下、何分速ニ御英断之御指揮被仰出被成下候様偏ニ奉頼候、以上

四月十四日

宗对馬守

右再度之御伺者未何共御差図者無之候得共、对馬守様之御留守居中方通達有之候趣ニ而、從江戸申来候ニ付、事柄之義御並様方江も御心得之為、去ル廿三日御年寄衆方封書を以被申上、右近様方御巡達被為在候由也、松田健蔵暑氣問安入来

○廿六日、癸未、晴時々雲出、蒸熱甚、朝為伺御機嫌罷出、丹羽庄司・坪内久米之

廿八日、諸武芸出精之
面々江左之通為御褒美被

下也

一金子貳百疋

堀尾勝登

一諸口三束ツ、

岡島平之進

*三宅益登

石井岩之丞

一同耆束ツ、

千賀代槌

小倉恒助

一同貳束

渡辺吉太郎

一銀五兩

佐藤喜代見

一諸口貳束

*山崎他人登

一同耆束ツ、

*大島松太郎

大島八朔

助・八島周伯老・名倉求馬・岩崎常介・渡部廉之助・森岡万之進、其外暑氣問安入
来有之也

○廿七日、甲申、朝曇後晴、夜来蒸熱甚、辰鼓出勤、午鼓後退、西向寺江兵蔵為參
也、暑氣問安少々有之、夜蒸氣強、東方有電光

○廿八日、乙酉、晴、炎熱、辰鼓後出勤、午鼓退、於江戸去月廿八日夜四時頃、高輪
東禅寺英夷宿寺江狼藉多人數押込及乱妨候由之処、表者松平時之助様御固、裏者松
平泉州侯御固ニ而差支鬪争有之、御両侯之手へ賊三人討取、御出役之公儀衆手へ一
人討取、三人生取、余逃散、兩侯御家来、御出役衆、其外深手・薄手等段々手負有
之、英夷も三人薄手負候由、畢竟右御堅ニ而防留候故夷人之傷無之由、全水府浪人
之所為歟与申風説之由、内輪之鬪争者傷心之事ながら時宜不得已之所置、而自我朝
武人之英氣を露、異人をして令恐怖之一段者愉快之至也、右者久野秀太郎話也、其
後江戸状写をも外方借覽する也、秀太郎当春御役成之欲旁入来

○廿九日、丙戌、晴、炎熱、朝為窺御機嫌罷出、波多野権祐暑氣問安入来、暑払酒
を饗、相庭静同入、夕迄話ス、酒飯饗、左之通御移檄出ル

御家来中文武之道相励候様ニとの義者連々御沙汰之趣茂候処、近年諸夷入港ニ付
而者彼国事情実も難量、天下一統武辺之筋別而厚鍊磨有之時勢与相成、此御方ニ
於ても右等之筋御手厚ニ御取計被遊度御所存ニ而、武芸稽古之義油断無之様彼是
度々御沙汰も有之、其以来御趣意相守、不絶出精之輩江者、出席度数之振合を以
是迄折々御賞し被下、尚又此度も夫々御銀賞等被下候事ニ候、此余茂不絶出精之

177 七月

朔日、千代雄榎御奥ニ而
三尺余之車付舟を頂戴仕
ル、活舟之御不用物与見
ゆる也

平野為太郎
一同三束ツ、
由良辰太郎
*土屋静馬
一半紙壹束
森乙吉
一諸口式束
高木平太郎

輩江者、右等御賞筋猶更御手厚ニ每々被相行度御含も有之候得共、中ニ者左迄老
年ニも無之、又病身等之振合ニも不相聞して、何れ之芸術江も一円出席無之面々
も不少、苦々敷事ニ候、自今者年齢五拾才江も過候輩者格別、左茂無之面々者急
度奮発有之、仮令病身等ニ而墓々敷業難出来共、其身相応ニ稽古之仕方者可有
之義ニ付、不怠出席可有之候、其内病氣等ニ而出席一通り之義ニ付難出来、一ヶ
月之内一度も出席無之候節者、翌月初旬之内ニ其訳合書付を以被申出、且幼年之
輩拾四五歳過候而も、虚弱又者病身等ニ而睨々武芸稽古難出来面々も、其訳合委
細書付を以可被申出、支配頭ニ於ても得斗吟味之上申出可有之候、自然等閑ニ相
心得、柔弱ニ押移候族茂有之候得者、急度可被及御沙汰候、右之趣手堅申聞候様
被仰出候

但五十歳已上之輩ニ而も武芸心掛有之義者勿論、武門之常故不及其義与の御趣
意ニ者無之候得共、出席無之節其訳合申出ニ者不及候間、右年齢之面々者其段
一応届出可有之候事

右之趣不洩様可被相達候、以上 月日

夕遠雷、夜渡部廉之助来、少々御用談有之、跡ニ而暫話ス

七月 大

○朔日、丁亥、晴、炎熱、蒸氣強、例時出勤、九時退、昨日以来右齧腫痛、夫ニ伴頭
痛・悪寒有之、困、依而又文磧薬を乞、夕白雨、建瓶少々有、雷鳴、夜蒸、夕伝

二日

立秋

夜四時八分

右衛門来、予当度東城へ参候者本駕籠也、依而以前渡辺宗右衛門拝借致被居候駕籠を借用、今日修覆を申付置、尤入用者いつれ御払出ニ可相成筈也、夜早臥

○二日、戊子、晴、時々雲出、炎熱、立秋也、夜来齒痛者輕候得共頭痛強、惡寒有之ニ付平臥、午後者大ニ快、尤右ニ付御機嫌窺不罷出、慈君夜中辻江御出被成也、御逗留也

○三日、己丑、晴、朝涼、後殘炎強、早朝例時出勤、九時退、夕文磧来診、此間之惡寒者少々邪氣ニ而有之候へ共、最早宜敷候故、今日程行水致用捨候様ニ与申也、御宇衛様今日海蔵寺江盆御参詣被遊、西堂和尚之説法を御聴聞、夜中草津湊内ニ而施餓鬼有之、御内覽被遊候由也

○四日、庚寅、朝涼、晴、早朝例時出勤、九時退、殿様今朝水主町大雁木五時之御供揃ニ而浦辺從御回在御帰城被遊、御並様方御機嫌窺御手紙出候由也、夜渡部廉之助来、御用向也、午後熱、夜蒸氣強

○五日、辛卯、曉来雨、涼、午後雨歇、熱、朝為窺御機嫌罷出、射場へ稽古見物ニ出、森岡万之進人来、半太刀造之分大小汗錆付候ニ付、川本屋恒右衛門へ頼、研を申付、昨日渡置、研料式拾六匁、研師吉兵衛受負候由也

○六日、壬辰、晴、殘炎甚猛、早朝例時出勤、夕九時前退、辻清人入来、夜曇、四方有電光、蒸熱甚、殿様明日夕七時御供揃ニ而、三之御丸江御出之旨御道触申来

○七日、癸巳、曇、炎熱猛烈、六半時麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上ル、御奥江も如例罷出、御宇衛様御目見被仰付、御手付のし被下之、五半時頃退、西向

179 七月

〔本文之通御日割ニ者相成候得共、所ニ寄御重宿も可被為在御様子ニ付、弥之御日取者不被仰出候由也

寺江兵藏代參申付、〔木野一馬入来、祝酒を出入、殿様明朝五時之御供揃ニ而御花
 畠江被為入、夫方直ニ今門水場江御出之旨御道触申来
 ○八日、甲午、晴、残暑酷烈、〔朝為窺御機嫌罷出、今朝殿様御花畠御出、無滞相濟、
 表門内江者御門詰足輕壹人來、見合罷在也、〔夕御用向ニ付大島五兵衛を呼、跡ニ而
 酒を饗、長武左衛門も折柄來也、〔湯川兵馬殿極難渋之趣ニ而此間拝借銀之義内頼有
 之、下地米之御取替も有之故不相調段及答候處、何分亡父十郎次殿年回法事も得不
 被致由ニ而只管憐を被乞、甚氣毒之次第、且聊之義故予か銀子百目差向取替進候處、
 厚礼被申越、小紅魚三頭被惠也
 ○九日、乙未、晴、残暑酷烈、〔早朝例時出勤、九時過退、〔夕雨はらつく、〔殿様來ル
 廿日御発駕、西郡方奥郡へ無急度為御回在可被成御坐旨被仰出候段、今夕御年寄衆
 方申上有之候由也
 ○十日、丙申、晴、朝些涼、後秋熱如燬、〔早朝就御用向大御目付神尾半左衛門殿江參、
 初而謁入、〔此度殿様御回在御休泊左之通与相聞也
 ○廿日 佐伯郡保井田村御昼 廿日市御泊 ○廿一日 大野村御昼
 玖波村御泊 ○廿二日 大竹村御昼 小方村御泊
 ○廿三日 松ヶ原村・峠村之内御昼 玖島村御泊 ○廿四日 上伏谷村、
 和田村湯所、 ○廿五日 山県郡坪野村、 加計村、
 ○廿六日 上筒賀村飛郷門田、 戸河内村本郷、 ○廿七日 戸河内之内松原郷、
 中祖村、 ○廿八日 八幡原村、 川小田村、

村上家乗 文久元年 180

〔十二日、左之通被仰出
来ル廿六日出立

村上彦右衛門

渡部廉之助

平野伝右衛門

富永源五郎

来月朔日出立

三津井滝次郎

田宮政之進*

〔彦右衛門へ御貸供左之
通也

小畑来三郎

桂喜三太

小人 林太

小人 来宿

〔御仕向物左之通也

一本駕籠 一挺

一通人足 四人

但看袷・合羽・笠・脚

半・甲掛共

○廿九日 溝口村、

都志見、

本地村、

○八月朔日 壬生村、

○二日 川根村御昼御泊 御境御覽

○卅日 阿坂村、

上布野村、

○四日 東入君村、

○五日 新市町御昼御泊 和南原御境御覽

○六日 森脇村、

比和村、

○七日 川北村、

○八日 小奴可村、

東城、

○九日 未渡村本郷、

三上郡峯村

○十日 惠蘇郡尾引村、

○十一日 高田郡深瀬村、

吉田村、

○十二日 長屋村

上根村、

○十三日 無御昼 可部町

沼田郡相田村、

○十五日 祇園、

○十四日 高宮郡飯室村、

御供御用人者堀田恂之助殿、郡御奉行者野村良之進殿之由也、

〔例時出勤、九時頃

退、

〔辻清人入来、慈君今晚御帰被成候之由申也、

〔夜慈君自辻御帰被成、お竹も伴

来宿

○十一日、丁酉、晴、涼後熱、朝為窺御機嫌罷出、慈君夜御腹痛、少々瀉も有之、御

平臥、夕方御快方也

○十二日、戊戌、晴、朝有清風、後熱甚、早朝例時出勤、夕八時前退、出勤中御前江

被為召、此度東城江可被遣旨御意被為在、奉畏、御事柄之義私被遣候段、本意難有

仕合奉存候旨御請申上、御次ニ而御用達伊藤藤徳之助江も右之趣申述、御請尚相頼置

181 七月

一先供用行列羽織
 一先柄持・挾箱持看裈・笠・合羽・合羽籠持用看裈共
 一本馬 壹疋
 右之外自分家来江者御仕向事者無之也
 同日
 一大寄合
 杉田相模殿*
 御年寄方
 十三日
 御年寄
 野村良之進殿
 御用人・郡御奉行方
 一郡御奉行
 蒲生織之助殿*
 下地方御用人
 右野村殿者七百石之御加増之由也、其外昨日者段々被仰付有之候由也

也、於御用所御用人中江も右同断、帰而告于廟、夕方兵藏を一緒内其外知音之寺江点燈ニ為参也

○十三日、己亥、晴、朝涼、後雖熱残暑稍減、朝為伺御機嫌御次江出候処、御前江被為召、此度東城江被遣候ニ付左之通御手自被下之、御懇意之段難有仕合奉存候旨御請申上、御品物者台共々持下り、御用達石井寿兵衛へ於御次御請厚申述、御品物者宅へ為持呉候様相頼置、退掛月番御用人渡辺雅登宅へ御請ニ行、申置也、尤御館方直ニ御馬場へ出、見せ馬致見物也、且那樣今朝日通寺方新庄御山江御参詣被遊也、今朝も兵藏寺江勤参代参ニ遣、悉相濟也

一御服料 金三兩但壹割五步渡、式百七拾匁也
 一御肴料 同百疋

○十四日、庚子、曇後晴、残炎強、早晨方櫓下方舟ニ而海藏寺へ拝参、江湖会も今日ニ而無滞満会ニ至、大慶之旨和尚被申、西堂和尚も被逢度ニ付方丈江通候様達而被申、酒被出、西堂和尚江も謁入、洞門寺も参被居、謁、今日者舟ニ而参候故途中千代雄槌を連行、平野照槌も伴入、四半時頃帰宅、夕御機嫌伺罷出、川本屋恒右衛門兼而申付置候信高・正則之大小研、祐定之脇指身仕立替、切羽金着せ、銅金焼付調之、持来候也、夜慈君御寺参被成

○十五日、辛丑、朝曇、有雨、後晴、残炎依然、蒸氣強、早朝妙慶院・西向寺江参詣、先登江拜入、如例年一封宛兩寺江贈但当年方一錢匁五分ニ致入也、其外興徳寺・本照寺程へ参、若党・小者・槍持を連、上下ニ而参候也、小町辺方雨降出入、留守方雨具

為持差越、好都合ニ而不及避相濟也、為窺御機嫌出ル也、宗对馬守様御妾腹善之
 允様御嫡子ニ御届相濟候ニ付、御同名者勿論、文字違候而も唱同様之分者致用捨候
 様ニ与被仰出也

○十六日、壬寅、晴、朝涼、午後も炎威纒寬、妙慶院江兵衛代参申付、小者熊次暇を
 乞候ニ付暇遣ス、替り白島西中ノ町山田直衛殿多門ニ居候由、市助与云を抱、御手
 回定出人蔵七口入也、父者久米介与云由也、下女すへも兼而当季迄置遣候約ニ付
 出、例時出勤、九時過退、万之進来、夕迄話ス、酒飯を饗ス、何卒さよを逗留為
 致くれ候様ニ申也、慈君辻江泊掛ニ御出被成、千代雄(稱カ)も行、夜一本木躍を見ニ参、
 歸ル、夜御奥江此度東城ニ於て御差上之索廻御試ニ被為召、御酒頂戴仕、御用人中
 も同様也、細川越中守様ニ而蓮性院様御逝去ニ付、昨日方三日之御穩便被仰出也、
 右者姫君様御父方御伯母、御定式御半減之御忌服被為受候由也

○十七日、癸卯、晴、朝涼、午後も炎威大挫也、朝為窺御機嫌罷出、当年者春来天
 氣合能、誠順氣ニ而、霑次も宜敷候故諸作共見事ニ而、別而稻綿者近年之出来立之
 由、農人欣抔之様子也

○十八日、甲辰、晴、涼、炎如昨、処暑、早朝例時出勤、九時過退、桑原内蔵二出立
 前見舞入来之由、夜岩崎およし来、暫話

○十九日、乙巳、晴、朝後酷熱、有蒸氣、早朝例時出勤、午鼓後退、朝万之進さ代を
 連来、兼而之通直ニ暫為致逗留營也、夕平野伝右衛門来、旅行ニ付無心申候品夫々
 貸也、明廿日朝殿様御回在御発駕、六半時御供揃之旨御道触申来、御道筋橋南通之

廿二日、受取物

一 駕籠看袴 四

帯：はせ折共

一 並看袴 六

但内半被ニツ、帯ニツ

183 七月

一脚半・甲掛共 八
 一菅笠 八
 一黒足輕羽織 二
 一合羽青染共 四
 一駄荷桐油 一

但御貸小人合羽者銘々
 持参候由、駕籠之者合
 羽者未調候由

外ニ
 中丸釣燈 二
 小田原釣燈 一
 右者相对ニ而借用也

廿三日、三原松原之松根
 土上二三尺之処方裂折而、
 北側西山民人殿屋敷長屋
 門方西崩たり、先達而夜
 中無風して自然ニ朽折候
 由、後松原三本松と同様
 也

由、屋敷町者御払切、町中方者不及払切、拜見も出来候由也、今朝辻清人入来之由
 ○廿日、丙午、晴、酷暑、夕曇、遠雷、将雨終不降、朝為窺御機嫌罷出、旅行荷物入
 組凡之処相約候也、渡部廉之助来、予東城行駕籠之者四人通し人足、東土手町清助
 与申者之受負一番下直ニ付同人江申付度旨申也、四人ニ而送迎両度之往来十二日掛
 二而三百拾八匁之受負之趣也、文化度者百七十匁余之趣也、夕辻清人来、慈君明晚
 御帰被成筈之旨申、中元ニも不來候故酒を出ス、殿様今朝御発駕、御回在御供建者
 至而御手輕、御具足箱も無之、御挾箱も一ツ之由也

○廿一日、丁未、朝雨後晴、又時々雨、蒸氣未収、例時出勤、九時過退、桑原内蔵二
 ・三宅内外・山県虎之丞・石井寿兵衛等昨今旅行前為見舞入来、万之進入来、支度
 事少々見合くれる也、慈君夜從辻御帰被成、たけ付来、宿ス、夜有風、蒸甚

○廿二日、戊申、雨時々降、後晴、夕稍涼、朝例時出勤、九時過退、御勘定所方御
 貸供用看袴・笠・合羽・脚半・甲掛・帯之類受取也、西向寺江兵藏代参ニ遣ス也、
 高木来助盆前之謝・見舞旁入来、三宅内外見舞入来

○廿三日、己酉、晴、朝涼、有霧、後熱、早朝神田社へ参、池田加賀守江過京師方帰着
 歡旁ニ寄、達而留酒を出ス、辻・藤川江も暇乞旁ニ行、辻ニ而も卒与盃致ス也、休
 日ニ付為窺御機嫌罷出ル、夕西向寺・妙慶院へ御暇乞ニ墓参致、水谷・木野へ暇乞
 ニ参、木野ニ而酒出、入夜歸ル

○廿四日、庚戌、晴、秋暑強、例刻出勤、夕九半時過退、西向寺江代参申付

○廿五日、辛亥、晴、秋暑炎酷、朝渡辺・堀尾・佐藤・岩崎・矢野・大島へ為暇乞参

村上家乗 文久元年 184

廿六日

一先步行兩人

小畑来三郎

桂喜三太

右黒麻羽織

一駕籠脇兩人

森島兵蔵

木原清次郎

右割羽織着

一槍持一人

自分雇
豊蔵

一挾箱持一人

御貸小人
林太

一長柄持一人

御貸小人
半次

一手回り一人

市助

右看裨着

一駕籠之者四人

通し雇

ル、例時出勤、九時過退、朝方暇乞客来彼是有之、森仙太郎へ、倅光太郎被召出
歛、使を以申遣え、夕七時頃為御暇乞御館江罷出、御目見被仰付、御手付髪斗被下
之、全体先例者御盃被下候趣ニ候得共、当度者御殿敷御省略中故其義御略ニ而右之
通也、御奥江も罷出、御目見被仰付、御髪斗者置付也、辻妹今早朝方来、清人午前
方来、其外田中実五郎・永野武八郎・小人三次杯来、台所見合異ル、万之進夕方来、
同方復兎角不出来、足手只様不叶ニ而被困候由也、此度家来不殘召連候付、留守中
小回り清蔵倅新蔵雇置、今朝方来、夕方左之通招、又者押掛入来等ニ而酒を饗し致
別盃也

木野一馬 藤川每登殿 辻家内不殘 森岡万之進

岩崎良之進 同およし 水谷八十郎 同伯母君

久留乙次郎 平野不殘 武内保之進 同祖母

小倉恒助 同母 矢野屋右衛門 大島五兵衛

渡部廉之助 野口金兵衛 平川静次郎

午後渡辺雅登・佐藤益之丞為暇乞被来

○廿六日、壬子、晴、秋熱猛也、今朝六半時過出宅、玄関方乘輿、供列如頭書、西御
門其儘乗通ル、廉之助・伝右衛門も一緒ニ出立也、先達而以来西御門駕籠乗通ニ付
度々異論有之候へ共、此間中方相止、今日も為何不審も不申聞、本駕籠ニ而も御城
内其儘乗候義者従来之事也、万之進、清人始其外少々為見立来、酒を饗え、出宅
之趣月番御用人江以使及案内也、四半時過可部町着、昼所幸田屋吉右衛門、川本村

185 七月

右同断
一合羽籠二人
繼一足
右半被着
一駄荷馬 一匹
以上
右御貸人者惣而笠・看袷・
脚半・甲掛・半被・羽織
共御貸、手人者皆自分方
仕向候、尤三尺帶者一刀
方江者不殘自分方仕向候
也

中方及暮、吉田高田郡へ六半時着、宿三原屋庄兵衛、途中炎暑二何れも困ル也、可部町
二而有地震、山鳴ル、上根坂高宮郡甚嶮也、入江川風景甚美也、上根并大林村高宮郡案内役人
出ル、吉田町右同断、至而叮嚀也、廉之助・伝右衛門者別宿也、着後廉之助者見舞
二来、伝右衛門頭痛之由也

○廿七日、癸丑、晴、残炎倍酷也、黎明吉田出立、毛利之城跡者霧二而不見、九時三歩
比次三次郡三吉十日市二而昼所筆屋丈次郎、同所御屋敷者山手二而往来方者不見、上原村方
夜二入、四時頃庄原三上郡駛着、宿棧屋甚兵衛、着後有地震、稍有力、今日者十里之路二候
得共道惡敷、丁も延居候趣二而、三次十日市方庄原迄四里之路殊之外手間取、何れ
も及退屈也、甲立高田郡而可箭神之社へ拜入、至而小社也、御貸人林太腹通二而難義、
下小原辺方宿駕籠申付、家来兵藏も腹瀉二而困、桂喜三太足痛、是又兩人合々宿駕
籠申付、尤兵藏者昼後居合候由二而喜三太計乗候趣也、今日者格別二炎威強、一統
供方困候也

○廿八日、甲寅、晴、残熱酷甚、味爽庄原出立、四半時比西城二而昼所尺田屋佐作、西
条川景色無双也、鹿深峠知御地行所保田村境也、同所へ頭庄屋勘助并庄屋・組頭・百
姓等迎二出、致案内、頭庄屋計者駕籠脇方披露、言葉を掛ル、其外川鳥高田郡・菅村夫々役
人案内二出、川鳥村蔵本房右衛門方二而小休、茶菓子出入、同所二而家来等着替為
致、此節上松辺普請、魚切橋普請等二而川西通之通行難出来二付、川鳥村方受原村
戸宇村高田郡通り七日市方東城町江夜六半時前着、直二御茶屋へ参ル、小谷卯右衛門出
迎案内致、御家司部屋へ通ル、全体出仕なれば御本門方御玄関江上候事なれ共、此

朔日、両家江之勤者若
党・手回・槍持を列参也

度者全旅宿之心持故中之口方上ル也、何角待受之仕構も行届候事也、都而町方御家中町、御茶屋御門前之掛り、聞ニ勝見分好也、御茶屋御建前も中々御全備之御事也、何れも無滞到着之段御用人中江卯右衛門へ口上ニ而及案内也、今日者戸宇村御知行所辺方追々及暮火を明、町入前方箱釣燈ニ張燈ス也、七日市ニ而山田善九郎・頭庄屋格謙五郎、町端へ年寄理右衛門・治郎三郎、同加清四郎、同格栄五郎出、駕籠脇方披露、夫々名を呼候也、駕籠人足直ニ暇申付、明早朝出立罷歸筈也

○廿九日、乙卯、晴、朝涼、後暑、早朝徳了寺方手紙ニ而見舞申来、牧野平司・片岡貢・水上甚大夫早朝為見舞入来、小谷卯右衛門同断、深江静衛・宮崎藤九郎同道見舞ニ入来、直ニ一応之御用向申談也、夜前方御賄、朝夕一菜、昼一汁一菜也、通ひ者町家之子供兩人出ル也、夕渡部廉之助来、年寄・町庄屋不残見舞ニ来、今朝駕籠之者返候便、無事着之様子万之進へ申遣也

○卅日、丙辰、晴、熱、三橋健順・家所玄齡見舞入来、頭庄屋勘助、同見習丈右衛門見舞ニ来、廉之助應對、返ス、深江・宮崎・徳了寺・松本屋へ使遣し土産物為持遣ス、吉田江之分者宮崎迄為持遣ス也、広島方御用物送り来、宰領小人林八来候由也

八月 大

○朔日、丁巳、晴、暑し、有蒸気、朝深江静衛・宮崎本蔵御礼引取掛祝詞ニ被来、牧野平司・片岡貢・水上甚大夫・家所玄齡・三橋健順等も入来、午後深江静衛・宮崎藤九郎江見舞、宮崎ニ而者兼而約し置松本屋亀次郎江も初而遇、徳了寺も逢度旨ニ

187 八月

三日

白露節

而同家江来、暫話、兩家ニ而家内も被出、初而謁ス、夕方廉之助・伝右衛門・源五郎并小谷卯右衛門へ酒を饗ス、并ニ家来其外御貸人ニ而広島方来候小人不残、当所足輕等江も酒遣ス、尤銀ニ而式拾匁遣し、小早川藤兵衛ニ為計也、広島方送り来書状者不来、留守者無事之由也

○二日、戊午、曇、蒸氣強、午後御城山為見分罷越、宮崎藤九郎も被參、廉之助・伝右衛門・源五郎等も參ル、鍛冶屋谷ニ而御差上用之鯉をも致見分、供列若党兩人、手回り・笠持ニ而參候也、夕静衛・藤九郎被出、御用談有之、入夜被退

○三日、己未、晴、朝之内雨はらつく、一声之雷も有之、残炎依然也、八月節入也、片岡弘為見舞入来、不調、御用向中ニ付而也、午後西方寺江參詣、御歴代様御位牌江焼香拝仕ル、和尚誘引有之、初而謁、書院へ通、茶菓子被出、青銅式拾匁御靈前江奉備也、折柄宮崎世代之位牌江も拝し、墓所江も拝候也、墓所者野面之台石据居候迄ニ而、法諡一円不相分候也、近來之松下院殿墓者学恩寺ニ有之由也、玄關往來式台江当所手付之足輕兩人送迎ニ出ル、座上者小谷卯右衛門兼而參居、案内着席等之義見合くれる、帰掛直ニ德了寺江參、同寺ニ者位牌者無之、一応本堂ニ而回向有之、夫方墓所へ案内致くれる、諸御墓所へ拜ス、堂後之圃ニ而皆一所ニ御連、松本屋方不絶掃除、香花をも供具候由、今日者燈籠も出し有之也、夫方又書院へ通、老僧并家内共逢、吸物・酒出ル、老僧者当年八十八、先年先考当所御逗留之節も逢、又予ニも逢候迎被悦也、今日往來共年寄不殘、并庄屋・役人共出ル、德了寺ニ而者茶湯料金百疋相備、来ル九日元祖利円廟御祥月ニ付同朝回向致被具候様ニ与頼也、家

〔八日、コーテヒウル之製方
 一生明礬 四十目
 一温飩粉^(備) 七匁
 一砂糖 十三匁
 右土釜ニテ熬焦シ、又陶器ニ入テ焚火シ、唐ビンニ入テ氣ヲ塞、是ヲ貯、臨用空氣ニ遇、即火ヲ生ス

来江も皆々酒を被出候由也、帰候上使を以挨拶申遣又也、〔夕方三津井滝次郎・田宮政之進到着、留守何れも無事之趣伝言有之也、〔夜蒸氣輕
 ○四日、庚申、曇、風吹騒々敷、時々雨も降、〔朝徳了寺方昨日参候謝使来、〔夕宮崎江被招参ル、尤御趣法会所諸帳面御銀見分を兼而参、深江静衛も被参、会所掛理右衛門・万右衛門出ル、入夜相済、段々饗応有之、静衛被取持、及深吏帰ル、〔深江方道上屋又三郎所持之掛軸数軸借而被為見、段々奇品有之也
 ○五日、辛酉、晴、新涼、〔朝宮崎江使を以夜前之礼申遣ス、〔巳鼓後方御本陣并町中見分ニ出ル、御用人兩人、廉之助・伝右衛門・源五郎も参ル、御本陣者丸山屋清四郎家也、両町端御目見ニ罷出候場所をも見合、供列者先例通若党三人、槍・手回・挟箱・合羽籠一荷、着服者踏込・薄羽織也、九時過帰ル、〔夕方片岡弘エレキテルを持来見セル、亜墨利加製之由、和蘭製与者異也、〔夜兵蔵徳了寺江被呼候由ニ而参ル
 ○六日、壬戌、曇、涼、〔朝五時頃出、〔足中御境式本松江為見分、供列者道中之通也、廉之助・伝右衛門も参ル、町村共案内出、式本松ニ而者御境番兩人出、何角案内仕ル、満吉・彦太郎与申、何れも式人扶持ツ、被下候由、同所者福代村、備中者大竹村、公領ニ而倉敷御支配所之由也、〔福代村中道筋ニ貝石之出候処あり、又岩瀬戸与云所巖石甚奇也、四時過御屋形へ帰、何れも認仕ル、〔九時頃方又出、神石郡中津領御境跪^{ヒサマツキ} 江為見舞^分罷越、案内等前之通、跪へ者番人等無之、榜示之石も無之、同所住居之百姓元右衛門与申者出而、何角案内致ス、是も仕成之由也、同所者久代村、中津領者新免村也、久代村ニ而上坂仙五郎目見ニ出、駕籠脇方披露、言葉を掛

189 八月

九日

一弓術

牧野平司

片岡貢

水上甚大夫

吉田与九郎

牧野志津磨馬

片岡弘

一炮術

右人名之内

片岡貢無之

一足輕炮術

小磯九郎

百々俊吉

三山芳之丞

ル、夕七時頃歸ル也、廣島方書状来、留守中別条無之、去月廿七日夜之地震、広島辺者為指義者無之候由也、京都幾田方之状も届、高謙院様去々月下旬方御不例ニ而、其後追々御快方被成御坐候由也

○七日、癸亥、曇、甚涼、朝徳了寺常称君御墓所へ兵蔵を代参ニ遣ス也、松本屋亀次郎方提重箱ニ而赤飯式重、煮染一重恵む也、当奴可郡御代官津川次兵衛殿夜前当町泊、今朝未渡村江被越掛御家中町駕籠ニ而被通候由、余り例無之趣也、殿様当所御着来ル十一日比与相聞る也、深江静衛方今夕咄ニ参候様噂有之、夕方参ル、藤九郎取持ニ被行、段々饗応有之、及深更歸

○八日、甲子、雨、涼、夕片岡弘来、コーテヒウルを製見せる、此者貯火薬也

○九日、乙丑、曇、涼、昨日迄者一同御賄町方之仕出ニ有之候へ共、下方杯甚不弁利ニ而困ル趣ニ付、昨夕方申値、手賄ニ致候由也、利門廟御祥月、朝徳了寺江兵蔵為参也、兼而者今日あたり殿様当所江被成御坐候凡之御日積ニ候処、諸所ニ而御重宿被為在候由ニ付、来ル十三日歟、又者十五日歟之御様子ニ相聞候由也、朝弓鉄稽古場へ出席、侍中弓・鉄炮之業前所望致見物、跡ニ而足輕之鉄炮も一覽致也、静衛・藤九郎も被出、午後裏通方極忍ヤカニ出、川東村千手寺、川西村宮平八幡宮并報恩寺江参、廉之助・伝右衛門・源五郎伴、片岡弘も折柄来かゝり致同伴也、八幡社ニ而者予参候を窃ニ致承知候趣ニ而、社人三人共出、丁寧ニ取扱致迷惑也、御初穂を献、薄暮歸ル、三山良右衛門手獵之由、はへを恵む

○十日、丙寅、曇、冷氣也、朝宮崎藤九郎御用向ニ付被来、午後藤九郎又被来、今

十三日
一槍術

片岡貢
牧野志津馬

同 直人

水上策之進

同 又一郎

一劍術

右同前

十五日、御差上物

一煎海鼠 一箱

右御使者を以表向御差

上被成也

一活鯉 一桶

但五本

一御菓子 一箱

一薯蕷 一折

一和泉川酒 一樽

右者御内々御差上之分也

日者御用向無之ニ付困基を催、片岡弘も来、夕取合せ酒を出ス、今日実山賢秀童子七回忌相当也

○十一日、丁卯、曇、冷氣也、伝右衛門・源五郎早朝方帝釈合橋見物ニ参、夕方帰ル、

午後宮崎藤九郎・渡部廉之助来、困基、宮崎方栗飯并新焼米被恵、昨日片岡弘方

活鮎、小谷卯右衛門より煮豆・香物を恵む也、広島方駕籠之者迎ニ差越、留守方書

状来、何れも無事、一緒内も別条無之由、尤広島者去ル四日大風ニ而屋根等損有之候

由、且海辺者高潮満候而草津辺余程傷ミ、竹屋丁者堤切候歟余程潮上り候由也、駕

籠之者者全体今少シ先ニ而来筈之処いかゝ之間違ニ哉、不審

○十二日、戊辰、雨、冷氣也、殿様弥来ル十四日西城御泊ニ而、十五日当町江被為入

候趣相聞也、右ニ付広島へ送り便有之、留守并岩崎良之進江書状出ス

○十三日、己巳、曇、冷氣也、夕蒸、深江方煮豆一器被恵、水上甚大夫方も煮染一重

箱・焼米被恵、夕方片岡貢門人槍劍之業前所望致見物也、夜足輕共柔術致見分也、

小谷卯右衛門栗飯を恵、夜月清

○十四日、庚午、晴、冷、殿様弥明十五日当町江被成御坐候之趣ニ相聞候ニ付、終御

用向多端也、皆々格別ニ骨折候ニ付、夜中月見之取越心ニ而酒を振舞、尤此分入用

者上方御払出也、夜曇、月不明

○十五日、辛未、晴、暖也、殿様今朝西城御立、小奴可村之御昼ニ而当町江被成御坐

候ニ付、御昼所江之御使者牧野平司相勤ル、夕八半時頃御用人中与同上町端橋之手

前ニ而立宿甲立屋岩蔵方迄出浮居ル、七時前方御昼所御輿揚り、川鳥村御小休所御

191 八月

御供ニ而重立候衆左之通也

御用人

堀田恂之助殿

大御小姓頭

今中大衛殿

仙石小五郎殿

御騎馬頭

渡辺只記殿

御供外被召連

郡御奉行

今村文之助殿

御本陣

年寄加

丸山屋

清四郎

但居宅者去ル文化二年之御本陣上梶屋三郎左衛門旧宅之由也

輿揚等之注進追々相聞ル、兼而者当所江者早く被為入候趣之処、菅村徳雲寺江御登山被遊候由ニ而、入夜被為入、同所板橋外西側ニ而御目見仕、披露御目付薄田又三郎殿、何も首尾能相濟、引取掛堀田恂之助殿旅宿へ御礼ニ參、取次江手札を以申入置、御茶屋へ歸ル、着服者生平帷子、麻上下也、供列者若党三人袴股立、槍、挾箱、長柄傘、草履取、合羽籠一荷也、御目見之節者御目付江手札相渡候事也、一応婦、袴羽織ニ着替いたし、御供御用人堀田恂之助殿、同郡御奉行今村文之助殿江自分見舞与して參、皆心对断ニ付取次江申置、供列者前之通ニ而長柄傘を者不持也、前後共箱釣燈二張為持也、御本陣御着、早速御使者片岡貢を以御着一種被差上、猶又別ニ御内々御差上物も有之、何も御首尾能相濟奉恐悦也、夜月清

○十六日、壬申、曇、午前方雨、殿様今朝早六半時御供揃与申事ニ有之候処、六時過ニ御本陣御立、式本松御境江御出被為在、夫方猶又当町御通ニ而宇山村江御越被遊候ニ付、早朝新町端中島屋助七郎方江立宿申付出居、五半時過殿様家所之町方家敷町江御上り被遊、片岡小路方新町通、宇山村之方江御通被遊候ニ付、新町端板橋外西側ニ而御用人兩人共御目見仕ル、今朝も又三郎殿御披露也、無滞相濟、庄屋喜三郎方ニ而暫時見合但河西村庄屋飛騨、屋喜三郎事也、夫方直ニ御跡を慕ひ、宇山村御昼所へ為御使者罷越、服者其儘麻上下着也、供列者当所へ參候道中之通ニ而、家来者惣而野裝束也、宇山ニ而御本陣庄屋藤六宅江參、槍・長柄・駕籠者少し手前へ残置、御本陣ニ而者御出入坊主笠間万齋・宮田松水・吉村貞二等取持呉、御用達御步行組高橋多右衛門受引ニ而御口上申入、堀田恂之助殿被逢候而直ニ御返答被申聞、跡ニ而夜前見舞候挨拶

〔此度御供之衆士分以上者和泉川酒、御歩行組以下者若緑酒、小人ニ至迄不殘御贈、一同殊之外忝狩之由也、尤御用人兩家江者御鉢肴御添御贈ニ相成也

十六日

〔川西村かうろぎ坂ニ一杯水与云所あり、宇山村方婦掛立寄一見、道端方五間許下而四五尺径之小洞有之、初勺合之水もなし、見る中ニ、洞中少鳴様ニ而水湧出、洞之七八分ニ盈、暫時或減或盈か如ニして終如元涸竭ニ至甚奇也、一日数回右之通ニ候得共、折悪してハ不得見由、下ニ小深あり、水減スル時ハ暗泉之響加

搦并御進物之御礼等も被申聞也、相濟退、直ニ御立之御道端江罷出居、猶又御目見仕ル、披露御目付坂本十尋殿也、今日も兩度共手札差出入也、右罷出候場所者坊主中を以御目付衆之差図を乞候而出候也、御本陣江上候節者、刀者家来ニ為持置候事也、万端首尾能相濟、夫方同村ニ而百姓麻右衛門与申者方兼而立宿ニ申付置、同方ニ而弁当を遣ひ、午後御茶屋江歸ル、カウロギ坂辺方雨降出入也、〔前段之通昨夜以来御勤向万端御首尾能相濟、奉恐悦也、依之夕方御用人兩人を招、其外廉之助・伝右衛門以下御歩行組辺迄酒を饗、且予御目見等無滞相濟候祝意も含候而右之通也、尤上方も一同江輕御酒を被下候也、〔右御用向何も相濟候故、明後十八日ニ者当所出立可罷歸与申談候へ共、村方人夫殊之外差間候而十八日立ニ而者一同甚困候趣故、十九日出立之筈ニ致治定也

○十七日、癸酉、雨、冷氣也、〔夕宮崎へ暇乞旁參、兼約ニ而囲碁有之、片岡弘も參、吉田与九郎室ニ始而逢、及深更歸ル、今日者藤九郎御祝儀拝領之開之由ニ而吸物・酒出ル也

○十八日、甲戌、晴、冷氣也、〔朝深江・片岡・牧野・水上江暇乞、何角之挨拶旁ニ行、夫々玄關方通ル、供列者若党兩人、槍、手回也、〔午後徳了寺江暇乞ニ參、且御墓所江も御暇乞之拜仕ル、供列若党兩人、槍、長柄傘、草履取、合羽籠、切棒駕籠ニ而參ル、全体甚過たる事ニ存候得共、衆論如斯ニ付枉而其意ニ随也、今日者略供与申分故町役人も十人、頭志人、法頭志人計出ル也、去ル天明二年寅春、祖父君初而当所方広島へ御移被成候砌者、漸御歩行組ニ而被成御坐候処、予者此度御家司役ニ而如斯

193 八月

十九日
秋分也

るを覚、湧泉多時ハ溢而
右溪へ流候由、常称君寛
政三年九月之御筆記ニ此
事委細御記有之、実ニ奇
事也

供列ニ而参詣等致候者実ニ不思議之事共也、君恩豈不感戴乎、三橋・家所并小谷卯
右衛門へ使を以暇乞何角之挨拶申遣又、松本屋亀治郎江も同断也、年寄理右衛門・
治郎三郎、同加清四郎、同列組外栄五郎方薯蕷一折十五本差出入、先例有之趣ニ付
致受納也、山田善九郎義、先年健徳院様当所江被成御坐候節者両度共被為成候義も
有之ニ付、何卒腰を掛くれ候様ニ与村方通り此間願出候へ共、外響合ニも相成候ニ
付及断候処、軽キ菓子一箱今日差出、御代官渡部廉之助方達而厚意申聞候趣も有之
候故致受納、右善九郎者先年先考東城御逗留中之御日記ニ有之七日市今蔵事也、深
江静衛・宮崎藤九郎・牧野平司・片岡貢・水上甚大夫・吉田与九郎・三橋健順・家所
玄齡為暇乞入来、夫々餞別・贈物ニも預ル也、小谷卯右衛門暇乞ニ来、備後砂一箱
惠、徳了寺方使僧を以暇乞申来、贈物有之、松本屋亀治郎方も餞別贈来也、川鳥村
孝子清吉、此間西城町ニ而御目通江罷出、鳥目頂戴致候由ニ而、役人召連罷出、逢
遣候而詞を掛、鳥目式拾足遣又也、御代官廉之助、下役小早川藤兵衛取合ニ出、御
広間ニ而逢也、川西村孝女くま義も同様之義ニ而一昨十六日夕出、今日之如逢遣候
而鳥目遣又也、伝右衛門・源五郎今夕宮崎へ被招候由ニ而参ル、昨夕者深江へ参候
由也

○十九日、乙亥、快晴、朝霧殊深、冷氣也、早曉六時過御茶屋出立、牧野喜和馬・小
谷卯右衛門御勝手御門外迄送ル、而御用人中江之案内卯右衛門を以申遣又也、全体
三次通り帰可申管ニ候へ共、殿様御入道江支候故、御知行所通り帰ル、宇山村迄足
輕小磯九郎・三山良右衛門送り出ル、予者折柄帝釈合ノ橋を一覽之為未渡村之方江

廻ル也、廉之助も同断、伝右衛門其外者犬瀬峠通り、中津領暮ヶ峠ニ而何れも出合、
 昼所胡屋徳蔵、御代官回村之昼常宿之由也、帝釈之奇岩絶妙也、尤当時帝釈天之堂
 零落ニ而修験者之宅ニ安置、鐘搗堂も崩候而礎而已也、鐘も何許ニ有之哉、乍去百
 丈之絶壁者実ニ驚目之絶景也、唐門亦奇也、同所ニ底之不知洞穴有之由ニ候得共左
 ニあらず、予者睨与覗て其実を見たり、合ノ橋又鬼橋共書由、奇々妙々、実ニ天造
 之石橋、々幅十間、溪幅十六七間、清流其間ニ在而絶景言ん方なし、夫方黒目村ニ
 窟有之、是亦奇也、底之不知と云者此事なるへし、窟中暗黒ニして不可深入、帝釈
 辺へ通与いふ、いかゞ、頭庄屋勘助昼所迄来、鶏卵一箱恵む、廉之助方先例有之趣
 申聞候故致受納也、途中本郷村方日暮入夜、六半時前小童村ニ而頭庄屋三郎治宅江
 着、三郎治者本郷村迄出ル、今日之路、奴可郡川西村・宇山村・未渡村、甲奴郡黒
 目村・小塚村・小堀村・有福村、此四ヶ村公領之由、本郷村・西野村、此二ヶ村右
 近様御知行所之由、同所ニ而者庄屋・組頭等案内ニ出ル、夫方御知行所世羅郡小童
 村也、宇賀村其西之由、余程之寄故不通、夜三郎治手造之酒を献度由願出候ニ付為
 出申度旨廉之助方申聞候ニ付出サス也、廉之助・伝右衛門者庄屋儀三郎方宿ニ候へ
 共、夜中見舞ニ来也、夜半方雨降

○廿日、丙子、雨、温、朝祇園社江参詣、御初穂三十匹備ふ、別当神宮寺社人撰津出
 ル、神宮寺江も寄、正願寺前迄参、村中之様子一覽、雨中故同寺江者不登、早朝昼
 飯ニ而九時前小童村出立、三郎治へ為祝義銀貳両遣又也、小童村者近年之困窮ニ而
 谷々者人家見苦候へ共、作毛者当年柄故相応見事也、村境迄三郎治付回ル、全体支

195 八月

廿一日、田打村方久芳村迄六里也

配下村々者付回可申筈ニ候へ共、此度東郡御巡在之節御屋所被仰付、何角其方之御用向差湊候由ニ而断候而引取、組頭台次郎付添来也、明知ニ而別迫・赤屋、御知行所ニ而西上原村、夫方甲山町、同所ニ今高野山龍華寺与云靈場、当時寺院四ヶ寺有之由、雨中故不登、夫方東神崎・西東崎^神・青山村を經而、及暮御知行所田打村庄屋直右衛門宅へ着、直右衛門村境迄迎ニ出ル、今日者五里之道ニ候へ共長し、昨日者九里之路、帝釈へ回候而壹里程之増之由也、庄屋和左衛門、組頭徳兵衛杯も出候由也、直右衛門到来酒有之、且先例も有之由ニ而出ス、今晚者外兩人も同宿也、終宵雨蕭々

○廿一日、丁丑、朝雨歇、午後晴、暑し、夜来之雨ニ而徳良村・椋梨村辺川端道筋往來無心元ニ付少々見合、夜明而田打村出立、直右衛門へ祝義銀式兩遣ス、直右衛門昼所迄付添来、重永、上下徳良、下草井村を經而大具村方豊田郡也、椋梨村ニ而屋所組頭甚平宅也、夫方能良村を過、夕七時過久芳村ニ而庄屋房次郎宅へ着、当村者大村ニ而、明知并御知行所、主水様御知行所入交之由也、当家ニ而も手造之酒出ス

○廿二日、戊寅、晴、暑し、朝六時過久芳村出立、宿房次郎へ是迄之通祝義遣ス、上下竹仁、志和堀、同東村・西村、別府、狩留家、小河原を過、福田村ニ而屋所、庄屋保兵衛宅江九半時頃着、是迄六里半也、夫方馬木、温品、府中、矢賀村通り、暮合頃無滞帰宅、今日者九里半之道也、慈君奉始家内何れも無事ニ而安心いたす也、歸着之趣而御用人へ使を以案内ニ及ふ、今晚直ニ御館江罷出、東城御用向無滞相濟候段申上候積ニ候処、帰宅夜ニ入候得者、明朝罷出候様ニとの御振合之由ニ付、早速

二者不罷出、辻家内不残、森岡万之進・大島五兵衛・岩崎良之進、其外少々待受二
 来候人有之、取合看二而致献酬也、今^日徳山侯御参勤二而岩端^{*}御通行へ支候故、
 同所方島道通り荒神町へ回り帰ル也、帰而承候へ者、辻権太郎去ル十九日夜囲を脱
 出、行衛不相知候由、重々不屈至極之事共也

○廿三日、己卯、晴、早朝御館江出、東城御用向万端無滞首尾能相济候段申上、并
 御使者相勤候節之御返答、且度々御目見被仰付候御請等申上也、御手付のし被下之、
 御奥江も罷出、老女迄御機嫌を伺、夫方直二御年寄生田筑後殿・梶川讚岐かじかわ
 殿・菅勘解由殿・野村良之進殿江、予并東城御用人共度々御目見被仰付候御礼ニ参
 玄関ニ而取次迄申入置也、帰掛堀田恂之助殿江も参、未帰宅無之ニ付、勝手玄関ニ
 而取次へ申入置帰也、御年寄関蔵人殿者江戸留守故不参、着服者麻上下也、供列若
 党三人、槍・挟箱・草履取・雨具也、夕方渡辺・堀尾・佐藤を咄旁ニ招饗ス、大島
 五兵衛・平野伝右衛門も取持旁ニ招、辻清人・万之進・岩崎良之進も来、岩崎およ
 しも招、夜於梅帰ル、お竹者其儘留也、去ル六月廿一日寺西権六殿江参、及示談
 置候三御門駕籠乗通之一件、今日左之通返答紙面ニ而申来也

秋冷之砌ニ御坐候へ共、爾後御安福可被成御勤与珍重御坐候、然者過日者御出被
 下辱、其節御示談之一条、御書面之趣ニ而者無余義事ニ被存候間、従来之御仕来
 通駕籠ニ而御門往来御坐候而可然義与致考合候間、左様御承知可被下候、右ニ付
 御門受之方角江も差問無之様申談置候、先者先達而之御答旁如此御坐候、以上
 右駕籠乗之義者去ル享保六年被仰出之趣も有之候処、近来御門詰方兎哉角申候へ共、

197 八月

廿四日

御奥江宮筭与して御内々
差出品左之通

一 御菓子 一箱

一 御たはこ 一箱

一 和泉川酒 一陶

廿五日拜領

一 御樽代 金五百疋

一 御肴料 金百疋

以上

但御樽代者此節壹割五
歩之渡方ニ付、百拾貳
匁五分銀札ニ而相渡也、
御肴料者十五匁也

約ル処間違与相見、此返答ニ而弥事明ニ相成大慶也、依而以来本駕籠ニ而者御供之
節者御城内者不乘、自分与して者御城内三御門共乘通候心得也、菅笠者士分以上着
儘罷通候而子細無之事也、猶委細者要局ニ訪へし

○廿四日、庚辰、曇、朝五時過出勤、夕八時退、東城方取戻候品三種御内々御奥江
差出、且庭前之柿四十五顆御慰ニ差出入、今朝者能称廟御祥月、恒規之祭祀可取行
筭ニ候得共、帰着間合も無之、何角混雑中ニ付辞而御断申上、祭祀延引仕ル也、今
朝西向寺江兵藏代参申付、夕雨、冷

○廿五日、辛巳、雨、午後罷、霽、例時出勤、夕八時前退、出勤中御居間江召候而、
此度東城表御用向無滞相濟御安心被遊候、何角骨折候段御満足思召、依之左之通被
下置候旨御意被為在、御手親被下之、謹而頂戴、厚御請申上退也、御次ニ於て如例
御用達石井寿兵衛江猶御受申述、御用所ニ而渡辺雅登江も御礼厚申演、堀尾善大夫
不快ニ而今日煩也、一応帰宅、渡辺宅江御請ニ参候也、夜中御奥江召候而御吸物・
御酒、御二所様之御側ニ而御吸物・御酒被下、御盃も被下也、戌鼓比退、全体御時合
ニ無之候得者今朝御表ニ而御吸物御相伴被仰付、御盃も被下候御先例ニ候得共、其
義御作略故ニ付今晚被為召候御様子也、却而御懇意之義也、殿様明廿六日祇園朝六
半時之御供揃ニ而御帰城被遊候旨申来候段、御年寄衆方被申上候由也

○廿六日、壬午、晴、来ル廿八日健仁院様御一周忌御法事有之、今朝海藏寺御非時ニ
被罷出付、麻上下着出勤、御会向中御奥御内江相詰、午前退也、殿様今朝五半時
前御帰城被遊候由也、京都ニ於て高謙院様六月以来御不例被成御坐候由ニ付、幾田

廿七日夜、戌鼓前有地震

まで御機嫌伺書状差出し、東城方取帰候菓子一箱御慰与して差上ル也、夕桑原吉郎
二来、酒を出ス

○廿七日、癸未、晴、朝西向寺へ兵藏代参申付、例時出、夕八時前退、山中碩庵老
来儀、御奥方明日御法事ニ付御茶之子被仰付候由、御重之内頂戴被仰付也

○廿八日、甲申、雨、寒、例時出勤、夕八時前退、健仁院様御法事、海蔵寺へ渡辺雅
登被相詰、旦那様二者御法事済、御参詣被遊也、对州表魯西垂騒動今以平穩ニ不
由ニ而、今日・明日公儀御役人数人御下向有之、当所御通行之由也、御目付小笠原
撰津守殿、其外御徒士目付・御小人目付・吟味勘定役・御普請改役等彼是十八九人
之由也、当御国方も御先手者頭周参見豊吉殿、御使番平木徳太郎殿御見舞之御使者
与して被遣候段御内意有之候由也、おさよ森岡へ帰ル

○廿九日、乙酉、曇、温、今晝御年寄衆方御連手紙を以、浅野備前守殿ニ而智光院様
去ル十三日御卒去被成、近江守様御定式之御服忌被為受候段從江戸申来候趣被申上
候由、右ニ付御用向有之、早朝出勤、巳鼓後退、右御方様ハ健徳院様御実之御
様ニ而、旦那様御伯母之御続也、尤健徳院様一旦御家臣江御落被遊候故、表向御忌
服等ハ不被為受候得共、御心持ニ而御用捨被遊、尤日数御過被成候ニ付、今日一日
御内輪限御遠慮被遊候也、依而平服ニ而御次江出、御用達中迄御機嫌を伺ふ、御用
人中同断也

199 九月

朔日、少将様来ル七日御
発駕之義、予留守中ニ被
仰出候由也

三日早晨

すわへ

御皿 冬瓜
人しん

けん 青み

白みそ

御汁 小稚たけ
さと芋

青味

御坪 松茸
さわく煮

御飯

御香物

御平 牛房
山のいも
ひりよう頭

稚たけ
青み
わゆ

九月 大

○朔日、丙戌、快晴、順候也、辰鼓後出勤、未鼓前退、渡辺雅登今日方牛田村石風
呂江入治被致候由也、朝辻清人入来、お竹被連帰也、当月予御米銀引受也、例年
之通、今日九月入朔日赤小豆飯を焚祝ふ也、夜野口金兵衛・佐々木猶馬を御用向ニ
呼、跡ニ而有合酒を饗ス

○二日、丁亥、晴、冷氣也、夕方温、朝八島周伯老被訪、巳鼓頃為窺御機嫌出、少将
様へ御内々御差上物有之、御用済迄見合退、渡辺・堀尾・佐藤・岩崎・矢野・大島
へ東城方帰着何角之返礼与して罷越、夜山県彦一・長武左衛門来、彦一者過日用立
候米返弁致候由挨拶也、矢野犀右衛門御用向ニ付入来、及長談

○三日、戊子、曇、朝風吹、雨、去月廿四日能称廟御祥月祭祀、東城帰着当分ニ付延
引ニ致置候故、今早晨如恒規祭祀を勤也、大柿忠次郎殿方昨日御騎馬筒被仰付候由
為知被越、尤家来方支配人江両敬之文意ニ而来、不審也、朝素読所講釈江出席、直
ニ出勤、夕八時退、今日成田蔵之丞殿・進藤源五郎殿・水野権平殿・西川盤之丞殿・
湯川滝三郎殿御立入始而被出候故出而謁ス、今日被仰付事有之、如頭書

○四日、己丑、晴、暖、早朝大御目付寺西権六殿江先達而三御門駕籠乗一件預配意候
挨拶二行、浅野助九郎殿江留守中記月魚被患候礼ニ参、通而謁、近日招度由被申、夫
方妙慶院・西向寺へ帰着後未拜参意罷在候故参ル、今日方例時出勤ニ相成、巳鼓頃
出勤、未鼓後退、夕石寺万之丞殿東城ニ而御使御贈物之御挨拶ニ被来、通し而謁
ス、夜お佐代来ル

御菓子

焼まん頭

かき

棗

以上

夕御茶

新豆飯

同日、御用

二日御次詰加

土屋政之進

右御茶方并御活花御用向

引受相勤候様被仰出

但毎歳金貳百疋被下

一御奥通御免

右同人

一御奥附定加

松井庫人

五日

寒露節

夕七時三分

六日夜

始徹蚊帳

○五日、庚寅、晴、暖、今日方九月節入也、朝為伺御機嫌罷出、其節今村文之助殿御

立入始而被罷出候ニ付調え、文之助殿者郡御奉行也、午方海蔵寺建仁院様江拝参、

櫓下方舟ニ而参ル、堀尾善大夫伴、及暮帰、今日者江波一之御小屋ニ而殿様島本氏

之棒火筋御覽之由ニ而、横水尾筋通船不相成候也、満潮後迄業前有之候趣也

○六日、辛卯、曇後晴、冷氣有寒、例時出勤、夕八時過退、辻権太郎義先達而以來

段々御手入方々御穿鑿も有之、行衛不相知候ニ付御扶持切米被召上、妻子之者者御

構無之、尤権太郎義者見当次第召捕候筈ニ被仰出、町御奉行衆へも其段御達しニ相

成候由也、権太郎義御家ニ於てハ誠ニ重々不屈至極之大罪者ニ候得共、天命未及歟、

右之次第ニ而免候者大幸与云へき歟、咄々、夜中慈君森岡後室見舞ニ御出被成也

○七日、壬辰、晴、冷氣俄有力、始而用袷衣、例時出勤、夕八時過退、西向寺江代参

兵蔵申付、少将様今日御発駕、千代雄榎拜見ニ参、今晚一貫田御止宿之由、御並様

方始御見立ニ者御出不被成、昨日為御暇乞御登城、御下城掛三之御丸へも御出被為

在也、万之進來、清人も来候由、犀右衛門・五兵衛土産之謝ニ来

○八日、癸巳、曇又晴、午前為伺御機嫌罷出、佐藤益之丞土産贈候謝入来之由、先

年以来追々御武器之方御力入候ニ付而者、三百目玉以下、貳百目玉・百目玉・三拾

匁玉筒等段々御出来ニ而、発煩車・神機車杯都合七挺相調、此度大炮備之稽古始り、

足輕組之者俸組等組合せ其業被仰付、昨日方稽古始候由、当家家来清次郎も其人数

ニ被仰付、出ル也、井上権之丞殿其外御出入之御騎馬筒衆、此間御立入ニ被成候衆

等不残見へ候由也

201 九月

○九日、甲午、曇、午前方雨、寒、朝辰鼓頃麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、御奥ニ而御宇衛様江も御祝詞申上、御手付熨被下之、巳鼓退、木野一馬帰着、飲旁入来、祝酒を饗、辻清人・森岡万之進・平野伝右衛門・岩崎良之進祝詞ニ来、祝酒を饗、渡部廉之助・高木来助夕方来、某讎ニ対ス、夕熊谷善兵衛就御用向入来、謁ス、殿様猶又来ル廿日御発駕、奥郡方東郡へ為御回在被成御坐旨被仰出候段御年寄衆方被申上候由也、夜暖

○十日、乙未、曇後雨、暖、例時出勤、夕八時退

○十一日、丙申、曇、午後纔晴又曇、暖甚、朝之内為窺御機嫌罷出、弓術并貫心流劍術見物ニ出ル、御並様方御用番様御宅江月々一度ツ、御寄合、文武之御稽古筋被遊候義去ル七月廿七日此御方様方御始ニ相成候由之処、今日者右近様ニ而御引受被成候ニ付午後御出被遊、今日者吉村重介講釈御聴被遊候由也

○十二日、丁酉、快晴、暖甚、例時出勤、夕八時過退、夜慈君・家小妙慶院・興徳寺江参ル、夜山泉彦一來

○十三日、戊戌、晴、朝之内曇、湯川新太郎入来、朝素読所講釈江出、直ニ出勤、夕八半時頃退、今日・明日射場ニ而月次束矢台有之由、清人・万之進度々来、夕酒飯を饗、北御部屋先達而御解取ニ相成、跡槍術之稽古場ニ相成、南之方江者御勘定所御馬屋之物置出来、槍場者皆出来ニ而、昨日致見分、殊之外好稽古場ニ成也、夜月有陰

○十四日、己亥、晴、暖、朝為何御機嫌罷出、退掛岩崎常介病を訪、惣休者追々快方、

廿日

霜降節

暮六時八分

廿二日早晨

いり酒

蓮根

あぶらあげ

木耳

こんにやく

大根

白みそ

苞豆ふ

粒椎茸

青み

御汁

しめし茸

うすくつ

おろし生姜

御飯

御香物

何分右足今以不叶之由申、言語等者少も不変候得共、羸徳未復様ニ見ゆる也、万之進・清人度々来飯、夕酒をも饗、二葉山御祭礼、当年者右近様御服中、此御方様も智光院様之御服掛ニ被為在候故御心持之御謹慎ニ而、御痛所之御振ニ而御社詰不被遊、因而今明日とも主水様御社詰被成候由也、夜慈君・家小・千代雄榎・さよ二葉山江参詣

○十五日、庚子、曇、冷、例時出勤、夕八時退、今日殿様二葉山御社明星院ニ於而御装束御召替、内通り御社参被遊候由也

○十六日、辛丑、曇、冷、朝妙慶院江参詣、岡本主馬殿江此間鮎魚一頭到来之謝ニ行、謁ス、何之趣意ニ而被患候哉難相弁、例時出勤、夕八時前退、慈君夜辻江御出、御宿被成、明日神田社礼之由也、夕炮術稽古ニ出

○十七日、壬寅、晴、暖甚、今日東照宮御祭礼、殿様御社参、松栄寺ニ而御装束御召替被為在候由也、当年者何ぞ御心持之御取捨被為在候御事共ニ哉、未其御趣意を不聞、御並様方も此間之通主水様計御拜参被成候由也、千代雄榎朝方辻江行、神田社江も参、極夕帰ル、兵蔵付遣ス也、海蔵寺隠居当春軒宅之歎与申て見へ、酒一樽、松茸持参被患、酒飯を饗、暫被咄、夕為窺御機嫌罷出、杉岡文債入来、折柄酒を饗、御奥方御山之松茸十五本拝領被仰付、今日者予氏祭内限祝ふ也、此間方楠木霧島甚八方ニ而角力興行致候之由也、昨夕岩崎室来、常介菟角睨々も無之ニ付、当时流行之穢多小十郎ニ見せ候処、申方面白ニ付渠葉為服度、就夫差向銀子入用ニ付、百匁取替くれ候様ニ頼有之、用立候也

203 九月

御平
飛龍頭
牛房
人參

松たけ
白芋茎
輪袖

御菓子

焼饅頭

さわし柿
巻せんへい

以上

夕

御茶

新豆飯

〔廿三日〕

竹之御丸ニ而鍋槌殿御病
氣御養生不被為叶、昨日
御卒去被為在候由也、右
ニ付何も表向之御達事者
無之、右者少将様御妾腹
之公子也

○十八日、癸卯、曇、午後雨、暖、例時出勤、夕八半時頃退、御ニ所様不絶少々宛之

御申分被為在、御手医師之御葉時々被召上候得共指而御応しも不被遊候ニ付、三宅

養春老江御診御頼ニ而今日被罷出、御葉調進被仕也、素方何も為指御事ニ者不被為

在候也、於京師芝山様昌姫様当春以来久々御不例之処、夏方者余程御快方ニ被為在

候得共、近頃又々御困り被成、御医師も御重キ御容体ニ被申上候由也

○十九日、甲辰、曇、夕晴、冷氣也、例時出勤、夕八時退

○廿日、乙巳、晴、冷氣、殿様今朝奥郡江御兎駕被遊候由、御供御用人八島外守殿之

由也、夕為窺御機嫌罷出、射場へ出席、少々致稽古也、辻清人入来、慈君今晚御

歸被成旨申也、於竹熱強く腹瀉も有之、困候由、八十槌も輕痢湿之気味有之候得共、

為指義ニ者無之候由、慈君夜徒辻御歸り被成

○廿一日、丙午、晴、冷氣、例時出勤、夕八時頃退

○廿二日、丁未、曇後晴、誓円廟御祥月ニ付早晨祭祀如恒規相濟、受安廟も奉配祀也、

〔西向寺参詣不能、代参兵藏申付、例時出勤、宅ニ而御用向有之ニ付午後退、昨夕

杉岡文磧来、千代雄槌腹部坏殊外宜敷、夜之駒船甚敷者何も構者無之、最早捨置候

様ニ申、予此間内腹中孳急強ニ付乞診、葉を投

○廿三日、戊申、晴、暖、朝御用向ニ付御勘定奉行永田丹解殿江行、応対致入、大柿忠

次郎殿へ為知之飲ニ行、蔵田和太郎へ当夏以来無音ニ付江戸帰着歎旁ニ行、達而留、

酒出ル、為窺御機嫌罷出ル、今日此度出来之槍術稽古場稽古始之由、夕見物ニ出

ル、御上御臨座も被為在也、今日者先師祭兼合之由ニ而、跡ニ而神酒之振回有之也、

予も稽古之繁昌を祝候而、先師へ一樽を供、抑安政之始方槍術始而被行、当時門人六十員ニ余、追々達者ニ相成、実ニ恐悅を唱候事也、今日者毘沙門天例祭日、御備有之也

○廿四日、己酉、晴、暖、^{*}上野甚兵衛殿御立入始而被出ニ付、例時少早く出勤、謁ス、夕八時退、昨日御嘉例之通御屋祈禱明星院ニ於て御修法相濟候由ニ而、御供物今朝頂戴被仰付也、御庭之栗少々御奥方御分賜被仰付、夫々告于廟、西向寺江代参清次郎遣ス也、辻清人入来、於竹少々快方之由也

○廿五日、庚戌、晴、朝冷氣、後暖也、今朝^{*}二上吉太郎殿為御立入被出候ニ付、例時方早く出勤、挨拶ニ出ル、吉太郎殿者島本之方棒火箭免許之高弟之由、当時吟味役也、夕八時頃退

○廿六日、辛亥、曇、暖、朝為伺御機嫌罷出、夫方炮術稽古場、一甫流稽古場へ見物ニ出ル、今日御二所様牛田御山屋敷江御出被遊、上田亀之助様・辰之進様御招被遊候由也、於さよ森岡へ参

○廿七日、壬子、曇、冷氣強、例時出勤、夕七時後退、御用向不念之義有之、大島五兵衛恐入申出候ニ付、予も預候事柄ニ付、恐入之義渡辺雅登迄申出ル、即刻不及其義旨被仰出、西向寺江代参申付、京師高謙院様方中元之御祝義与して扇子五本、盃三ツ頂戴仕候也

○廿八日、癸丑、晴、暖、祭礼ニ付御役所廃事、為伺御機嫌已鼓前出、夕方辻妹子供を連来、三宅吉左衛門室も同姓江参候由ニ而被寄、酒を出ス、夜皆々白神社江参

205 十月

朔日、御年寄野村良之進
殿左之通改名有之候由也

野村帶刀

ル、夜有地震

○廿九日、甲寅、晴、暖也、朝為伺御機嫌罷出ル、辻清人・菅平磨母・吉本恒之丞母
杯来、祭礼之酒飯を供饗、平野伝右衛門・長武左衛門・小倉恒助母杯も来、夜辻妹
・子供共歸ル、今昼長樋白神江參ル、禿翁寺方、妙慶院江転住願之通被仰出候旨、
去ル廿四日之日付ニ而為知来ル也、夜半雨

○卅日、乙卯、晴、暖也、例時出勤、夕八時頃退、堀尾善大夫此間以来風邪之由ニ而
出勤無之

十月 小

○朔日、丙辰、晴、寒し、例時出勤、夕八時頃退、森岡万之進来候由、蔵田和太郎東
城之御受来、折柄酒を出ス

○二日、丁巳、晴、寒し、朝為伺御機嫌罷出ル、夕西向寺江參、島本広右衛門殿江
奥詰被仰付候知せ之歎、挨拶ニ參、木野・水谷へ東城帰返礼ニ行、両家ニ而酒出ル、
木野乙松又々此節者熱出、吐乳も有之、氣遣候由也、今日御両家様午後御出、御乘
馬之御会之由、御定日之御寄合故御送迎等罷出ニ不及、諸事者御用人中引受也

○三日、戊午、晴、寒し、朝素読所講釈へ出席、夫方直出勤、夕八時過退、森岡万
之進来、さよ此節虫動腹痛いたし候ニ付未歸候由申也、妙慶院へ使を以入院之歎を
申、昆布料三匁志封贈之也

○四日、己未、曇後晴、例時出勤、夕八時頃退、夕万之進来、おさよ兔角腹痛ニ而困

〔五日〕

立冬

暮六時七分

〔八日〕

開衾炉

〔十日〕

右近様ニ而久照院様去ル
晦日從京師三原迄被為人
候由之処、今日爰元江被
為人候由也

〔十一日〕

殿様益御機嫌好從在方今
日御歸城被遊候由、夜前
矢野村之御止宿ニ被為在
候趣也

〔旦〕那樣江波へ御出丁、此
砌火術口塞中ニ候へ共、
格別ニ御届被遊候而御出
被遊也

候由、暫話、酒を出す

○五日、庚申、雨、暖、風も吹、雷一声聞、〔少々感冒之気味ニ而頭痛、悪寒有之、終
日用心致、御機嫌伺ニも罷出、〔堀尾へ見舞使遣ス、今以耽々無之由也

○六日、辛酉、時雨、寒冷、〔感冒為指義ニ者無之候へ共用心ニ而仕回不致候故出勤不
致、兩御用人江案内紙面出ス、〔おさよ今朝歸ル、〔木野江乙松見舞使遣候處、今朝
終ニ病死之由也、依而為悔夕方兵藏遣ス、今晚夜半後送式之由、本□寺江葬候由也、
〔玄猪子供戲遊之節、大人打交不風俗之義無之様ニとの御示、并来ル十四日文照院様
御法事ニ付諸事穩便ニ致、火元念入候様ニとの御移檄出ル也

○七日、壬戌、晴、寒冷、〔感冒快候ニ付今日方出勤、例時方夕八時迄話退、〔西向寺
江兵藏代参申付、〔朝辻清人入来、明日玄猪ニ付裏門外賑敷可有之ニ付、何れも参候
様ニ被申、尤予ニも参候様ニ与噂も有之候へ共、予者重而可参与辞し置也、〔夜慈君
・家小・千代雄榎辻江泊掛ニ参ル、おさよも参也

○八日、癸亥、晴、寒冷也、〔朝御用向ニ付御勘定奉行、西村保五郎殿江参、謁ス、掛掛
御機嫌伺ニ出ル、〔玄猪之祝、〔家小・千代雄榎・さ代夜中從辻歸ル、慈君者御残被
成也

○九日、甲子、雨、〔夜前以来又々悪寒之気味有之、頭痛も少々致、此間之感冒未透与
無之様ニ存候故、杉岡文嶺へ葉を乞、依而出勤不致、御用人中江及案内也、〔万之進
見舞入来

○十日、乙丑、晴、暖、〔今日者午後悪寒之気味輕、頭痛も罷也、〔辻清人為見舞入来、

207 十月

十三日、左之通

一 老人半扶持
刀差並引下

藤本浅蔵

右此度東城江体術為指南
罷越候様申付、頃合之義
申達候得共、無余儀筋合
を以日延之義歎出、格別
ニ承届置候処、既ニ出足
日限治定之時合ニ至東城
行一円ニ断出、其実小内
難涉之詔合も有之趣ニ候
へとも、自己之弁利而已
申出、軽々敷断出候段統
合不宜、甚心得違之義不
埒ニ付

十四日、於正清院文照
院様御法事ニ付、此御方
様御寺詰被遊也

岩崎常介昨日以来、杉岡文積来診、為指事ニ者無之候得共、少々熟者有之、此
節流行事之由、明日一日致用心、明後日之心持次第ニ而仕回致候様ニ与申也、夜桑
原吉郎二岩崎へ見舞候由ニ而来話ス

○十一日、丙寅、晴、寒し、今日者尚又快方ニ者候得共、いまた透与邪氣不去様ニ覺
候故終日致用心也、庭北之木ねり柿此節色麗敷相成候ニ付、廿五顆御奥江差出、渡
辺其外近隣江も少々宛贈也、夜御奥方御到来之御肴之由、大口鰯切身御頒賜被仰付
也、久照院様方御到来之由也、且那樣今日江波江棒火矢御稽古ニ御出被遊由也

○十二日、丁卯、晴、暖、午後禊を徹、悪寒之気味快方也、朝辻清人入来、慈君夜
辻方御帰被成、夜中長武左衛門来話、渡辺雅登為見舞入来

○十三日、戊辰、曇、暖、今日者快起候得共猶悪寒之気味有之故月代致用心也、矢
野犀右衛門・三宅内外・松本良伯為見舞入来、松本良伯者暫話候ニ付、折柄有合之
酒を出ス、夜微雨、暖甚

○十四日、己巳、時雨、今朝理髪、月額を鬚、弥快然也、午前為窺御機嫌出仕、甚段
両御用人江紙面を以及案内也、夕文積来診、最早快旨申也、小倉恒助姉、御歩行
組長屋市之進後妻ニ縁組、一昨夜引越候由、欲使遣ス也

○十五日、庚午、晴、暖、例時出勤、夕八時退、森岡万之進・波多野清太郎来也、去
ル朔日月次御礼御回在御留守ニ而相止候ニ付、今日被為受候由、今朝旦那様御登城
被遊也

○十六日、辛未、晴、暖、例時出勤、夕八時退、夕方岩崎常介・堀尾善大夫病気を

廿日

小雪節

夕七時三步

廿二日、素読所講釈孝經卒業、今日方近思録始候也

少将様去ル五日御着府被遊候由、御供御中小姓渡辺一之進殿、御道中何れ之御泊所ニ而歟自滅被致候処、薄手ニ而不至絶命、全乱心之振を以先達而御戻しニ成、追々平愈之由、其実乱心ニ而者無之、川留ニ被阻、無扨御供落ニ相成候を傍輩之衆過而侮弄被致候を心外ニ存候而右之次第被及候事之由、いまた至而未熟之人之由也

訪、夫方妙慶院江參、木野へ悔ニ行、酒出、夜ニ入歸、常介先居合居候由、善大夫昨今余程快方之由也

○十七日、壬申、晴、寒、朝貫心流劍術見物ニ出ル、御機嫌伺ニ出ル、慈君午前方蔵田へ御出被成、達而留候由ニ而入夜御歸被成、饗有之候由也、今朝地震有之候由、予不覚

○十八日、癸酉、晴、寒、例時出勤、夕八時退

○十九日、甲戌、晴、寒冷稍加、例時出勤、夕八時過退、朝辻清人入来、町寺ニ菊細工有之候由、千代雄榎昨日見物ニ參也、家小夜来風邪之気味ニ而少々腹瀉も有之、臥

○廿日、乙亥、晴、暖、休日ニ付朝之内為伺御機嫌罷出、岩崎常介先此節者居合候而快方之姿ニ有之候由也、家小今日者快起、小雪、十月中、夕七時三步、夕方梅梢院様方御拝領物被為在、右ニ付涉江舎人殿江予罷越候積ニ而御館江出候処、思召ニ而御用人中被相越候ニ付予ハ不及參、退也、夕島本広右衛門殿来儀、謁ス、被相頼義有之也、極夕八島周軒老来儀、鬼橋凶之掛軸を貸くれ候様ニ与被申、用立ル、先日周伯老来儀之序入一覽候ニ付而也、慈君夜松田江御出、御宿被成也

○廿一日、丙子、晴、暖、例時出勤、夕八時前退、慈君夜從松田御歸被成、万之進來候由也

○廿二日、丁丑、晴、暖、暁来雨一過、雷鳴三声、朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕八時過、京都芝山様方中元之御祝御差合ニ而御延引之由、麻布呂敷・扇五本拝領仕ル、如例御奥通り来、老女迄御受申出ル也、佐藤益之丞母方異父之伯母此間病死、

母子共差合之由ニ付今朝吊之、西向寺不能参詣、代参兵藏遣ス、夜家小・千代雄槌木野へ参宿

○廿三日、戊寅、曇時々雨、寒冷有実、午後為窺御機嫌罷出、家小・千代雄槌木野帰、々掛森岡へ後室見舞ニ卒与参候由也

○廿四日、己卯、晴、朝有霜、冷強、妙円廟御祥月也、西向寺江兵藏為参、夕万之進來話ス

○廿五日、庚辰、晴、朝有霜、寒冷強、例時出勤、夕八時退、夕木野一馬何角之挨拶 入来、酒を饗、入夜迄話ス、今朝湯川兵馬殿来儀、謁ス

○廿六日、辛巳、曇、夕晴、朝冷後暖也、朝夕香取流槍術稽古場へ見物ニ出ル、午後為窺御機嫌出ル、森岡万之進來候由也

○廿七日、壬午、晴、朝冷強、有霜、例時出勤、夕八時退、西向寺江代参兵藏遣ス、千代雄槌昨日方ほろせ之如きもの腰脚へ発、熱も有之ニ付杉岡文疋診を乞、ほろせ之発ハ宜、邪熱無之由申、葉を恵也、慈君も少々御風邪氣ニ付葉を御乞被成、夜大島五兵衛御用向ニ而来、暫話ス

○廿八日、癸未、晴、暖、例時出勤、夕七時過退、御武具蔵内之御腰物段々紛失、昨今色しらへ有之候得共所詮不相分候由、甚奇怪之事也、依之小林大右衛門差向困留 被申付、其外足輕之者者不残部屋留之申付有之也、今朝辻清人入来

○廿九日、甲申、雨、暖、朝島本広右衛門殿来儀、謁、同方才難事ニ付内々被頼候義 有之、夕又紙面到来、紅魚一尾被贈也、辻清人入来 此義昨記之誤也、夕為窺御機嫌

罷出

十一月 小

○朔日、乙酉、晴、例時出勤、夕八時半頃退、例年之通知行物成并足輕御切米共渡ル、槍持料も半方渡、当春之通一倍増渡也、但二月与当月迄兩度ニ半方四拾匁ツ、渡也、今日世羅米石ニ付百拾三匁之相場ニ立候由、当春ハ式百四拾匁余之相場ニ有之処、当秋追々下落、此節ニ至俄ニ右之通下落、御家中一統大ニ難渡之由也、何分諸国共豊作之趣ニ而、他国米多分入津有之由也、夕万之進来話

○二日、丙戌、晴、風吹、寒冷、午後為伺御機嫌罷出、退掛星野武平次方物見江参、御城内乗馬を致見物也、北明地馬揃ニ而、北御門方西御門江出、夫方横町ニ而東西江分レ、西者井ノ口、東者船越迄乗切、帰掛者南御門方入、角之御櫓下ニ而一番歸方次第ニ着到之記有之、御覽ニ出候由、殿様ニ者角ノ御櫓方御覽被遊候趣也、今日者九曜之間大席辺不残被参候由也

○三日、丁亥、晴、寒冷強、朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕八時過退掛御作事諸品見分、北中御櫓等江も参、申鼓帰宅、夜前夜半比、岩崎方常介病氣不出来之趣為知来、早速家来遣ス、今暁七時前終ニ物故之由也、猶又使を以見舞申遣ス也、尤兵藏者始方直ニ見合させる也、今朝四時比死去之披露有之、此間以來者先居合宜敷趣ニ而無沙汰致候処、昨夕方追々容体変、急ニ悪敷相成候之由也、夜中九時葬式、家来を会せしむ、寺者明信院也、今夕万之進来話、酒飯を饗ス

211 十一月

〔四日、岩崎故常介法名左之通

一乘院大仙淨徹居士

〔六日、夜前之風雨雷電之頃、梅梢院様從宮島被為入掛海上ニ被成御座、殊之外御船荒、御船方大ニ心配有之、辛して廿日市江御着船ニ相成、誠ニ御危事ニ而有之し由也

〔七日、和三盜取候鈴并同丸之目方、後ニ約り候処ニ而八拾貫目余ニ相成候由也、夫程之事一円是迄ニ不心付者御武具方之迂闊与いふへし

○四日、戊子、晴、寒冷強、〔例時出勤、九半時頃退、〔出勤掛岩崎江悔ニ行也、〔退出後於宅長束市郎右衛門・三宅内外・渡辺四郎右衛門・村井虎次郎を呼寄、御武具蔵中紛失物之一義承糾、渡辺雅登・佐藤益之丞も立合也、御用掛桂辰馬・平野伝右衛門も致加席、虎次郎聞糾之節者矢野犀右衛門も立合也、入夜相済

○五日、己丑、晴又曇、午前方時々遠方雷鳴、及薄暮雨俄ニ降、雷数声、電光強、變氣也、〔午前為窺御機嫌罷出、〔今日方御武具方足輕共宅之表ニ而問訊有之、場所構者昨日調也、御用掛者辰馬・伝右衛門・岩崎瀬平也、予も蔭方内聞致入也、及暮済、〔杉岡文續来診、予此間方又々面脚腫氣有之様ニ覺、藥を乞候ニ付而也、決而水腫ニ者無之、又不回之事与申也、〔辻清人入来、〔風呂を建

○六日、庚寅、晴、寒冷強、〔例時出勤、九半時頃退、〔今日も表ニ而問訊有之、〔夜桑原吉郎二入来、〔今朝以来御武具蔵紛失物追々御手掛出来候処、御駕籠定出人和三義甚疑敷趣ニ而夜中急ニ被召捕也、其節御手人御人少ニ付、家来森島兵蔵も御雇ニ而捕手之人数ニ加り参ル也、右御用向ニ而終宵不眠

○七日、辛卯、晴、寒冷強、〔朝西向寺へ兵蔵代参申付、〔例時出勤、夕九時過退、〔和三義今曉以来問訊有之候処、全渠壺人之所為ニ而、合鑑を拵、当春以来夜中度々御武具蔵へ忍入、御腰物六腰、同白鞘入三本、其外輪東廿四鉛并御手当用玉鉄炮玉杯多分取出候趣追々及白状、扱々不埒至極之強盜也、〔家小夜前以来頭痛ニ而困り臥、血分之事与被考也

○八日、壬辰、晴、朝有水霜、寒冷強、〔夕為窺御機嫌罷出、〔昨今共和三問訊、今日者

十四日、此間御牽入之御馬名左之通

卷絹
ムラカラス
群鴉

右両匹御繫入ニ而、復近年之通り六牽之數ニ成也

同日、辻八十榎江左之通祝ひ贈

一奈良拵大小 一腰

但下緒共

一肴 一鉢

拷問ニ及候処、何分不一応大胆者之様子也、右ニ付御武具方之足輕共者皆々御不審明白ニ成、困留・部屋留等も昨夕悉被免、帰宅被申付也、岩崎当座法事之由、昼慈君御出被成候様案内有之候得共、御断ニ御出不被成、家小今日者快起

○九日、癸巳、曉来雨、午後者時々歇、寒冷強、夜前おさよ森岡へ行、例時出勤、夕申鼓退、御武具藏紛失之御道具類、大切之御品不残今日迄ニ戻り合、窃恐悦を唱る也、慈君今晚以来御腹合悪敷御平臥被成也、今朝岩崎法事、明信院江清次郎代参申付、法事中為詰、代香申付ル也

○十日、甲午、晴又曇、寒、夜雨、例時出勤、夕八時過退、辻清人入来、タル十五日八十榎袴着初致内祝候間、何れも参候様ニ而申置候由也、夜三宅内外を呼、申談義有之也、慈君今日ハ御快起被成也

○十一日、乙未、曇、寒冷強、午時為窺御機嫌罷出

○十二日、丙申、曇、温、夕方雨、朝万之進来、例時出勤、夕七時退、夜慈君・家小岩崎へ悔ニ行、おさよ森岡方歸り来、吟味方之輩日々及暮まで致心配候ニ付、夕方御用濟鹿酒を饗スル也

○十三日、丙酉、晴、暖、朝素説所講釈江出席、直ニ出勤、夕七時退、御宇衛様今晚御泊掛ニ御里様へ御出被遊也

○十四日、戊戌、晴、暄、午為窺御機嫌罷出、堀尾へ見舞、善大夫熟者最早透与快候得、跡之傷未復、兎角息切等有之、被困候由也、夕御乘馬江出、此間御牽入之御馬を致拜見也、御前今夕主水様へ御招ニ而御出被遊也、夕辻江東城帰着以来何角之謝、且

213 十一月

十五日

一 矢野犀右衛門

右自今已前之通專御勘定所へ出勤候様被仰出

一 得井満四郎

右当分御作事奉行勤向引受被仰付

一 長束吉之進

右当分御趣法役所出勤、

時々御作事所御用向も手

厚ニ申談候様被仰出

右之外去ル七月方十月中

迄諸武芸出精之輩へ度数

多少ニ依而夫々御褒美被

下也

十六日

月帯蝕

二分

明日者八十槌袴着初之歎旁ニ行、有饗、入夜歸ル、平野伝右衛門も行也、藤川へ寄湯川兵馬殿江当秋棗被惠候謝ニ行、申置也、慈君今晚方辻江御出被成、千代雄槌も行、宿又也、初而母を離、他へ宿也、木野方来ル十七日岳母君一周忌法事之案有之也、夜半方雨降

○十五日、己亥、雨、暖、例時出勤、夕八半時頃退、千代雄槌午後辻方歸ル、家小

・千代雄槌今夕方木野江行、尤家小行掛興徳寺江参候ニ付、駕籠ニ而行也

○十六日、庚子、曇、寒、例時出勤、夕八半時頃退、夕方妙慶院江参、興徳寺江も

参、夫方木野へ行、丹羽庄蔵・藤川甚吉郎会、非時酒出ル、寺者早く済候由也、入

夜歸ル、渡辺内室夜前安座、男子出生之由、使を以歎申遣又也

○十七日、辛丑、雨、寒、朝興徳寺江兵蔵代参ニ遣入、午後御機嫌伺ニ罷出、朝辻

清人入来、慈君今晚御歸被成由申也、御駕籠定出人和三問訊約、昨日口書読聞済、

今日御扶持切米御取揚、家財闕所御裁許有之迄佐伯郡石内村ニ於て入牢被申付、妻

子之者共今日中ニ白島御門番引弘被申付、和三者囲之前ニ而革田江引渡、繩を掛曳

歸候由也、御目付三上和多理殿見へ謁入、長持借用被仕候御挨拶也、且那樣今日

学問所方直ニ御船屋敷御茶屋へ御出、船歌御透聴被遊候由也、夜慈君辻方御歸、家

小・千代雄槌木野方歸ル也

○十八日、壬寅、雨、暖、例時出勤、夕七時頃退、夕長武左衛門来、米壹苞来春迄無

心之義申聞、諾置也

○十九日、癸卯、雨歇、寒、午後晴、夕又雨、例時出勤、夕七時前退、杉岡文磧入来

〔廿一日〕

冬至

今曉七時二分

〔廿五日、人名左之通〕

細六郎

*佐藤勘次郎殿

*森脇幸太郎

*可兒英三郎

*岡部蔦之助

右佐藤者士列也、其余

御步行組也、何れも当

時之達者組之由也

〔御奥御鎮守社御火焚之

御供物、例年之如老女方

恵越也

之由、家小兎角不食、時々腹痛等致候付診を乞候処、全不回り且疣虫之事与申、藥致加減候由也

○廿日、甲辰、晴、寒、〔午為窺御機嫌罷出、〕風呂を立

○廿一日、乙巳、曇、夕雨、寒、〔冬至也、〕例時出勤、夕七時前退、〔夕冬至之祝、〕受

安廟御祥月也、朝御菓子、夕御茶献す、〔佐藤益之丞風邪ニ而煩之由

○廿二日、丙午、晴、温、〔西向寺参詣不能、代参兵藏遣す、〕朝水谷八十郎入来、大小

修覆之義ニ付頼事有之、〔例時出勤、夕七時前退、〕昨夕佐久間栄殿門弟を連、槍術

稽古ニ御場所へ見へ、主水様内方も十人計来候由、何分槍術場所殊之外繁昌也

○廿三日、丁未、曇後晴、寒冷強、〔朝槍見物ニ出ル、〕巳鼓頃為窺御機嫌罷出、〔渡辺江

安産之歎・見舞旁ニ行、岩崎喪中を訪、〔夕杉岡文磧来診、〕予心下今少不宜候ニ付、

今暫服藥致候様ニ与申也

○廿四日、戊申、晴、寒冷強、〔例時出勤、夕八半時過退、〕夕西向寺江参、夫方森岡江

行寛話、入夜帰、酒飯出ル、後室も先近頃者這而兩便所程江者被行候由也、〔今朝万

之進來、同人勝手向只様借財嵩、逼迫至極之由ニ而内談有之、予も是迄不絶少々宛

合力も致遣候得共、何分世帯向取締一際嚴重ニ趣法を立不申候而者迎茂始終之取続

者出来不申□ニ付屹度致分別候様ニ及教誨置也、〔渡辺雅登昨日参候謝ニ台所迄入来

之由

○廿五日、己酉、朝雪飛、寒冷強、後晴、〔例時出勤、夕八半時過、〕桑原吉郎ニ入来、

例年之通餅米之義頼也、〔夕万之進昨日之謝ニ来、酒飯饗、〕貫心流稽古江細六郎門

215 十二月

朔日、御先靈御法名
慈眼院积寛性利円居士

弟を連今日始而稽古ニ来、跡ニ而酒を被下候ニ付、当家表次之間を沢崎幸右衛門方借用之義申聞、同所へ参候ニ付、折柄出而及挨拶也、右者幸右衛門方願出候而、全同人頼候振ニして此後者定日を極来くれ候筈也、檜垣他人吉母昨日病死之由ニ付、使を以吊

○廿六日、庚戌、晴、寒冷強、昨夕以来風邪之気味ニ而頭痛・悪寒有之候故臥、依而今日御機嫌伺不罷出、岩崎良之進入来、石塔之文字之義を頼、諾置也

○廿七日、辛亥、晴又時々曇、寒冷強、風邪不快ニ付不致出勤、終日平臥、依而右之段御用人中江紙面を以及案内也、休誓廟御祥月ニ付献菓子、御茶者例年之仏事ニ付御惣容江献候故別ニ不献、今日如例年煮込を製候之故、兼而清浄ニ為製候而、初穂を家内方与して御奥江御内々差出又也、島本広右衛門殿方此度棒火箭御免許被申上、今日午後御相伝無御滞相濟候由、奉恐悦也

○廿八日、壬子、晴、寒冷強、風邪快候ニ付今日方致出勤、例刻出、夕七時前退、右近様方御到来之三原大根二根御奥方御頒賜被仰付也、告于廟

○廿九日、癸丑、朝曇後晴、寒冷強、午後為窺御機嫌罷出ル、朝辻清人入来、世帯向之義ニ付有内談、夜又来、酒を出ス

十二月 大

○朔日、甲寅、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時退、極夕方之進来話、酒を饗ス、今朝水谷八十郎入来、大小修覆之義弥治定之頼有之也、当年者昨秋之不熟ニ付春方御

慈光院釈智寂妙円大姉

右御元祖御二所

普照院釈実道誓円居士

普観院釈受安妙喜大姉

右二代目御二所

大融院釈宗念潤誓居士

大教院釈休誓妙順大姉

右三代目御二所

釈慈雲智海童子

釈幼利妙貞童女

〔六日

小寒節

夜四時入

〔島本広右衛門殿方先日
同方借銀事之内談調候謝
与し而海苔百枚、松魚二
本紙面を以被惠也

知行所御仕向筋不容易義ニ付、御撫育筋之義ハ弥増不被為任御所存候得共、色々御

差練を以当暮之所も昨年之振合を以御扶助渡之員数少々^(符)御取捨有之、御仕向可

被下之旨今日被仰出也、〔諸銀渡物員数増之義も、当秋以来米価俄ニ及下落、諸色之

直段引下ケ候品も有之ニ付而ハ、御売米之御差配御不都合ニ相成、最早被差止外者

無之候得共、格別之御趣意を以当暮丈ケ者先其儘是迄之通増御仕向被下候之旨も席

達を以被仰出也、〔当秋東城江罷越候節、徳了寺ニ而約し置候趣も有之、同寺ニ有之

御先靈之位牌相調候含ニ付、左候へ者夫々御院号追贈致度段過日及駈合置候処、今

日右返書相達、如頭書夫々御院号調来候也

○二日、乙卯、朝雪積寸許、寒冷強、後晴、〔夕為窺御機嫌罷出、〔田中実五郎妻男子

を誕候由也

○三日、丙辰、曇、寒冷強、〔例時出勤、夕申鼓前退、〔朝万之進來

○四日、丁巳、晴、寒冷強、〔例時出勤、夕八半時退

○五日、戊午、晴、寒冷強、〔朝貫心流稽古見物ニ出ル、細六郎門弟之面々何れも達者

ニ見ゆる也、〔夜御奥へ軍書読罷出候ニ付聴聞ニ出ル

○六日、己未、晴或曇、寒冷甚、〔例時出勤、夕七時前退、〔寒入也、〔昨夕矢野犀右衛門

就御用向入来、折柄森岡万之進世帯向世話之義同人方頼候由ニ而内々相談有之、厚

相頼置、且当家方取替物趣法中浮置等之義承込也

○七日、庚申、晴、寒威強、朝凝、〔例時出勤、夕八半時過退、〔御扶助米切手渡、家

来之分も同断、今日久芳彦歩米百三拾式匁相場ニ立候由、先月朔日方者余程進也、〔今

217 十二月

〔十一日夕七時

一閉門

長束市郎右衛門

一御叱

差扣

三宅内外

右兩人此度御武具藏納
 二相成居候御腰物類致紛
 失、依之恐入申出之趣達
 御聽、右者全元御駕籠定
 出人和三所為二而、去年
 以來度々御藏内へ忍入、
 太切之御品柄等余多盜出
 候趣、同人問訊之上及白
 状候処、斯程之義是迄其
 心付無之候段甚以不念之
 義不埒二付
 但内外分末文候段甚不
 念二付与申文言之由也
 一叱

小林大右衛門

朝西向寺江兵藏代参申付、〔夕水谷八十郎来、又木野一馬法事之謝入来、酒を饗ス

○八日、辛酉、朝有雪、寒威強、後晴、又曇、〔午後為窺御機嫌罷出ル

○九日、壬戌、晴、寒威嚴、〔例時出勤、夕七時退、〔且那樣今日四時御登城、昨年御拝

領之御判物御拝見被遊候由、寒氣之御機嫌も御窺被遊候由也

○十日、癸亥、晴、寒威強、〔例時出勤、夕七時退、〔出勤中名倉求馬入来、慈君御齒を

拔具候由

○十一日、甲子、晴、寒氣強、冷甚、〔朝為窺御機嫌罷出ル、〔京都高謙院様江如例年

寒中御機嫌窺幾田迄書状今日船便ニ差出し、海苔百枚御内々差上ル、尤昨年迄ハ同

勤申値ニ而差上候得共、当年者御用人中者別也、〔東城江明日送便有之候ニ付、徳了

寺江鉢米料五匁如例相備、且同寺・宮崎・松本屋江如例海苔三十枚宛送ル也、〔御武

具藏御道具類紛失一件ニ付、今夕如頭書被仰付有之也、〔坪内久米之助寒氣見舞入来

之由

○十二日、乙丑、晴、寒威加嚴、〔朝辻清人入来、妹先日以來持病之脇痛差起、兎角致

難義、山中碩庵老薬を服、神田へ祈念等をも頼、少々者居合候之由、お竹も熱有之、

食不進ニ而臥居候由也、〔例時出勤、夕七時過退、〔慈君夜辻へ見舞ニ御出、御宿被

成也、〔相庭靜・土屋政之進寒氣問安入来之由也、〔佐々木直馬來戌六月迄米一俵無

心之義申来、貸遣ス也

○十三日、丙寅、雪降、寒洵甚、〔朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八半時頃退、〔今

日佐藤勘次郎殿并森脇孝太郎・可兒英三郎・岡部鳶之助為御立入見候ニ付、出而謁

小畑甚蔵

右御趣意凡前同様、文言者少々替ル也

一 恐入不及其義
二 已後心を付候様

渡辺四郎右衛門

一 此度之義ニ付
二 御沙汰者無之候へ共

村井虎次郎

* 已後心を付候様

一 無構
二 已後心を付候様

小畑来三郎

桂喜三太

也、山県彦一入来、々戌八月迄米志儀無心申間、諾置也

○十四日、丁卯、曇時々雪飛又時々晴、寒気午後者少々紓、朝之内者嚴凝也、巳鼓後右近様・主水様へ寒御機嫌伺罷出、右近様ニ而御客对佐分利軍左衛門、主水様ニ而御出頭中村忠左衛門謁、井上市太郎・脇本武兵衛・熊谷善兵衛へ寒気問安ニ行、久留彦兵衛へ当秋東城行之節之謝、庫介先頃京都江参、無滞帰候欲旁ニ行、丹羽庄司・坪内久米之助へ見舞、夕為窺御機嫌罷出、御奥ニ而御召物致見分也、其節御宇衛様方八十野を以千代雄槌江御内々被遣候様与の事ニ而、縮緬形式尺余頂戴仕ル也、帰而告于廟、千代雄槌ニ為頂也、伊勢三村梶助大夫方如例御祓・年曆・熨斗匏贈来也
○十五日、戊辰、晴、朝凝、後寒気紓、例時出勤、夕申鼓前退、夕槍術稽古見物ニ出ル、今日稽古納之由ニ而香取大明神之神酒を頂候様多喜登申間、少シ致頂戴也、御上御臨坐も被為在出席多く、殊之外賑敷事也、今朝辻清人入来、妹日之内者床を離候へ共、夜中者矢張拘攣有之、困候へ共大体快方之由也
○十六日、己巳、快、朝嚴凝、午後も寒威強、例時出勤、夕七時前退、妙慶院参詣怠り、代参兵蔵遣ス也

○十七日、庚午、晴、寒気冽、当年者遷徙後ニ付煤掃者不致、今日惣掃除を致ス也、夕為伺御機嫌罷出、松本三珠先日産母病死之見舞申遣候謝入来、丹羽庄蔵・三宅吉左衛門・山県虎之丞・松尾角左衛門・野原八右衛門等寒気問安入来之由、庄蔵者謁ス

○十八日、辛未、晴、凜冽、例時出勤、夕七時退、野口金兵衛寒気問安来、夕有地

219 十二月

廿一日
大寒節
夜四時

廿二日、西向寺江參詣不能、代參申付也

上
廿三日、御奥江左之通差
一西施舌ミルケイ 九箇
直十一匁七分

震、夜万之進來

○十九日、壬申、晴、寒冱纒紵、今日者宅ニ於て御用向有之候ニ付、朝之内為窺御機嫌罷出、大崎喜和馬・伊藤越人問安入来之由、横地代太郎殿方紙面を以紅魚一頭

■昨夕被恵、先達而御趣法役所ニ而借用銀調候謝也、今朝返書ニ挨拶申遣又也、宅ニ而御用向有之ニ付、大島五兵衛已鼓頃方来、及暮相濟、去ル七日江戸大火、薩州候御屋敷辺方芝本町四丁不残浜手迄焼、夕申刻方焼出、夜戌刻及鎮火候由也

○廿日、癸酉、曇、午後霰飛、寒威強、例時出勤、夕七時頃退、石井寿兵衛寒氣問安入来、島本広右衛門殿・岡本主馬殿同断来儀

○廿一日、甲戌、晴、寒威強、如昨年今朝餅を製ス、小人三次来、助ル、実五郎者当年者不快ニ而不得来候由、小人岩吉も自分与して来、助ケ候由、小倉恒助母・平野娘を手伝ニ頼む也、例時出勤、夕七時退、波多野権祐来候由、熊谷善兵衛入来之由、右寒氣問安也

○廿二日、乙亥、曇、寒氣紵、例時出勤、夕七時前退、岡島平之進問安入来、夕久留乙次郎入来、餅を饗、夕万之進來、おさよ連歸ル也、昨夕御役料渡ル、当暮八九歩五厘倍増渡、二月十五日方日割増ニ而四百六拾三匁四分七厘渡ル也、夕方殿様御拳ニ而御初獲之雁羽御内々御拝領被遊、御広式重役衆方予迄為持来也、右ニ付為御礼池内次郎左衛門江渡辺雅登被相越

○廿三日、丙子、晴、寒氣強、例時出勤、夕七時過退、丹羽庄司・伊藤徳之助・水谷八十郎・小島左源太等寒氣問安ニ来ル也、今日者毘社門天御命日ニ付、御趣法役所出

勤之面々江右神酒之意ニ而一陶一肴を饗スル也、此節者何れも日々薄暮迄相詰致心配候ニ付慰勞旁右之通也、昨日御拝領之雁御開キ、御歳忘旁夜中御奥江被為召、御酒肴頂戴仕、亥鼓後退、千代雄榎も召連罷出候様ニ被仰付、召列出ル、御懇意之段奉感■戴也、京都高謙院様方御書戴、不相更寒氣御尋御歳暮与して、白雪こんふ・屠蘇・春盤・菓子拝領仕ル也、今日御奥江昨年之振を以御内々みる具御慰ニ差上ル也、御用人中方も御肴被上候由也、当年も御世帯御六ヶ敷中方先達而御仕向米も被下置候得共、米価下落ニ付而ハ一統難渋之趣御氣毒思召、右米価之義ニ付而ハ御世帯之処も格別御難渋ニ候得共、種々御差練を以少々ツ、御心付米近年之振合を以可被下旨今日被仰出、一統忝仕合ニ奉存也、但右者一昨年之通九斗物与申分之御心付米也、近年御屋形回り御庭内御稽古場等ニ而毎時紛失物有之趣ニ付、此度和三義不埒之筋有之折柄、惣休之処も御糾明も可被在管^(ママ)ニ候へ共、御趣意も有之、其義ニ者不被及候間、自今何れも志を改、正道ニ御奉公仕候様ニとの御趣意ニ而、御綿密之御移檄出ル也

○廿四日、^丁丙丑、曇、朝有雪、寒威甚強、岩崎良之進忌明之由ニ而何角之返礼ニ来、例時出勤、夕七時前退、夜中矢野屋右衛門・大島五兵衛・平野伝右衛門を呼、昨日毘沙門天祭日之神酒を饗、及寛話也、寒氣問安少々入来有之、西向寺へ兵藏代参申付、おさよ夜中来ル、迎三人遣ス也

○廿五日、戊寅、晴又曇、時々雪飛、例時出勤、夕七時過退、今日御心付米渡、九斗頂戴仕ル也、相場世羅米にて百四拾式匁之由也、浅野助九郎殿方寒氣見舞与申而

廿六日

御切米八石
式人扶持
御小姓組本格
勤向只今迄之通

常介跡目
岩崎良之進

廿八日

牢舎

和三

右重罪不屈至極ニ付嚴重
之御裁許可申付筈之処、
致牢死候ニ付、死骸取捨
申付候事

大鑑一尾被惠、藤川甚吉郎・武内保之進入来

○廿六日、己卯、曇時々雪飛、夕晴、寒威転厳也、例時出勤、夕七時一応退、入夜六
半時過御勘定所へ為御銀見分出勤、無程相濟退、今日限ニ而御用部屋・御勘定所共
御用向相濟、廃休也、岩崎良之進今日跡目被仰付、使を以飲申遣又也

○廿七日、庚辰、晴、又時々雪飛、寒威冽然、嚴凝也、巳鼓頃為窺御機嫌罷出、於石
内村罪人和三義夜前九時頃急病致牢死候由也、西向寺江兵藏代參申付、慈君夜從
辻御歸り被成、お梅も追々快方ニ而、此節者食餌も二椀程者給候へ共、いまた透与
者不致候由也、奥田政次郎・三宅益登・山泉虎之丞問安入来

○廿八日、辛巳、朝雪降、嚴寒、後晴、朝為窺御機嫌罷出、未鼓頃方出、浅野助九郎
殿江此間着被惠候謝ニ行、岡本主馬殿を訪、西向寺・妙慶院江十六日・廿二日參詣
之怠、歳暮參旁ニ參、水谷・木野江寒氣問安ニ行、暮頃帰、木野ニ而酒出ル、島本
広右衛門殿江も過日到来物之謝旁行也

○廿九日、壬午、晴或曇、寒氣嚴、凝強、風呂を立、浴、近所も来浴、夕為窺御機嫌
罷出

○卅日、癸未、晴、寒威紓、夕八半時頃方為歳末之御祝詞罷出、御登城前於御居間御
祝詞申上、夫より御奥江も罷出、御宇衛様江御祝詞申上、御目見被仰付、御手付熨
斗被下之、朝辻清人入来、夜万之進為祝詞来、家内打寄共々歳暮之盃を伝ふ、当年
者御恩庇を以広キ屋敷ニ而家来も多、賑敷歳暮也、不相更田楽を製祝ふ、長束市郎
右衛門も折柄来、酒を饗入、当年者春来物入多、且秋以来米価俄ニ下落等ニ而、家

計も甚六ヶ敷候得共、銀渡物員数増等之御蔭を以程々仕向も付、安気二年を迎候也、
君恩・祖恩不堪感戴、堀尾善大夫不快中何角之為挨拶入来、井嘉内方去ル廿八
日御加増拝領、倅久太郎御切米被下候旨為知来ル、使を以歛申遣ス也

注

○各注の冒頭に掲げた数字は、本文中の箇所を示している。上(アラビア数字)が本文の頁数、下(漢数字)がその頁の行数である。ただし、頭書は行数を示さなかった。○広島藩士と東城浅野家士についてはその経歴などを示すように努めた。なお、「役人帖」とは『芸藩輯要』収録の明治元年(一八六〇)五月「役人帖」、藩士職禄前編」とは「芸藩志」巻一三三〜一三九収録の明治元年五月現在「藩士職禄前編」のこと。

3・五 源家茂 第一四代將軍徳川家茂(一八四六〜六六)。

父は和歌山藩主徳川斉順。安政五年(一八五八)將軍家定の薨去にともない將軍に就任。

3・七 源茂長 第一一代広島藩主松平(浅野)安芸守

茂長(一八二二〜七二)。父は第七代藩主重辰の三男右京長懋。文政元年(一八一八)広島藩青山内証分家を継承、安政五年(一八五八)に急逝した藩主慶熾の遺跡を継承、將軍家茂の偏諱を賜り、諱を長訓から茂長と改めた。文久元年三月十六日にさらに読みを茂長と改めた。

3・九 紀道興 広島藩家老東城浅野家第一二代当主、

浅野豊後道興(一八一五〜八四)。実父は第一〇代孫左衛門高平。嘉永元年(一八四八)八月、第一一代駿河(周防)道博から家督を継ぎ家老となる。

3・九 堀田高勝 東城浅野家の祖、浅野孫左衛門高勝

(一五三八〜一六二三)。初め堀田助左衛門尉道世、または道也と称す。天正十年(一五八二)に浅野長政から嫡子幸長の守役として召し出され、幸長の側近として苦楽をともにし、浅野姓を許される。慶長十八年(一六一三)五月二十九日死去。墓所は大徳寺

224

- 塔頭昌林院。法名は光照院殿龜岳宗朴大居士。
- 3・頭書 **統仁** あきひと 第一二代孝明天皇(一八三二〜一八三六)。父は仁孝天皇。弘化三年(一八四六)踐祚。
- 4・五 **慈君** 村上彦右衛門の父星右衛門の妾で、彦右衛門の継母。妹梅(辻清人妻)の生母。名は仙(二七九〇〜一八八二)、法名は寿祥院。上御書翰列故蔵田百太郎姪で、実家は老三原浅野家士吉光軍右衛門の娘。彦右衛門実母の死後、天保三年(一八三二)十二月に入家。彦右衛門は万延元年(一八六〇)九月に願い出て養母の身分とした。
- 4・七 **同役兩人** 用人役の渡辺雅登と堀尾善大夫。
- 4・七 **佐藤益之丞** 家老三原浅野家士。安政三年三月与三右衛門家督。六月出頭役、八月歩行組支配兼同六年二月軍学師加役、三月用人並、文久二年十月用人本役。佐藤家は与力二家の一つ。
- 4・九 **菅馬之進** 家老三原浅野家士。室は岩崎常介二女。安政五年(一八五八)四月御庭方御用向引受、同六年三月御出頭定加、万延元年(一八六〇)八月同役免。元治元年(一八六四)五月三日死去。
- 4・一〇 **周防様** 東城浅野家先代、第一代浅野道博(二七九六〜一八六〇)。近江宮川藩(一万三〇〇〇石)主堀田正毅まさひこの次男で、文化十一年(一八一四)に東城浅野家第一〇代浅野高平の養子となる。諱は高博。
- 4・二〇 **出衛様** 浅野出衛道積(一八二八〜一八六〇)。広島藩家老三原浅野家第一一代道博の子。家中では「北御部屋様」とも呼称される。聡敏で文武両道に勝れ、特に槍の名手であった。万延元年(一八六〇)九月二日に四十三歳で逝去。法号は法名建仁院殿徳巖道方居士。
- 4・二二 **御宇衛様** 浅野道興室。名は忠(一八一八〜一九二二)。父は家老上田家先代の主水安節。安政四年(一八五七)十一月婚姻。
- 4・二三 **右近様** 家老三原浅野家第一二代当主浅野右近忠英(一八二九〜一九七)。父は第一〇代甲斐忠敬。安政三年(一八五六)四月に第一一代遠江忠助から家督を継ぎ家老となる。後に敬五と改名。
- 4・二三 **主水** もんど 家老上田家当主で、第一二代上田主水安敦あつ(後に重美、讓翁と改名、一八二〇〜一八八〇)。父は第一〇代主水安世。第一一代安節の死去にともない安政三年八月家老となる。
- 4・二三 **丹羽庄蔵** 家老上田家士丹羽正蔵。正司の子。安政二年二月に木野おしげと縁組、同三年八月外

225 注

- 様中小姓、同五年一月御次詰、軍事御用向引請、同六年九月知行取格出頭所詰、文久二年六月出頭格側用達、元治元年八月用人見習。
 4・一五 久野秀太郎 家老三原浅野家士。文久二年用人見習、後に用人役。
 4・一五 井上市太郎 家老三原浅野家士。用人役。
 4・一五 脇本武兵衛 家老三原浅野家士。用人役。
 4・一五 香川多仲 家老三原浅野家士香川多仲(一八一〜一八九)。石井豊洲まぶらに学び、三原浅野家明善堂で十八年間助教を勤めた後、目付、寺社町奉行、用人を歴任して、慶応三年(一八六七)には明善堂総裁を兼ねる。
 4・一六 熊谷善兵衛 家老三原浅野家士。用人役。
 4・一六 坪内久米之助 家老上田家士。久米之助の父文治は彦右衛門の父星右衛門の実兄。安政五年(一八五八)三月に側用達役、同七年に勘定奉行吉和村支配、側用達兼帯。
 4・一六 須藤並人 家老上田家士。慶応元年六月死去。
 4・一六 山村静登 家老上田家士。実父は東城浅野家土堀尾眠石。安政五年九月勘定奉行・御側御用達兼帯、同六年五月用人見習、同年九月用人本役。
 4・一七 丹羽庄司 家老上田家士。正藏の父。安政二年五月出頭格、同五年九月出頭上席、知行所奉行・勘定奉行兼帯。同七年二月九日に知行一〇〇石(役料三〇石)、用人見習、知行所奉行その儘兼帯、文久二年一月に二〇石加増され用人本役(役料五〇石)。六月に出頭格御側用達。
 4・一七 妙慶院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
 4・一七 白神社 城下尾道町に鎮座する城下の総氏神。氏子を分与し、白神組・中通組の各町と国泰寺村・六丁目村の氏神となった。祭礼は九月二十九日。
 4・一七 八島周伯 広島藩士。前名は周軒。安政六年(一八五九)七月頃死去の先代周伯の名を襲名し、十一月側医師並。文久二年五月死去。
 4・一八 島本広右衛門 広島藩士。同家は棒火矢が家芸。文久元年(一八六一)奥詰、元治二年(一八六五)銀奉行。「役人帖」では銀奉行、一五〇石、安政五年(一八五八)五月父甚内家督。
 4・一八 水谷八十郎 家老上田家士。彦右衛門父星右衛門の実兄又左衛門の養子。安政五年十月又左衛門家督相続、馬廻り(一一五石)、文久二年二月児小姓、元治元年八月小納戸見習。慶応四年六月に貢と改名。慶応二年(一八六六)十二月に村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸へ遊学。
 4・一八 木野一馬 家老上田家士。馬廻り役。彦右衛門

- の父星右衛門の実父は上田家土木野文右衛門で、一馬は星右衛門の兄左守の子、村上彦右衛門とは従兄弟に当たると。彦右衛門室は一馬の妹。慶応二年(一八六〇)二月七日死去。
- 4・一八 吉田清太郎 家老上田家士。安政五年(一八五八)三月八歳で故藤馬(用人)跡目相続、知行一六〇石、御次詰、辰之進様御伽。幼年のため田坂織人が後見。
- 5・一 南部要人 家老上田家士。弓術師範。
- 5・一 金子玄達 広島城下白神二丁目の医師金子元達。元徳の子。嘉永五年(一八五三)緒方洪庵の適塾に入門。安政四年三月東城浅野家より御七・薬種料として金一両下される。
- 5・一 西向寺 城下細工町の浄土真宗本願寺派寺院。村上山の菩提寺の一つ。
- 4・頭書 聿庵 広島藩士頼余(一八〇一〜五〇)。諱は元協、号は聿庵・春嶂・鶴年、山陽の長男。父が脱藩したため、祖父頼春水の跡を継ぎ、藩の学問所に勤める。天保三年(一八三二)奥詰次席、同十二年奥詰。
- 4・頭書 由信 浅草猿屋町地分家狩野派第五代の画家狩野由信(?〜一八三〇)。狩野洞庭興信の子。号は洞琳または洞隣。祖父洞寿の跡を嗣ぎ、幕府の御用絵師となる。
- 4・頭書 庭田公 庭田権大納言兼按察使重嗣(一七五七〜一八三二)。弘化五年(一八四八)元旦の床飾りに「掛軸 按察使重嗣公御懷紙」がある。
- 4・頭書 筑波山之歌 「筑波山 このもかのもとに 蔭はあれと 君か御蔭に ますかけはなし」(古今和歌集一〇東歌)。
- 5・二 久野八十助 家老三原浅野家士。安政五年九月勘定奉行。元治元年(一八六四)十月死去。彦右衛門父星右衛門の実兄守衛は先代久野八十助の婿養子に入ったが、早く死去したため、その後婿養子として久野家に入った寛左衛門の子に当たる。
- 5・二 沖和多理 家老三原浅野家士。多左衛門次男。前名守次郎。文政二年二月作事奉行、のち勘定奉行添役を経て文久三年頃に本役。
- 5・二 森岡万之進 家老東城浅野家士。諱は邦靖(一八二三〜六八)。彦右衛門の同母弟。文政六年十一月二十三日出生。天保六年(一八三五)に森岡十兵衛の急死により森岡家へ養子に入る。中小姓、側詰を経て安政六年三月目付、万延元年十月同役免、吟味役・作事方兼帯、文久二年閏八月作事方兼帯免、慶応二年(一八六六)四月病気のため辞職。後に中小姓に復職するも、慶応四年二月六日に病死。

227 注

- 5・四 菊尾 東城浅野家老女、周防様(道博)付。道博死後の慶応元年七月十六日に御暇。
- 5・六 三宅吉左衛門 家老東城浅野家士。嘉永七年八月までに御用達、その後出頭役。安政三年十一月佐藤益之丞二男猶人(益登)を養子に迎え慶応二年(一八六〇)二月隠居。
- 5・八 八木広次郎 家老東城浅野家士。万延二年二月頃歩行目付。
- 5・八 岡本主馬 広島藩士。安政五年(一八五八)使番、文久三年(一八六三)新組頭。「役人帖」では馬廻組(片岡大記当分支配)、三五〇石。
- 5・八 吉田儀右衛門 広島藩士。吉田家は享保十三年(一七三八)に吉田儀左衛門(小幡勘左衛門次男)が第五代藩主浅野吉長に登用されて以来、甲州流兵法を以て仕えた。嘉永七年(一八五四)旗奉行。文久三年(一八六三)二月隠居。
- 5・八 松村弥助 広島藩士。安政六年(一八五九)十月浦辺蔵奉行。
- 5・九 一場忠次郎 広島藩士。嘉永四年(一八五二)割奉行、文久元年御広式詰並、納戸奉行次席、「藩士職録前編」では中小姓組(本多庫人組)、六〇石。
- 5・九 原田丈大夫 広島藩士。「官禄帖」では大御小姓並、三八石。「藩士職録前編」では中小姓組(浅野八左衛門組)、三八石三人扶持。
- 5・九 山下角大夫 広島藩士。「官禄帖」では浅野永敬相組、一一五石。「役人帖」では馬廻組(片岡大記組)、一一五石。
- 5・九 佐久間栄 広島藩士。文久三年奥詰、「官禄帖」では奥詰(鎗術御番外)、一三〇石。「役人帖」では奥詰、一三五石、嘉永五年二月父藤太夫家督。
- 5・一〇 田部幾衛 広島藩士田辺幾衛。元治元年奥詰、「官禄帖」では奥詰(切米取、鎗術御番外)、四九石。「役人帖」では奥詰、四九石三人扶持、天保九年四月父藤右衛門家督。
- 5・一〇 松宮奎之助 広島藩士。「官禄帖」では平奥小姓、六六〇石。文久三年奥詰、慶応三年(一八六七)歩行頭。「役人帖」では歩行頭、六六〇石、慶応二年十二月父兵庫家督。
- 5・一〇 大柿忠次郎 広島藩士。弘化四年(一八四七)勘定所吟味役、安政二年(一八五五)浦辺蔵奉行、文久元年(一八六二)七月騎馬弓筒頭、同三年納戸奉行次席。元治元年(一八六四)に藤太と改称。
- 5・一〇 下瀬孫平 広島藩士。嘉永三年十一月小姓組取立、勘定所吟味役、安政五年四月御船手御船作事所詰、同六年九月勘定所吟味役、文久三年納戸奉行次席。元治元年九月子徳之助へ家督。

- 5・二 蔵田和太郎 広島藩士。蔵田家は「慈君」(彦右衛門継母)の実家。安政五年七月に同列木本吉太郎妹と婚姻。安政六年九月左右歩行小姓、文久三年七月二十一日条に死去の記事あり。
- 5・二 小幡孫兵衛おはた 広島藩士。小幡家は甲州流軍師。嘉永五年大小姓頭、同七年用人。安政二年九月に関尚之丞(用人)等とともに海防掛専務。
- 5・二 山中碩庵 広島藩士。安政七年(一八六〇)側医師並、同三年側医師。「官祿帖」では側医師(切米扶持方)、二〇人扶持ほか。
- 5・二 松浦久米之丞 広島藩士。元治元年勘定所吟味役。「役人帖」では吟味役同格(學問所世話役)、三〇石三人扶持ほか、天保三年九月父彦六家督。
- 5・二 吉本恒之丞 家老東城淺野家士で外記流砲術師範。嘉永七年(一八五四)一月に繁右衛門跡目。安政二年(一八五五)二月知行格、御側詰次席。慶応二年(一八六六)二月出頭加。彦右衛門は安政四年四月に恒之丞から砲術の免許状を受けた。
- 5・三 永井仲之助 家老東城淺野家士。嘉永七年閏七月馬廻りより児小姓、安政二年十月同役免、同五年二月児小姓帰役、万延元年(一八六〇)十月御側方免。元治元年(一八六四)五月出頭役、歩行支配。慶応二年二月出頭役御免、御用達、同三年八月御側
- 5・二 足輕指揮兼帯。
- 5・二 藤川每登 家老東城淺野家士。藤川家は与力一家の一つ。知行高一三〇石。嘉永七年八月当時は御用達、安政三年一月当時は御出頭、安政三年六月同役免。
- 5・三 辻清人 家老東城淺野家士辻清人。彦右衛門の異母妹於梅の夫。文久二年八月御奥通り御免、児小姓筆頭、日參。
- 5・三 松本良伯 家老東城淺野家侍医。玄順の子。文久二年(一八六二)八月二十日死去。
- 5・三 得井満四郎 東城淺野家士。安政二年二月御次詰、勤向唯今迄の通り、同六年十二月小姓組並雇い、文久元年十一月当分作事奉行勤向引受。同二年閏八月作事方出勤に及ばず、当分趣法役所へ出勤。
- 5・三 菅平磨 家老東城淺野家士。安政五年二月児小姓免、出衛様御側方、万延元年十月同役免。その後目付、元治元年九月同役免。
- 5・四 竹腰たけこし恰 広島藩士。嘉永七年鎗奉行、安政三年大筒頭、同六年鎗奉行、文久三年新組頭。
- 5・四 湯川兵馬 広島藩士湯川十郎次の子。履歴は不明。文久二年九月七日に江戸で死去。
- 5・一七 堀尾善大夫 家老東城淺野家士。勝登と敬次郎

229 注

- 5・一九 **海蔵寺** 家老東城浅野家給知、佐伯郡古江村の曹洞宗寺院。東城浅野家の菩提寺で、境内には歴代の墓所がある。住職は安政六年四月から大道、隠居は快暈。
- 6・三 **松田健蔵** 家老三原浅野家士。文久二年閏八月に奥奉行免、小納戸上席。元治元年八月十三日病死。
- 6・三 **波多野権祐** 家老三原浅野家士。文久二年閏八月中小姓。同三年七月に三原から広島へ移居。
- 6・三 **原要人** 広島藩士。安政六年納戸奉行次席。十郎次と改称し、文久三年奥小姓次席。「役人帖」では奥小姓次席側方、頭取(式部附)、三五石三人扶持。文政九年(一八二六)十月父十太家督。
- 6・三 **一井嘉内** 広島藩士。文久二年十月までに御用達所歩行組。「役人帖」では側祐筆、二六石三人扶持。文政六年(一八三三)十二月召出、慶応四年五月取立。
- 6・四 **山本十四郎** 広島藩士。安政六年勘定所吟味役。元治元年納戸奉行次席、明治元年(一八六八)広式詰
- 6・三 **兵蔵** 村上家家来森島兵蔵。水主佐兵衛子。安政二年(一八五五)七月から彦右衛門家来。文久三年七月に東城浅野家鉄炮組として二人扶持で召抱えられたが、慶応元年(一八六五)十月に、刀差組、勘定所詰、二石、東城御趣法掛となるまで村上家で奉公を続けた。
- 6・一四 **田中実五郎** 家老東城浅野家足輕。安政六年一月に「平常御当用方へ罷出ニ不及、御台所へ罷出、御道具之義專引請相勤候事」を命じられる。
- 6・一五 **石内村** 佐伯郡石内村は東城浅野家の給知で、同郡の東北端。
- 7・九 **白鹿堂学規** 白鹿洞書院は中国江西省廬山ろざんの麓にあった書院で、朱子学を興した朱熹が学を講じたことで知られる。書院揭示は朱子学を初学者のために、分かりやすく要約したもので、五教「父子有親 君臣有義 夫婦有別 長幼有序 朋友有信」が最初に掲げられる。広島藩学問所では学規としてこれを用いた。
- 7・九 **湯川新太郎** 家老東城浅野家士。天保十五年二月小姓組並御取立、学事方、嘉永七年四月小姓組本格。文久二年四月十九日に死去。

- 7・一〇 嘉永二年以来御省略 広島藩では財政難のため、藩士の家禄支給を削減し、天保八年からは祭祀追遠の式典も省略して節約に努めた。しかし、藩主茂長の襲封を機にこれらは見直され、安政六年九月には祭祀追遠の復活を通過している。東城浅野家の具足開きの規式復活もこの一環であろう。
- 7・一一 長東市郎右衛門 家老東城浅野家士。安政六年二月目付同格武具奉行、船奉行その儘兼帯、文久元年十二月武具蔵の腰物盗難事件で閉門となった。清次郎父。慶応元年五月十日死去。
- 7・一二 東城与力 東城浅野家は知行高一万石であるが、内二〇〇〇石は、第二代高英が寛永十八年(二六四)家老に命じられる際に、本藩から与力知として与えられたものである。以降、幕末まで変遷はあるが、一二人の与力が別格に扱われている。嘉永年間の与力は、片岡弘・佐藤与三右衛門・名倉求馬・深江静衛・藤川每登・堀尾精一郎・牧野平司・水上源左衛門・宮崎藤九郎・八木真喜太・由良嘉久馬・吉田与一右衛門。東城で在番する与力は、毎年正月十五日に出府し、御礼登城する。
- 7・一四 吉田与九郎 家老東城浅野家士。安政四年五月に父与一右衛門跡目、一四〇石。吉田家は与力一一家の一つ(在東城)。
- 7・一五 桑原吉郎二 広島藩士で水主。水術師範。安政五年十月御座船頭、文久三年十一月頭取並御道具支配、慶応三年五月に歩行格となり、同四年三月御船手道具方。明治二年冬に禄一〇石、平船附となり無役となる。村上山家四世勇蔵室(信楽院)は桑原家の出身。
- 7・一六 家小 彦右衛門室。木野一馬妹おみつ。天保七年(一八三六)四月に婚姻。
- 7・一七 旧臚之歎 前年の安政六年十二月、岩崎良之進は上田家家中村雅人妹と縁組(婚姻は万延元年五月二十四日)した。
- 7・一八 宮崎藤九郎 家老東城浅野家士宮崎藤九郎。本蔵の子。知行高一五〇石。安政三年四月東城において用人役・町奉行兼帯。村上山家の初代三郎右衛門(利円廟)は、当初宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足輕に取り立てられた経緯から、村上山は与力家の中でも特に宮崎家と親交が深い。
- 7・頭書 乙松 木野一馬の子。安政七年一月八日誕生。文久元年十月六日に死去。
- 8・一七 大島五兵衛 家老東城浅野家士。嘉永三年四月吟味役同格、安政二年二月目付同格、同五年二月知行格御用部屋頭取、元治元年十二月御用達同格。
- 8・一七 渡辺雅登 家老東城浅野家士。弘化五年(一八

231 注

- 四八二月用人役。安政六年九月宗右衛門家督相続。知行二〇〇石。
- 8・一八 片岡貢 家老東城浅野家士。弘の子。片岡家は与力二家の一つ。
- 8・一八 水上甚大夫 家老東城浅野家士。水上家は与力二家の一つ。安政三年十月源左衛門家督相続。知行高一〇〇石。
- 9・一 御入国 広島藩主浅野茂長は安政六年四月五日に江戸を発し、五月四日に襲封後初めて帰国した。
- 9・一 少将様 広島藩第九代藩主浅野齐肃(一八七〇一八六八)。安政五年四月十二日に致仕して慶熾に家督を譲り、備後守と改称した。齐肃の治世中は、慶事があつても節儉のため祝典を行わなかった。
- 9・三 生田筑後 広島藩士。旧称は権介。弘化四年(一八四七)用人、同五年年寄(筑後と改称)、文久二年(一八六二)三月大寄合。
- 9・三 梅梢院 第九代藩主浅野齐肃(少将様)の生母。宮川柔輔女。慶応三年(一八六七)六月二十三日死去。
- 9・四 望月 当日の能楽演目は高砂・田村・湯谷・望月・張良・祝言・雲雀山・葵上であった。
- 9・二 周哲老 広島藩士で医師。先代周伯の次男。文久二年五月に兄の周伯(前名周軒)が死去したため、同年七月跡目相続。「藩士職録」では儒医、八人扶持。
- 9・一七 高謙院 公家の錦小路頼理。東城浅野家当主浅野豊後道興の父で、先々代浅野高平室。道興は高平の妾腹男子。慶応二年(一八六六)四月十日死去。
- 9・一八 幾田 高謙院付きの老女。金子寿静院。
- 9・頭書 星野武平次 家老東城浅野家士。安政五年十月故正大夫跡目(九石二人扶持)。同年二月小姓組本格、四月御山方兼帯、同六年一月当用方在宿、同七年一月吟味役定加(山方その儘兼帯、平常はその儘趣法役所へ出勤)、文久四年二月吟味役本役(御山方その儘兼帯)。
- 9・頭書 伊藤越人 東城浅野家士。安政六年七月小姓組へ召出される。同七年一月目付役。
- 9・頭書 富永源五郎 家老東城浅野家士。安政二年(一八五五)二月御帳前より歩行目付・御先供頭取兼帯、同四年三月御用部屋書役、文久三年十一月武芸出精により格別に小姓組並取立。
- 9・頭書 遠江様 家老三原浅野家第一二代(隠居)浅野遠江忠助(一八七〇九二)のち忠厚、忠と改名。父は第九代遠江忠順(忠修、修)。天保十四年(一八四三)に先代甲斐忠敬から家督を継ぎ家老となる。嘉永六年(一八五三)のペリー来航を機に、年寄今中大学らを批判して一部藩士と藩政改革を企て、上田主水・

- 浅野豊後の二家老とともに建白書を藩主斉肅に提出。今中罷免には成功するも、改革には失敗し、安政三年(一八五〇)に隠居した。
- 10・二 麗照院 浅野周防道博室(高辻福長の娘寛姫)。嘉永三年五月二十二日に死去。
- 10・四 岩崎常介妻 家老東城浅野家士岩崎常介室、および。良之進の母。
- 10・四 千代雄槌 彦右衛門の四男。安政四年(一八五七)閏五月二十六日生。同六年三月に初名長槌から文字を改める。文久三年(一八六三)四月三日没。法名は実応源心童子。
- 10・七 明星院 城下明星院村の古義真言宗御室派寺院。浅野家が帰依する五ヶ寺の一つで、領内真言宗一派の触頭。浅野長政とその室の位牌を安置する。二葉山社の別当職を勤める。
- 10・三 浅野外衛 のちの広島藩公子浅野式部懋昭。浅野右京長懋の四男。文政十二年(一八二九)に浅野権太夫の養子、天保五年(一八三四)に番頭沢讃岐宣喬の婿養子となり、家督(一三〇〇石)を継ぎ沢徳三郎忠烈と称す。用人、安政二年(一八五四)年寄見習(外衛と改称)、安政三年中老格(浅野姓を賜わる)。実兄茂長の広島藩襲封にともない、文久三年(一八六三)六月に本家に復し、中務(後に式部)と改称し藩政參與を命じられる。
- 10・一六 堀田恂之助 広島藩士。諱は可致。嘉永五年(一八五三)用人、文久二年(一八六二)用人上席、四七〇石。元治元年九月隠居。
- 11・一 大島鞆負 広島藩士。前名は織衛。弘化三年(一八四六)先手者頭、安政二年中小姓頭、同三年用人、文久元年旗奉行。「役人帖」では並寄合次席、八二〇石、天保八年九月父河内家督。
- 11・三 天満宮 東城浅野家上屋敷に祀られている屋敷神か。
- 11・五 神田社 安芸郡牛田村に鎮座する同村と城下白島町の産土神。明治三年に神田神社と改称。同十二年に社地が軍用地となったため字品町へ移転。
- 11・五 池田加賀守 神田社神官。
- 11・六 横地代太郎 広島藩士。文久三年武具奉行次席、元治元年代官。「役人帖」では代官(沼田郡)、一四〇石、天保五年十二月父岸之助家督。
- 11・六 辻妹 彦右衛門の父星右衛門と仙(慈君)との間に生まれた異母妹梅。幼名は恒。天保五年(一八三四)一月十六日生。奥(東城浅野家先代道博室)勤めの後、嘉永三年(一八五〇)四月十日に東城浅野家士辻清人と婚姻。子供は竹・八十槌と吉弥。
- 11・七 宝国童子 彦右衛門の異母弟庫吉。母は仙(慈

233 注

- 君。天保八年(一八三七)四月二日生。同十年一月二十六日に三歳で死去。
- 11・二三 禅林寺 城下新川場町の臨濟宗妙心寺派寺院。家老上田家の菩提寺。
- 11・二三 本照寺 城下新川場町の日蓮宗勝劣派寺院。藤川家の菩提寺。
- 11・一九 河瀬喜和馬 家老上田家士。用人(筆頭)。
- 12・三 渡部九兵衛 広島藩士。慶応二年(一八六六)側詰・膳番兼。「官祿帖」では御側者頭添役・御膳番兼役、一三〇石。
- 12・四 三木友太郎 広島藩士。経歴不明。
- 12・四 興禅寺 城下竹屋村の臨濟宗妙心寺派寺院。佐藤家・渡辺家の菩提寺。
- 12・八 誓紙 一月三十日、藩主代替わりごとの上級藩士誓詞血判提出の儀式が行われた。これは、二月四日の「御条目御拜見」の儀式とともに延期されていたもの。午前は城内でまず三家老の誓詞血判が行われ、続いて中老格が三家老列座のもとで行われた。午後は浅野右近の屋敷において、上田主水・浅野豊後兩人列座の上で在任番頭の誓詞血判の儀式があった。
- 12・二三 御太祖様式百五拾回御忌 四月七日は、初代広島藩主浅野長晟の父、長政(一五四七〜一六一二)の二百五十回忌に当たり、二月五日から三日間にわたり明星院において法楽(法事)が執行された。悉地院と伝正寺の墓所では、四月七日にそれぞれ法事が執行された。
- 12・二四 高野悉地院 紀伊国伊都郡高野山無量光院内に名跡を残す真言宗準別格本山で、浅野長政が深く帰依した。
- 12・二四 真壁伝正寺 常陸国真壁郡真壁町の天目山中腹にある曹洞宗寺院。浅野長政が深く帰依して浅野氏の菩提所となり、長政の法名に因んで伝正寺と改称された。長政は関ヶ原戦の後、嫡男幸長に家督を譲って隠居し、慶長十一年に隠居料として真壁に五万石を支給されていた。
- 13・五 芝山様 芝山家は藤原氏北家勸修寺流。勸修寺家の庶流。家格は名家(新家、内々)。当主の民部大輔敬豊(二八三七〜六二)は文久二年閏八月十二日卒去。敬豊の二代前の国豊室は、東城浅野家第八代高景の娘雅姫(峯子、旭峯院、晴峯院)、養父の国典室は東城浅野家の先代道博四女の愛子。また国典の妹久子は道博の養女となり、家老三原浅野家の甲斐忠敬室となるなど、東城浅野家とは関係が深い。
- 13・二三 昨年重陽之日之震 安政六年九月九日巳時前に石見国を震源とする地震が発生し、一か月以上余

- 震が続いた。彦右衛門は九月十一日に「去ル卯年霜月五日以来之強震也」と記している。
- 13・二四 公儀御代替 安政五年十月二十五日に徳川家茂が第一四代将軍に就任し、安政六年九月二十五日に武家諸法度等が諸大名に頒布された。安政七年二月四日、広島藩家老は広島城に登城し、その御条目を受けた。
- 13・二五 堀尾眠石 東城浅野家土堀尾眠石(五郎八)。善大夫の父。万延元年五月二十二日に八十五歳で死去。純忠院。
- 14・三 沢崎幸右衛門 家老東城浅野家士。安政五年(二八五〇)二月御奥詰免、吟味役。文久二年四月剣術加役、同年八月死去。
- 14・三 健徳院 家老東城浅野家第一代で道興の父、浅野高平の法号。天保十二年(二八四二)十二月十二日死去。天保十年三月二十日、高平は病氣療養を理由に、室の高謙院と家臣の村上星右衛門・伊藤徳之助・菅藤馬・沢崎多八郎等連れて京都へ向け旅立った。広島へ帰ったのは九月二十九日で、半年間に及ぶ長旅であった。
- 14・五 永田丹解 広島藩士。前名は数登。弘化四年(二八四七)勘定奉行、安政二年(二八五五)大目附。
- 14・六 岩崎老室 岩崎常介室のよし。
- 14・九 岩崎常介 家老東城浅野家士。良之進父で、よしの夫。文久元年(二八六一)十一月三日死去。法名は一乗院。
- 14・一〇 御用人見習 二月四日、家老上田家士丹羽庄司(正司)は役料三〇石を付けられて知行高一〇〇石となり、用人見習(その儘知行所奉行兼帯)を命じられた。
- 14・一一 吉和村 家老上田家給知村の佐伯郡吉和村。西北は石見国美濃郡、西南は周防国玖珂郡に接する。石見国との国境には番所があり、炭や木地が特産品で、上田家の炭納屋役所が置かれていた。
- 14・一四 おたけ 辻清人と梅(彦右衛門妹)との子。安政三年(二八五〇)二月十五日生。同四年十二月にお恒からお竹と改称。
- 14・一五 初午祭 毎年二月初午には広島城下でも稲荷神の祭礼があり、城内三之丸稲荷社へは広く領内からの参拝が許され、活況を呈した。
- 14・一五 藤川甚吉郎 東城浅野家士藤川甚吉郎。毎登の子。安政六年七月小姓組にお雇い。
- 14・一六 森岡おさよ 森岡万之進の二女。嘉永三年(二八五〇)九月十八日生。
- 14・一六 おます 森岡万之進の三女。嘉永五年(二八五二)九月二十四日生。慶応四年(二八六〇)二月六日の万

235 注

- 14・頭書 之進没後に高木来助二男時太郎を婿養子とする。
 深江静衛 家老東城浅野家士。与力一一家のつ。東城在番。
- 15・五 桃井忠兵衛 家老上田家士で吟味役。なお、この丹羽庄司末女と桃井忠兵衛子の保衛との婚姻は五月に和談の上、離縁となった。
- 15・六 山田多喜登 家老東城浅野家士。安政三年十一月御側詰、日参、同五年四月目付。同六年九月武内純介死去により香取流槍術指南、万延元年十月目付筆頭。
- 15・二六 平野伝右衛門 家老東城浅野家士。慶応二年十一月御用部屋詰御免。
- 15・二七 八十槌 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。安政五年十月十四日生。元治元年(八六四)十一月十一日に源之進と改称。
- 15・一九 東照宮 広島城下尾長村に鎮座する東照宮。祭礼は九月十六・十七日であるが、前年は前藩主浅野慶熾の服喪のため行われなかった。
- 16・二六 山田幾太郎 広島藩士。安政三年(八五〇)側詰次席、安政四年目付、文久二年(八六三)步行頭。内白島町は、城東外堀の内側にある南北筋の栗林から北へ、栗林御門を出てさらに宇津御門までの南北の家の中屋敷町。
- 17・三 山中十兵衛 家老東城浅野家士。安政四年四月步行目付加役、御先供頭取兼帯。慶応二年三月步行筆頭。
- 17・四 辻権太郎 家老東城浅野家士。安政二年十月步行目付・御先供頭取兼帯。安政七年二月に家中屋敷玄関の槍を盗んで捕縛されたが、文久元年八月に牢を脱走、行方不明となった。
- 17・九 河崎鹿之助 広島藩士川崎鹿之助。前名は志津馬。嘉永六年(八五三)目付、安政三年五月広島西町奉行、慶応元年(八六五)用人並、明治元年(二八六)用人。「役人帖」では用人並、六八〇石、弘化四年八月父五郎右衛門家督。
- 17・二〇 文之助 広島藩士今村文之助。安政二年勘定奉行、同四年閏五月大目付格広島東町奉行、文久三年用人並、同四年用人。「役人帖」では並寄合次席、三〇〇石、天保元年(八三〇)九月父平次郎家督。
- 17・二六 森岡弟婦 高木唯一の妹たつ。嘉永元年三月二十三日に万之進の後妻となる。士列の森岡家に対して高木家は步行列であったが、彦右衛門は、たつの「人柄方発至極、家之為ニ相成候者」と見込んで縁談に賛成した。当時の子供はさよ・ます・槌。
- 18・一 鱸兵馬 東城浅野家士。嘉永七年閏七月奥奉

- 行定加免、奥付(周防様御付)安政七年二月、奥詰勤向きそのまま、吟味役同格、山崎右内引受の御用向きへ加わりを命じられる。万延元年七月奥詰免同年八月知行格、出衛様御側方頭取、同年九月六丁目御屋敷番兼帯。同年十月御側方頭取免。
- 18・四 **二葉山** 城下明星院村の二葉山社(明治六年に饒津神社と改称)。第九代藩主浅野齐肃が藩祖長政を追悼し、藩政再建の精神的支柱とするために建立。天保六年(一八三五)遷宮。社領は三〇〇石。祭礼は毎年九月十四・十五日の両日であるが、東照宮同様、前藩主浅野慶熾の服喪のため行われなかった。
- 18・九 **判物** 広島藩では、藩主の代替りごとに、家老以下一〇〇石以上の知行地を持つ藩士に対しては、登城の上、藩主黒印の判物と知行目録が下された。
- 18・三 **去ル廿一日** 二月二十一日に浅野齐肃が国泰寺へ参詣するため、家老上田主水上屋敷門前を通りかかったところ、門番が白砂で控えるべきところ、敷物上で下座したという告発を受けた。このため上田家では家老両家へ連絡し、「差扣」とすべきか窺いを立てたが、その処分は下らなかつた。
- 18・頭書 **山崎右内** 家老東城浅野家士山崎右内。嘉永三年四月目付、安政六年三月知行格御用達、御膳番
- 兼帯等、万延元年七月同役免。明治元年四月御側詰同格武具奉行。
- 18・頭書 **千賀代槌** 家老東城浅野家士。安政二年十月、代槌は故喜兵衛養子九郎右衛門が御暇となり難渋であったため、二人扶持を下されている。千賀家は、享保二十一年(七三〇)と寛政六年(七八九)には彦四郎が、文化十三年(八二〇)と文政十一年(八二八)には喜兵衛が、与力二家の一人として名前を連ねている。
- 19・五 **熊谷左門** 広島藩士。京住衣紋方。文久二年(一八六二)勘定所吟味役(定京、慶応三年(一八六七)納戸奉行上席(定京)。「役人帖」では納戸奉行上席(定京)、三〇石三人扶持、文政四年八月父主税家督。通称は兵衛。文久三年(一八六三)に帰国し側詰次席、明治元年(一八六八)に京都留守居役。「役人帖」では側者頭添役次席(京都屋敷番添定京、江戸留守居動向加り)、一五石三人扶持ほか、文久二年十月召出、父左門。四条派画家としても名声が高く、明治三十七年(一九〇四)には帝室技芸員に挙げられた。
- 19・一七 **厳島御社参** 藩主浅野茂長は三月四日に厳島へ渡海、厳島社へ参拝した後、御島御島廻り、弥山登山、島内見物等を行い、九日に帰城した。

237 注

- 19・一七 **水主町大雁木** 城下水主町には本川(太田川)に面して藩の船屋敷が設けられ、船入には藩船が係留されていた。その南に大雁木があり、参勤交代で海路をとる場合などに利用された。
- 20・六 **井口喜久馬** 家老東城浅野家士。安政六年三月児小姓免、奥詰、万延元年七月奥詰免、同年八月奥附、文久二年閏八月作事奉行。
- 20・八 **浅野助九郎** 広島藩士。諱は行元。安政六年番頭、明治元年(二八六八)並寄合。「役人帖」では番頭(同格、番外)、一〇〇〇石、弘化元年(二八四四)四月父次大夫家督。
- 20・一八 **矢野犀右衛門** 家老東城浅野家士。前名源内。安政五年九月勘定奉行(趣法役所御用向は唯今迄通り)。万延元年七月趣法役所御用向を厚く申し談じられるが、文久元年十一月以前の通り専ら勘定所へ出勤となる。
- 21・六 **光観院** 辻清人の父並次。嘉永七年三月十四日死去。
- 21・九 **備後矢川村** 福山藩領内の備後国安那郡矢川村。同郡の北西部で、神石郡と境を接する。なお、彦右衛門は慶応元年一月晦日に、浅野道興の内命により矢川村塩川明神を参詣している。
- 21・二三 **木野伯母** 彦右衛門の父星右衛門の実兄木野文右衛門室。吉田氏。万延元年(二八六〇)十一月十七日死去。行年七十二歳。法名は心鏡院貞屋常照大姉。
- 21・一六 **考廟** 彦右衛門の父星右衛門。家老上田家士木野文右衛門政章の第九子。諱は邦韶、字は九成、初名は信度(字君節)、号は南桐。弘化三年(二八四〇)三月十六日死去。法名超徳院雲外南桐居士。
- 21・二七 **妣廟** 彦右衛門の実母で、四代勇藏の娘阿重。文久二年一月に文字増で秀光院貞浄寿楽大姉となる。文化十年春、藤川保明の養女となり、村上家の養子に入った父星右衛門に嫁す。文政十三年(二八三〇)三月二十二日死去。
- 22・二 **伊藤徳之助** 家老東城浅野家士。嘉永七年九月代官より目付、安政三年六月御用達・御膳番兼帯、その後御用達、元治二年(二八六五)三月出頭役、歩行組支配。
- 22・二 **名倉求馬** 家老東城浅野家士。名倉家は与力一二家の一つ。嘉永七年閏七月児小姓免、万延元年八月出頭役、慶応元年閏五月新知高一〇〇石。
- 22・三 **星野幸次郎** 家老東城浅野家士。安政二年二月
- 21・二三 **水谷伯母** 家老上田家士故水谷又左衛門(彦右衛門父星右衛門の実兄)室。明治二年八月二十八日に死去。

238

22・四

御帳前より小姓組並御取立。慶応二年二月目付役。藩内御天守の武備不足について憂慮する広島藩主浅野茂長は、三月四日に広島城天守閣収蔵の兵器から順次検閲するように命じ、十八日には自ら天守閣の五層まで登り、そこから順次城櫓に収蔵する兵器を見て回った。二十一日にも二の丸門上や諸櫓の兵器を検閲している。

22・九

頭庄屋 郡内の村を地域的に数か村の組を作り、総括する広島藩の割庄屋に当たる役職で、家老上田家と東城浅野家の知行地に置かれた。東城浅野家給知の場合は世羅郡五ヶ村と豊田郡久芳村、計六か村で一人(小童村三郎治)、奴可郡七か村で一人(東城町勘助)、佐伯郡六か村で一人(古江村吾作)。安芸郡二か村、高田郡三か村、山県郡二か村、賀茂郡三か村に頭庄屋が置かれていたかは不明。
渡部廉之助 家老東城浅野家士。安政六年九月小姓組本格、代官、万延元年七月割奉行兼帯、文久二年閏八月武具方掛。
主水様神崎御屋敷 家老上田家の船入村神崎にある下屋敷(船屋敷)。その庭園は万春園と呼ばれ、有名であった。安政六年四月六日、御宇衛様がこの屋敷を借り受け、彦右衛門も屋敷や庭園を見物している。

22・一四

御船屋敷 東城浅野家の船屋敷は上田家の船屋敷の北隣にある。

22・一六

円光大師 円光大師は法然(一三三〇一三二〇)の勅諭号。進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』には、「三月十八日 源光院守護の円光大師御直作の木像、妙慶院へ御来迎、川場筋御通行京橋より妙慶院迄御通行筋、家々屏風飾りなど致し、拝見の人群衆、これは六百五十回忌に付き七昼夜の間妙慶院にて御法事これ有り、日々賑々しき事なり」とある。

22・一七

源光院 城下台屋町の浄土宗鎮西派寺院。

23・四

小倉恒助母 家老東城浅野家士小倉甚右衛門(安政六年八月五日死去)室で、恒助の母さだ。文久四年一月東城浅野家老女に召し出され、千代浦と改名。

23・五

おたみ 小倉甚右衛門の娘。安政四年五月に女中(周防付)として召出され、万延元年七月に御暇となる。

24・八

八十野 家老東城浅野家老女。嘉永三年八月駿河(周防)付、文久四年正月に御暇。

24・一四

森岡姑婦 家老東城浅野家士森岡十兵衛(天保六年一月十六日死去)室。文久二年五月二十八日死去。法名は松寿院。

24・一五

永野武八郎 家老東城浅野家士。足軽か。安政

239 注

- 24・一六 六年一月当用方へ日参、煮方その儘兼、諸買入物御用を命じられる。文久二年十二月に格式を削られ追込となる。
井伊掃部頭 近江国彦根藩三万石前藩主井伊掃部頭直弼(一八一五〜六〇)。安政五年四月に大老に就任すると、日米修好通商条約の無断調印を強行、それに反対する一橋派諸侯を処罰した。戊午の密勅が水戸藩に降ると尊攘派を徹底的に弾圧(安政の大獄)したため、安政七年三月三日、それを恨んだ水戸藩士等により桜田門外で暗殺された。
- 25・一四 **宇品島観音** 安芸郡宇品島(仁保島村)にある臨濟宗妙心寺派の観音寺。本尊は十一面観世音菩薩。
- 25・一六 **宇留米島** 宇留米島は安芸郡吉浦沖にあり、現在では大麗女・小麗女島と呼ばれる。その南東、宮原村沖にあるのが烏小島。
- 25・一六 **清盛之塔** 安芸郡瀬戸島村(倉橋島)と、休山半島南西端、安芸郡警固屋村との間の水道が隠戸瀬戸で、倉橋島側の海岸にある岩礁に石垣を築き、その上に立つ宝篋印塔が清盛塚。
- 25・一七 **観音崎** 隠戸瀬戸を越えて、休山半島の南東にあるのか観音崎。
- 25・一七 **猫迫門** 賀茂郡仁方村の南方海上、安芸郡下浦刈島との間は女猫島という小島もあり、猫迫門(女猫の瀬戸)と呼ばれる小難所であった。
- 26・一 **情島** 安芸郡瀬戸島村の東、大浦崎沖に浮かぶ島で、安芸郡阿賀村に属す。
- 26・一 **広長浜** 賀茂郡広村のうち大新開の南、瀬戸内海に面する。長浜埠頭について「芸藩通志」は「二十石の舟、廿艘ばかりを繋べし、但関前洋をうけて、大風には繋べからず」と記す。
- 26・二 **大入** 大入は休山半島の東側、観音崎の北にあり、賀茂郡阿賀村に所属する。阿賀村を経て、その東は広村で、横路は広村のうち黒瀬川の西に位置する。
- 26・五 **高飛山** 高飛山は、猫瀬戸の東、内海跡村の南東端、海に突出する。
- 26・六 **湊明神** 賀茂郡下市村横島に鎮座。明暦二年(一六五六)に敵島神社から勧請。
- 26・八 **地方** 賀茂郡に属する瀬戸内海沿岸の村は、西から阿賀、広、仁方、川尻、内海浦跡、三津口、小松原、風早、三津、豊田郡木谷・吉名を挟み、さらに下野、(竹原)下市と続く。小坪は賀茂郡広村の南東、川尻村と接する。小用は川尻村の東、同郡内海跡村の枝郷で埠頭があった。
- 26・九 **沖** 広島藩に属する瀬戸内海沖の島々は、西から安芸郡下浦刈島、上浦刈島、豊田郡豊島、大崎

- 26・二五
下島、大崎上島と続く。馬島は三津口湾(内海湾)の西側入口にある柏島の東、大白島・木白島は豊田郡吉名村と大崎上島の大崎東野村との間に浮かぶ島で、沿岸に近い島々である。
- 26・二四
地方寄 沿岸部の島々のうち、横島は三津口村村沖の最西端。柏島はその北、三津口湾の西側入口に浮かぶ(三津口村)。その東に浮かぶのが小芝島と大芝島(風早村)で、唐船島はさらにその東、木谷村赤崎の東方に浮かぶ。
- 26・二二
御手洗島 豊田郡御手洗町は大崎下島の東側に位置する。「芸藩通志」には「昔は此島を総称して、御手洗島とよび」と記す。
- 26・二一
寺西氏之屋敷 広島藩士寺西家の一族、寺西善右衛門安之は万治三年(一六六〇)ごろに広島藩を辞して賀茂郡下野村多井へ移住、古宮山の南麓に屋敷を構えた。その後村内に屋敷を移転したが、明治初年まで続いた。
- 26・二〇
西方寺 賀茂郡下市村の浄土宗寺院。十一面観音を祀る普明閣は京都の清水村を模した舞台造りで、竹原の市街地や瀬戸内海を望む。
- 26・一九
葛島石 江戸の書家、松下島石(一六九八〜一七七九)。修姓を葛として葛島石・葛辰とも称した。明和年間に京都へ移り、晩年を過ごした。
- 26・一五
頼氏 竹原の紺屋であった頼亨翁(一七〇七〜八三)には三子(春水・春風・杏坪)があり、このうち春水と杏坪は広島藩の儒学者となった。春風は竹原に残って医業や塩田経営に進出し、後には酒造業も行った。
- 26・一四
忠ノ海 賀茂郡(竹原)下市村より東から豊田郡に入り、高崎、福田、忠海村と続く。忠海村の沖合には大久野島・小久野島を挟んで、伊予国の大三島が浮かぶ。
- 26・一三
伊予三島 広島藩領である西の安芸国豊田郡大崎上島と、生口島に挟まれる大三島は伊予国越智郡に所属する。
- 26・一二
余崎 余崎は御調郡向島の南側に突出する観音崎付近で、その対岸は因島。この瀬戸は和布刈瀬戸と称する。
- 26・一一
備中白石之迫門 白石瀬戸は、備後国沼隈郡鞆津の東方、水島灘に浮かぶ白石島(備中国小田郡)と、その北の高島との間をさす。鞆津の前面には仙酔島が浮かぶ。
- 26・一〇
日比 備前国児島郡日比町は、児島半島の南、下津井港の東に位置する港町。
- 26・九
下津井湊 児島半島の南、瀬戸内海に面する天然の良港。南の櫃石島(讃岐国那珂郡)で風が遮られ

241 注

- 27・三

火打之灘 燧灘は瀬戸内海中央部、備讃諸島と三崎半島、芸予諸島と高縄半島に挟まれた海域の南部で、東北は備後灘。

27・一八
- 27・三

其外島々 以下は瀬戸内海中部の島々。西から、小久野・大久野島は豊田郡忠海村沖、大鯨島と小鯨島は備後国御調郡木原村沖、同郡因島は尾道対岸の向島の南に浮かぶ島。福山藩領沼隈郡百島と田島はその東方、沼隈半島の南西沖に、同郡走島は鞆津の東南方沖に浮かぶ。宇治島はさらに東南沖に浮かぶ走島の属島である。走島の東方、大飛島と小飛島は笠岡諸島の一つで、備中国小田郡に属す。真鍋島を挟み、その東方に浮かぶ小手島と手島は讃岐国那珂郡に属す。

27・一八
- 27・六

高見島 讃岐国那珂郡塩飽諸島(幕府領)の一つで、中央に位置する広島島の南に浮かぶ。

27・一八
- 27・七

水島 上水島と下水島は玉島の南方、下津井の西方、水島灘に東西に相對して浮かぶ。

27・一八
- 27・一六

讃州与島 塩飽諸島の最東端に浮かぶ島。

27・一八
- 27・一六

長州侯 長門国萩藩三六万九〇〇〇石藩主松平(毛利)大膳大夫慶親(一八一九〜七二)。

27・一八
- 27・一七

笹島之洲 塩飽諸島の中心、本島の北側、笹島

27・一八
- 28・一

小槌・大槌 讃岐国高松の西方、大崎の鼻から小槌の瀬戸を挟んで浮かぶのが小槌島。さらに備讃瀬戸を挟んで備前国児島郡日比との中央に浮かぶのが大槌島で、北側は備前国、南側は讃岐国に属す。

28・一
- 28・一

女木・男木 高松の沖、手前にあるのが女木島、その北にあるのが男木島で、直島諸島に属する。

28・一
- 28・三

下村・田ノ口 児島半島の下津井と日比の間にある、いずれも金毘羅参詣や四国遍路、瑜珈詣へ向かう港であった。

28・三
- 28・三

瑜珈権現 児島半島の瑜珈山山上に鎮座する瑜珈大権現。神仏習合により真言宗御室派の蓮台寺が奉祀した。讃岐国の金比羅社との対参りで賑わった。

28・三
- 28・六

八幡宮 児島郡日比村に鎮座し、仲哀天皇・応

28・六

- 28・六 観音寺 神天皇・神功皇后を祀る八幡宮。日比村で十一面観音立像を本尊とする真言宗観音院。
- 27・頭書 飯ノ山 丸亀平野の東寄りにある山。円錐形の独立山で、瀬戸内海からもよく見え、讃岐富士と呼ばれる。
- 27・頭書 象頭山 讃岐国西部にある山で、隣の琴平山(金毘羅山)と共に「象頭山」と呼ばれる。
- 28・九 犬島 備前国児島湾口の東方海上に浮かぶ島。和気郡久々井村に属す。
- 28・二三 直島・手島・小豆島 直島は日比港の東、備讃瀬戸に浮かぶ直島列島の最大の島で讃岐国に所属する。その東は豊島、さらにその東の播磨灘には小豆島が浮かぶ。
- 28・二四 八栗五剣山 讃岐国北東部、屋島の東、庵治半島にある五剣山の中腹にあるのが、真言宗八栗寺。五剣山千手院とも号す。
- 28・二五 京之女郎 直島の北にあり、直島諸島に所属する小島、京の上臈島。
- 28・一八 牛窓 瀬戸内海のほぼ中央にある天然の良港。岡山藩領、備前国邑久郡に属す。瀬戸内海航路の要衝であり、朝鮮通信使が瀬港の次に停泊する港でもあった。
- 29・一 室 播磨国揖保郡に属す播磨国最古で最大の港。西国大名の殆どが海路で室津港に上陸して陸路を込んだため、山陽道の宿場としても繁栄した。
- 29・二 沖之家島 室津の南、播磨灘中央に点在する家島諸島は播磨国揖保郡に属し、江戸時代を通じて姫路藩領であった。家島はこのうち最大の島。
- 29・七 赤穂之岬 播磨国赤穂の東、播磨灘に面する御崎。
- 29・七 太田部 備前国和気郡日生諸島最南部の島、大多府島。
- 29・七 砂越 赤穂の東にある赤穂郡坂越村。往古より天然の良港。
- 29・二二 室明神 播磨国揖西郡室津町の明神山に鎮座する賀茂神社。京都の上賀茂社から勧請されたと伝わる。摂社として貴布禰社・若宮社・片岡社・太田社等がある。
- 29・二四 本多中務侯 播磨国姫路藩一五万石藩主本多中務大輔志国(一六六六～一七〇四)。
- 29・二七 正条 室津から鳩が峰峠を越えると西国街道の宿駅、正条宿(揖西郡)に至る。東は姫路宿。
- 29・一七 斑鳩町 正条宿と姫路宿との間、西国街道沿いの揖東郡鳩村。
- 29・一八 姫路福中町 旅籠町とも呼ばれ、姫路城下で金

243 注

- 30・二九 石之宝殿 全山が溶結凝灰岩(竜山石)からなる
- 30・二九 曾根之松 印南郡曾根村に鎮座する曾根天満宮境内の松。菅原道真が大宰府に配流されるときに立ち寄り、植えたという伝承がある。この松は水戸藩主徳川光圀(義公)が奉納した「菅公廟記」のほか、各名所記でも称えられた。
- 30・二八 因州侯 因幡国鳥取藩三二万五〇〇〇石藩主松平(池田)相模守慶徳(一八三七〜七七)。
- 30・四 姫路町 酒井家一五万石の城下町で、飾東郡にある西国街道の宿駅。西は正条宿、東は御着宿。兵庫へ寄り、同二十八日に江戸へ着いた。
- 30・三 長州之若殿 長門国萩藩三六万九〇〇〇石世子松平(毛利)長門守定広(一八三九〜九六)。三月二十三日、定広は江戸へ上るため萩を発し、閏三月七日に当時担当していた西摂沿岸の海防警備地である兵庫へ寄り、同二十八日に江戸へ着いた。
- 30・二 青山川 鶴村から青山峠を越え、一橋家領の飾西郡青山村を過ぎると青山川にかかる。
- 29・二九 正条川 正条宿の東を流れるのは指保川。
- 29・二九 浅生川 林田川。
- 30・一 斑鳩寺 鶴村にある天台宗寺院。聖徳太子により創建されたという。現在は太子堂・三重塔・鐘楼・仁王門が残る。
- 30・九 高砂相生之松 加古郡高砂町に鎮座する高砂社の祭神は素戔嗚尊(牛頭天王)・奇稻田姫命・大己貴命。境内にあった一つの根から雌雄二本の幹を持つ松は、尉(伊弉諾命)と姥(伊弉册命)の二神が宿るとされ、相生の松と呼ばれた。初代・二代の松がともに枯死したことを惜しんだ姫路藩主の本多忠政がそれを惜しみ、寛永二年(一六二五)の遷宮の際に三代目の松を植えたと伝わる。境内には尉姥社をはじめとする多数の小社がある。
- 30・二 市之川 姫路の東側を流れて播磨灘に注ぐ市川。
- 30・二 御着之駅 飾東郡にある西国街道の宿駅。西は姫路宿、東は加古川宿。
- 30・二 大日 浅野周防一行は、御着宿の東、印南郡西阿弥陀村から西国街道をそれて高砂方面へ、浜街道を松の名所をたどる。なお西阿弥陀村には浄土宗西山禅林寺派の大日寺がある。
- 30・二四 伊賀守勝重侯 幕臣で京都所司代を勤めた板倉伊賀守勝重(一五四五〜一六二四)。元和五年(一六一九)に曾根八幡宮の境内保護の制札を下した。
- 30・二五 魚崎 印南郡魚崎村か。魚崎村は石之宝殿の北

244

- 側にあり、西国街道が通る。
- 31・一 **中根文峰** 江戸の書家で、一時姫路藩の儒者であった永根文峯(一八〇二〜三三)。十八歳のときに書いた「観瀆処」の文字を、天保七年(一八三六)に姫路藩家老河合寸翁が播磨印南郡加茂山に刻ませた。
- 31・三 **十輪寺** 高砂町にある浄土宗西山禅林寺派の寺院。山号は宝瓶山。当初は真言宗であったが、法然(円光大師)が四国配流の途中で訪れたのを機に浄土宗に改宗した。大永年間(一五二二〜二八)に堺の僧が夢告により讃岐の寺へ至り、法然自作の宝瓶絵蔵を得て当寺へ納めたという。
- 31・七 **加古川** 加古郡にある西国街道の宿駅。西は御着宿、東は大蔵谷宿。
- 30・書書 **松平淡路侯之世子** 松平淡路侯は因幡国鳥取西館新田藩当主池田(松平)淡路守清直(一八二二〜五八)。ただし清直は安政五年八月に死去し、東館新田藩池田仲律の弟の長男であった為之助が西館へ移って同年十一月に家督相続し、十二月に池田(松平)左衛門佐清緝(一八四三〜六三)と改めた。安政六年四月に帰国し、万延元年三月に参勤している。
- 31・九 **高砂川** 高砂町の東を流れて播磨灘に注ぐ加古川。
- 31・二〇 **尾上社** 加古郡長田村に鎮座する。「尾上鐘」はわが国に伝わる高麗鐘としては最大のもので国の重要文化財に指定される。一つの根から雌雄二本の幹を持つ相生霊松「尾上の松」は謡曲「高砂」に謡われた霊松。
- 31・二 **三木城** 美嚨郡三木にあった平城。織田信長方の羽柴秀吉から兵糧攻めにあった城主別所長治は、天正八年(一五八〇)に切腹、開城した。
- 31・三 **都恋敷片枝之松** 尾上社境内にあり、神功皇后を慕って枝葉をことごとく東に向けて張ったという伝説のある松。
- 31・二五 **加古の松** 加古郡口里村に鎮座する浜の宮天神社境内にあり、菅原道真が筑紫国へ左遷される際に当地で休息し、海上の平穏と万民の幸福を祈願して自ら植えたという松。
- 31・二六 **手枕之松** 高砂から浜街道を東へ行くと、加古郡別府村に鎮座する住吉社があり、境内には少し傾いた「手枕の松」がある。
- 31・二六 **阿閉社** 阿閉社は別府村の東、加古郡西本庄村に鎮座する。
- 31・二七 **二子村・二見村** いずれも浜街道沿い、加古郡に所属する村々。一行は二見村から折れて、明石郡長坂寺村のうち長池で西国街道へ戻った。

245 注

- 31・一八 清水新田 長池の東、明石郡清水新田村から、同郡門前村の天台宗太山寺への分岐道がある。
- 31・一九 大久保宿 加古郡大久保町は明石城下手前の町場。宿駅ではないが、東の明石城下や大蔵谷宿より賑わい、明石本駅とも呼ばれた。
- 31・一九 明石町 明石藩松平家一〇万石の城下町。
- 32・一 大蔵谷 明石郡にある西国街道の宿駅。西は加古川宿、東は兵庫宿。
- 32・五 人丸山 柿本人麻呂を祭神とする柿本社。元和四年(一六一八)に小笠原忠真が明石城を築城する際に、同地にあった小祠を東方の小山へ移し、享保八年(一七三三)に正一位の神階と「正一位柿本大明神」の神号を宣下された。境内には、明石藩主松平信之が寛文四年(一六六四)、林春斎に命じて碑文を撰ばせた「播州明石浦柿本太夫祠堂碑銘」(人丸廟)、人麿が石見から帰京する途中、石見から持参して植樹したという神木(筆柿)、筑紫から参拝した盲人が神験によって眼が開き、使っていた杖を地に刺すと根付いたという桜(言杖桜)などがある。
- 32・六 松平日向守源信之のたふま 播磨国明石藩六万五〇〇石藩主松平日向守信之(一六三三〜八六)。柿本人麻呂を祀った人丸社の整備・興隆に力を注いだ。
- 32・七 月照寺げしやう 播磨国明石城下寺町にある曹洞宗寺院。
- 32・九 ほのほの之歌 古今和歌集(羈旅)の「ほのほのと 明石の浦の 朝霧に 島がくれゆく 舟をしぞ思ふ」。詠み人知らずであるが、柿本人麻呂の作と伝えられる。
- 32・一〇 舞子浜 大蔵谷宿の東、明石郡山田村東部の浜で、名勝として知られた
- 32・一二 仲哀天皇千壺五色塚 五色塚古墳は、六甲山地南西に広がる垂水丘陵が最も海に迫る端部にある前方後円墳で、かつて墳丘に多数の埴輪が露出していたため、千壺とも呼ばれた。「日本書紀」によると、仲哀天皇の二人の皇子が、瀬戸内海を東上する神功皇后を迎え討つため、仲哀陵と偽り築いたという。
- 32・一四 堺川 播磨国明石郡塩屋村と、摂津国八部郡西須磨村の間を流れて明石海峡に注ぐ境川。
- 32・一四 敦盛の墓 三の谷の西、西国街道沿い、八部郡西須磨村にある石造五輪塔。彦右衛門は文久二年五月九日にも海路で上京する途中、この前浜で風待ちし、「此辺海浜之景色嘉也」と記している。名物「敦盛そば」については、安政二年に志士の清河

- 八郎がここを訪れ、「ねたんはあつもりの御年十六文」などと口上がやかましく呼び立てる(「西遊草」と記す。
- 32・一八 須磨寺 西須磨村の真言宗須磨寺派大本山寺院。公称は福祥寺。光孝天皇の勅願により仁和二年(八八六)に開鏡が創建。参道には下馬標石、平敦盛遺愛の「青葉笛」や、敦盛首塚、義経腰掛の松などの史跡が残る。長祿四年(二四六)十一月十日に鑄造された梵鐘の銘には、「撰津矢田部郡丹生山田庄原野村安養寺」と見える。一の谷の合戦の際、弁慶が同寺からこの鐘を長刀の先に掛けて担いで来て、松に掛けて陣鐘の代用にしたと伝えられる。
- 32・一八 鉢伏せ山 東の武庫川岸から西の須磨海岸へと連なる六甲山地のうち、最も西端で須磨海岸へ迫るのが鉢伏山で、その東が鉢伏山。
- 33・一八 立別れ之和歌 「立ち別れ いなばの山の峰におふる 松とし聞かば 今かへりこむ」(古今和歌集) 卷八は、在原行平(八二八〜八九三)が因幡国守に任じられ、任国へ下向する際に詠んだ歌とされ、小倉百人一首にも収録される。
- 33・九 行平月見之松 在原行平が須磨に蟄居した時、ここで秋の月を楽しんだことから、月見山とも呼ばれる。
- 33・九 須磨之関屋之跡 須磨関は古代の撰津・播磨国境で、畿内の最西端に設置された関で、歌枕として知られた。
- 33・九 行平磯馴松 須磨の浜にあった松で、蟄居から都に帰った行平をしのんで枝が束になびいたと伝えられ、和歌に詠まれた。
- 33・一〇 重衡生捕れし松 西国街道沿い、東須磨村にあつた松で、一の谷の戦いで平重衡が生け捕られた時に、松の根に腰を下ろしてその身を嘆いたと伝えられる。
- 33・二 竹簾 森嶋外は、『伊沢蘭軒』で「西須磨の家毎軒竹簾を垂る。平家内裏を遷しし時の遺風なりといへり」と記す。
- 33・二 綱敷天神 八部郡西須磨村に鎮座する。筑紫に向かう途中の菅原道真が風雨を避けたと伝えられる。
- 33・二 木村源五之墓 西国街道沿い、長田村の大池に立つ木村源吾重章墓。源氏の武士、近江国の木村源吾は、この池の付近で平通盛と組みあい相討ちとなった。
- 33・三 兵庫駅 撰津国八部郡にある西国街道の宿駅。西は大蔵谷宿、東は西宮宿。須磨方面へは柳原惣門、湊川方面へは湊町惣門があつた。

247 注

- 33・一五 楠公之墓 八部郡坂本村の楠木正成の塚。元禄五年(二六九二)に水戸藩主徳川光圀(義公)が隠居後に出資して建碑した。
- 34・三 天満宮 堺に鎮座する堺天神(現菅原神社)。祭神は菅原道真など。道真が大宰府で流した木像の一体が堺浜に漂着し、摂津国北野庄の氏神であった、天台宗威徳山天神常楽寺の僧徒がご神体を同寺に遷し、長徳三年(九九七)に天神社を創建したと伝わる。
- 34・四 常楽寺 天満宮境内にあった神宮寺。真言宗ではなく天台宗
- 34・五 妙国寺 堺の材木町にある日蓮宗寺院。大坂夏の陣で焼失した三重塔は万治元年(二六五八)に再興されたが昭和二十年の戦災で焼失した。また境内には高麗から移植されたという大蘇鉄があり、「蘇鉄寺」とも通称された。
- 34・八 大和川板橋 大和川に掛けられた大坂と堺・和歌山を結ぶ紀州街道の橋で、幕府が管理する公儀橋であった。
- 34・九 住吉之社 摂津国住吉郡住吉に鎮座する現住吉大社。摂津国一宮で、全国の住吉社の総本社。四社とは種貸社、楠瑠社、浅沢社、大歳社。末社は神楽は。反橋は。
- 34・二 高燈籠 住吉社境内の神前浜にあった鎌倉末期創建と伝わる燈籠。
- 34・二 難波屋之松 摂津国住吉郡安立町(あひり)の難波屋という茶屋にあった大小二株の老松。根元から数本に分かれて四方に広がり、笠に似ているため笠松と呼ばれた。
- 34・一五 天保山 安治川の浚渫工事による土砂を河口に積み上げ、防波堤を築いて天保三年(二八三三)に完成した小丘。その後高燈籠が設けられ、丘には松や桜が植えられて茶店もでき、行楽地となった。
- 34・一八 過日大變 安政七年三月三日の桜田門外の変。
- 35・一 高三基兵衛 大坂堺筋の商人か。桜田門外の変直後、万延元年閏三月十日に上坂した彦右衛門は、大坂での武家の止宿は困難なところを、喜兵衛の計らいで中ノ島越中橋北詰常安町の高津屋へ宿泊した。その際、喜兵衛から桜田門外の詳細を聞き、市内を案内された。
- 35・五 常安町 中之島中部にある土佐堀沿いの町
- 35・七 万延 安政七年三月十八日に万延と改元、万延二年二月十九日に文久と改元。
- 35・九 高橋多一郎 水戸藩士高橋多一郎(一八四〇〜一八六〇)。薩摩藩士と大老井伊直弼の襲撃を謀議し、暗殺を前に子の庄左衛門と脱藩、大坂に出て薩摩藩士の

- 東上を待ったが、三月二十三日、幕吏に追われ、四天王寺の寺役人小川欣次兵衛宅で庄左衛門とともに自刃した。多一郎は享年四十七、庄左衛門は享年十九。多一郎の辞世句は、「鳥が鳴くあづま建夫か真心は鹿島の里のあなたとぞ知れ」であった。
- 35・一〇 **天王寺** 茶臼山の北東方にある和宗総本山の四天王寺。南から北へ中門・五重塔・金堂・講堂を一直線に配し、中門の左右から出た回廊が行動の左右に達する「四天王寺式伽藍配置」となっている。五重塔は石山合戦(三代目)、大坂冬の陣(四代目)に続き、五代目が享和元年(一八〇〇)に焼失し、文化九年(一八二二)に六代目が再興された。
- 35・二三 **志摩雄也** 笠間藩士島男也(一八〇九〜六)。高橋多一郎の意を受けて上京、万延元年三月二十二日、一旗亭で多一郎らと会合して幕吏に探知され、翌日捕えられ獄死した。
- 35・二三 **生玉** 西高津村、高津宮の南に鎮座する生国魂社。通称は生玉社。
- 36・五 **大関和七郎** 襲撃に参加したのは、大関和七郎、森五六郎、黒沢忠三郎、佐野竹之助、山口辰之介、広岡子之次郎、関鉄之介、杉山弥一郎、増子金八、広木松之介、森山繁之介、斎藤監物、鯉淵要人、稲田重蔵、海後蹠磯之助、岡部三十郎、蓮田市五郎
- 36・二二 **薩州侯** 薩摩国鹿児島藩七万石藩主島津修理大夫茂久(一八四〇〜九七)。薩摩藩では誠忠組の志士たちが、前藩主斉彬の遺志を奉じて藩主の率兵上京を画策したが、茂久は脱藩突出を思いとどまるように説諭したため、計画は失敗した。
- 36・二五 **脇坂侯** 播磨国龍野藩五万一〇八九石藩主脇坂中務大輔安宅(一八〇九〜七四)。安政四年八月に老中に就任し、万延元年十一月に辞職した(後に再任)。斎藤監物等は脇坂邸へ自首し、斬奸趣意書を提出した。
- 36・二五 **細川侯** 肥後国熊本藩五万石藩主細川越中守斉護(一八〇四〜六〇)。森五六郎等四名が細川邸へ自首した。
- 36・二七 **道頓堀中之芝居** 道頓堀中座では三月から「仮名手本忠臣蔵」が上演されていた。
- 37・一 **堂島北新地** 堂島は淀川本流の堂島川北に形成された中州であったが、幕府が、河村瑞賢による曾根崎川改修後の町の振興策として、堂島の新地に茶屋設営を許可、曾根崎新地とともに北新地と

249 注

- 37・一

呼ばれる繁華街となった。

天満天神 大坂北部の神社で、現在の大阪天満宮。天保八年(一八三七)の大塩平八郎の乱により全焼した。弘化二年(一八四五)に本殿を再建、正遷宮したが、他の建物の修築が完成したのは明治三十四年(一九〇二)であった。
- 37・二

御霊 現在の御霊神社。大坂の船場・愛日・中之島・土佐堀・江戸堀など旧摂津国津村郷の産土神。文禄三年(一五九四)現在地へ鎮座し、寛文年中に御霊神社と改称、元禄九年(一六九六)御霊大明神と贈号された。
- 37・三

両本願寺 浄土真宗本願寺派の北御堂(津村別院)と大谷派の南御堂(難波別院)。
- 37・三

座摩稲荷 現在の坐摩神社。御堂筋の西側、東本願寺(南御堂)西に鎮座。式内社。大坂船場の守護神的存在。一般には「ざま」と呼ばれる。天正十一年(一五八三)豊臣秀吉の大坂築城に当たり、船場渡辺町の現在地へ遷座。
- 37・三

阿弥陀池 元禄十一年(一六九八)に、三国(天竺・百濟・日本)渡来の絶対秘仏と伝承される信州善光寺の本尊が出現した地として、堀江新地に建立された浄土宗和光寺。境内に大池があり、中央の浮御堂(放光閣)に阿弥陀如来が安置されたため「阿弥陀池」と呼ばれた。
- 37・三

九軒 大坂の新町は、島原(京都)・吉原(江戸)とともに、近世三大遊里の一つと称される。九軒町の名は玉造の九軒茶屋を移したためと言われる。
- 37・二

高津 西成郡西高津町に鎮座する高津宮。
- 37・二

一心寺 四天王寺の西、茶臼山北の浄土宗寺院。
- 37・三

新清水 四天王寺の西、一心寺北方にある和宗の清光院。寛永十七年(一六四〇)に京都の清水寺から千手観音を移して本尊としたので「新清水寺」と呼ばれた。
- 37・三

安井天満宮 一心寺の北に鎮座する。
- 37・四

難波新地 大坂の花街の一つ、「南地五花街」を構成する町の一つ。
- 37・二

常安橋 常安町から土佐堀川に架かる長安橋を渡って左折、西横堀の先をさらに東へ進めば、東横堀に架かる高麗橋の手前が高麗橋町で、橋を渡り直進すれば大坂城。
- 37・二

平野町 高麗橋の一つ南側が平野橋で、その西筋が平野町。橋を渡らずに左折し、南下すれば高津宮。
- 37・一

最勝庵 生玉寺町を南に突き当たったところの尼寺月江寺の裏門西にあった有名な料亭が西照庵。座敷からは浪花市街より西海まで見渡せて絶

- 景で、とくに名前の如く、夕日のながめは美観であつた
- 38・二 **本多出雲守** 上総国大多喜藩五万石二代藩主本多忠朝(一五八二〜一六一五)。本多忠勝の二男。元和元年の大坂夏の陣で討死し、大坂の一心寺に葬られた。
- 38・四 **浮瀨** 新清水北坂下にあつた料亭浮瀨は、「撰津名所図絵」に「諸国の食客浪華に到れば、まずこの帯に依りて、この酒器を観て興じ」と記されるほど栄えた。
- 38・七 **御城代御屋敷** 大坂城代上屋敷は二の丸の旧西の丸南隣接地(現在は西の丸庭園の一角)にあり、約二六〇〇坪の広大な敷地を占めた。
- 38・二六 **筑前橋** 土佐堀には常安橋の上流に筑前橋、肥後橋、淀屋橋、梅檀木橋が順に架かる。土佐堀と合流すると川幅は広がり、さらに難波橋、天神橋、天満橋の長橋が架かる。
- 38・二七 **桜之宮** 天満橋を過ぎると淀川(大川)は北へ曲がる。その左岸に鎮座するのが桜之宮。右岸が木村堤で、その手前には川崎東照宮が鎮座する。
- 38・二九 **三駄村** 河内国茨田郡大庭一番村の佐太か。佐太は淀川左岸、京街道守口宿と枚方宿との間の宿以下、左岸の茨田郡枚方宿、右岸の摂津国島上郡
- 39・二 **前島村、同郡冠村、左岸の茨田郡守口宿。**
- 39・二 **橋本** 山城国綴喜郡橋本町は石清水八幡宮領。木津・宇治・桂の三川が合流して淀川となる地点の東南岸に位置する。大坂から京都への要路、八幡宮の門前町、宿場町として発展した。
- 39・七 **男山八幡宮** 三川が合流して淀川となる南側、男山に鎮座する石清水八幡宮。彦右衛門は文久二年十二月十三日に参詣し、織田信長奉納の「黄金の槌」を見ている。
- 39・七 **山崎天王寺山** 天王山の東南麓乙訓郡大山崎は三川が合流して淀川となる西北岸にある。この付近は淀川水運や山崎街道など水陸交通の重要地点で、天正十年(一五八二)に豊臣秀吉と明智光秀が戦った山崎の戦いは天王山の占有が勝敗を分けた。
- 39・八 **淀** 淀城は宇治川・桂川・木津川が合流する地点の三角州にあり、天守閣は宝暦六年(一七五〇)の落雷で焼失し、再建されなかった。当時の淀藩一〇万二〇〇〇石藩主は稲葉正邦。淀小橋は北側の宇治川に架けられた橋、淀大橋は南側の木津川に架けられた橋。淀城の西と北に直径九間の大形水車が二基あり、当時山城国の人々から「淀の川瀬の水車、だれを待つやらくるくと」と歌われた。
- 39・二 **千両の松** 淀城の北東、豊臣秀吉が植えたと言

251 注

- 39・二四 **朝尾彦造** 京都の呉服商。浅野齐肃の妾で、捨之丞(安政四年七月二日死去)・鍋槌(文久元年九月二十三日死去)産母の父。広島藩や家老東城浅野家などの御用達を勤める。「藩士職録 前編」では合力組(京都)、一〇人扶持ほか。
- 39・二六 **鍋島侯** 肥前国佐賀藩三万七〇〇〇石前藩主松平(鍋島)左中将齐正(一八二五〜七)。号は閑叟。幕府から帰国を許され、閏三月六日帰途に就いた。
- 39・二七 **伏見稻荷社** 伏見の東南、稻荷山の西麓に鎮座する、全国の稻荷神社の総本社。
- 40・七 **しつ** 家老東城浅野家女中。浅野出衛(道積)との間に於常(一八五四)、飢之進(一八五五〜五七)、於采(一八五七〜五八)、於捨(一八五八)、於品(一八六〇)を儲けるが、いずれも早世した。万延元年(一八六〇)九月の道積死去に伴い、十一月御暇。
- 40・七 **於品殿** 父は浅野出衛(道積)で、母は女中しつ万延元年三月二十九日に誕生し、五月二十八日死去。法名は荷香妙薫禪女。
- 40・二〇 **石井寿兵衛** 家老東城浅野家士。嘉永七年七月家督、切米一二石、弓術師加役、安政二年五月
- 40・二六 **御側詰日参**、同三年十一月知行格、出衛様御側方頭取、万延元年八月御用達御膳番兼帯、慶応二年(一八六六)二月出頭次席同格御養子様(守之進)御附。
- 40・二六 **智恩院** 京都東山の華頂山麓にある浄土宗総本山。御影堂正面の軒裏にある、骨だけとなった傘は、知恩院の七不思議の一つに数えられ、名工、左甚五郎が魔除けのために置いていったという説がある。巨大な梵鐘は日本三大梵鐘の一つとされる
- 40・二六 **丸山長楽寺** 知恩院の南、東山の長楽寺山麓にある時宗寺院。
- 40・二六 **東大谷** 安養寺の南西、東山の東大谷山にある浄土真宗大谷派に属する開祖親鸞の廟所。その墳墓の上には親鸞ゆかりの「虎石」が置かれている。
- 40・二六 **双林寺** 東大谷の西にある天台宗寺院。平安末期以降、文人や歌人がこの寺へ隠棲し詩歌を残した。平康頼は鹿ヶ谷事件で流された喜界ヶ島から帰洛してこの寺へ住し、『宝物集』を著した。西行は諸国を行脚した後、この寺の塔頭であった蔡華園院に住して歌を詠んだ。室町時代、和歌四天王の一人である頼阿は西行を慕って来住し、ここで没した。現在でも本堂前傍らに、平康頼・西行・頼阿の供養塔がある。寺の西南には西行庵があり、その前には西行桜が立つ。

- 40・二七 **高台寺** 双林寺の南、東山の靈山麓にある臨濟宗建仁寺派寺院で、豊臣秀吉の正室、北政所の創建。度々の火災で建物を焼失し、現在では開山堂、観月台、靈屋、表門、傘亭、時雨亭が重要文化財に指定され、靈屋の左右の厨子内に秀吉と高台院の坐像が安置されている。「都名所図会」には「客殿南向にして、襖の画は土佐光信・狩野永徳・弘意・了溪等なり。彫物彩色美麗を尽くせり」とある。
- 40・二七 **祇園二軒茶屋** 祇園社の表参道には二軒の茶屋が向かい合い、「二軒茶屋」と呼ばれた。二軒茶屋の「祇園豆腐」(田楽豆腐)は、店頭で披露した豆腐切りの早業が評判であった。
- 41・二〇 **勝政公** 浅野家初代、浅野長政の誤りか。
- 41・二〇 **名所図絵** 安永九年(一七八〇)に発行された「都名所図会」(全六巻一冊)のことと思われる。秋里籬島文、竹原春朝斎挿絵。
- 41・二九 **木下長嘯子** 備中国足守藩二万五〇〇石二代藩主木下勝俊(一五六九〜一六四九)。歌人としては長嘯子などと称した。
- 41・二〇 **又右衛門** 浅野家初代浅野長政の養父、浅野長勝(?〜一五七五)。男子はなく、妻の妹と杉原定利夫妻の娘であるおね(豊臣秀吉室)・ややの姉妹を養女とした。ややの婿養子として妹婿の安井重継の子で甥にあたる長政を迎え、家督を継がせた。
- 41・二〇 **建仁寺** 八坂神社の西にある臨濟宗建仁寺派大本山寺院。陀羅尼の鐘には、開山である栄西の在世中、賀茂川の釜ヶ淵に沈んでいた源融ゆかりの河原院の鐘を、開山の名を呼びながら引き上げたという伝説がある。塔頭の禅居庵の境内仏堂である摩利支天堂には、開山の清拙が中国から将来したという摩利支天を祀る。開山大鑑禪師が中国
- 41・二〇 **真葛ヶ原** 八坂神社の奥、知恩院から双林寺に至る一帯は平安時代から「真葛ヶ原」と呼ばれ、一面に真葛やすすぎが生い茂る閑寂な地であった。
- 41・二〇 **瑞泉寺** 三条小橋東詰南にある浄土宗西山派寺院。
- 41・二〇 **彌山** 塔頭の花洛庵重阿弥(端の寮、庭阿弥)など六阿弥坊があり、「彌山の六坊」と呼ばれていた。塔頭は遊覧酒宴の宿、僧坊は貸席や料亭となる。庭では俳句、連歌、能楽、蹴鞠、茶会、花の会などが催されていた。
- 41・二〇 **円山安養寺** 長楽寺に北隣する時宗寺院。近世には塔頭の花洛庵重阿弥(端の寮、庭阿弥)など六阿弥坊があり、「圓山の六坊」と呼ばれていた。塔頭は遊覧酒宴の宿、僧坊は貸席や料亭となる。庭では俳句、連歌、能楽、蹴鞠、茶会、花の会などが催されていた。

253 注

- 42・三 両本願寺 蓮華王院から西へ七条大橋を渡る
- 42・三 三十三間堂 蓮華王院は方広寺の南、七条通の南にある天台宗山門派寺院。
- 42・三 大仏 西大谷の南西、天台宗山門派寺院の方広寺。「大仏」とも言う。寛政十年（一七九八）に落雷のため大仏殿や本堂・楼門が焼失し、木造大仏も灰燼に帰した。天保年間に尾張国の有志が半身像を造り、仮殿に安置したが粗末なものであった。「国家安康」の鐘は東大寺・知恩院の鐘と合わせ日本三大名鐘のひとつとされる。
- 42・二 西大谷 五条橋の東にある浄土真宗本願寺派に属する開祖親鸞の廟所。安政三年に入口へ架けられた円通橋は、すべてが花崗岩の切石が用いられている。
- 42・二 六波羅密寺 六波羅密寺は愛宕念仏寺の南にある真言宗智山派寺院。開山は空也上人で、その自作像には姿見池で姿を映して刻んだという伝説がある。阿古屋塚は鎌倉時代中期に造られた花崗岩の石造宝塔。
- 42・二 愛宕寺 愛宕念仏寺は建仁寺の南にあった天台宗延暦寺派寺院。
- 42・二 六波羅密寺 六波羅密寺は愛宕念仏寺の南にある真言宗智山派寺院。開山は空也上人で、その自作像には姿見池で姿を映して刻んだという伝説がある。阿古屋塚は鎌倉時代中期に造られた花崗岩の石造宝塔。
- 42・三 本園寺 西本願寺の北にあった日蓮宗寺院。加藤清正の娘で和歌山藩初代徳川頼宣室が建てた「清正廟」は天明八年に類焼し、安政六年に再建された。
- 42・三 因幡薬師 平等寺は本園寺の東方、烏丸通松原上ル東側にある真言宗智山派寺院。
- 42・五 珍皇寺 六道珍皇寺は建仁寺の東南にある臨済宗建仁寺派寺院。
- 42・四 興聖寺 興正寺は、西本願寺の南にある浄土真宗興正寺派寺院。
- 42・一九 筒井極人 広島藩士。文久二年（一八六二）普請奉行、同三年側足軽頭、同年四月広島東町奉行、同四年勘定奉行、元治元年（一八六四）先手者頭次席。
- 43・二 南禅 東山山麓、東海道が東山にかかる蹴上の北東にある臨済宗南禅寺派大本山寺院。方丈の狩野永徳・元信・探幽らの障壁画はすべて重要文化財。三門（重要文化財）は寛永五年（一六二八）に藤堂高虎が大坂夏の陣に倒れた家来の菩提を弔うために再建したもの。楼内には本尊の宝冠釈迦座像など

より将来した摩利支天を祀る開山大鑑禪師が中国より将来した摩利支天を祀る

愛宕寺 愛宕念仏寺は建仁寺の南にあった天台

宗延暦寺派寺院。

六波羅密寺 六波羅密寺は愛宕念仏寺の南にあ

る真言宗智山派寺院。開山は空也上人で、その自

作像には姿見池で姿を映して刻んだという伝説が

ある。阿古屋塚は鎌倉時代中期に造られた花崗岩

の石造宝塔。

西大谷 五条橋の東にある浄土真宗本願寺派に

属する開祖親鸞の廟所。安政三年に入口へ架けら

れた円通橋は、すべてが花崗岩の切石が用いられ

ている。

大仏 西大谷の南西、天台宗山門派寺院の方広

寺。「大仏」とも言う。寛政十年（一七九八）に落雷の

ため大仏殿や本堂・楼門が焼失し、木造大仏も灰

燼に帰した。天保年間に尾張国の有志が半身像を

造り、仮殿に安置したが粗末なものであった。「国

家安康」の鐘は東大寺・知恩院の鐘と合わせ日本

三大名鐘のひとつとされる。

三十三間堂 蓮華王院は方広寺の南、七条通の

南にある天台宗山門派寺院。

両本願寺 蓮華王院から西へ七条大橋を渡る

と、浄土真宗大谷派の東本願寺と本願寺派の西本

願寺がある。東本願寺の諸堂は安政五年に焼失し

たが、幕府から用材の提供を受けるなどして再建

した。

本園寺 西本願寺の北にあった日蓮宗寺院。

加藤清正の娘で和歌山藩初代徳川頼宣室が建てた

「清正廟」は天明八年に類焼し、安政六年に再建さ

れた。

因幡薬師 平等寺は本園寺の東方、烏丸通松原

上ル東側にある真言宗智山派寺院。

珍皇寺 六道珍皇寺は建仁寺の東南にある臨済

宗建仁寺派寺院。

興聖寺 興正寺は、西本願寺の南にある浄土真

宗興正寺派寺院。

筒井極人 広島藩士。文久二年（一八六二）普請奉

行、同三年側足軽頭、同年四月広島東町奉行、同

四年勘定奉行、元治元年（一八六四）先手者頭次席。

南禅 東山山麓、東海道が東山にかかる蹴上の

北東にある臨済宗南禅寺派大本山寺院。方丈の狩

野永徳・元信・探幽らの障壁画はすべて重要文化

財。三門（重要文化財）は寛永五年（一六二八）に藤堂高

虎が大坂夏の陣に倒れた家来の菩提を弔うために

再建したもの。楼内には本尊の宝冠釈迦座像など

- の木像、天井には五鳳楼の名にちなむ、狩野探幽筆の極彩色の鳳凰・天人図がある。門前右方の東洋一の大きさという巨大な石燈籠は、三門落慶の際に佐久間勝之が供養のために奉献したもの。
- 43・二 **光雲寺** 南禅寺北の境外塔頭寺院。南禅寺の第百代住持の英中禅師に帰依した後水尾天皇とその中宮東福門院(徳川秀忠の五女和子)の援助で、寛文四年(二六六)に難波から現在地に移転した。庭園の端に加藤清正が朝鮮から持ち帰ったという巨大な瑠璃の手水鉢がある。
- 43・三 **檀王** 建仁寺の北、川端通三条上ルにある浄土宗寺院の法林寺。永禄年中にはぼ全焼して、慶長年間に再興され、梅檀王院と号した。檀王はその略称。
- 43・四 **蛭子社** 建仁寺の西、建仁寺町通の西側にある神社。恵比須社とも記した。
- 43・四 **安井金毘羅** 建仁寺の東、安井門跡(蓮華光院)内の観勝寺境内にあった神社。明治維新の神仏分離で独立した。
- 43・四 **八坂塔** 法観寺は、北の八坂神社、南の清水寺のほぼ中間にある臨濟宗建仁寺派寺院。俗称は八坂塔。
- 43・四 **清水観世音** 清水寺は北法相宗本山寺院。本尊は木造十一面観音立像。音羽山を背にし、山に沿って手前から仁王門、三重塔、田村堂(開山堂、謡曲「田村」に、本堂などがあり、本堂から清閑寺道へ下がったところに音羽の滝がある。
- 43・四 **歌中山清閑寺** 清水寺の南、清水音羽山の中腹にある真言宗智山派寺院。「歌の中山寺」ともいわれ、この歌の中山とは、清水寺から清閑寺にいたる山路をいう。
- 43・五 **華頂上御堂** 青蓮院の北にある親鸞ゆかりの旧跡。親鸞の母が作った童形像に、親鸞得度の際にそり落とした髪を像の頭上に植付けた。青蓮院門跡の院内にあったものを江戸時代に移し、華頂山御堂と称した。
- 43・七 **金地院** 南禅寺の塔頭。金地院崇伝が南禅寺に再興。方丈(重要文化財)は慶長十六年(六一二)に伏見城の一部を徳川家光から賜り移築したと伝える。内部は狩野探幽・尚信の襖絵で飾られる。東照宮は、崇伝が徳川家康の遺言により、寛永五年(二六二八)にその遺髪と念持仏とを祀るため造営したものの。
- 43・七 **天授庵** 南禅寺の塔頭。慶長七年(一六〇二)に天授庵を再興したのは細川忠興(三斎)父の藤孝(幽斎)で、天授庵にはその霊屋がある。

255 注

- 43・七 永観堂 南禅寺の北にある浄土宗西山禅林寺派の総本山で、正式には禅林寺。本尊の阿弥陀如来は「見返り阿弥陀如来」として知られる。
- 43・七 若王子 にやくわし 大文字山の西麓、禅林寺(永観堂)の北に鎮座する。後白河法皇が熊野那智権現をこの地に勧請したもので、南の山下の滝は那智の滝をうつしたと伝えられる。
- 44・二 本能寺 寺町通御池下ルの本門法華宗の本山寺院。天正十年(一五八三)の本能寺の変の後、豊臣秀吉の命により油小路高辻と五条坊門の間の旧地から現在地に移転した。
- 44・二 北野聖廟 大徳寺や今宮社の南西、今出川通に南面して鎮座する北野天満宮。祭神の菅原道真が誕生した六月二十五日、死去した二月二十五日に因み、毎月二十五日が縁日。
- 44・二 平野社 北野天満宮から天神川を挟んだ西方、平野村に鎮座する神社。桜の名所として名高い。
- 44・二 二条之御城 堀川小路の西、押小路の北にある徳川将軍家の城。
- 44・二 金閣寺 鹿苑寺は平野社の北方、大文字山の南麓にある臨済宗相国寺派の寺院。通称は金閣寺。
- 45・三 先考御上京 彦右衛門の父石右衛門は、浅野高平の病氣療養を目的とする、天保十年三月二十日から九月二十九日までの約半年間にわたる上京旅行に随行している。
- 46・二 黒谷 くろや 京都の東方、岡崎村にある黒谷浄土宗本山の金戒光明寺は俗に「黒谷」と称される。境内の塔頭西雲院にある「紫雲石」には、法然が腰掛けしていると紫色の雲が立つのを見たという伝説が残る。「熊谷堂」は、山門の東にある塔頭蓮池院の通称。法然廟前には、平敦盛と相対して熊谷直実の五輪塔がある。また、境内には江戸初期の朱子学者で神道家の山崎闇齋(一六一九〜八二)の墓もある。
- 46・二 真如堂 黒谷の北、浄土寺村の西南部にある天台宗寺院の真正極楽寺。
- 46・二 靈鑑寺 真如堂の東、鹿ヶ谷村にある、臨済宗南禅寺派に属する禅尼寺。
- 46・三 安楽寺 靈鑑寺の北にある、浄土宗西山派禅林寺に属した寺院。後鳥羽上皇の官女松虫・鈴虫は法然の門徒住蓮・安楽のもとで出家したため、上皇の勘気に触れて斬られたという。
- 46・三 法然院 安楽寺の北、善気山の麓にある、知恩院に属する浄土宗捨世派の本山寺院。
- 46・三 銀閣寺 法然院の北、浄土寺村にある、臨済宗相国寺派に属する、足利義政が創立した慈照寺境内の観音堂。柿葺屋根二層の楼閣。

- 46・三 吉田社 銀閣寺の南西、吉田村の神楽岡西麓に鎮座する。
- 46・二 殿様伏見御着 広島藩主浅野茂長は、江戸参勤のため閏三月十三日に広島を出発、西国街道を通り、二十三日に伏見藩邸へ着いた。一日滞在の後、二十五日に同所を出発、美濃路・東海道を經て四月十一日に江戸藩邸へ着いた。
- 46・二 菅勘解由 広島藩士。旧名平角、安政二年六月広島西町奉行、同三年一月騎馬弓筒頭より用人、同五年十月年寄(勘解由と改称)。「役人帖」では寄合、一三〇〇石、天保十二年一月父調左衛門家督。
- 46・二 山田十兵衛 京都の商家。広島藩などの御用達を勤める。明治二年(一八六九)以前「藩士職祿前編」では合力組(京都藩邸名代)、三人扶持。
- 46・二七 誓願寺 六角通の南、新京極通の東側にある浄土宗西山深草派の総本山寺院。
- 46・二七 御影堂 五条橋西詰、南側の時宗寺院の新善光寺。通称は御影堂。
- 46・二七 六角堂 六角通烏丸東入にある天台宗の頂法寺。本堂が六角形のため「六角堂」と呼ばれる。
- 47・二 赤山大明神 詩仙堂の北方、修学院村にある、比叡山延暦寺の別院、赤山禅院。赤山明神を祀るため赤山大明神とも言う。
- 47・二 上加茂 赤山禅院から高野川を挟んだ西方、賀茂川の東畔、神山を背にして鎮座する賀茂別雷社。通称は上賀茂社。
- 47・二 今宮 上賀茂社から賀茂川を挟んだ西方、大徳寺の北に鎮座する今宮社。
- 47・二 大徳寺 今宮の南東船岡山の北にある臨濟宗大徳寺派の大本山。明治維新まで塔頭は五六を数えた。その一つ、境内の東北端にある真珠庵は、永享年間(一四三九〜四二)に一休宗純により創建された。
- 47・二 下加茂 賀茂・高野両川の合流点に近い、糺森に鎮座する賀茂御祖社。通称は下鴨社。境内末社の出雲井於神社は厄除けの神として崇敬され、何を植えても柀の木に変わるため、「何でも柀」と呼ばれて京の七不思議に数えられた。
- 47・五 文徵明 文徵明(一四七〇〜一五五九)は中国明代中期に活躍した文人。詩書画に巧みで三絶と称された。その書は江戸時代中期に日本に紹介され、日本の書家に大きな影響を及ぼした。
- 47・六 貫名菘翁 貫名海屋(一七七八〜一八六三)は儒学者で書家、文人画家。幕末三筆の一人。号は海屋のほか、菘翁、海客など。空海など和漢の書を研究、南面に優れたほか、京都で須静塾を開いて儒学も講じた。

257 注

- 47・二〇 糺之茶屋 下鴨村の南、賀茂川と高野川とが合流する河合一帯は糺河原と呼ばれ、江戸時代には水茶屋が掛けられ、四条河原と並ぶ納涼地として著名であった。
- 46・頭書 詩仙堂 京都の東北、一乗寺村にある、江戸初期の文人石川丈山(二五八三〜一六七三)の山荘跡。丈山は広島藩浅野家に仕え、隠居後の寛永十八年(一六四一)、ここに凹凸窠を建てて別荘とし、中国の詩仙三十六人を選定、狩野探幽らに肖像を描かせて堂中壁上に掲げた。「小有洞」という扁額のある門をくぐって石段を上って行くと、「梅関」という扁額のある中門があり、その先に詩仙堂の玄関がある。これを「蜂腰」という。玄関上は三階建の「嘯月楼」である。
- 47・二三 下御霊社 京都寺町通丸太町下ルに鎮座する。
- 47・一九 芝山御殿 芝山邸は下御霊社から寺町通を北上、寺町御門を入り、仙堂御所の南側、院参町の北側の西寄りにあった。
- 48・二 昌姫 芝山民部大輔敬豊の室、益子(一八四三〜)。実父は芝山家先代の国典。坊城俊明の養女となり安政四年四月二十七日に敬豊と婚姻。
- 47・頭書 勸修寺家 藤原氏北家勸修寺流。甘露寺家の支流。家格は名家(旧家、内々)。当主は右中弁経理。
- 49・六 上御霊 京都の北方、相国寺の北に鎮座する神社。
- 49・六 等持院 京都の西北、衣笠山山麓にある臨濟宗天龍寺派寺院。
- 49・六 龍安寺 等持院の西北、朱山南麓にある臨濟宗妙心寺派寺院。
- 49・二三 愛宕山 京都の西北、葛野郡上嵯峨村の西北にある山で、山城国と丹波国との国境をなす。
- 49・二三 月輪 愛宕山東側の大鷲峰山腹にある天台宗寺院。『都名所図会』によれば、親鸞がこの地に隠棲していた九条兼実を訪れ、手植えしたという祖师堂の時雨桜は、「いまも弥生の末には時雨たえずしけるとなん」という。
- 49・二四 御室仁和寺 京都の北方、大内山南麓にある真言宗御室派の総本山。
- 49・二四 広沢池 仁和寺の西方、大覚寺の東にある用水池。
- 49・二四 清涼寺 広沢池の西方、大覚寺の西にある浄土宗寺院。通称を嵯峨釈迦堂と言ひ、中世以来「融通念仏の道場」として知られる。
- 49・二五 二尊院 清涼寺の西方、小倉山の東麓にある天台宗寺院。山号は小倉山。
- 49・二五 往生院 小倉山の東麓、二尊院の北にある廃

- 寺。法然の弟子、念仏房良鎮の創立として伝えるが、中世以降荒廃した。境内には「平家物語」に登場する祇王・祇女姉妹等の墓と伝える宝篋印塔及び平清盛の供養塔などがある。
- 49・二五 **三宝寺** 往生院跡の南隣にあった、往生院の子院。浄土宗であったが早く廃絶した。
- 49・二六 **白雲寺** 愛宕山愛宕山の最高峰朝日峰の山頂近くに鎮座する愛宕社は、近代以前は神仏習合により、愛宕山の別称白雲山にちなみ白雲寺、愛宕権現とも呼ばれた。火伏せ・防火に靈験のある神社として知られる。愛宕山参詣道が清滝川に出て、渡猿橋を越えた辺りの溪谷に点在する集落が清滝で、景勝地として知られた。
- 50・二 **東寺** 葛野郡八条村の真言宗教王護国寺。通称は東寺。
- 50・二 **六孫王** 鳥羽口に鎮座する六孫王神社。
- 50・三 **稲荷祭礼** 伏見稲荷社の祭礼は、三月中の午の日に御旅所へ神幸があり、四月上旬の卯の日に本社へ還幸する。大宮通を北上して松原通に出た行列は、東行して寺町通を南下する。
- 50・二〇 **万延** 安政七年三月十八日に万延と改元された。
- 50・二四 **仲昭** 中国明代の画家夏昶(一三八八〜一四七〇)、江蘇崑山の人で字は仲昭。墨竹画を得意とし、当代第一の画家として国外にまで名を馳せ、人々は争うようにしてその作品を購入し、「夏卿一個竹、西涼十錠金」(夏昶が竹を一本描けば大金になる)などと言われた。
- 50・二七 **相国寺** 今出川通烏丸東入にある臨濟宗相国寺派大本山寺院。
- 50・一八 **錦天神** 新京極通東側、錦小路通の行当りに鎮座する錦天満宮。
- 50・一九 **月輪寺** 仏光寺通大宮西入にある浄土宗寺院。
- 51・三 **空也堂** 蛸薬師通堀川東入にある天台宗寺院の光勝寺極楽院。
- 51・五 **近江八景** 中国の瀟湘八景に倣い、日本で早くから選定された「八景」の一つ。三井晩鐘、石山秋月、堅田落雁、粟津晴嵐、唐崎夜雨、勢多夕照、矢橋帰帆、比良暮雪。
- 51・九 **高辻家** 高辻家は菅原氏の嫡流。家格は半家。当主は少納言修長(一八四〇〜一九二一)。浅野高博室は修長の三代前福長の娘寛姫(麗照院)。
- 52・三 **右近** 書家の貫名海雲(一八八七)。京都で菘翁に書を学び、その娘婿となり跡を継ぐ。晩年は東京で漢学塾を開いた。
- 52・七 **谷口愛山** 谷口藹山(一八一六〜九九)か。藹山は越中国富山出身の南画家。谷文晁や高久藹厓に師

259 注

- 52・二八 **生洲** 木屋町通二条下ルの西生洲町から南にかけて、高瀬川筋の一带は、生洲に川魚を飼う料理物小屋が立った。
- 52・二四 **四条道場** 新京極四条上ルの時宗寺院金蓮寺。時宗一二派のうちの四条派の道場となり「四条道場」と称された。一八世紀末から寺域の切り売りをはじめ、売却地に料亭・飲食店・商店・見世物小屋が立った。
- 52・二三 **たつ** 家老東城浅野家老女格。浅野周防(道博)との間に於霜(一八五〇〜五三)、於留(於磯、於時、一八五三〜五四)、舍人(市松、一八五四〜五七)、太吉(助七、一八五五〜五七)、又吉(妾腹)と記載。一八五七〜五九を儲けるが、いずれも早世した。万延元年(一八六〇)五月の道博死去に伴い同年七月御暇。
- 52・二〇 **貞宝院様** 芝山家先代国典の最初の室孝子(万里小路建房の娘)。天保十一年七月十三日死去。
- 52・一〇 **清浄華院** 御所の東、寺町通に西面し、本善寺と廬山寺に挟まれた浄土宗四ヶ本山に数えられる寺院。
- 53・七 **高野村** 比叡山麓、愛宕郡修学院村の北、八瀬村の南。
- 53・七 **八瀬之竈風呂** 愛宕郡八瀬村の八瀬川畔にある竈風呂。天武天皇が壬申の乱で受けた矢傷を治療したと伝わり、薬風呂として都に広く知られた。
- 53・八 **元黒谷** 青龍寺は比叡山の西塔にあり、天台座主慈恵大師良源僧正の創建と伝える。比叡山延暦寺一山寺院・西塔別所黒谷青龍寺と称し、浄土宗では俗に元黒谷と呼ばれる。青龍寺は法然(円光大師)が二十五年に亘り修行究学した聖地とされる。
- 53・九 **相輪塔** 延暦寺西塔にある相輪様。最澄が弘仁十一年(八三〇)に創建したものがその始まりと伝わる。
- 53・二 **延暦寺** 天台宗総本山。東塔、西塔、横川の三塔からなり、それぞれに中堂(本堂)と付随する堂宇があり、三塔一六谷三千坊と称される。京都の鬼門(北東)を護る国家鎮護道場として栄えた。
- 53・二三 **花摘之宮** 比叡山延暦寺東塔から坂本へ下る表坂(東坂)の途中にある堂で、三宮とも呼ばれる。最澄の母が、女人禁制の比叡山で修行中の最澄に会うため登ったが、ここから進めず引き返したという伝説がある。
- 53・七 **事**。天保十二年(一八四一)に京都の貫名菘翁を訪問し、文人画を志すなら詩や書画を学び、経学を中心に漢学を修める必要があることを知る。弘化四年に再び帰京し、菘翁の勧めにより京都に居を構えた。
- 53・七 **する店**が多数繁盛した。

- 53・二四 無動寺峠 東塔の根本中堂から南、明王堂を本堂とする、比叡山の最南にある無動寺谷へ向かう峠のこと。
- 53・二四 山王権現 比叡山の東麓坂本町に鎮座する日吉大社。通称は山王権現。戦前までは「日吉」を「ひえ」と読んだ。
- 53・二四 東照宮 天台宗の僧侶で、徳川家康の側近であつた天海が、日吉社近くの真葛原へ、日光東照宮より一年早い寛永十一年(一六三四)に造営した東照宮。
- 53・二五 浅野稻荷 浅野長吉(長政)は天正十一年(一五八三)に近江国甲賀・栗太郡のうち二万三〇〇石を与えられ、坂本城を領した。同十五年には若狭一國を賜り小浜に住したが、志賀郡坂本でも二五四〇石余を与えられている。
- 53・二七 辛崎 唐崎(辛崎)は下坂本の南端、琵琶湖に面する崎で、「枕草子」にも挙げられ、「唐崎夜雨」は近江八景の一つに数えられた。唐崎神社境内には、宇志丸宿禰が植えたという「唐崎の松」がある。
- 53・二八 三井寺 琵琶湖西岸の長等山東麓一帯を寺域とする天台寺門宗の総本山寺院。正式名称は園城寺で、三井寺は通称。「三井晚鐘」は近江八景の一つに数えられた。鐘楼には、依藤太(藤原秀郷)がムカ
- 53・一九 志賀郡 琵琶湖西南岸の志賀地方は景行・成務・仲哀三代の皇居の地と伝わり、天智天皇の大津京もこの地に営まれた。
- 54・二 勢田橋 琵琶湖の最南端、瀬田川に架かる橋で、「瀬田唐橋」として名高い。「勢多夕照」は近江八景の一つに数えられた。
- 54・六 石山寺 瀬田川西岸にある真言宗の古刹。同寺は西国三十三所観音霊場の一三番札所で、「石山秋月」は近江八景の一つに数えられた。本堂には紫式部が源氏物語の着想を得たという「紫式部の間」があり、境内の月見亭からの景観は美しい。その他境内には紫式部供養塔などもある。
- 54・九 鹿飛・米かし 瀬田川の上流、栗太郡東村辺りは、弘法大師が鹿の背に乗って跳び渡ったという伝承から「鹿跳」と称された景勝地。付近の瀬田川は「米かし」と呼ばれ、米が研げってしまうほどの急流で、奇岩が多かった。
- 54・一〇 八丁 大津札の辻から南に続く東海道筋は「八丁通り」と呼ばれ、大名の宿泊施設である本陣や旅籠屋が並ぶ。

261 注

- 54・二〇 関之清水 京都と近江の境、逢坂山おうさかの山麓に設置された逢坂関跡にあった清水。歌枕となる
- 54・二〇 蟬丸之社 東海道の逢坂峠、大津側の登り口には関蟬丸社と下社、峠筋西側にも分社の蟬丸社があり、三社を併せて蟬丸社と総称することがある。平安時代中期の琵琶法師で歌人の蟬丸が逢坂山に住み、その没後に上下社に祀られたという
- 54・二 走り井 走り井は大津の大谷町にあった清涼な小円池で、茶店の庭となり、東海道を通行する旅人憩いの場となっていた。
- 54・二 四宮河原 京都へ向かう東海道が山科の四ノ宮川を渡った辺りの宇治郡四宮村は古くからの交通の要衝であった。
- 54・二 伏見道追分 宇治郡髭茶屋村には伏見・奈良へ向かう奈良街道と分かれる追分(髭茶屋追分)がある。
- 54・三 日ノ岡峠 東海道の栗田口から山科へ抜ける峠
- 54・三 岸丹波介 岸派の絵師、岸誠(一八二七〜六七)。父の岸岱と同様に御所に仕え、有栖川宮の近習となり丹波介を名乗ることを許された。
- 55・三 太秦帷子之辻 葛野郡太秦安養寺村の西端、西の下嵯峨へ至る下嵯峨街道で、東北は常盤常盤へ、西北は上嵯峨・愛宕(あたご)へ向かう分岐点。
- 55・三 波月橋 保津川下流の大堰川(桂川)に架かる橋
- 55・三 法輪寺 波月橋を見下ろす松尾山北麓虚空蔵山にある真言宗御室派の寺院
- 55・三 天龍寺 嵯峨野の西南、大堰川(桂川)の北にある臨済宗天龍寺派大本山寺院
- 55・四 一条尻橋 堀川の一条通に架かる橋。古代から中世を通じて京域の境とされ、橋占を行う場所として多くの伝承を生んだ。
- 55・六 戸無瀬之滝 歌枕。「都名所図会」には「櫟谷の西にあり、大井川に落る也」と所在を記す。
- 55・二 井筒之茶屋 祇園名物の水茶屋。明治二十七年に閉店。
- 56・三 葵祭 下鴨神社と上賀茂社で、四月の中の西の日に行なわれる例祭。御所で宮中の儀が終わると、行列は京都御所を出発、市中を練りながら下鴨神社、上賀茂神社へ向かう。行列の最高位者の勅使は四位近衛中将が勤めた。
- 56・三 中村主馬 京都の篆刻家中村水竹(一八〇七〜七二)。通称は主馬。代々近衛家に仕える。篆刻家としてしばしば孝明天皇の御璽を刻し、慶応三年には明治天皇の御名御璽や国璽を刻した。
- 56・三 川上何某 江戸後期の画家川上淇堂(きどう)か。淇堂は飛騨高山の人で、名は斎右衛門。貫名松翁・日根

- 野対山・広瀬旭荘らと親交した。
- 58・二 六地藏 山城国宇治郡の六地藏宿。東海道の追分を起点に山科盆地を南下する道と、京都からの道がこの宿で合流する。
- 58・三 万福寺 宇治郡五ヶ庄、東部丘陵地にある黄檗宗総本山の万福寺。山号は黄檗山。『都名所図会』巻五には四一枚の額や聯の文字を掲載している。
- 58・四 三室戸寺観音 宇治郡三室戸村にある本山修験宗の三室戸寺。本尊は観世音菩薩。
- 58・五 蜻蛉石 三室戸村大垣内にある平安後期の線刻阿弥陀三尊石仏は、古来「蜻蛉石」として知られる。
- 58・五 放生院 宇治郡乙方村、宇治橋の東詰にある橋寺放生院は、真言律宗で、宇治橋を管理していた。
- 58・五 離宮八幡 乙訓郡大山崎村、天王山南麓に鎮座する。
- 58・五 恵心院 村の朝日山南麓にある真言宗智山派寺院。
- 58・六 興聖寺 宇治川右岸、朝日山南麓にある曹洞宗寺院。
- 58・六 亀石 「日本書紀」に、垂仁天皇が川の中の大亀を矛で刺し貫いたところ、石と化したという逸話がある宇治川の亀形石。その名は『都名所図会』
- 58・七 平等院鳳凰堂 平等院は宇治橋上流の宇治川左岸にある天台浄土系の単立寺院。本堂(大日堂)が亡失した後、藤原頼通が永承七年(一〇五二)に建立した阿弥陀堂(鳳凰堂)が中心伽藍とされる。文治元年(一一八五)年頃に、本堂跡(鳳凰堂の北)に再興されたのが観音堂(釣殿)、その北に治承四年(一一八〇)に源頼政が扇を敷いて自刃したとされる扇芝がある。
- 58・二〇 通円か茶屋 宇治橋東詰めにある橋守の住居。
- 58・二 新田 久世郡新田村。
- 58・二 長池 久世郡富野村東北部の大和街道の宿駅。
- 58・二 玉水町 木津川東岸、玉川北の大和街道の宿。北は長池宿、南は木津宿。
- 58・二 玉水之井 大和街道筋にある玉井は、「枕草子」が「井は」に上げる名泉で、歌枕となった。
- 58・二 木津川舟渡 大和街道、木津川北岸の相楽郡上粕村と南岸の大路村を結ぶ船渡し。
- 58・二 奈良坂 大和国添上郡奈良坂町は、山城国との国境近くにある京街道沿いの町場。
- 58・三 般若寺 奈良坂町の南、添上郡般若寺村にある真言律宗寺院。平重衡の南都焼打ちで焼失した

263 注

- 58・二四 **猿沢池** 奈良の東、興福寺の南にある、興福寺が行う「放生会」の放生池として作られた人工池。樽井町はその西隣、興福寺南大門にあり三条通に面する。
- 58・二六 **春日社** 三条通の真東、三笠山の西麓に鎮座する。一の鳥居は山麓、三条通と東京極大路の交点に立ち、二の鳥居は長い参道を上り祇戸社の前に立つ。
- 58・二六 **東大寺** 奈良東部の華嚴宗大本山で南都七大寺の一つ。大仏は二度焼失し、現存のものは元禄五年(二六九二)に開眼供養が行われた。法華堂(三月堂)・二月堂(江戸時代の再建)は奈良時代に建立された仏堂。二月堂で行われる修二会(お水取り)は、二月堂前の關伽井屋(若狭井)から観音に供える「お香水」を汲み上げる儀式。二月堂前の良弁杉は、東大寺の開山である良弁(六八九〜七三三)が驚にさらわれ連れて来られ、ひっかけられたと伝えられる杉木。
- 58・二六 **興福寺** 奈良のほぼ中央にある法相宗寺院で南都七大寺の一つ。古代から中世にかけて大きな勢力を保ち、近世でも春日社兼興福寺領二万一〇〇〇石を得たが、享保二年(一七二七)に出火、東金堂や五重塔などを残して大焼亡し、その後も時運に恵まれず復興が遅れた。
- 58・二八 **三笠山** 若草山の南、春日山の西峰をなす円錐形の山。
- 58・一八 **手向山八幡** 奈良の手向山を背にしてその西麓に鎮座。東大寺の鎮守社であったが、明治の神仏分離で独立した。
- 59・一 **八景** 東大寺鐘、春日野鹿、南円堂藤、猿沢池月、佐保川螢、雲居坂雨、轟橋旅人、三笠山月を「南都八景」と称する。雲居坂と轟橋の詳細な位置は不明。
- 59・三 **元興寺** 南都七大寺の一つであったが近世までに勢力を失い、火災で焼け残った東大塔は東大寺末となっていたが、安政六年二月二十八日に観音堂と五重塔が焼失し、その後五重塔は再建されなかった。
- 59・三 **招提寺** 添下郡五条村にある律宗寺院。現在は唐招提寺と称される。
- 59・四 **宗近** 京都の三条小鍛冶宗近の流れを引くと伝えられる奈良の刀匠。
- 59・五 **郡山御城下** 奈良の南西、奈良盆地の北部、添下

- 郡にある郡山藩柳沢家一五万二〇〇石の城下町。
- 59・五 小泉 郡山の南西、法隆寺との間にある添下郡小泉村。片桐家一万一〇〇石の陣屋があった。
- 59・六 法隆寺 小泉の南西、平群郡法隆寺村の聖徳宗総本山寺院で南都七大寺の一つ。通称は斑鳩寺。天正十三年(一五八五)、豊臣秀長が大和国を加増されて郡山城に入ると、諸大寺の寺領は悉く減ぜられ、法隆寺の寺領も一〇〇〇石となり、寺勢は困窮した。
- 59・九 金剛山 生駒山系の南方、大和と河内国境の山系。修験道の開祖、役行者が修業した山として知られる。
- 59・一〇 高取之山城 金剛山の東方、高市郡の東南、高取山上にある山城。
- 59・一〇 植村侯 大和国高取藩二万五〇〇〇石藩主植村出羽守家保(一八三七〜九六)。
- 59・一三 十三峠 竜田から平群郡福貴畑村を経て、信貴山の北を越え、河内国高安郡神立村に至る峠。暗と並んで大和と河内を結ぶ商業通路であった。
- 59・一四 立田新宮 法隆寺の西南、竜田村に鎮座。竜田大社を本宮と呼ぶのに対して、竜田新宮と称する。
- 59・一四 立田川 生駒山東北麓に発し、生駒山地と矢田丘陵の間の生駒谷を南流し、斑鳩の西南あたりで
- 60・一八 摩耶山 六甲山地中央部の標高六九八メートルの山。
- 60・二五 駒か林 和田岬の西、大阪湾に面する八部郡駒ヶ林村。
- 60・二六 神部 八部郡神戸村。慶応三年の兵庫開港に伴い外国人居留地が設けられ、海岸には新たな港が建設されて外国に開放された。
- 60・二 佐兵衛 村上彦右衛門の若党森島兵蔵の父。文久二年三月十八日死去。
- 60・一 暗峠松原通 奈良と大坂を結ぶ最短距離とされた街道。十三峠の北、生駒山南の鞍部にある暗峠を越えて、伊勢参宮本街道松原宿へ出る。
- 59・一七 甲立村 河内国高安郡神立村、以下、楽音寺村、河内郡福万寺村、若江郡若江村、渋川郡伊賀村(又は摂津国東成郡猪飼野村か)。
- 59・二五 信貴山 大和国平群郡、信貴山南東中腹にある信貴山真言宗総本山の寺院。正しくは朝護孫子寺、通称は信貴山寺。
- 59・二五 龍田本宮 大和川北岸の三室山東北、立野村に鎮座。俗に竜田明神、竜田新宮に対して龍田本宮と称する。
- 大和川に注ぐ川。下流の川岸には楓が多く、古来紅葉の名所として知られる。

265 注

- 61・二 生田明神 八郡郡生田宮村、生田の森に鎮座する生田社。梶原景季が箆に梅をさして一の谷の戦いで奮戦した様子を描いた謡曲「箆」があり、神社には「箆之梅」や、景季が水を汲んで生田の神に武運を祈ったと伝える「梶原井」がある。
- 61・九 太田部 備前国和気郡日生諸島最南部の島、大府島か。
- 61・一八 円福寺 備前国児島郡下津井村の真言宗御室派寺院。
- 61・一八 観音寺 児島郡吹上村の真言宗御室派寺院。
- 62・二三 秋月 安芸国安芸郡江田島村秋月浦。
- 62・二七 旦那浦 安芸郡仁保島村旦那浦。
- 64・一 小川道仙 広島藩士。天保十二年(一八四一)側医師並、嘉永六年(一八五三)側医師。
- 64・一五 神田高良大明神 神田社の摂社か。高良社は厄除け、延命長寿の神として古来より篤い信仰を集める。
- 65・一 牛尾玄珠 広島藩側医師並。前名は玄珠。天保十五年正月に父玄珠の跡目を相続。
- 65・一六 後藤松軒 広島藩士。御用医師格後藤松眠の子。文政四年(一八二二)、十八歳で長崎の吉雄塾に入門。蘭学を学び、同十一年に父の死により帰郷して業を継ぐ。三宅春齡らとともに種痘普及に尽力した。
- 65・一八 久姫 三原浅野家第一〇代浅野出羽忠敬室で、忠敬死後の法号は久照院(一八〇七〜一八〇八)。第一二代右近忠英の母。芝山国豊の娘で、東城浅野家第一一代浅野道博の養女となり、忠敬の室となる。
- 66・一 木原慎齋 広島藩士。後に慎一郎と改称。号は桑宅(一八一六〜一八一七)。父は医師木原宗林。町医であったが、藩儒坂井虎山に学び、安政四年(一八五七)末に藩から生涯扶持方を下された。藩主浅野茂長に認められて文久二年(一八六二)、還俗して士格に列し藩校教授に登用された。「役人帖」では奥詰儒者、二〇石三人扶持。
- 66・頭書 久左衛門 家老東城浅野家士山川久左衛門。万延元年(一八六〇)十月勘定所御銀方、文久二年(一八六二)一月歩行組本格。
- 66・頭書 守之助 家老東城浅野家士長束守之助は、重きお咎め中に出奔し、文久二年四月、芸備領分住居お構いの上、帰家した場合は困いへ入れるよう養子の佐一郎へ命じられた。
- 67・六 文化十一年 当時用人であった堀尾五郎八(眠石)は、江戸から真野亮之助(浅野道博)を迎えるため文化十一年(一八二四)四月五日に広島を出足、九月四日に亮之助を伴い帰国した。
- 67・九 杉岡文碩 医師。「文碩」のほか「文績」、後に

266

- は「文碩」と表記される。
- 67・三 **因伝寺** 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院、明信院内にあった役寺。堀尾家の菩提寺。
- 67・一九 **伴三之丞** 広島藩士。安政三年九月先手者頭、慶応二年歩行頭、明治元年使番。「藩士職録前編」では馬廻組(片岡大記組)、五六〇石。
- 67・頭書 **重兵衛** 家老東城浅野家士山中十兵衛か。十兵衛は安政四年四月歩行目付帰役、先供頭取兼帯、慶応二年二月歩行筆頭。
- 69・二七 **堀田豊前守正毅** 近江国宮川藩一万三〇〇石五代藩主堀田正毅(七六一―一八一九)。宮川藩堀田家は東城浅野家と同族。
- 69・二八 **御家督** 文化十二年八月十日に高平が病気を理由に隠居し、亮之助が東城浅野家を相続した。
- 69・一九 **御隠居** 嘉永元年八月十七日に高博が隠居し、大炊(道興)が東城浅野家を相続した。
- 70・六 **石井正善院** 東城浅野家中石井寿兵衛の父園蔵は嘉永七年五月二十九日に死去した。行年七十四歳。家中の弓術師範であった。
- 70・九 **光照院** 東城浅野家の祖、浅野孫左衛門高勝。
- 70・二〇 **今中大衛** 広島藩士。諱は相愛、前名は権六。嘉永七年先手者頭、安政七年(一八六〇)大小姓頭、文久二年(一八六二)番頭、慶応元年(一八六五)寄合。二
- 70・二〇 **久保田平司** 広島藩士。諱は秀徹、のち秀雄(一八三二―一八九〇)。万延元年(一八六〇)先手者頭、慶応元年(一八六五)十月広島西町奉行、同三年用人「役人帖」では用人、四九〇石、安政六年十一月父部家督。王政復古に力を尽くし、慶応三年十二月参与となる。
- 72・一 **三宅内外** 家老東城浅野家士。嘉永三年(一八五〇)四月学事付武具方加、万延元年十月小姓組本格。文久元年十二月、武具蔵の腰物盗難事件により御叱・差控、同二年閏八月武具方掛免。
- 73・一八 **田打** 田打村は世羅郡南部の東城浅野氏給知。
- 74・二 **貞善** 彦右衛門の父星右衛門と実母阿重の娘で、彦右衛門の妹お順。文政三年三月九日生、同年六月十六日死去。
- 74・二 **厳島祭礼** 六月十七日夜から十八日にかけて行われる、対岸の地御前神社の神に会いに向いた厳島神社の祭神市杵島比売命を管絃船で迎えに行く厳島社管絃祭。同時期の宮島夏市には、宮島芝居として広く知られる歌舞伎芝居が上演され、各地から人が集まり賑わいを見せた。
- 74・三 **御供船** 広島城下の各町は、六月十六日の厳島社管絃祭に御供船を出して参加した。美麗な船

267 注

- 飾りをした御供船が広島から敵島へ向けて出
発し、十八日に帰着した。最盛期の寛政七年（一七
九五）には九〇余艘の御供船が出て、「両岸又橋上見
物之男女如雲上」であった。その後、規制などのた
め船数は減ったが、見物客は川辺を埋め、嘉永五年
（一八五三）には集まった群集のため京橋が落ち、死
傷者が出ている。
- 74・三 水主町御屋敷 七代藩主浅野重晟により、享和
元年（一八〇一）から、多年の緊縮財政による藩士の
気風萎靡を打開するという名目で水主町に建設さ
れた浅野家の別邸。文政八年（一八二五）から建物・
庭園に大幅な改修が行われた。池のある与楽園は
泉邸・万象園（二原浅野家下屋敷）と並ぶ名園。
73・頭書 正清院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。広
島藩主浅野家が帰依する五ヶ寺の一つ。
73・頭書 惇信院 江戸幕府第九代将軍徳川家重（一七一
一〜六二）。宝暦十一年六月十二日に薨去。
75・一四 嘉永三年之節 嘉永三年五月二十二日、浅野道
博室の寛姫（高辻福長娘、麗照院）が死去している。久
姫は浅野道博の養女なので、寛姫は母の続柄とな
る。
- 76・頭書 遠野弥 広島藩士。文久三年尾道町奉行、元
治元年（一八四四）蔵奉行、同二年郡廻り、慶応二年
（一八六六）郡奉行、同三年町奉行上席、同年先手者頭
次席、「役人帖」では先手者頭次席（近江守用達役）、
一七〇石、安政五年二月父弥右衛門家督。松原は
広島城内堀北側の家中屋敷町。
- 77・七 戒善寺 城下中町の浄土宗鎮西派寺院。
79・一七 関蔵人 うちの広島藩公子浅野内記懋績。浅
野右京長懋の七男。文政九年（一八二六）に浅野左門
昌倫の養子、同十二年に年寄上座関蔵人忠親の婿
養子となり、家督（三六〇〇石）を継ぎ、関尚之丞忠
敬と称す。嘉永元年（一八四八）用人、安政三年（一八
五五）年寄役（蔵人と改称）。実兄茂長の広島藩襲封に
ともない、文久三年（一八六三）六月に本家に復帰、内
記と改称し藩政参与を命じられる。
- 79・一八 井伊藤蔵 広島藩士。天保十五年（一八四四）側詰
次席、弘化二年（一八四五）船奉行、安政三年（一八五六）
中小姓頭、文久二年（一八六二）旗奉行。
79・一九 天野保之允 広島藩士。安政四年騎馬弓筒頭、
万延元年（一八六〇）大小姓頭、元治元年（一八六四）番
頭、同二年宮内少輔（近江守）様番頭、慶応二年（一八
六六）先手者頭。同三年小姓組番頭。「役人帖」では
小姓組番頭、一〇〇〇石、弘化元年十月父兵衛家
督。
- 80・二 田上勇助 広島藩士。天保十五年（一八四四）奥

- 詰、嘉永五年(一八五二)家督(四四〇石)、側詰膳番兼、安政二年(一八五五)歩行頭、文久二年(一八六二)中小姓頭、同三年小姓組番頭次席。元治元年隠居。
- 80・六 木野要精院 父星右衛門の実兄で、家老上田家士木野左守。星右衛門の父木野文右衛門政章の七男で、兄の三男政清から家督を継いだ。天保四年(一八三三)六月十日、五十一歳で死去。
- 80・三 東穢多村 広島城下の東西入口には革田が配置され、城下町への出入りする者を取り締まり、市中の警備に当たるほか、正月には笛・太鼓などで囃しながら家々を廻る「門ひらき」を行った。
- 80・二七 梶川讃岐 広島藩士。前名は角右衛門。天保十年(一八三九)用人、嘉永六年(一八五三)用人上席、安政四年一月年寄(讃岐と改称)、文久三年五月高齢のため致仕。
- 80・頭書 天保度 天保十二年十二月十二日の東城浅野家第一〇代高平(健徳院)死去後をさす。
- 81・五 小島左源太 家老東城浅野家士。安政三年三月小姓組並取立、銀奉行、同六年十一月吟味役添役、銀奉行兼帯、万延元年七月小姓組本格、文久二年閏八月吟味役・御銀奉行兼帯。
- 81・二〇 長武左衛門 家老東城浅野家士。万延元年九月喜大夫跡目相続、同二年一月小姓組本格、文久三年九月石筆。
- 81・二三 秀山智英童子 彦右衛門の長男正介。天保十三年(一八四二)誕生、同十五年七月二十六日死去。
- 82・四 高木来助 家老東城浅野家士。高木家は森岡万之進室たつの実家。安政六年(一八五九)一月当用方へ日参、省略方御用向取計、八月小姓組取立て、蔵奉行加、元治元年(一八六四)八月小姓組本格、蔵奉行、慶応二年(一八六六)四月代官。
- 82・九 御裏地藏尊 東城浅野家屋敷裏の鎮守か。毎月二十四日は地藏の縁日。七月二十四日は、城下西塔橋東、白神社の向かいにある地藏の縁日で、大いに繁盛したという。
- 82・二一 超覚寺 城下鉄砲町の浄土真宗大谷派寺院。
- 82・二二 小鷹狩小源次 広島藩士。後に源次と改称。嘉永元年(一八四八)納戸奉行次席。「役人帖」では納戸奉行次席(泰栄院様御広式詰三八石三人扶持、弘化三年三月父軍兵衛家督。小鷹狩家屋敷は超覚寺の南隣。
- 82・一九 主税 加賀守の子、文久元年六月ごろ丹後守と改名。
- 82・頭書 桂辰馬 家老東城浅野家士。天保十年(一八三九)二月召出、嘉永三年(一八五〇)八月小姓組取立、銀奉行(御紙方御用も引受)、安政三年三月小姓組本

269 注

- 82・頭書 渡辺四郎右衛門 家老東城浅野家士。安政五年(二八五八)二月奥詰、万延元年(二八六〇)七月同役免。文久二年閏八月武具奉行加。慶応二年(二八六六)三月死去。彦右衛門とは同年で竹馬の友。
- 83・二 長喜大夫 家老東城浅野家士。安政五年二月老年により吟味役免、勘定所詰。
- 83・四 森仙太郎 家老東城浅野家士。文久二年二月、年来馬術出精を賞され、知行格。
- 83・七 岡島平之進 家老東城浅野家士。岡島家は勝馬が出奔して家名断絶となったが、安政五年(二八五八)五月、森仙太郎二男平之進が養子に入り家名を建てることを許され小姓組、同六年一月児小姓、元治元年(二八六四)九月目付役。慶応三年(二八六七)二月に堀尾善大夫娘と婚姻(後に離縁)。
- 83・七 森光太郎 仙太郎の子。安政五年四月馬術心懸け厚く出精につき小姓組並御取立、二人扶持。文久元年六月召出。
- 83・二 高井村 佐伯郡高井村は石内村の南方。村の東、南高井越を越えて古江村田方へ抜ける道が当時多く利用された。
- 83・二 大光院 第一〇代広島藩主浅野慶熾(二八三六〜五八)。安政五年(二八五八)九月十日に襲封五ヶ月足らずで逝去。
- 83・一八 温恭院 江戸幕府第一三代將軍徳川家定(二八二四〜一八五八)。安政五年(二八五八)七月六日に薨去。
- 83・頭書 松尾茂三郎 家老東城浅野家士。安政四年三月御雇御帳前より歩行組へ召出し、歩行目付・御先供頭取兼帯。
- 83・頭書 桑原嘉東太 家老東城浅野家士。旧名盛蔵。万延元年七月歩行目付、御先供頭取兼帯。文久三年八月同役免。
- 84・八 堀尾後室 善大夫の母で、堀尾眠石(五郎八)の未亡人、栗原氏。慶応二年(二八六六)二月二十四日死去。法名詮寿院。
- 84・一四 岩崎良之進 家老東城浅野家士。嘉永三年八月歩行組御雇、御用部屋詰日参、安政二年十月御雇、御用部屋詰より歩行組召出、祐筆見習、同六年二月小姓組取立、祐筆、文久元年十二月、死去した父常介の跡目相続、切米八石二人扶持、小姓組本格。
- 84・頭書 等覚院 城下国泰寺村、曹洞宗国泰寺の塔司寺院。
- 85・二 松栄寺 安芸郡尾長村の天台宗寺院。江戸寛永

- 寺の末寺で広島東照宮の別当。浅野家が帰依する五ヶ寺(松榮寺・国泰寺・明星院・正清院・日通寺)の筆頭。
- 85・二六 **利円廟** 村上天初代三郎右衛門。文久元年秋に院号を追贈され、法名は慈眼院釈覚性利円居士となった。家老東城浅野家の居館がある東城に程近い奴可郡未渡村の出身で、当初同家与力の宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足輕に取り立てられたという。宝永二年(七〇五)八月九日死去。
- 85・一九 **国泰寺** 城下尾道町の曹洞宗寺院。藩主浅野家の菩提寺で、寺領四〇〇石が与えられ、城下曹洞宗寺院の触頭であった。
- 86・二二 **金子先生** 広島藩士金子徳之助。号は霜山(二七八九〜一八六五)。文化八年(八二二)以後学問所教授を勤めた後、文久三年(八六三)中小姓頭同格御軍方御用掛。長沼流軍学に精通していたため、同年七月に抜擢されて用人並となり、学問所教育任務を解かれて軍務に参与、役料を合わせて四〇〇石となる。金子家は東城浅野家抱えの医師であったが、安永三年(七七四)に楽山が召し出されて藩儒となり、子の華山、孫の霜山も学問所教授となった。
- 86・二五 **江波** 広島藩では、享保九年(七三四)築山嘉平の願いにより、沼田郡江波村に丁打場(試射場)を設けて棒火矢の演習を開始した。
- 86・一八 **奥田政次郎** 家老東城浅野家士。江戸で出奔し、断絶となった広島藩士大駄陽次郎の弟。浅野道興の実母奥田隆玄院は、安政五年九月に家士山田多喜登妹りせを養女とし、十一月に死去した。東城浅野家では同六年三月、政次郎をりせの婿養子にして奥田家を相続させた。同年三月知行格、六月児小姓、万延元年十一月出頭加、歩行組支配請引、元治元年五月出頭加免、御用達・膳番兼帯。慶応二年三月御役御免、御側詰同格武具奉行。
- 87・一 **田中庫三** 三原浅野家士の二男で、尾道奉行薬師寺小兵衛へ若党として参り、尾道の町回りとして抱えられる。安政六年、尾道商家三島屋の娘お百合は息子鶴松を連れて庫三へ嫁した。
- 87・三 **薬師寺小兵衛** 広島藩士。嘉永七年代官、安政三年(八五〇)尾道町奉行、同五年郡廻り、文久二年(八六二)勘定奉行、元治元年(八六四)町奉行。**中根栄蔵** 東城浅野家士。安政二年二月歩行目付より歩行筆頭、同四年三月小姓組並御取立、奥附定加。万延元年八月小姓組本格、奥付。
- 86・頭書 **長束清次郎** 家老東城浅野家士。茂兵衛の婿養

271 注

- 87・六 伝吉 丹羽正蔵と木野一馬娘しげとの子。万延元年八月十五日出生。文久二年二月十三日死去。
- 87・七 松本玄順 家老東城浅野家侍医。良伯の父。文久三年四月十五日に死去の記事あり。
- 87・一〇 寺尾源五郎 広島藩士。文久元年(一八六〇)奥詰、慶応二年(一八六六)側詰次席、「役人帖」では側者頭添役次席、三三石三人扶持ほか、安政五年五月父兵蔵家督。
- 87・二 八木喜真太 家老東城浅野家士。八木家は与力一一家の一つ。安政三年三月馬回筆頭。
- 88・五 福寿院 城下木挽町の古義真言宗大覚寺派寺院。
- 88・一五 津川元敬 広島藩士。諱は泰之。号は其芳。文政三年(一八二〇)側医師並、同十三年側医師。広島の種類普及に尽力し、慶応三年に八十五歳で死去。
- 88・一五 高橋文良 広島藩士。諱は信直。佐伯郡草津町西道朴の子で、藩医高橋道悦の養子。長崎に遊学し、阿蘭陀通詞吉雄氏のもとで蘭方外科を修める。天保十五年(一八四四)御側医師。
- 89・一八 能称廟 村上家五代藤次郎(七八八〜一八〇八)。法名は文久二年一月の文字増により能称院応誓証真居士となった。文化五年八月二十四日死去。
- 90・二 大寿院 家老上田家士故水谷又左衛門(一八〇石)。安政五年八月二十九日死去。彦右衛門の星右衛門の実兄。
- 91・五 伝福寺 城下材木町の曹洞宗寺院。水谷家の菩提寺。
- 90・頭書 桑原内蔵二 家老東城浅野家士。天保十年二月中小姓組並に取立てられ、作事奉行、安政五年二月台所奉行、御奥附兼帯、万延元年八月奥附兼帯免。
- 90・頭書 松井捨次郎 家老東城浅野家士。万延元年十月鼓貝方見習。
- 93・三 大謙院 家老上田家第一〇代当主上田安世。現当主第一二代安敦の父。文政三年(一八二〇)十一月十二日死去。
- 93・頭書 見明院 越後国新発田藩一〇万石前藩主溝口直諒あきの室で、第八代広島藩主浅野斉賢の娘(斉肃の姉)歌姫。八月二十一日に死去。
- 94・二三 波多野清太郎 家老三原浅野家士。文久三年七月に広島から三原へ移居。
- 95・二三 水戸前中納言 常陸国水戸藩三五万石前藩主

- 95・一五 姫君 第九代広島藩主浅野齐肃室の末姫(一八七〇〜七三)。第一二代將軍徳川家齊二四女。徳川齊昭の養父(実兄)齊脩室は、家齊七女峰姫であるため、末姫にとって齊昭は甥に当たる。
- 96・六 誓円廟 村上家二代甚兵衛。文久元年秋に院号を追贈され、法名は普照院釈実道誓円居士となった。宝暦四年(一七五四)九月二十二日死去。
- 96・七 受安廟 村上家二代甚兵衛。文久元年秋に院号を追贈され、法名は普観院釈受安妙喜大姉となった。明和四年(一七六七)十一月二十一日死去。
- 96・一八 吉光軍右衛門 家老三原浅野家士。広島藩士蔵田秀蔵次男。安政二年一月に三十三回忌を迎えている。
- 96・一九 曾祖母 桑原秀蔵娘で、村上家四代男蔵室(名は阿古代)。法名は文久二年一月の文字増により信楽院貞受妙観大姉となった。天保三年(一八三二)四月二十七日死去。
- 97・五 母之会釈 彦右衛門は父星右衛門から家督を継承した直後の天保十五年二月、それまで表向き「下女同様」で、うちわ限り「さん」唱えであった慈君(仙)を「母之会釈」にしたいと願い出たが、産母以外には決して認められない、また隠居後に妾を妻にした前例がないと却下された。
- 97・一四 渡辺氏 家老東城浅野家士渡辺宗右衛門。法名は良義院傑山宗英居士。文化十年(一八二三)から家司役を四十七年間滞りなく勤め、知行も二五〇石に至り「勤中抜群之忠義を被尽、御國中江名を被震候与申程」であったという。安政六年(一八五九)七月十四日、七十六歳で死去。
- 97・頭書 中津侯 豊前國中津藩一〇万石藩主奥平大膳大夫昌服(一八三〇〜一九〇二)。
- 97・頭書 浪人三十人余 万延元年八月二十七日、水戸藩士林忠左衛門・吉成恒次郎等三七人は、江戸芝の薩摩藩上屋敷へ向かい、攘夷の先鋒となることを願った。薩摩藩からの報告を受けた幕府は、しばらく同藩に彼らの保護を命じた。
- 98・一五 喜代見 東城浅野家士で用人佐藤益之丞の子。文久二年(一八六二)二月小姓組に召出され御次詰番外、同三年七月児小姓、元治元年(一八六四)八月御側詰、同二年四月目付同格御用達定加。
- 98・頭書 尾張前中納言 尾張国名古屋藩六一万九五〇

273 注

- 99・二七 長束吉之進 家老東城浅野家士。安政五年四月御山方免、露地奉行兼帯、同六年九月作事奉行添
- 99・二 貫心流 別名司箭流。居合術を含む実践的な剣術・薙刀の流派。広島では文化年間に細宗閑が道場を開き、広島藩に抱えられ、以来呑空、鉄腸齋と三代にわたって藩へ仕えた。
- 99・二〇 村井為次郎 広島藩士。「藩士職禄前編」では小姓組(大久保字郡組)、三八石三人扶持。
- 99・二三 大野木昇 広島藩士。「藩士職禄前編」では馬廻組(片岡大記組)、一八五石。
- 99・一九 一甫流 難波一甫流は難波一甫齋を流祖とする柔術の流派。近世初期に長州牢人から広島に伝えられ、広島藩士矢野家で伝承された。幕末には、沼田郡阿戸村居住の宇高直次が領民にも指南したため、一五〇〇人もの門弟があった。
- 98・頭書 越前春嶽 越前国福井藩三二万石前藩主松平大蔵大夫慶永(一八二八〜九〇)。春嶽と称す。徳川慶勝同様、幕府から隠居・謹慎を命じられたが、万延元年九月に謹慎を解かれた。
- 98・頭書 土佐容堂 土佐国高知藩二〇万二六〇〇石前藩主山内豊信(一八二七〜七二)。將軍継嗣問題で一橋派として井伊直弼らと対立、安政六年二月に隠居し、容堂と称した。同年十月に慎を命じられたが、万延元年九月に解かれた。
- 99・二六 大髭山 家老東城浅野家の給知、佐伯郡古江村にある給主御建山。
- 100・頭書 真野謔五郎 家老東城浅野家士。嘉永七年閏七月御次詰加免、万延元年十月小姓組本格児小姓。
- 101・九 片岡道二 宇治茶師で、広島藩から扶持を賜わる。「藩士職禄前編」では合力組(宇治)、三〇石。広島藩では、天保十三年(一八四二)に宇治の茶商久保喜八郎を広島へ移住させて宇治風炉製法を普及させ、製茶の増産・改良に取り組んでいる。
- 101・二 乙次郎 家老東城浅野家士藤川每登の二男で、
- 99・一九 役・山方兼帯、露地奉行兼帯免、万延元年(一八六〇)十月小姓組取立、作事奉行定加(山方そのまま兼帯)、文久元年十一月当分趣法役所出勤(時々作事所御用向)。同二年閏八月本務作事奉行加へ出勤。慶応二年四月蔵奉行、作事奉行・御山方兼帯。
- 99・二六 野口金兵衛 家老東城浅野家士。万延元年十月鼓貝方加役免、小姓組並御取立、祐筆、元治元年十二月小姓組本格、御用部屋詰兼帯など。

- 三原浅野家士久留庫助の婿養子となり、文久元年五月に引越し。彦右衛門は安政二年十月に子の幾三郎が死去して淋しいので、乙次郎を暫く村上家へ逗留させ、場合によっては「厄介」として養育することも考慮した(本文一五五頁)。
- 101・頭書 野原八右衛門 家老東城浅野家士。安政四年三月歩行目付より歩行筆頭、万延元年十月御次詰加。文久三年八月小姓組本格、目付役加、元治元年九月目付役。
- 101・頭書 土屋政之進 家老東城浅野家士。万延元年十月奥詰定加。文久元年九月御次詰加となり、御茶方・御活花御用向きを勤めるよう命じられる。
- 101・頭書 松尾角左衛門 家老東城浅野家士。万延元年十月作事所諸品方。慶応二年四月作事奉行添役。
- 102・一八 近藤万之進 広島藩士。嘉永五年側詰次席、同年目付、同七年歩行頭、安政二年持弓筒頭・御供頭、同六年中小姓頭、文久二年(一八六二)大小姓頭、慶応元年(一八六五)番頭。
- 102・頭書 大崎和三郎 家老東城浅野家士。安政二年二月小姓組本格見小姓。
- 102・頭書 三津井滝次郎 家老東城浅野家士。嘉永三年八月御次坊主(玄賀)、安政四年三月還俗、御用部屋詰、日参、同六年十月御用部屋詰免、万延元年十月鼓貝方加役、文久三年八月歩行目付、御先供頭取兼帯、慶応三年九月勘定所詰。
- 104・九 佐久間藤之丞 家老東城浅野家士。嘉永七年閏七月中小姓より御次詰加(出衛様御側)、安政四年三月小姓組本格(出衛様御側)、万延元年十月御側方免(出衛様御側)。
- 104・三 頼春水 広島藩儒の頼春水(七四六〜一八一六)は、竹原の紺屋亨翁の長男として生まれ、大坂で学び、江戸で家塾を開いた後、第八代藩主浅野重晟に藩儒として登用された。天明二年に藩の学問所教授となり、朱子学を藩学を中心とした。
- 104・頭書 大崎喜和馬 家老東城浅野家士。万延元年十月目付、慶応二年三月目付同格御用達定加。
- 106・五 出羽様 家老三原浅野家第一〇代浅野野忠敬(一八〇一〜一八六二)。伊勢国津藩藤堂監物の二男、三原浅野家第七代忠正の外孫に当たることから、第九代忠順の養子となり、文化十一年(一八一四)にその後を継いだ。天保十四年(一八四三)九月に家督を忠順の子忠助に譲り、万延二年一月九日(実は元日)に広島で死去した。法名は大義院殿慈山道快大居士。
- 106・六 右近様水主町御下屋敷 水主町新開にある家老三原浅野家下屋敷の一つ。この屋敷には明暦年間(一六五五〜一六五八)に二代目藩主浅野光晟から拝領した庭園万象園があり、藩主の泉邸の庭園(現縮景園)

275 注

- 108・一 上田亀之助 後の上田亀次郎安靖(ヤシキヨ)(一八四九～一九〇七)。幼名亀之助。家老上田家先代の主水安節の子。主水安敦の養嗣子となるが、慶応元年に病弱
- 107・四 吉田与一右衛門 家老東城浅野家士。吉田家は与力二家の一つ。安政四年三月十日頃に東城で死去、六十五歳。荻野流砲術の達人。弓・剣術にも優れた博識の人物であった。
- 106・頭書 相庭百蔵 家老東城浅野家士。嘉永七年閏七月中小姓より兒小姓、安政六年六月兒小姓免。
- 106・頭書 片岡弘 家老東城浅野家士。片岡家は与力二家の一つ。実父は同与力吉田与一右衛門。病身のため退隠して貢に家督を譲るが、万延元年十月格別に生涯二人扶持、家中への砲術指南を命じられる。
- 107・二 三次 家老東城浅野家小人。父星右衛門の家来で、天保十五年(一八四四)一月同人隠居の際に事情があり暇を出したが、父の願いもあり安政三年三月に切米一石六斗、一人扶持で小人に召し抱えられる。
- 106106・一〇 堀田格人 広島藩士。経歴不明。
- 106106・二〇 安井平司 家老上田家士。台所奉行。万延二年二月東城浅野家士岩崎常介四男重吉を養子とする。
- 107・二 三次 家老東城浅野家小人。父星右衛門の家来で、天保十五年(一八四四)一月同人隠居の際に事情があり暇を出したが、父の願いもあり安政三年三月に切米一石六斗、一人扶持で小人に召し抱えられる。
- 109・二 永野平次郎 村上彦右衛門元家来で永野源助弟。前名千代吉。弘化四年八月に召抱えられ、九年間勤めたが、安政二年七月に「菟角平日心得振熟与無之、猶此度甚心得違之儀有之」として、やむなく御暇を遣わされた。
- 109・二 田中栄作 家老東城浅野家士。文久二年八月二十七日に死去。
- 109・頭書 渋江舍人 広島藩士。前名藤之丞。天保十四年(一八四三)大目附、嘉永四年(一八五二)騎馬頭格。文久三年隠居。
- 110・七 田部藤之進 広島藩士田辺藤之進。「藩士職禄前編」では用達所物書(用達所歩行筆頭)、二〇石三人扶持ほか。
- 110・二五 辻専祐童子 辻清人と梅の子で、嘉永七年十一月四日に誕生し、二十一日に死去。
- 110・一七 興徳寺 城下田中町の臨濟宗妙心寺派寺院。木
- 108・八 堀尾勝登 家老東城浅野家士堀尾善大夫の子。万延元年十一月召出され、小姓組、兒小姓。文久三年八月、父隠居にともない家督を継ぎ、一三五石。同年十一月側詰、御用部屋出勤、元治元年七月用人並、慶応四年四月用人。
- 108・八 堀尾勝登 家老東城浅野家士堀尾善大夫の子。万延元年十一月召出され、小姓組、兒小姓。文久三年八月、父隠居にともない家督を継ぎ、一三五石。同年十一月側詰、御用部屋出勤、元治元年七月用人並、慶応四年四月用人。
- のため廃嫡。明治十年に上田家を継ぎ、男爵を賜る。

276

- 野家の菩提寺。
- 110・二七 米槌 家老上田家士丹羽正司二男。文久二年六月に木野一馬の養子となり、同四年二月に謙造と改称。慶応二年(二八六)十二月村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸へ遊学。同四年二月の帰国後に大坂へ出奔。
- 111・二四 休廟 村上家三代彦兵衛室。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大教院釈休誓妙順大姉となった。宝暦七年(七五七)十一月二十七日死去。
- 112・九 昨年之振合 前年の安政六年五月、広島藩は財政難にもかかわらず、藩士の疲弊を考慮して藩士からの借米を五分宥免することにした。しかし、東城浅野家の安政六年暮の御仕向けなどはこの方針に准じることができず、前年並みとされた。ただしその他の銀渡しについては、半方渡し又は七分五厘渡しであったものが、五厘だけの借用(九分五厘渡し)となった。
- 112・一〇 久米之助 家老東城浅野家士長武左衛門の子。文久二年四月歩行組御雇、二人扶持、同三年十一月御用部屋詰。慶応元年(二八六)七月書役。
- 113・六 原常三郎 広島藩士。「官禄帖」では大小姓並、三八石、慶応三年(二八六)奥詰、「役人帖」では奥詰、三八石三人扶持、弘化三年一月父貞五郎家督。
- 114・二 周五郎 佐伯郡地御前村の橋本屋周五郎と称していたが、嘉永三年橋本屋と不熟となり、中津屋万之助(安政五年八月二十六日死去)方へ逗留した。
- 115・一八 松本屋亀次郎 東城の松本屋は村上家三代彦兵衛の嫁ぎ先。
- 115・一九 堀田小膳 家老上田家士。出頭役。文久三年六月に隠居。
- 116・二 小林土佐守 藤森大明神社司。
- 116・三 水府御家来五百人 万延元年十一月頃、水戸藩浪士数百人が蜂起して横浜居留地を焼打ちし、江戸の列国公使館を襲撃するという流言が広まり、幕府は対策を取ったが、事件は起きなかった。また、万延元年十二月四日、米国公使館通弁官ヒュースケンが、薩摩藩士により殺害される事件が起きているが、水戸藩士による異国人殺害事件は発生していない。
- 116・二 遠藤但馬守 近江国三上藩一万二〇〇〇石藩主遠藤但馬守胤統つねのり。天保十二年若年寄。安政六年に外国事務係を命じられてロシアと交渉を行い、万延元年閏三月に神奈川開港に尽力した労を賞され、さらに同年外国貿易筋用係なども命じられているが、風説のような事実はない。

277 注

- 118116・頭書 小童村 小童村は世羅郡北部の東城浅野氏給知。
 三 嘉永元年格別之御大俊 度重なる幕府からの公
 役負担や大災害等による臨時支出の増大により、
 広島藩の財政は極度に困窮し、嘉永元年、家中・
 町方・郡方に対して藩主直筆による「格外之御大
 俊」が触れ出された。
- 119・五 深町真喜太 家老三原浅野家士。旧称万喜太。
 文久三年十二月目付定加、元治元年八月目付本役。
- 122・頭書 花山公 公卿の花山院家厚(七八九〜一八六)。
 嘉永三年一月、浅野道興は芝山昌姫を内分に養女
 としたことの内祝として、彦右衛門へ花山院家厚
 の鶴歌短冊二葉などを下賜している。
- 123123・三 福山久馬 家老上田家士。出頭役。
 南流する太田川が京橋川を分流する部分に面する。
 北端の一本木鼻から南に延びる堅町が一本木厩町
 で、京橋川に向かう最初の東西の筋が鼠小路。
- 123・一〇 松田丈之助 広島藩士で、勘定所支配足軽松村
 丈之助か。十二月二十八日暁に妻と男子二人、女
 子二人を殺害して自滅したが、十八歳の娘だけは
 絶命に至らなかった。家財没収、御家断絶になる
 ところ、一類が願い出て、生存した娘に養子を迎
 えて家名を継がせることも検討されたが、実現し
- 123・二六 三木十左衛門 広島藩士。安政六年(一八五九)奥
 詰。「役人帖」では奥詰(書物奉行加役番外)、一七五
 石、弘化元年一月父茂大夫家督。
- 124・五 浮過 「無地無高浮世過」のこと。耕地を持た
 ず、小作したり賃仕事などの「浮稼ぎ」で生計を
 立てる階層。
- 124・七 岩崎瀬平 家老東城浅野家士。安政三年(一八
 五〇)三月歩行列加、村方付兼、同六年一月当用方
 へ日参、省略方御用向き取計らいを命じられる。
- 124・四 林勝蔵 家老東城浅野家士林太郎八(作事所詰)
 の子。文久二年八月八日に流行病のため死去の記
 事あり。
- 124・二六 松田六之丞 広島藩士。後に右膳と改称。嘉永
 六年(一八五三)側詰次席、安政三年(一八五〇)側詰膳
 番兼、文久元年(一八六〇)先手者頭次席。
- 124・一七 御昇進 万延元年十二月十六日、広島藩主浅野
 茂長は少将に任じられた。
- 125・一 室角峯登 家老東城浅野家士。慶応二年(一八
 六〇)二月児小姓筆御養子様(守之進)御附。
- 125・一 松井庫人 家老東城浅野家士。安政五年四月目
 付免、小姓組並に引下げられる。
- 126・二 出羽様御葬送 浅野出羽忠敬の葬儀は一月十九

278

- 126・頭書 日、同家菩提寺の三原妙正寺(日蓮宗)で行われた。横関源左衛門 家老上田家士。文久三年八月出頭役。
- 127・頭書 土屋篤三郎 家老東城浅野家士。安政六年十一月勘定所詰、当用方、万延二年一月歩行組本格。
- 128・頭書 遠寿院 三原浅野家第九代浅野忠順(一七九〇〜一八二四)。第七代広島藩主浅野重晟の四男で、寛政五年に四歳で、死去した第八代浅野忠愛の後を継いだ。
- 131・一 文恭院 江戸幕府第一代將軍徳川家斉(一七三三〜一八四二)。天保十二年閏一月七日に薨去。第九代広島藩主浅野齐肃の正室末姫の父。
- 133・八 木野お喜代 木野一馬の娘。丹羽家から米槌を婿養子に迎え、慶応二年九月二十七日に婚礼。
- 133・八 おしつ 木野一馬の娘。明治四年(一八七三)月に東城浅野家土岡島平之進の後妻となる。
- 133・二 相庭静 家老東城浅野家士。吉良流礼法指南。安政四年十月ごろに庄之助から静と改名。文久三年七月に生涯二人扶持を下され、常々素読所出勤を命じられる。
- 133・三 宗対馬守 対馬国府中藩一〇万石格藩主宗対馬守義和(一八一八〜九〇)。正室は広島藩八代藩主齐賢娘の加代姫(齐肃妹)。
- 133・三 勝千代 宗義和と側室碧との間に生まれた男子。義和と碧とは一旦決定した世子善之丞(後の義達)を廃して勝千代を世子としたが、安政六年(一八五九)十一月二十九日に急死した。九代藩主齐肃(少将様)の甥にあたる。
- 135・二四 先祖考 村上家四代勇蔵。法名は文久二年一月の文字増により常称院誓恩大超居士となった。文化四年(一八〇七)十二月七日に新知一〇〇石を賜り、用人から家司役に拔擢された。文化五年(一八〇八)五月七日死去。
- 135・二四 先役 天保十五年二月十五日、彦右衛門は家督を継いだ十九日後に用人役に就任した。
- 135・二五 当御役 祖父勇蔵の死後、渡辺宗右衛門が文化十年(一八一三)五月から安政六年(一八五九)七月に死去するまで、四十七年間にわたって家司役を勤めたが、宗右衛門の死去後は欠員であった。
- 135・二五 百五拾石 彦右衛門は天保十五年の家督継承時には父同様一〇〇石であったが、安政四年三月十日に三〇石加増され、この二〇石の足知により一五〇石となった。
- 136・七 黒田弥五左衛門 広島藩士で槍術師範。嘉永七年(一八五四)奥詰。元治元年(一八六四)側詰次席、明治元年膳方頭取、同年大目付。「役人帖」では大目

279 注

- 138・頭書 付(政事堂へ出勤)、一三〇石、天保八年(一八三七)八月父弥五衛門家督。
- 137・二〇 熊次 村上彦右衛門の小者。万延二年二月に抱えられ、文久元年七月に御暇となる。
- 137・二四 木原徳蔵倅 村上彦右衛門の若党木原清次郎。万延二年(一八六二)二月から奉公し、文久三年七月に東城浅野家鉄砲組へ召し抱えられる。
- 137・二八 山県彦一 元家老東城浅野家士。安政二年(一八五五)に兵太郎が御暇を下され、隠居彦一(前名数太郎)が無禄で手細工をしながら家族を養った。同三年九月に困窮の噂を聞いた彦右衛門から銀札を贈られたが、十一月に子の虎之丞に家名取立てが許された。
- 137・頭書 文天祥 文天祥(二三〇〇〜八二)は中国、南宋末の宰相で忠臣。元軍の侵攻に抗し、捕えられても脱走するなど宋王朝への忠節を曲げなかった。在獄中に作った長詩は藤田東湖や、吉田松陰らの勤皇思想に影響を与えた。
- 138・頭書 大野木保次郎 家老東城浅野家士。天保十五年二月作事所詰、安政五年十一月歩行列加、御用部屋詰(勤め向きは書役打込み)、同六年十月書役。
- 138・頭書 平川勘助 家老東城浅野家士。安政六年八月歩行列加、同年十月御用部屋詰。
- 139・六 嘉蔵 天保十五年二月、東城浅野家から職人並、切米一石六斗として抱えられた。
- 141・一七 屋敷遷徒 村上家では、父星右衛門が屋敷替えとなり、天保十二年八月十三日に「素説所御多門」へ転宅している。
- 142・七 小倉恒助 家老東城浅野家士。安政六年九月甚右衛門跡目相続、小姓組。慶応二年二月小姓組本格、児小姓。
- 142・八 佐々木猶馬 家老東城浅野家士。安政六年八月御用部屋詰、十月書役、元治元年十二月小姓組並取立て、御用部屋詰、御作事所へも出勤、製臘方御用向き手厚く勤めるよう命じられる。
- 142・八 檜垣他人吉 家老東城浅野家士。安政三年十一月権次郎の家督を相続、歩行組、同五年四月御用部屋詰(日参)、文久三年十一月当分書役打込、詰切番。元治元年九月御右筆勤め向き見習い。
- 142・八 上野吉次郎 家老東城浅野家士。安政六年九月彦三郎跡目相続、歩行組。御用部屋日参。文久三年十一月書役。
- 142・二 米蔵 水主の森島佐兵衛の子で、村上家若党兵蔵の兄。
- 144・六 下瀬篤之助 広島藩士下瀬徳之助。文久四年一月生産掛(武器製造掛)吏員、慶応元年勘定所吟味

- 役。「役人帖」では吟味役、三五石三人扶持ほか、元治元年(一八六四)九月父孫平家督。
- 144・二七 禿翁寺 城下白島村の浄土宗鎮西派寺院。
- 144・二七 文久 万延二年二月十九日に文久と改元、文久四年二月二十日に元治と改元。
- 145・二〇 東城町年寄 例年三月十五日前後は東城町から町年寄等が来広して、東城浅野家当主のお目見えがある。東城町の町年寄は二名で、大坂屋(福本氏・下梶屋(河村氏)・道上屋(名越氏)などから任じられた。
- 145・一九 当観院 家老上田家土坪内文治は文政十二年三月二十三日に死去した。文治は久米之助の父で、彦右衛門の父星右衛門の実兄に当たる。
- 146・二七 藤村おちか 藤川毎登娘。安政三年(一八五〇)五月に倉橋島神官藤村土佐守へ嫁いだ。
- 147・一 飯田・井口両流 両家はともに歴代大坪流馬術師範であった。
- 148・八 山県虎之丞 家老東城浅野家士。彦一の子。山県家は家名断絶となっていたが、同三年十一月に与一郎の功により、虎之丞が五人扶持、小姓組並で格別に取立てられた。元治元年(一八六四)八月中小姓より小姓組本格児小姓。
- 148・三 当家之由緒 彦右衛門は村上家の由緒に関心を
- 持つ。東城の徳了寺に系図があったが紛失したらしい。安政三年一月二十七日に同寺の住職が言うには、寺縁起によると、同寺六世幽照浄信の実家が村上姓で、肥後八代の産、細川家の浪人であったらしい。彦右衛門は「予か先年来之愚考と符合候由」と記す。
- 148・頭書 中山彦太郎 家老東城浅野家士。嘉永七年八月父千太家督。文久元年四月歩行組本格、歩行目付、御先供頭取兼帯。
- 149・六 潤誓信士 村上家三代彦兵衛。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大融院釈宗念潤誓信士となった。宝暦十二年(一七六二)閏四月二十一日死去。
- 149・二 米原岩之助 家老東城浅野家士。安政四年九月当時歩行組。
- 149・一九 寺西権六 広島藩士。弘化三年(一八四二)先手者頭、安政六年(一八五九)大目附、文久二年(一八六二)中小姓頭、同三年宮内少輔(近江守)様番頭。
- 149・頭書 藤太郎 広島藩士浅野助九郎の子。履歴は不明。九日死去。
- 150・七 法信院 藤川叔母氏。嘉永二年(一八四九)七月十日秋露童女。彦右衛門の長女松濃。法名は芙蓉院。弘化四年三月十八日誕生、嘉永二年七月十一日、三歳で死去。
- 150・一八 秋露童女 彦右衛門の長女松濃。法名は芙蓉院。弘化四年三月十八日誕生、嘉永二年七月十一日、三歳で死去。

281 注

- 153・二四 御山屋敷 佐伯郡古江村は家老東城浅野家の給中松平信義へ申報した。
- 153・一〇 殿様御名乗 三月十六日、広島藩主浅野茂長は諱を「もちなが」から「もちのぶ」と改訓し、老
- 153・八 中島本安橋 太田川の支流元安川に架かる西国街道の橋で、東の中島本町と西の中島本町とを渡す。別称は本川橋。
- 153151・八 本川猫屋橋 本川(太田川)に架かる西国街道の橋で、東の中島本町と西の塚本町とを渡す。別称は本川橋。
- 151・頭書 奥田角馬 広島藩士。経歴不明。
- 151・頭書 吉太郎 友五郎の子。この事件は、進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』には、「四月十日頃、鷹匠町河田友五郎といふ人の倅、空鞘町道具屋を切る、甚だ無理なる仕方にて評判悪しく、怪我人追々宜しく、河田倅は乱心の取りはからひんみて困へ入れる、その後いかが成りしや。」とある。
- 151・頭書 吉太郎 友五郎の子。この事件は、進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』には、「四月十日頃、鷹匠町河田友五郎といふ人の倅、空鞘町道具屋を切る、甚だ無理なる仕方にて評判悪しく、怪我人追々宜しく、河田倅は乱心の取りはからひんみて困へ入れる、その後いかが成りしや。」とある。
- 151151・頭書 後松原 広島城内堀の北側。
- 151151・頭書 河田友五郎 広島藩士。弘化二年(一八四五)鷹方、元治元年(一八六四)側詰次席、同二年側詰膳番兼、「役人帖」では側者頭添役(膳番兼役)、一四〇石、弘化二年十二月父彦助家督。
- 151・一〇 勝順寺 城下播磨屋町の浄土真宗本願寺派、本山直末寺院。
- 156・一八 毘沙門天 以降は東城浅野家趣法役所の鎮守。一月初寅には法楽のため西福院が村上家を訪問し、九月二十三日と十二月二十三日が祭日。
- 153・頭書 鈴ヶ嶺 「芸藩通志」(巻五二)には「古江村にあり、井口、皆賀、中須賀、高井五村に亘る、海表の一望山なり」とある。
- 154・頭書 原庄水 家老東城浅野家士。安政二年二月足軽坊主より歩行列加。
- 154・頭書 小林大右衛門 家老東城浅野家士。文久元年十二月、武具蔵の腰物盗難事件で「叱」となる。同三年七月歩行列加、武具方付。
- 156・一〇 於竹様 藤原氏北家中御門流東園家当主は右近衛権中将基敬で、於竹はその二女茂代。公卿と家老浅野右近との直接の縁組は許可されなかったため、近江国常願寺の養女となり、文久二年二月に婚姻した。
- 153・頭書 知。村内福蔵寺境内など付近一帯が佳景地であったため、十七世紀半ばに組頭浅野勝左衛門が別荘として同家の下屋敷とした。その後、持主が代わり、安永六年(一七八〇)に藩主に献上された。安芸郡尾長村山屋敷が「東御山屋敷」と呼ばれたのに対して、古江村の山屋敷は「西御山屋敷」、または翠江園、滄浪亭と呼ばれた。

- 157157・二四 海門寺 豊後国速見郡別府村の曹洞宗海門寺か。
- 157157・二六 堀正之助 広島藩士。後に平左衛門と改称。大小姓を経て元治元年(一八六四)奥詰。「役人帖」では奥詰、一〇〇石。嘉永七年六月父十兵衛家督。
- 158・三 狩野洞白 駿河台狩野派第五代の画家狩野洞白(一七二二〜一八二二)。諱は愛信。狩野洞春美信の子。法眼に叙せられた。
- 161・一九 岡田八十太郎 家老東城浅野家士。安政二年二月筆頭より勘定所詰、同四年三月小姓組取立、勘定所詰、そのまま趣法所出勤。文久三年十一月小姓組本格。矢野犀右衛門二男七五三榎を養子に迎える。
- 162・二〇 きく 岩崎常介の娘喜久か。安政四年十月東城浅野家老女並。
- 163・二六 大道和尚 前住職の道牛が佐伯郡佐方村洞雲寺へ転住したため、安政六年四月から国泰寺道寛和尚の弟子大道が海蔵寺住職となった。
- 165・九 義純童子 彦右衛門の三男他三郎。安政二年(一八五五)五月二十五日生。同年五月二十九日没。
- 165・九 実山賢秀童子 彦右衛門の二男幾三郎。嘉永四年(一八五〇)七月十四日生。安政二年八月九日没。地球に一九〇〇万kmまで接近した。非常に明るく、
- 166・三 御帰城 広島藩主浅野茂長は帰国のため四月二十八日に江戸を出発、木曾路を経て五月十三日に伏見へ着、陸路により同二十六日に広島へ帰城した。
- 166・四 夏岳君 法号夏岳妙祐信女。墓所は妙慶院。村上家関係者と思われるが詳細は不明。享和二年(一八〇二)五月二十六日に百回忌を迎えている。
- 166・二四 全之丞 広島藩士島本全之丞。広右衛門の子。「官禄帖」では大小姓並、慶応三年(一八六七)勘定所吟味役、「役人帖」では吟味役、一五石三人扶持ほか。安政六年六月召出。
- 167・二 御回在 広島藩主となり初めて帰国した浅野茂長は、安政六年九月二十四日、民情視察のため全領内を巡回することを予告した。近郊の諸郡から巡覧することを発表したがこの時には果たせず、文久元年の帰国時に持ち越しとなっていた。
- 167・二 堀田助六 広島藩士。文久三年(一八六三)組頭。「藩士職禄前編」では馬廻組(浅野造酒当分支配)、一六五石。
- 167・二八 浩策 長尾幸作(一八三五〜八五)は尾道医師の子として生まれ、安政七年(一八六〇)一月に遣米使節

283 注

171・**頭書****大小姓頭**

文久元年六月の藩主回浦に随行した

回って七月四日に帰城した。

團の副使である軍艦奉行木村喜毅の従者として咸臨丸に乗船して渡米、五月に帰国した。文久二年暮に上海へ密航し、翌三年春に池田長発らの遣欧使節が上海へ寄航した際に欧行を訴えたが退けられ、長崎へ送還された。維新後は土居咲吾と改名し、明治元年に三原洋学所教場取締役(後に小姓組取立)として英人教師のフラックモール兄弟の通弁に従事し、明治二年には広島藩洋学所の助教となる(土居良三『咸臨丸海を渡る―曾祖父・長尾幸作の日記より』未来社、一九九二年)。

171・**頭書****御回浦**

藩主茂長の第一回領内廻在は、六月二十日に広島城を出発、宇品で御座船に移乗し、佐伯郡能美島を皮切りに、安芸郡倉橋島、豊田郡御手洗、大崎島御手洗、生口島瀬戸田、御調郡因島、向島、豊田郡忠海、賀茂郡竹原、三津口、安芸郡下浦刈島、瀬戸島など、領内沿岸部を十四日間回って七月四日に帰城した。

168・**一****山本勘大夫**

広島藩士。弘化五年一月召出、文久二年十月までに御用達所歩行組、元治二年(二八六五)一月取立、勘定所吟味役。明治二年以前「藩士職禄前編」では吟味役同格(支藩用達所在勤)。二〇石三人扶持ほか。

173・**九****魯西亜船碇泊**

万延二年二月三日、ロシア軍艦ボサドニック号が対馬の浅海湾内尾崎浦に投錨して測量を行い、三月四日には芋崎浦に投錨、上陸して兵舎を建設するなど占拠準備を行った。さらに船体修理を名目に工場・練兵場を建設、その後も対馬藩側からの交渉を無視して木材・牛馬・食糧・薪炭を強奪又は買収、沿岸を測量し山野を跋扈した。また、守衛郷士を捕え島民を殺害、掠奪

173・**五****味木彦兵衛**

広島藩士。嘉永五年(二八五三)持弓筒頭・供頭、安政六年大目附、慶応二年(二八六六)先手者頭次席。「藩士職禄前編」では馬廻組(浅野造酒当分支配)、二〇五石。

173・**四****野村良之進**

広島藩士。後に帯刀、九郎(二八二四〜一八七六)と改称。安政三年五月大小姓頭より用人並郡奉行、同六年用人。改革派に属し、浅野茂長(長訓)が藩主に就任すると、文久元年(二八六一)七月に年寄役に拔擢(帯刀と改名)、藩政改革を推進した。「役人帖」では番頭、一〇〇〇石、文政九年(二八二六)十月父次郎右衛門家督。

171・**頭書****青野保太郎**

大小姓頭は西川直記。

広島藩士。嘉永七年(二八五四)騎馬弓筒頭(同格)、安政三年九月騎馬弓筒頭、慶応元年(二八六五)並寄合次席。

284

- 174・二 小栗豊後守 幕臣小栗忠順(二八二七〇六八)。後
 に行うなど狼藉の限りを尽くした。
 に上野介と改称。安政六年に目付となり、遣米
 使節の一員に選ばれて万延元年に咸臨丸で渡米し、
 帰国後の同年十一月に外国奉行に昇進した。文久
 元年五月、ロシア海軍の対馬上陸事件に対して現
 地で退去を要求したが、目的を達せず江戸へ帰っ
 た。同年十一月外国奉行罷免、文久二年六月には
 勘定奉行となった。
- 174・二 溝口八十五郎 幕臣溝口勝如。安政六年に使番
 から目付へ転じた。文久元年ロシア海軍の対馬上
 陸事件に際して小栗忠順と現地へ向かい、折衝に
 当たった。同年七月に辞任、後に陸軍奉行、勘定
 奉行、田安家家老などを歴任した。
- 174・三 箱館奉行 幕府は五月十日に箱館奉行村垣範正
 に命じて、同地駐在の露国領事ゴシケヴィチと露
 艦対馬退去の交渉を行うよう命じた。村垣は同領
 事と会談して交渉を行った。
- 174・三 長崎奉行 長崎奉行岡部長常は対馬藩に対して
 慎重な対応を指示する一方、不法行為を詰問する
 書をポサドニック号艦長に送り、近隣諸藩に実情
 を調査させるなど対策を練ったが、有効な手段は
 取れなかった。
- 176・五 高輪東禅寺 文久元年五月二十八日、攘夷派の
 水戸浪士一四人が江戸高輪東禅寺の英国公使館を
 襲撃し、双方に多数の死傷者を出した。
- 176・六 松平時之助 大和国郡山藩一五万一〇〇〇石藩
 主松平(柳沢)時之助保申(一八四六〇九三)。文久元年
 五月二十八日に、東禅寺の英国公使館が浪士に襲
 撃されたとき、それを防いだ功績で、英国のヴィ
 クトリア女王から称賛された。
- 176・六 松平泉州侯 三河国西尾藩六万石藩主松平和泉
 守乗全(二七九五〇一八七〇)。安政五年六月から万延
 元年四月まで老中(再任)。万延二年一月から十月
 まで高輪東禅寺英人宿所警護の任に当たり、同年
 五月の浪士襲撃に対応した。
- 176・頭書 三宅益登 家老東城浅野家士。佐藤益之丞
 二男。安政三年十一月三宅吉左衛門の養子となる。
 同六年七月小姓組へ召出され、児小姓。慶応二年
 (一八六六)二月に家督相続し知行格、同年三月用達
 役、御膳番兼帯。
- 176・頭書 山崎他人登 家老東城浅野家士。右内の子。文
 久三年七月小姓組に召し出される。
- 176・頭書 大島松太郎 家老東城浅野家士。五兵衛の子。
 文久二年閏八月小姓組御雇い。
- 177・頭書 土屋静馬 家老東城浅野家士。政之進の子。文

285 注

- 179・六 久三年七月歩行組に召し出される。
 亡父十郎次 広島藩士湯川十郎次。天保十一年(一八四〇)先手者頭次席、嘉永三年(一八五〇)持弓筒頭・供頭、安政二年(一八五五)新組者頭。
- 179・三 神尾半左衛門 広島藩士。嘉永五年(一八五二)大目附、文久二年騎馬弓筒頭、同三年小姓組番頭。
- 180・頭書 田宮政之進 家老東城浅野家士。安政四年三月歩行組御雇、安政六年九月嘉仲太跡目、歩行組。日通寺 安芸国牛田村の法華宗勝劣派寺院。元禄八年(一六九五)以降広島藩主浅野家の菩提寺の一つとなった。
- 181・七 新庄御山 日通寺から太田川を挟む沼田郡新庄村の新庄山には、藩主浅野家の墓所があり、地元では「御山」と呼ばれた。
- 181・二 櫓下 城郭南の外堀に沿った猿楽町の西端で、藩の御米蔵がある。
- 181・二五 信高 伯耆守藤原信高。尾張藩の刀工。初代は美濃関の三阿弥兼則の末葉。
- 181・二五 正則 大和大掾藤原正則。京の三条吉則の後裔。徳川家康二男の越前北庄の抱え鍛冶となる。
- 181・二五 祐定 末備前物の代表工。代々備前長船に居住、横山を姓とする。祐定と名乗るのは前後数十名ある。彦右衛門は文久二年の上京途中、長船祐包に
- 182・一 立ち寄り
 善之丞 対馬国府中藩一〇万石格藩主宗対馬守義達(一八四七〜一九〇二)。対馬藩世子であったが、父義和が側室の碧との間に生まれた勝千代を寵愛したため廃嫡された。しかし、勝千代の死後に世子に復帰し、文久二年十二月(又は翌年一月)に家督を継いだ。
- 181・頭書 杉田相模 広島藩士。前名は又三郎、直馬、伊賀。諱は忠至。弘化二年(一八四五)大小姓頭、同五年用人、嘉永五年(一八五二)旗奉行、安政二年(一八五五)用人、同三年年寄、一〇〇〇石。文久元年(一八六二)大寄合、同三年隠居。
- 181・頭書 蒲生織之助 広島藩士。弘化四年(一八四七)六月広島東町奉行、安政四年(一八五七)閏五月騎馬弓筒頭、同六年用人、文久元年七月郡奉行、文久二年三月年寄(司書と改名)。「役人帖」では年寄、一〇〇〇石、天保四年(一八三三)三月父莊大夫家督。
- 182・五 山田直衛 広島藩士。後に惣兵衛と改称。文久四(一八六四)納戸奉行次席、「役人帖」では納戸奉行次席(広式詰)、五二石三人扶持、天保十一年二月父藤作家督。
- 182・五 市助 文久元年七月より熊次の替りに雇った小者。文久三年六月に下女と内通のため暇を遣わさ

286

- 182・八 一本木躍 太田川が支流の神田川と三篠川に分岐する新開組白島村北端付近が一本木。七月十五日と十六日の両日に城下で行われる盆踊りのうち、一本木躍は、川には数十艘の船が浮かび、陸には数百人が集まって見物するほど盛大であったという。
- 182・一〇 蓮性院 熊本藩先代藩主細川斉樹室の紀姫。六月二十四日死去。紀姫の兄は將軍徳川家斉で(父は一橋治済)、第九代広島藩主浅野齐肃(少将様)室の末姫にとつて叔母に当たる。
- 183・六 殿様今朝御発駕 藩主茂長の第二回領内廻在は、七月二十日に広島城を出発、七月十日に記された順路をたどり、領内西北諸郡を三十七日間で回つて八月二十六日に帰城した。
- 183・七 御手軽 第二回領内廻在は山間僻地を回るため、領民に迷惑をかけないよう軽装簡略を方針とするよう訓令された。
- 184・三 平川静一郎 家老東城浅野家士。文久三年三月、京都で歩行組並に取り立てられる。
- 184・一九 可部町 高宮郡の郡元で、石見街道・出雲街道の分岐点に位置する陸上交通の要路であった。
- 185・一 吉田駅 高田郡の郡元で、出雲街道の宿駅。吉
- 185・二 田町の北方、郡山に築かれた郡山城が毛利氏の居城であった。
- 185・二 上根坂 出雲街道、高田郡上根村(一部は東城浅野家給知)と下根村との間にある上根峠は急峻で、古来通行の難所とされた。
- 185・六 三次十日市 三次郡三次町は石見海道・出雲街道・備中街道が分岐する交通の要路で、五日市町・内町(三次郡上里村)・十日市町(原村)の三町の総称。このうち十日市町は、三次藩旧館がある他の二町と馬洗川で隔てられる。
- 185・七 庄原駅 十日市町から備中街道を東へ進むと三上郡庄原町へ至る。雲石街道・備中街道が通る交通の要衝。恵蘇郡上原村はその南隣村。
- 185・九 司箭神之社 高田郡吉田町から上小原・下小原・高田原村を経た上甲立村の穴戸司箭神社。穴戸元家の三男下総守司箭家敏を祀る。家敏は司箭流薙刀、貫心流剣術の祖として知られる。
- 185・三 西城 庄原町から西城川に沿って西城路を上ると奴可郡西城町(広島藩蔵入地)。奴可郡の郡元で、同郡産鉄の集散地として発展した。
- 185・三 西条川 江の川水系の一つで、奴可郡西城あたりから流れ出て、三次の馬洗川へ合流する西城川。
- 185・四 鹿深峠 西城町から備中路を東へ進み、大佐村

287 注

- 187・二 学恩寺 奴可郡川西村の真言宗御室派寺院。
- 187・三 松下院 宮崎藤九郎の父本蔵。嘉永二年(一八四九)八月二十七日死去。
- 187・九 西方寺 東城町の浄土宗西山深草派寺院。東城浅野家の菩提寺。
- 187・五 御城山 東城町の西、東城盆地を一望できる通称城山(五本竹山)。戦国末期に宮景友が五品嶽城を築城。近世初めに福島正則の家臣長尾隼人が東城に入り、城下町と制して整備した。
- 186・二六 宮崎本蔵 家老東城浅野家士宮崎藤九郎の誤りか。藤九郎は七頁の注参照。
- 186・七 牧野平司 東城浅野家士。在東城。牧野家は与力一二家の一つ。
- 185・一八 御茶屋 五品嶽の東麓にあった東城浅野家屋敷。
- 185・一八 七日市 東城町の西、奴可郡川西村の小名。
- 185・二七 魚切橋 明知(給知だが当面給人がない土地)の請原村で東城川に架かる橋。東城町へは、保田村から備中路を東へ、川鳥・菅・請原・川西村を経た北西方面から入るが、魚切橋が普請中であるため請原村から南へ迂回して東城町へ入った。
- 185・二四 御知行所 奴可郡内の東城浅野家給知は、保田・川鳥・菅・下千鳥・田殿・川西の六村と東城町。
- 185・二七 魚切橋 明知(給知だが当面給人がない土地)の請原村で東城川に架かる橋。東城町へは、保田村から備中路を東へ、川鳥・菅・請原・川西村を経た北西方面から入るが、魚切橋が普請中であるため請原村から南へ迂回して東城町へ入った。
- 188・一七 先年 彦右衛門の父星右衛門は、〇〇〇年に東城へ逗留している。
- 188・七 御本陣 八月十五日、藩主浅野茂長は町年寄加役清四郎宅を本陣として止宿している。
- 188・二 式本松 川東村の北東、福代村(三原浅野家給知)の南部を通る備中路を東へ上り詰めたところにある備中・備後国境の峠で、東は備中国川上郡大竹村。峠には御境杭木と称する木製の門があり、備後川には広島藩の番所があった。
- 188・二五 貝石 備中路往来筋の福代村菅の迫埜の道端、長さ六間、幅一間の「貝石」(貝塚)については、文政七年十月同村「国郡志御用ニ付下しらへ書出帖」に、「蛤形り之貝重もニ御座候」とあり、同村丸山坂「貝石」よりは少し劣るとある。現庄原市東城町から神石郡神石高原町にかけては先土器から古墳時代にかけての帝釈峽遺跡群があり、学術調査が続いている。
- 188・二五 岩瀬戸 西隣の川東村との境界付近の福代村小名。
- 188・一七 跪 奴可郡最南東の久代村(明知)の南は、神石郡小野村・新免村(中津藩領)と境を接する。跪は新免村との境にある小名。
- 189・五 津川次兵衛 広島藩士。安政二年代官、文久三

- 191・一 徳雲寺 菅村の曹洞宗寺院。
- 190・六 四日大風 進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』によれば、昼後の大汐により竹屋町の土手が決壊して大騒ぎとなり、その他天満町新田、己斐、草津、五日市、廿日市などすべての海辺に大汐が打ち上がり、所によっては家屋の破損や死者も出て、「近年の大変」であったという。
- 191・頭書 文化二年 「村上家乗」巻二九によれば、広島藩八代藩主浅野齊賢は、奥郡への御泊鷹野のため文化二年（一八〇五）閏八月二十一日に広島城を出発可部、山県郡本地村、吉田、三次、恵蘇郡向泉村、庄原を経て、同二十七日は西城で宿泊。翌二十八
- 191・頭書 渡辺只記 広島藩士渡部只記。前名は岩太郎。嘉永五年（一八五二）歩行頭次席、安政二年（一八五五）持弓筒頭・供頭。
- 191・頭書 仙石小五郎 広島藩士。安政六年（一八五九）先手者頭次席、同年騎馬弓筒頭、万延二年（一八六一）大百姓頭、文久二年（一八六一）用人、同三年七月年寄（志摩と改称）。「役人帖」では年寄、一一〇〇石、安政六年七月父右中家督。
- 191・頭書 宮田松水 広島藩士。「藩士職録前編」では居間坊主（歩行組格番外頭取）。一〇石三人扶持。
- 192・二 坂本十尋 広島藩士。嘉永七年（一八五四）四月御側詰次席から目付。文久三年（一八六三）用人並、慶応三年（一八六七）郡奉行、同年用人。「藩士職録前編」では馬廻組（浅野造酒当分支配）、三三〇石。
- 191・一八 宮田松水 広島藩士。「藩士職録前編」では居間坊主（歩行組格番外頭取）。一〇石三人扶持。
- 191・二 薄田又三郎 広島藩士。安政二年（一八五五）目付、文久三年（一八六三）側足輕頭、明治元年閏四月広島西町奉行。「役人帖」では町奉行、二七〇石、天保十二年三月父八郎家督。
- 189・一五 法恩寺 川西村北部比奈の山腹にある真言宗御室派寺院。
- 189189・一五 千手寺 川東村（三原浅野家給知）の曹洞宗寺院。
- 189189・一五 宮平八幡宮 川西村宮平に鎮座する八幡宮で、川西（東城）など奴可郡一五村の氏神。
- 190189・三 帝釈合橋 帝釈峡は東城川の支流帝釈川が石灰岩台地を鋭く浸食してできた延長一五キロの渓谷。浸食作用により高さ四〇メートルの巨大な岩盤の下部が長い年月をかけて貫通してできた天然橋が雄橋（又は鬼橋）で、「芸藩通志」巻一二〇では「神橋」（かみのはし、又はこうのはし）とする。昭和六十二年（一九八七）に国の天然記念物に指定され、世界三大天然橋に数えられている。
- 191・頭書 文化二年 「村上家乗」巻二九によれば、広島藩八代藩主浅野齊賢は、奥郡への御泊鷹野のため文化二年（一八〇五）閏八月二十一日に広島城を出発可部、山県郡本地村、吉田、三次、恵蘇郡向泉村、庄原を経て、同二十七日は西城で宿泊。翌二十八

289 注

- 192・一八
天明二年 村上家四代勇蔵は天明二年一月二十五日、切米五石を下され、広島城下勤務を命じられた。三月七日に東城を出立、可部からは舟で下り、九日に広島へ着いている。
- 192・一
犬瀬峠 奴可郡未渡村から帝釈川に沿って神石郡相渡村に入り、南の永野村との村境。
- 194・一
中津領暮ヶ峠 中津藩領の神石郡福永村呉ヶ峠か。
- 194・二
帝釈天之堂 未渡村の修験寺院の帝釈堂。現在は真言宗醍醐派永明寺。本尊は帝釈天。本堂は慶長十一年(一六〇六)に福島正則が造営、その後数度にわたり修復された。鐘撞堂には元和十年鑄造の梵鐘がある。
- 193・七
先年 彦右衛門の父星右衛門は、文政〇年〇月に給知見分のため東城町に滞在している。
- 194・六
黒目村 甲奴郡黒目村は幕府領。村内別迫には岩屋堂洞窟などの洞窟があり、岩屋堂岩陰遺跡は帝釈峽遺跡群の最南端で、縄文の土器片が発見されている。
- 193・九
備後砂 奴可郡未渡村夏森で産出される白色粒状の美麗な石灰岩。砕くと真白な八角形の小粒な結晶体となる。鎌倉時代から五輪塔などの原石として用いられ、盆石や造園にもてはやされた。
- 193・頭書
御筆記 寛政三年九月十七日、来広した川西村良右衛門から一杯水の奇譚を聞いた村上家四代勇蔵は、そのことを「村上家乗」巻一五秋に記している。
- 192・頭書
一杯水 「芸藩通志」巻二二〇には「一盃水」につき、「川西村、こころきにあり、僅三尺位の空池、六十年を隔て、水湧出るといひ習はせり、湧時は、一日に五六度も溢るゝ許、わき出、又乾池となる、享保中より、寛政初まで、水湧ず、寛政に三ヶ年湧き、其後絶えしが、今文政癸酉、またわき出るといふ」と記される。
- 194・一六
祇園社 世羅郡小童村に鎮座する現須佐神社。「小童の祇園さん」の名で親しまれた。「芸藩通志」巻一〇七に「文禄三年甲午、毛利氏營造、祀官及び神宮寺共に祭祀を掌る」とあるように、神仏混淆の近世までは神宮寺があったが、慶応三年の火災で焼失した。

- 194194・二七 正願寺 世羅郡小童村の曹洞宗寺院。
- 194194・二九 支配下村々 この近辺の東城浅野家給知は、世羅郡小童・宇賀・壹歩・田打・西上原(一部)村と豊田郡久芳村。
- 195・一 東郡御巡在 九月二十日に広島を出発する藩主茂長の第三回領内廻在。
- 195・三 今高野山龍華寺 今高野山は紀伊国高野山金剛峯寺が大田庄経営の拠点として世羅郡甲山町(蔵入地)の町並みの南にある山麓に設けた寺院の総称。七堂一二院を擁したというが、江戸時代には四院だけが残るだけであった。龍華寺(真言宗醍醐派)はその子院の一つだが、早くからその呼称が当山本寺の寺号とされた。
- 196・二 徳山侯 徳山藩四万石当主毛利淡路元蕃(一八一六〜八四)。
- 196・二 岩端 岩鼻。広島城下への西国街道東入口。城下尾長村と安芸郡矢賀村との境界。
- 196・二九 享保六年被仰出 享保六年七月、家中の駕籠乗りに関する藩主直筆の達しが出された。これによると、家中の場合は、家老・中老・年寄・番頭以外は、儒医や婦人を除く十五歳から五十歳までの者は理由を付して願い出る必要があった。家老家中の場合は、重役以外は、五十歳以上でも誓詞を
- 198・九 平木徳太郎 広島藩士。安政二年(一八五五)使番。文久三年(一八六三)新組頭。「藩士職禄前編」では馬
- 198・七 小笠原撰津守 幕臣小笠原撰津守広業。文久元年六月に目付となり外国掛を勤める。七月に外国奉行野々村兼寛と対馬の露艦退去交渉を命じられ、八月二日に江戸を発ったが、露艦は同月二十五日までに対馬を退去していたため、九月二十日に対馬に着いた小笠原等は対馬の郡村を巡見した。後に外国奉行、勘定奉行などを歴任した。
- 198・九 周参見豊吉 広島藩士。後に勇記、利器と改称。嘉永元年(一八四八)鎗奉行、文久二年(一八六二)宮内少輔(近江守)様番頭、元治元年(一八六四)大小姓頭、慶応二年(一八六六)用人、同年年寄。「役人帖」では年寄、一〇〇〇石、弘化元年十一月父勇衛家督。なお、周参見・平木の対馬派遣は遠隔地であることを理由に対馬藩から辞され、九月二日、周参見が藩主茂長の見舞い書状を携帯して大坂対馬藩邸へ向け出帆した。

291 注

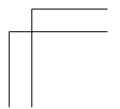
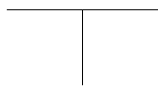
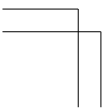
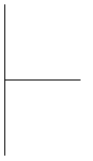
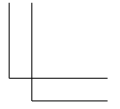
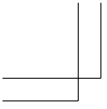
- 198・二 廻組(浅野造酒当支配)、一一〇石。
 198・二 浅野備前守 幕臣浅野備前守長祚(一八六一八〇)。号は梅堂。赤穂浅野家の支流、家原浅野家の出身で浅野内記の子。浦賀奉行、京都西町奉行などに任じられたが、一橋派と目されて、当時は免職中であつた。後に江戸北町奉行など。
 198・二 智光院 浅野内記室。父は広島藩青山内証分家第三代の浅野左京亮長員。東城浅野家当主道興の実父高平(建徳院)の実父は第二代長喬なので、高平は長員の弟となり、道興にとって智光院は伯母に当たる。
 198・二 近江守様 広島藩青山内証分家第六代松平(浅野)近江守長興。後の広島藩世子松平(浅野)紀伊守茂勲(長勲、一八五六〜一九〇五)。父は浅野外衛(後の浅野式部總附)。安政三年に第五代長訓の養嗣子となる。長訓(茂長)の広島藩襲封にともない同家を継承し、さらに文久二年(一八六二)に藩主茂長(長訓)の世子となる。明治二年には広島藩第一二代藩主となる。
 199・三 成田蔵之丞 広島藩士。文久三年(一八六三)船作事所詰、明治元年(一八六〇)納戸奉行次席。「役人帖」では船役所詰、五三石三人扶持、安政三年九月父七郎左衛門家督。
 199・三 進藤源五郎 広島藩士。「官禄帖」では大小姓並、四五石。慶応三年(一八六七)勘定所吟味役。「役人帖」では吟味役(同格、講武所へ出勤)、四三石三人扶持。天保十四年五月父三郎右衛門家督。
 199・三 水野権平 広島藩士。「官禄帖」では大小姓並(富次郎俸)、一五石。「藩士職禄前編」では中小姓組(大久保宇都組)、一五石三人扶持。
 199・三 西川盤之丞 広島藩士西川磐之丞か。後に小膳と改称。文久三年(一八六三)奥詰、慶応元年(一八六五)奥小姓、明治元年(一八六〇)側詰膳番兼。「役人帖」では奥小姓、二〇石三人扶持、文久三年一月召出、父直記。
 199・四 湯川滝三郎 広島藩士湯川滝三郎か。元治元年(一八六四)奥詰、「役人帖」では奥詰、一三〇石、文久四年二月父守衛家督。
 199・二八 石寺万之丞 広島藩士。「官禄帖」では御広式詰(御切米)三四石。文久三年(一八六三)納戸奉行次席。「役人帖」では納戸奉行(泰栄院様御広式詰)、三四石三人扶持、文政十年十月父武之丞家督。
 200・二 少将様今日御発駕 浅野齊肅の隠居後初めての参府は、九月七日に広島を出発、西国街道から、山崎街道、美濃路、東海道を経て、十月五日に江戸上屋敷へ入った。

- 200・二一 一貫田 安芸郡上瀬野村一貫田は安芸郡海田市宿と賀茂郡四日市宿との間の小休所で、街道の左右に茶店が立っていた。「芸藩通志」の村絵図には藩の御茶屋が描かれる。
- 200・二八 井上権之丞 広島藩士。井上家は外記流砲術師家。天保十三年(一八四二)歩行頭、弘化二年(一八四五)持弓筒頭・供頭、文久三年(一八六三)側足輕頭慶応二年(一八六六)側詰次席。文久三年一月に西洋砲術が採用されると、権之丞はそれを誹謗したため、閉門・謹慎の上、外記流を止められ、講武所で西洋式砲術伝習を命じられた。
- 201・二 吉村重介 家老三原浅野家士で陽明学者の吉村秋陽(二七九七～一八六〇)。通称は重介。上田家儒者山口西園、京都の伊藤東涯を経て江戸で陽明学の佐藤一斎に入門。文化十三年(一八一六)に三原浅野家の講学所(朝陽館)助教を務め、他国からの招きにも応じて講義した。安政二年に家督を譲った後、文久三年には三原で家塾を開いた。
- 202・二六 楠木霧島甚八 広島藩の相撲は五代藩主吉長のとき盛んになり、霧島十五郎等の力士が召し抱えられ、城下鉄砲屋町の角力小屋に居住したことがあったが、その後、城下では相撲などの芸能興業が原則として禁止された。このため、近郊の沼田郡楠木村などで時折り興行されるだけであった。霧島十五郎の弟子に霧島甚八があり、この甚八はその系統と思われる。
- 203・二 三宅養春 広島藩士で侍医の三宅樵水(一八一〇～一八六三)。養春とも号す。儒学を頼聿庵・金子霜山に、医学は江戸で学ぶ。藩主浅野茂長の信頼厚く、その治療を掌り、廻在や上京などに同道した。文久三年三月十四日に京都で死去。天保元年父西涯家督。
- 203・七 奥郡江御筈駕 藩主茂長の第三回領内廻在は、九月二十日に広島城を出発、高宮郡小田村から下深川、賀茂郡志和堀村、豊田郡清武、世羅郡上津田、三谿郡向江田、甲奴郡稲草、三谿郡吉舎、世羅郡甲山、御調郡篠根、栗原、市、江木、豊田郡本郷、小田、小谷、四日市、吉川、上保田、広村本郷、安芸郡庄山田、矢野など、領内東部諸郡を二十一日間で回り十一月十一日に帰城した。第二回領内廻在と同様に簡易節略の方針で行われた。
- 203・七 八島外守 広島藩士。嘉永七年(一八五四)大小姓頭、同年用人、文久二年(一八六二)用人上席、同三年年寄、元治元年(一八六四)寄合。
- 203・頭書 鍋槌殿 浅野斉肅の妾腹男子。万延元年四月二十三日広島城竹之丸屋敷で誕生、文久元年九月

293 注

- 207・頭書
文照院 江戸幕府第六代將軍徳川家宣(二六六二〜一七二二)。正徳二年十月十四日に薨去。
- 207・一五
長屋市之進 広島藩士。「藩士職禄前編」では外様歩行組(梶川清之助組)、一五石三人扶持。
- 206・三
西村保五郎 広島藩士。後に正倫と改名。嘉永六年(一八五二)目付、安政二年(一八五五)勘定奉行、文久三年(一八六三)郡奉行、元治元年(一八六四)勘定奉行、慶応二年(一八六六)大目附、同三年用人。「役人帖」では用人、三〇〇石、天保十一年四月父大右衛門家督。
- 206・六
本口寺 城下六丁目村の日蓮宗勝劣派ほんぐち本選寺か。同寺は木野家の菩提寺。
- 204・二
辰之進 上田家先代主水安節の妾腹。浅野道興室の実弟にあたる。安政三年(一八五六)生。慶応元年(一八六五)十二月二十三日に十歳で死去。
- 204・八
二上吉太郎 広島藩士。安政五年(一八五八)勘定所吟味役、明治元年(一八六八)納戸奉行上席。「役人帖」では吟味役、四二石三人扶持ほか、文政十三年(一八三〇)五月父每登家督。
- 204・四
上野甚兵衛 広島藩士。「官禄帖」では中小姓(松井直馬組、馬医加役番外)、「藩士職禄前編」では中小姓組(本多庫人組)、六四石。
- 208・頭書
渡辺一之進 広島藩士。「藩士職禄前編」では中小姓(浅野八左衛門組)、三一石三人扶持。
- 209・五
妙円廟 村上家初代三郎右衛門室。文久元年秋に院号を追贈され、法名は慈光院釈智寂妙円大姉となった。享保十年(一七三三)十月二十四日死去。
- 210・七
豊作 進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』によれば、当年は夏中は暑気甚だしく、折々潤雨もあつて秋の日和もよいという申し分のない順気候で、五十年來の大豊作となり、諸色の物価が下がったという。
- 210・二
九曜之間 城内九曜之間を詰席とするのは大小姓頭・騎馬頭・中小姓頭・大目付(九曜之間縁側)である。
- 210・一八
明信院 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院。東本願寺の掛所で、芸備両国浄土真宗大谷派の触頭。岩崎家の菩提寺。
- 213・三
革田 江戸時代、身分の最下層に置かれた「か革田」の人々が、犯罪の摘発・捕縛・護送・警固・牢番・刑執行など「盗賊制止」の役を担われ、広島藩領内の各村や広島城下東西の出入りに配置されていた。
- 213・一四
三上和多理 広島藩士。文久元年(一八六一)目付、同三年側足輕頭。明治元年(一八六八)先手者頭次席。

- 214・一九 「役人帖」では側者頭(供方兼帯)、一・二〇石、嘉永三年(一八五〇)十一月父進家督。
 細六郎 広島藩士で剣術貫心流師範。諱は致義、号は鉄腸斎(二八一九〜七)。「役人帖」では奥詰番外、二〇石三人扶持、嘉永七年(一八五四)八月父六郎家督。文久三年(一八六三)六月八日取立。諸国武者修行の後、江戸の斎藤弥九郎に入門、帰国後は講武所教授を勤めた。門人には他流との往来も奨励したため、道場は繁栄した。
- 214・頭書 佐藤勤次郎 広島藩士。「官禄帖」では生涯扶持被下候輩(平馬弟)、五人扶持。
- 214・頭書 森脇幸太郎 広島藩士森脇孝太郎か。「藩士職禄前編」では勘定所詰、三人扶持。
- 214・頭書 可児英三郎 広島藩士。「藩士職禄前編」では左右歩行小姓(小頭)、二・二石三人扶持。
- 214・頭書 岡部篤之助 広島藩士。「藩士職禄前編」では左右歩行小姓、一・八石三人扶持。
- 217・四 御判物 家茂の將軍就任に伴い、在国中の諸侯に対しては、万延元年閏三月六日に江戸城で領知判物が下された。
- 218・頭書 村井虎次郎 家老東城浅野家士。安政六年九月武具方付。
- 222・三 久太郎 広島藩士一井嘉内子。「藩士職禄前編」
- では用達所物書、一〇石三人扶持。

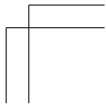
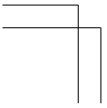
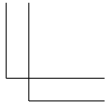
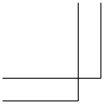


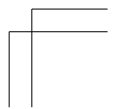
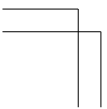
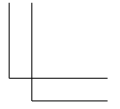
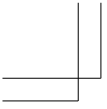
むらかみ かじょう まんえんがんねん ぶんきゅうがねん 村上家乗 万延元年・文久元年 広島県立文書館資料集 8

平成26年(2014)3月31日発行

編集・発行 広島県立文書館 もん じょ かん
〒730-0052
広島市中区千田町三丁目7-47
TEL (082) 245-8444

印刷 ●●●●印刷株式会社
〒730-0805
広島市●●●●●丁目?-?
TEL (082)???-????





人名・寺社名索引

凡 例

- 算用数字はページ数を示す。
- 配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。
- 名前しか分からない人名や、院号、諸侯名、誤字もそのまま収録した。その場合、正しい名前、俗名、著者との関係、所属村名、職名などを（ ）で補うよう努めた。
- 同一人物で2つ以上の呼称がある場合、〔 〕で示したり、→で参照できるようにした。
- 女性名の「於」「お」字は省略した。
- 採録に当たっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

- あ**
- | | | | |
|-------------------|--|-------------|--|
| あい(芝山家並女中) | 47 | 一右近(忠英) | 4, 8, 12, 70, 73, 75,
77, 87, 94, 95, 106~109,
112, 119, 122, 126, 128,
129, 131, 139, 140, 144,
145, 149, 153, 156, 157,
163, 164, 171, 175, 194,
201, 202, 206, 215, 218 |
| 相庭 | | 一甲斐(忠順) | 128, → 遠寿院 |
| 一静 | 133, 172, 176, 217 | 一品(出衛娘) | 40, 70, → 荷香妙薫
禅女孩 |
| 一百歳 | 106 | 一周防[高博, 道博] | 4, 7, 9, 11, 12,
15, 18~20, 22, 23, 25, 46,
54, 63~67, 69, 78, 92,
→ 御上, 澄源院, 真野亮
之助, 六丁目様 |
| 青野保太郎 | 171 | 一助九郎 | 20, 127, 133, 143, 145,
147, 149, 166, 199, 220,
221 |
| 青山新蔵 | 47 | 一外衛 | 10 |
| 明石屋太右衛門(播磨国明石郡長池) | 31 | | |
| 麻右衛門(宇山村) | 192 | | |
| 朝尾 | | | |
| 一彦三郎 | 49 | | |
| 一彦造 | 39~42, 44, 46, 48~52,
55~58, 71, 84 | | |
| 一彦造女房 | 49 | | |
| 浅野 | | | |
| 一出衛[道積] | 4, 19, 25, 50, 64~66,
68, 70, 71, 73, 77, 80,
84~92, → 建仁院 | | |

2

- 一出羽〔忠敬〕 106, 119, 122, 123,
 125~128, 139, → 大義
 院
 一藤太郎 149
 一遠江(忠助) 9, 10, 40, 46, 94
 一長政〔勝政〕 3, 41, 121, → 御太
 祖様
 一鍋槌(浅野齐肃御妾腹) 203
 一久姫〔出羽様御後室〕 65, 75, 94,
 96, 128, → 久照院
 一備前守(長祚) 198
 一又右衛門(長勝) 41
 浅野稻荷(近江坂本) 53
 味木彦兵衛 173
 飛鳥弥十(煮方) 162
 飛鳥弥十 142
 油屋
 一市次郎(京都西六条新町) 13, 45
 一庄兵衛(京都七条高瀬) 45
 一淨由〔市郎助〕(京都油屋隠居) 45
 一清五郎(京都油屋市次郎倅) 45
 天野保之允 79
 有村治右衛門(次左衛門) 36
 在原行平 33
 淡路屋卯兵衛(黄檗御屋所) 58
 安養寺(京都円山) 41
 安養寺(播磨国八郡郡原野村) 33
 安楽寺(京都) 46

 い
 井伊
 一掃部頭〔井伊侯〕(直弼) 24, 35
 一藤蔵 79
 斑鳩寺(播磨国斑鳩町) 30
 幾田(高謙院老女) 9, 40, 57, 77, 83,
 84, 169, 189, 198, 217
 生田筑後 9, 196
 生玉社(大坂) 35, 37
 生田明神(兵庫) 61
 井口喜久馬 20, 21, 81, 82, 90, 111,
 112
 池内次郎左衛門 219

 池田
 一加賀守 11, 64, 82, 89, 116, 127,
 136, 144, 170, 183
 一丹後守〔加賀守倅, 主税〕 82, 170
 井沢元秀 63
 石井岩之丞 176
 石井寿兵衛 40, 73, 82, 86, 87, 97, 98,
 100, 105, 110, 123, 142,
 143, 145, 146, 181, 183,
 197, 219
 石井寿兵衛内室 100
 石井正善院(園蔵) 70
 石井直右衛門(大蔵谷脇本陣) 32
 石川丈山 46
 石津文右衛門(下津井町庄屋) 27
 石寺万之丞 199
 石山寺(近江石山) 54
 和泉屋利兵衛(須磨町御屋所) 33
 板倉勝重 30
 一乘院 211
 市助(村上家小者) 182, 184
 一場
 一角登 87
 一忠次郎 5, 123
 巖島(社) 19, 74
 一心寺(大坂) 37, 38
 伊藤
 一越人 9, 109, 150, 219
 一徳之助 22, 72, 86, 87, 117, 134,
 172, 180, 219
 稲田重蔵 36
 因幡薬師(京都平等寺) 42
 井上
 一市太郎 4, 112, 122, 123, 127,
 218
 一権之丞 200
 今中大衛 70, 191
 今宮(京都) 47
 今村文之助 17, 171, 191, 200
 岩吉(小人) 129, 142, 219
 岩崎
 一重吉 138

人名・寺社名索引 3

- 一瀬平 124, 211
 一銭右衛門 163
 一常介 14, 19, 20, 23, 40, 53, 73, 81~84, 86, 87, 100~102, 104, 106, 110, 119, 129, 134, 136, 142, 150, 154, 155, 158, 160, 162, 168, 169, 176, 201, 202, 207, 208, 210, 211, 221, → 一乗院
 一よし〔岩崎室, 常介妻〕 10, 21, 99, 128, 142, 160, 168, 182, 184, 196, 202
 一嫁 10
 一良之進 84, 101, 102, 105, 110, 134, 142, 158, 160, 165, 169, 184, 190, 196, 201, 215, 220, 221
 一良之進後妻 150, 162, 165, → 上野吉次郎姉
 一老室 14
 因州侯(池田慶徳) 30
 因伝寺 67, 81, 164
 印判屋庄右衛門(奈良樽井町御宿) 58
- う**
 上梶屋三郎左衛門(東城町本陣) 191
 上田
 一亀之助 108, 204
 一仙之進 93, → 高堅院
 一辰之進 204
 一主水(安敦) 4, 5, 8, 11, 13, 22, 73, 83, 101, 108, 109, 112, 122, 126, 127, 131, 132, 148, 153, 154, 165, 195, 202, 212, 214, 218
 上野
 一吉次郎 142
 一吉次郎姉 150, → 岩崎良之進後妻
 一甚兵衛 204
 植村侯(家保) 59
- 宇佐美栄質 148
 牛尾玄珠 65, 66, 89~91
 雲性(天授庵役僧) 44
- え**
 永観堂(京都禅林寺) 43, 44
 栄吉(木造) 166
 栄五郎(東城町年寄格) 186, 193
 恵心院(宇治) 58
 越前春嶽(松平春嶽) 98
 越前屋平左衛門(伏見御宿) 39
 蛭子社(京都建仁寺前) 43
 胡屋徳蔵 194
 円光大師(法然) 22, 31
 遠寿院(浅野甲斐) 128
 遠藤
 一但馬守(胤統) 116
 円福寺(日比) 61
 延暦寺(比叡山) 53
- お**
 御宇衛様(浅野道興室) 4, 11, 19, 22, 64~66, 68, 71, 72, 74, 76, 84, 101, 107, 119, 122, 132, 135, 136, 140, 144, 145, 153, 155, 164, 171, 178, 201, 212, 218, 221
 住生院(京都) 49
 御裏御鎮守(稲荷社) 133
 大柿忠次郎 5, 123, 199, 203
 大崎喜和馬 104, 116, 154, 171, 219
 大崎和三郎 102
 大島
 一五兵衛 8, 9, 15, 16, 18, 65, 72, 73, 77, 81, 82, 88, 97, 99, 105~107, 125, 127, 129, 142, 155, 158, 160, 162, 165, 166, 168, 170, 171, 179, 184, 196, 200, 204, 209, 219, 220
 一八朔 176
 一松太郎 176

4

- 一韮負 11
 大関和七郎 36
 大野木
 一昇 99, 102, 123
 一保次郎 138, 139
 大両屋利兵衛(高砂町御宿) 30
 小笠原摂津守(広業) 198
 岡島
 一平之進 142, 173, 176, 219
 一平之進産母 83
 緒方
 一愛蔵 101, 123
 一愛蔵母 105
 岡田八十太郎 161
 岡野新五 129, 143
 岡部三十郎 36
 岡部篤之助 214, 217
 御上(浅野道興) 218, → 紀道興, 御
 前, 此御方様, 旦那様
 御上(浅野道博) 34, 38, 44, 50, →
 浅野周防, 澄源院, 真野亮
 之助, 六丁目様
 岡本
 一左衛門 56, 57
 一主馬 5, 20, 67, 80, 112, 123,
 154, 171, 173, 202, 219,
 221
 小川
 一欣次兵衛 35
 一道仙 64, 66, 88~91, 113
 沖 和多理 5, 23, 102, 123, 148
 沖村
 一久米蔵 109
 一弥三 21
 奥田
 一角馬 151
 一政次郎 86, 87, 98, 105, 110, 127,
 132, 133, 143, 145, 147,
 166, 172, 221
 小倉
 一たみ 23, 160, 162
 一恒助 142, 143, 176, 184
 一恒助姉 207, → 長屋市之進後妻
 一恒助母[小倉後室](甚右衛門室)
 23, 142, 184, 205, 219
 小栗豊後守 174
 統仁(孝明天皇) 3, 121, → 今上皇帝
 織田信長 44, 59
 愛宕寺(京都愛宕念仏寺) 42
 男山八幡宮(石清水八幡宮) 39
 尾上社(播磨国加古郡長田村) 31
 小畑
 一甚蔵 218
 一來三郎 180, 184, 218
 小幡孫兵衛 5, 123, 171
 御宮 16, → 東照宮
 尾張前中納言(徳川慶勝) 98
 温恭院(徳川家定) 83
 園城寺(大津) 54, → 三井寺
- か**
 海陰光之助(海後磯磯之助) 36
 戒善寺 77
 海蔵寺 5, 6, 10, 22, 68, 70~76,
 80, 83, 91, 92, 94, 96,
 104, 114, 117, 124, 128,
 137, 150, 153, 157, 163,
 164, 178, 181, 197, 198,
 200
 海蔵寺隠居(快瞳) 5, 124, 163, 171,
 202
 海蔵寺和尚 69, 95, 124, → 大道
 海門寺(筑後) 157
 夏岳君 166
 香川多仲 4
 柿本大明神(明石) 32
 学恩寺(川西村) 187
 觉了(西向寺新発意) 151
 荷香妙薫禅孩女[荷香殿] 70, 71
 笠間万斎 191
 花山公 122
 梶川讚岐 80, 196
 家所玄齡 186, 193
 家小(村上彦右衛門室) 7, 9, 13~17,

人名・寺社名索引 5

- 63, 75, 76, 80, 84, 93, 95,
96, 100, 101, 104~106,
109~111, 113, 114, 118,
124, 125, 135, 137, 138,
141, 146, 147, 150, 151,
153, 155~157, 161, 162,
169~171, 201, 202, 206,
208, 209, 211~214, →
村上みつ
- 春日社(奈良) 58
嘉蔵(左官) 132, 139, 153, 154, 156
片岡
 一道二 101
 一弘 106, 107, 114, 115,
 188~190, 192
 一貢 8, 106, 186, 189~191, 193
華頂山御堂(京都) 43
桂
 一喜三太 158, 180, 184, 185, 218
 一辰馬 82, 115, 138, 211
月輪寺(京都愛宕山) 49, 50
金屋五郎兵衛(姫路御宿) 29
可児英三郎 214, 217
かね(東城浅野家老女格) 65, 136, 162
金子元
 一達[玄達] 5, 26, 40, 48, 53,
 61~63, 111, 123, 160
金子徳之助 86, 95, 112
狩野
 一永徳 41
 一探幽 43
 一洞白 158
 一元信 41, 43
 一由信 4, 122
神尾半左衛門 179
上加茂社(京都上賀茂社) 47, 56, →
 加茂社
上坂仙五郎 188
蒲生織之助 181
加茂社[賀茂明神](京都上加茂, 下加茂)
 29
川上何某(淇堂) 56
- 川崎鹿之助 17
河瀬喜和馬 11, 12, 122
河田
 一吉太郎 151
 一友五郎 151
川本屋恒右衛門 178, 181
瓦屋平右衛門(播磨国斑鳩町) 29
菅
 一馬之進 4, 18, 22, 86, 93, 117,
 165, 169, 172
 一勘解由 46, 196
 一平磨 5, 22, 104, 105, 111, 124,
 127, 172
 一平磨母 205
菅公(菅原道真) 31, 52
元興寺(奈良) 59
勘助(東城町, 頭庄屋) 22, 185, 186,
 194
神田高良大明神[神田高良社, 神田八幡
 宮高良大明神] 64, 89,
 92
神田社[神田八幡宮] 11, 21, 65, 82,
 115, 127, 140, 183, 202,
 217
観音寺(日比, 観音院) 28
観音寺(日比) 61
勘兵衛(塗師屋) 156
観了院(京都) 52
- ぎ
- 祇園社(京都八坂神社) 40
祇園社(小童村) 194
きく(東城浅野家老女並) 162
菊尾(東城浅野家老女) 5, 20, 22, 65,
 79
儀三郎(小童村庄屋) 194
岸 丹波介(岸誠) 54
岸田(芝山家老女) 47
義純(村上彦右衛門子他三郎) 165, 166
喜助(船頭) 62
北野聖廟(京都北野天神) 44
吉兵衛(研師) 178

6

木野

- 一乙松 7, 8, 75, 173, 205, 206
- 一伯母〔岳母〕(文右衛門室) 21, 25, 95, 100~102, 105, 108, 109, 213, → 心鏡院
- 一一馬 4, 9, 24, 64, 79, 126, 129, 136, 145, 179, 184, 201, 209, 217
- 一一馬室〔一馬妻〕 6, 15
- 一きよ 133
- 一しつ 133, 170
- 一要精院(左守) 80

紀 道興(浅野道興) 3, 121, → 御上, 御前, 此方様, 旦那様

木下長嘯子(勝俊) 41

木原

- 一慎斎 66, 89, 91, 151
- 一清次郎〔徳藏粹〕(村上家若党) 137, 146, 149, 169, 184, 200, 204, 212
- 一徳藏 141~144, 150

木村源右衛門 37, 38, 44, 45, 60

久照院(浅野忠敬室) 128, 156, 206, 207, → 浅野久姫

休誓廟〔休廟〕(村上家三代彦兵衛室) 111, 215, → 大教院

玉潤(筑後海門寺) 157

清水寺〔清水觀世音〕(京都) 38, 43

霧島甚八(楠木村) 202

琴英(軍書詠) 161

金閣寺(京都鹿苑寺) 44, 49

銀閣寺(京都相国寺境外塔頭) 46

今上皇帝(孝明天皇) 3, 121, → 統仁

<

空海 52

空也上人 42

空也堂(京都光勝寺) 51

国蔵(小使) 115, 141

久野

- 一嘉吉 112
- 一秀太郎 4, 122, 156, 176

一八十助 5, 23, 77, 112, 122, 151, 171

久保

- 一順之助 150
- 一万治 134, 138

久保田平司 70

くま(川西村孝女) 193

熊谷

- 一左門 19
- 一善兵衛 4, 14, 112, 122, 139, 156, 171, 172, 201, 218, 219
- 一兵衛〔直彦〕 19, 122, 159

熊次(村上家小者) 137, 145, 151, 165, 182

熊七(朝尾家手代) 44, 49

くめ(高井村浮過) 124

久米介(市助父) 182

蔵田

- 一庫次郎 115
- 一百太郎 96, 97, 103
- 一百太郎姪 96, 103, → 慈君, 寿祥院, 辻清人妻産母, 村上南桐妾
- 一和太郎 5, 22, 115, 123, 139, 171, 203, 205

蔵本房右衛門(川島村小休) 185

黒沢忠三郎 36

黒田

- 一応助 48
- 一弥五左衛門 136, 140
- 黒谷(京都金戒光明寺) 46

桑原

- 一嘉東太 83
- 一吉郎二 7, 14, 23, 65, 84, 86, 88, 105, 113, 123, 131, 133, 143, 147, 155, 198, 207, 211, 214
- 一内蔵二 90, 182, 183

け

月照寺(明石) 32

元右衛門(久代村) 188

人名・寺社名索引 7

源吉(御手回り) 141, 144
 源光院 22
 謙五郎(東城町, 頭庄屋格) 186
 健徳院 14, 78, 193, 198, → 浅野高平
 建徳院 69
 健仁院 197, 198, → 浅野出衛
 建仁院 92~94, 102, 104, 111, 114, 200, → 浅野出衛
 建仁寺(京都) 42, 43
 見明院(溝口直諒後室) 93

こ

小磯九郎 189, 193
 鯉淵要人 36
 弘意 41
 光雲寺(京都) 43, 44
 光観院(辻清人父並次) 21
 高堅院 93, → 上田仙之進
 高謙院(浅野高平室) 9, 39~41, 43, 44, 46~52, 54, 56, 57, 60, 74, 77, 84, 115, 117, 127, 146, 164, 168, 169, 189, 197, 204, 217, 220
 光照院[光照廟](浅野高勝) 70, 138
 光照院 ngk 光照廟(浅野高勝) → 堀田高勝
 興聖寺(宇治) 58
 興聖寺(京都興正寺) 42
 興禅寺 12, 102, 150, 151
 高台寺(京都) 40, 41
 甲立屋岩蔵 190
 幸田屋吉右衛門(可部町昼所) 184
 高津宮(大坂) 37
 興徳寺 110, 111, 113, 126, 181, 201, 213
 河野権六 17
 考廟(村上彦右衛門父星右衛門) 21, → 先考, 村上南垞
 興福寺(奈良) 58
 国泰寺 85
 国分屋半左衛門(大坂御宿) 59

吾作(佐伯郡古江村, 頭庄屋) 22
 小島左源太 81, 83, 87, 96, 105, 106, 124, 142, 154, 155, 172, 219
 小十郎(穢多) 202
 御前(浅野道興) 212, → 御上, 紀道興, 此御方様, 旦那様
 小鷹狩小源次 82
 小谷卯右衛門(東城町) 185~187, 190, 193
 後藤松軒 65
 此御方様(浅野道興) 18, 131, 201, 202, 207, → 御上, 紀道興, 御前, 旦那様
 小早川藤兵衛 187, 193
 小林
 一大右衛門 154, 209, 217
 一土佐守 116
 一彦左衛門 9
 御霊社(大坂) 37
 金地院(京都南禅寺塔頭) 43
 近藤
 一玉之進 5, 123, 148
 一万之進 102

さ

西向寺 5, 6, 10, 11, 14, 16, 23, 65, 67, 72, 74~77, 79, 80, 82, 83, 85, 89~91, 93, 96, 98, 100, 102, 104, 105, 108, 111, 114, 117~119, 123, 124, 128, 132, 135~138, 141, 146, 147, 149~154, 156, 164, 166, 169, 171, 172, 176, 178, 181, 183, 197~200, 203~206, 209, 211, 214, 217, 219~221
 斎藤監物 36
 西方寺(竹原下市) 26
 西方寺(東城町) 187
 坂本十尋 192

- さき(東城浅野家女中) 162
 佐久間
 一栄 5, 123, 214
 一大膳亮(勝之) 43
 一藤之丞 104, 125
 酒水屋何某(玉水町御屋所) 58
 佐々木猶馬〔直馬〕 142, 199, 217
 棧屋甚兵衛(庄原駅宿) 185
 薩州侯(島津茂久) 36, 97, 98, 219
 佐藤
 一勘次郎 214, 217
 一喜代見 98, 132, 176
 一後室(与三右衛門室) 105, 106
 一益之丞 4, 23~25, 64~66, 68, 72~74, 81, 83, 86, 89, 94, 95, 98, 99, 101, 105, 106, 111, 118, 122, 129, 132, 134, 136, 142, 160, 163, 164, 184, 196, 200, 208, 211, 214
 佐野竹之助 36
 佐野屋善七(兵庫御宿) 33
 佐分利軍左衛門 218
 三郎治(小童村, 頭庄屋) 194
 座摩稻荷(大坂) 37
 沢崎
 一幸右衛門 14, 21, 69, 85, 117, 154, 172, 215
 一幸右衛門母 138
 三次(小人) 107, 117, 128, 141, 143, 184, 219
 三十三間堂(京都蓮華応院) 42
 山王権現(近江日吉神社) 53
 三宝寺(京都麁寺) 49
- し
- 慈眼院(村上家初代三郎右衛門) 215,
 → 利門廟
 信貴山(朝護孫子寺) 59
 慈君(村上彦右衛門継母) 4, 7~9, 11, 14, 16, 18, 20, 21, 63, 71, 80, 85~87, 89~95, 97, 98, 100, 102, 104~111, 113, 114, 116, 117, 119, 122, 124, 125, 127, 132, 135, 137~141, 146, 149~151, 155~157, 161~163, 165, 166, 168, 169, 171, 172, 178, 180~183, 195, 200~203, 206~209, 212, 213, 217, 221, → 蔵田百太郎姪, 寿祥院, 辻清人妻産母, 村上南桐妾
 慈光院(村上家初代三郎右衛門室) 216,
 → 妙門廟
 司箭神之社(甲立) 185
 地藏尊 82
 しつ(東城浅野家北御部屋女中) 40, 65, 95, 111
 実山(村上彦右衛門子幾三郎) 165, 166, 190
 悉地院(高野山) 12
 芝山
 一昌姫 48, 54, 203
 一民部大輔(弘豊) 47, 48, 56, 57
 渋江舎人 109, 208
 志摩雄也(島男也) 35
 島ヶ崎(神立角力取) 59
 島本
 一広右衛門 4, 74, 81, 94, 108, 114, 123, 148, 149, 155, 166, 200, 205, 208, 209, 215, 216, 219, 221
 一全之丞 166
 清水
 一次大夫 4, 112
 一隆達 113
 下加茂(京都下鴨社) 47, 56, → 加茂社
 下瀬
 一篤之助 144, 153, 154, 157
 一孫平 5, 123, 144, 148, 153, 165
 釈慈雲童子 216

人名・寺社名索引 9

穠幼利童女 216
 尺田屋佐作(西城昼所) 185
 受安廟(村上家二代甚兵衛室) 96, 110,
 203, 214, → 普觀院
 秀山智英童子(村上彦右衛門子正介)
 81, 82, 86
 十輪寺(高砂町) 31
 秋露童女(村上彦右衛門娘松濃) 79,
 150
 准后様 39
 寿祥院 161, → 蔵田百太郎姪,
 慈君, 辻清人妻産母, 村上
 南峯妾
 惇信院(徳川家重) 73
 潤誓信士(村上家三代彦兵衛) 149,
 → 大融院
 純忠院 76, 81, 90, 164, 165,
 → 堀尾眠石
 松栄寺 85, 131, 202
 丈右衛門 186
 松下院 187, → 宮崎本蔵
 正願寺(小童村) 194
 相国寺(京都) 50
 勝順寺 151
 清浄華院(京都) 52
 少将様(浅野齐肃) 9, 18, 70, 74, 83,
 93, 106, 107, 133, 147,
 199, 200, 203, 208
 常称廟[常称君](村上家四代勇蔵) 154,
 156, 189, 193, → 祖考
 庄助(御手回り) 141, 142, 162
 正清院 73, 207
 庄蔵(煮方加り) 51, 63, 162
 招提寺(奈良) 59
 常楽寺(堺) 34
 白神社 4, 11, 81, 98, 122, 128,
 149, 204, 205
 治郎三郎(東城町年寄) 186, 193
 治郎助(東城町年寄) 145
 心鏡院 109, 110, 113, 114, 124,
 → 木野伯母
 新清水(大坂清光院清水寺) 37, 38

神宮寺(小童村) 194
 新五(佐藤家来) 142
 甚七(駕籠屋) 163
 新助(小人) 141~143
 新蔵(小人) 184
 進藤源五郎 199
 真如堂(京都真正極楽寺) 46
 甚平(椋梨村組頭, 昼所) 195
 甚兵衛(朝尾家手代) 49, 51
 甚兵衛(朝尾家番頭) 41, 42, 56~58
 信楽廟(村上家四代勇蔵室) 154, →
 曾祖妣廟

す

瑞泉寺(京都東大谷) 42
 水府義公(徳川光圀) 33
 杉岡文磧[文績] 67, 71~73, 75, 76,
 80, 84, 85, 93~95, 98,
 101, 108, 109, 118, 123,
 125, 136, 137, 140, 141,
 143, 144, 147, 150, 153,
 165, 167, 168, 170, 171,
 177, 178, 202, 203, 206,
 207, 209, 211, 213, 214
 杉田相模 181
 杉山弥一郎 36
 周参見豊吉 198
 鱸 兵馬 18, 20, 71, 82, 86, 87, 96,
 104, 105, 110, 111
 薄田又三郎 191
 須藤並人 4, 122
 すへ(村上家下女) 182
 須磨寺(須磨町) 32, 33, → 福祥寺
 住吉社(堺) 34
 住吉社(播磨国加古郡別府村) 31

せ

誓円廟(村上家二代甚兵衛) 96, 203,
 → 普照院
 清閑寺(京都) 43
 誓願寺(京都) 46
 清吉(川鳥村孝子) 193

- 清十郎(手妻師) 17
 清正公(加藤清正) 42
 清四郎(東城町年寄加り) 145, 186, 193
 清助(東土手町) 183
 清蔵(小回り) 184
 西堂 178, 181
 せゐ母(村上家下女母) 108
 せゐ母 141, 142
 清凉寺(京都) 49, 55
 関
 一蔵人 79, 196
 一新兵衛(鉄之介) 36
 赤山大明神(延暦寺別院赤山禪院) 47
 摂津(小童村神宮寺社人) 194
 蟬丸社(近江関) 54
 千賀
 一九郎右衛門 18
 一代槌 18, 176
 一彦四郎 18
 先考(村上彦右衛門父星右衛門) 45, 135, 144, 187, 193, → 考廟, 村上南桐
 仙石小五郎 191
 千手寺(川東村) 189
 先妣廟(村上彦右衛門実母) 146
 禪林寺 11
- そ**
 宗
 一勝千代 133
 一對馬守(義和) 133, 173~175, 182
 一善之允 182
 蔵七(御手回定出人) 182
 双林寺(京都東大谷) 40, 41
 祖考(村上家四代勇蔵) 135, 192, → 常称君
 十河勝之丞 156
 曾根天満宮(曾根町) 30
- た**
 大義院 128, → 浅野出羽
 大教院(村上家三代彦兵衛室) 216, → 曾祖妣廟, 休誓廟
 大謙院(上田●●) 93
 大光院(浅野慶熾) 83
 大黒屋亀松(法隆寺御宿) 59
 大寿院(水谷又左衛門) 90
 台次郎(小童村組頭) 195
 太祖様 12, → 浅野長政
 大道 163, → 海蔵寺和尚
 大徳寺(京都) 47
 大融院(村上家三代彦兵衛) 216, → 潤誓信士
- 高木
 一源大夫 41, 50, 53
 一友之進 156
 一平太郎 83, 177
 一來助 82, 83, 90, 108, 142, 151, 156, 183, 201
 一來助後妻 108, → 長屋小源太妹
 一來助妻〔家内〕 17, 88
- 高崎
 一弥五郎(瓦師) 149
 一弥五郎倅(瓦師) 117
- 高砂社(高砂町) 31
 高三喜兵衛〔基兵衛〕 35~38, 60
- 高辻
 一広観院 51, 52
 高辻様 56, 57
 高津屋杏助(大坂御宿) 35
 高橋金十郎 150
 高橋庄左衛門 35, 36
 高橋多一郎 35, 36
 高橋多右衛門 191
 高橋文良 88~90
 田上勇助 80
- 武内
 一後室 142
 一祖母 184
 一保之進 141, 142, 172, 184, 221
 一保之進母 112
 竹内何某(京都猿樂) 51
 竹腰 恰 5, 15, 18, 116, 124

人名・寺社名索引 11

たつ(東城浅野家老女格) 52, 79, 151
 辰蔵(大工) 109, 146, 147, 149, 150
 立田新宮(生駒龍田新宮) 59
 龍田本宮(生駒) 59
 田中
 一栄作 109, 128, 152
 一庫三 87, 96, 98, 99, 140
 一実五郎 6, 8, 24, 107, 109, 117,
 127, 128, 137, 138, 142,
 151, 152, 157, 162, 184,
 219
 一実五郎妻〔妻〕 117, 141, 142, 216
 一太郎三郎(広長浜, 御風呂宿) 26
 一やす 127, 138
 谷口愛山(藹山) 52, 56
 田部
 一幾衛 5, 123
 一藤之進 110
 たみ(東城浅野家女中) 51, 52, 79
 民三郎(佐伯郡飛渡瀬村船乗) 76
 田宮政之進 180, 188
 手向山八幡 58
 俵 藤太(藤原秀郷) 54
 檀王(京都檀王法林寺) 43, 50
 旦那様(浅野道興) 10, 17, 22, 25,
 64~66, 68, 70, 71, 73, 74,
 76, 77, 81, 84, 92, 94,
 101, 125, 145, 153~155,
 157, 164, 166, 168, 169,
 173, 181, 198, 206, 207,
 213, 217, → 御上, 紀道
 興, 御前, 此御方様
 ち
 智恩院(京都) 40, 42, 52
 近本屋九右衛門(豆崎御屋所) 30
 智光院(浅野内記長泰室) 198, 202
 仲昭(夏昶) 50
 長
 一喜大夫 83, 96
 一久米之助 112
 一武左衛門 81, 82, 84, 86, 96, 107,

112, 127, 133, 142, 169,
 179, 199, 205, 207, 213
 超覚寺 82
 澄源院(浅野道博) 69, 71, 72, 74, 76,
 79, 80, 84, 91, 92, 94,
 156, → 浅野周防, 御
 上, 真野亮之助, 六丁目様
 長州侯(毛利慶親) 27
 長州若殿〔長州侯〕(毛利定広) 30
 長楽寺(京都丸山) 40, 41
 珍皇寺(京都六道珍皇寺) 42
 つ
 津川
 一元敬 88~90
 一次兵衛 189
 津国屋忠兵衛 39
 辻
 一妹〔梅〕(辻清人室, 村上彦右衛門妹)
 11, 24, 64, 65, 94, 97, 98,
 102, 113~115, 117, 118,
 128, 129, 136, 137, 143,
 160~162, 184, 196, 204,
 205, 217, 221
 一清人 5, 7, 9, 11, 13~16,
 18~21, 24, 72, 73, 77,
 81~84, 97~99, 104, 107,
 110, 113~115, 119, 124,
 126, 133, 134, 137, 139,
 140, 142, 144, 146, 149,
 151, 152, 155, 158, 160,
 162, 169, 170, 178, 180,
 183, 184, 196, 199~209,
 211~213, 215, 217, 218,
 221
 一清人妻産母 96, 103, → 蔵田百
 太郎姪, 慈君, 寿祥院, 村
 上南桐妾
 一権太郎 17, 20, 111, 118, 196,
 200
 一専祐童子(千之進) 110
 一たけ〔竹〕 14, 16, 85, 87, 88, 98,

12

- 117, 133, 157, 161, 180,
183, 196, 199, 203, 204,
217
一八十樋 15, 136, 137, 161, 203,
212, 213
- 土屋
一静馬 177
一篤三郎 127, 154
一政之進 101, 124, 154, 158, 160,
200, 217
- 筒井極人 42, 46, 47, 55
綱敷天神 33
恒助(木野家来) 141~144
坪内久米之助 4, 14, 15, 23, 72, 112,
122, 137, 145, 147, 171,
176, 217, 218
- て
- 貞善童女(村上彦右衛門妹順) 74, 171
貞宝院(京都) 52
寺尾源五郎 87
寺西権六 149, 171, 196, 199
伝三郎(佐伯郡古江村, 頭庄屋加り) 22
天授庵(京都南禅寺塔頭) 43, 44
伝正寺(常陸国真壁) 12
天王寺(大坂四天王寺) 35, 37, 43
伝福寺 91
天満天神(大坂) 37
天満宮(堺) 34
天満宮(東城浅野家屋敷鎮守) 11, 82,
98, 111
天龍寺(京都) 55
- と
- 土井理作 169
等覚院 84
当観院(坪内文治) 145, 146
東寺(京都教王護国寺) 50, 51
等持院(京都) 49
東照宮(近江日吉東照宮) 53
東照宮(大坂川崎東照宮) 38
東照宮 15, 202, → 御宮
- 東禅院(京都) 43, 44
東禅寺(江戸) 176
東大寺(奈良) 58
藤堂
一監物 128
一高虎 43
東福門院(後水尾天皇中宮徳川和子)
44
洞門寺 181
藤六(宇山村御本陣庄屋) 191
遠野 弥 76, 86, 98, 112
得井満四郎 5, 105, 124, 132, 154,
213
徳雲寺(管村) 191
秃翁寺 144, 205
徳川家康 3, 121
徳次(小回り) 50, 51
徳次(小人) 53
徳七(小回り) 107, 142, 151, 162
徳兵衛(小童村百姓) 116
徳兵衛(田打村組頭) 195
徳山侯(毛利元蕃) 196
徳了寺(東城町) 115, 149, 154,
186~189, 192, 193, 216,
217
- 土佐
一又平 41
一光信 41
土佐容堂(山内容堂) 98
百々俊吉 189
殿様(浅野茂長) 9, 12, 16, 18, 19, 21,
22, 46, 102, 125, 129,
153, 165~167, 171, 172,
178, 179, 182, 183,
189~191, 193, 197,
200~203, 206, 210, 219,
→ 源 茂長
富田順次郎 99
富永源五郎 9, 141, 142, 180,
187~190, 193
豊蔵(槍持自分雇) 184
豊臣秀吉 41, → 羽柴氏, 豊公

人名・寺社名索引 13

- な
- 直右衛門(田打村庄屋) 195
 直八(小人) 99, 142, 153
 永井仲之助 5, 104, 124
 長尾
 一掃部 57
 一浩策(幸作) 167, 168
 中島屋助七郎(東城町立宿) 191
 永田丹解 14, 165, 203
 長束
 一市郎右衛門 7, 86, 147, 169, 170, 211, 217, 221
 一吉之進 99, 100, 105, 106, 115, 141, 142, 153, 213
 一吉之進母 124, 126
 一定登 66
 一清次郎 86, 142
 一千甫 82, 172
 一守之助 66
 中津侯(奥平昌服) 97
 中津屋
 一伊作 85
 一九八 6
 一後家 114, 142
 一周五郎 114
 一豊吉 6
 一豊助 127
 一なみ 127
 一はつの 85
 中根
 一栄蔵 86
 中根文峰(永根文峯) 31
 永野
 一武八郎 24, 142, 167, 184
 一平次郎 109, 141
 中村
 一主馬(水竹) 56
 一忠左衛門 112, 218
 一富次郎 39, 41, 44, 51, 56~58
 一富之進 48
 一每次郎 6, 123, 166
 長屋
 一市之進後妻 207, → 小倉恒助姉
 一小源太妹 108
 中山彦太郎 148
 名倉求馬 22, 86, 87, 110, 176, 217
 七本松稻荷社 151
 鍋島侯(鍋島齊正) 39
 成田蔵之丞 199
 南禅寺(京都) 43, 44
 南部要人 5, 123
- に
- 西川磐之丞 199
 錦天神(京都) 50
 西本願寺(京都西大谷) 42, → 本願寺
 西村保五郎 206
 二尊院(京都) 49
 日通寺 181
 仁平(高三喜兵衛手代) 36
 丹羽
 一庄司 4, 14, 15, 19, 23, 75, 86, 111~113, 122, 137, 146, 171, 175, 218, 219
 一庄蔵 4, 110~113, 122, 136, 148, 172, 213, 218
 一庄蔵妻 87
 一伝吉 87
 一末女 15
 一米槌 110
 庭田公(重嗣) 4, 122
 仁和寺(京都) 49, 55
- ぬ
- 貫名
 一右近(海雲) 52
 一菘翁(泰次郎) 47, 50, 52, 56, 65, 84, 115, 144
- の
- 能称廟(村上家五代藤次郎) 89, 197, 199
 野口金兵衛 100, 142, 155, 184, 199,

14

218
 野原八右衛門 101, 156, 171, 218
 のふ(東城浅野家女中) 158, 159, 162
 野村
 一清右衛門 18
 一帯刀〔良之進〕 173, 180, 181, 196,
 205

は

梅梢院(浅野齐肃生母) 9, 109, 208,
 211
 白雲寺(京都) 49, → 火伏権現
 羽柴氏(秀吉) 31, → 豊臣秀吉, 豊公
 蓮田一五郎(市五郎) 36
 波多野
 一権祐 6, 23, 24, 86, 123, 139,
 153, 172, 176, 219
 一権祐妻〔権助家内〕 94, 105
 一清太郎〔静太郎〕 94, 105, 107,
 166, 168, 169, 207

八幡宮(日比) 28

林

一勝蔵 124, 142
 一茂平太 141, 142

原

一庄水 154
 一常三郎 113
 一要人 6, 19, 123, 148
 原田丈大夫 5, 123, 148, 151
 伴 三之丞 67
 半次(小人) 180, 184
 般若寺(奈良) 58

ひ

終ノ社(京都下鴨社撰社比良木社) 47
 檜垣他人吉 142
 檜垣他人吉母 215
 東園たけ 156
 東本願寺(京都東大谷) 41, 42, → 本
 願寺
 彦太郎(式本松御境番) 188
 彦兵衛(朝尾家手代) 49

久留

一乙次郎 171, 172, 184, 219, →
 藤川乙次郎
 一庫介 171, 172, 218
 一庫介娘 154
 一彦兵衛 154, 172, 218
 毘沙門社〔毘沙門天〕(趣法役所鎮守)
 155, 156, 158~160, 164,
 204, 219, 220
 飛騨屋喜三郎 191
 左 甚五郎 31
 一井
 一嘉内 6, 82, 123, 148, 171, 222
 一久太郎 222
 妣廟(村上彦右衛門実母) 21, → 先
 妣廟
 火伏権現(京都愛宕権現) 49, → 白
 雲寺
 姫君様(浅野齐肃室末姫) 95, 182
 平等院(宇治) 58
 平川
 一勘助 138, 142
 一静一郎 184
 平木徳太郎 198
 平野
 一為太郎 177
 一照槌 181
 一伝右衛門 15, 18, 19, 65, 73, 80,
 82, 88, 99, 105, 106, 108,
 110, 111, 129, 134,
 136~138, 140~143, 148,
 153, 155, 158, 160, 162,
 168, 170, 177, 180, 182,
 184, 185, 187~190,
 192~194, 196, 201, 205,
 211, 213, 220
 一伝右衛門室〔家内, 妻〕 11, 110,
 142
 一伝右衛門娘 219
 平野社(京都) 44
 平野町稻荷 37
 平野屋久右衛門(室, 役人) 29

人名・寺社名索引 15

広岡千次郎(子之次郎) 36
 広木松之助(松之介) 36

ふ

深江静衛 14, 186~189, 193
 深町真喜太〔万喜太〕 75, 119, 122, 125
 普観院(村上家二代彦兵衛室) 216, → 受安廟
 ふき(芝山家並女中) 47
 福寿院 88, 90
 福祥寺 33, → 須磨寺
 福山久馬 123, 149
 ふさ(東城浅野家女中) 107
 房次郎(久芳村庄屋) 195
 藤川
 一乙次郎 101, 110, 133, 151, 154~157, → 久留乙次郎
 一伯母(叔母) 20, 146
 一甚吉郎 14, 15, 88, 102, 110, 114, 133, 134, 141, 147, 151, 156, 213, 221
 一每登 5, 67, 101, 111, 124, 126, 129, 133, 155, 184
 藤田良蔵 114
 伏見稻荷社 39
 伏見屋清助 53
 藤村ちか(土佐守妻) 146
 藤本浅蔵 207
 藤屋仁兵衛(橋本駅御宿) 39
 普照院(村上家二代彦兵衛) 216, → 誓円廟
 藤原定家 52
 二上吉太郎 204
 二葉山(社) 18, 95, 109, 202
 筆屋丈次郎(三次十日市昼所) 185
 文徴明 47
 文恭院(徳川家齊) 131
 文照院(徳川家宣) 206, 207
 文天祥 137

へ
 弁慶 33

ほ

法恩寺(川西村) 189
 豊公 42, → 豊臣秀吉, 羽柴氏
 方広寺(京都) 42
 宝国童子(村上彦右衛門亡弟庫吉) 11, 129
 法寿(高謙院弟子尼) 41
 放生院(宇治) 58
 法信院(藤川叔母) 150
 法然院(京都) 46
 法隆寺(斑鳩町) 59, 60
 法輪寺(京都) 55
 星野
 一幸次郎 22, 82, 97
 一武平次 8, 9, 12, 81, 82, 99, 100, 126, 141, 142, 153, 164, 210
 一武平次妻 170
 一やす 97
 細 六郎 214, 216
 細川
 一越中守(慶順) 182
 一三斎(忠興) 43
 細川侯〔越中守〕(慶順) 36
 堀田
 一格人 106, 118
 一小膳娘 115
 一恂之助 10, 173, 180, 191, 196
 一助六 167
 一高勝(浅野高勝) 3, 121, → 光照院
 一豊前守正毅 69
 堀 正之助 157
 堀尾
 一勝登 108, 110, 132, 134, 173, 176
 一後室(眠石室) 84, 105, 106, 114
 一善大夫 5, 7, 10, 12, 15, 18, 22~25, 64, 68, 72~76,

- 81, 83~85, 88~90, 92,
95, 96, 99, 103~105, 108,
110, 111, 125, 126,
133~135, 142, 148, 154,
156, 160, 165, 172, 173,
196, 197, 200, 205, 207,
208, 212, 222
- 一眠石 13, 19, 24, 64, 67, →
純忠院
- 本願寺(京都) 42, 48, → 西本願寺,
東本願寺
- 本願寺(大坂) 37
- 本逕寺 206
- 本圀寺(京都) 42
- 本照寺 11, 12, 133, 150, 151,
181
- 本多出雲守(忠朝) 38
- 本多中務侯(忠国) 29
- 本能寺(京都) 44
- ま**
- 前浜
- 一平次郎(職人) 114, 115, 119, 132
- 一平次郎弟 115
- 牧野
- 一喜和馬 193
- 一志津馬 189, 190
- 一直人 190
- 一平司 186, 189, 190, 193
- 増子清三郎(金八) 36
- 松井庫
- 一人 125, 200
- 一人母 125, 126
- 松井捨次郎 90, 102
- 松浦
- 一久米之丞 5, 15, 123
- 一藤枝〔きせ〕 113
- 松尾
- 一角左衛門 101, 218
- 一茂三郎 83
- 松田
- 一糸ゐ 123
- 一健蔵 6, 23, 74, 123, 140, 172,
175, 208
- 一健蔵室 94, 166
- 一さと 123
- 一丈之助 123
- 一丈之助妻 123
- 一徳太郎 123
- 一吉太郎 123
- 一六之丞 124
- 松平
- 一近江守(浅野長興) 198
- 一泉州侯(乗全) 176
- 一時之助(保申) 176
- 一日向守信之 32
- 松平淡路侯世子(池田清緝) 30
- 松宮奎之助 5, 123
- 松村弥助 5, 82, 123, 173
- 松本
- 一玄順 87, 147, 157
- 一三珠 218
- 一良伯 5, 11, 63, 73, 85, 89~92,
102, 117, 124, 136, 137,
157, 207
- 松本屋亀次郎(東城町) 115, 149, 186,
187, 189, 193, 217
- 真野
- 一謚五郎 100
- 一亮之助(浅野道博) 69, → 浅野
周防, 御上, 澄源院, 六丁
目様
- 丸屋六左衛門(近江石山町宿) 54
- 丸山屋清四郎(東城町本陣) 188, 191
- 万右衛門(東城町) 188
- 満吉(式本松御境番) 188
- 政所(豊臣秀吉室, 北政所) 41
- 万福寺(宇治) 58
- み**
- 三井寺(大津) 53, → 園城寺
- 御影堂(京都新善光寺) 46
- 三上和多理 213
- 三木

人名・寺社名索引 17

- 一梅崎(兵庫家内) 47
 一十左衛門 123
 一友太郎 12
 一兵庫 41, 44, 47, 48, 54, 55, 57
 三島屋
 一勝太郎〔鶴松〕 87, 140
 一百合 87
 水上
 一策之進 190
 一甚大夫 8, 186, 189, 190, 193
 一又一郎 190
 水谷
 一伯母〔外姑〕(文左衛門室) 21, 77, 137, 184
 一八十郎 4, 13, 90, 110, 123, 134, 172, 184, 214, 215, 217, 219
 水野権平 199
 溝口
 一八十五郎 174
 溝口様(直諒) 93
 道上屋又三郎 188
 三津井滝次郎 102, 180, 188
 三口辰之助(山口辰之介) 36
 水戸前中納言(徳川齊昭) 95, 98
 湊明神(竹原下市) 26
 源
 一家茂(徳川家茂) 3, 121
 一茂長(浅野茂長) 3, 121, → 殿様
 三橋健順 186, 193
 三原屋庄兵衛(吉田駅宿) 185
 三村梶助大夫 218
 三室戸寺(宇治) 58
 三宅
 一吉左衛門 5, 19, 82, 110, 112, 122, 124, 142, 155, 171, 218
 一吉左衛門室 94, 204
 一内外 73, 82, 94, 101, 102, 142, 168, 172, 183, 207, 211, 212, 217
 一内外室〔家内〕 72, 117, 128, 142
 一益登 172, 176, 221
 一養春 203
 宮崎
 一藤九郎 7, 8, 10, 11, 115, 186, 187, 189, 190, 192, 193
 一内室(藤九郎室) 20
 一本蔵 186, → 松下院
 宮田松水 191
 宮平八幡社(川西村) 189
 三山
 一芳之丞 189
 一良右衛門 189, 193
 妙円廟(慈光院) 209
 妙慶院 4, 8, 11, 12, 15, 21~23, 65, 74, 75, 77, 80~82, 86, 87, 95, 102, 107, 109, 116, 119, 122, 126, 129, 133, 135, 136, 144, 146, 149~151, 163, 166, 167, 170, 171, 181~183, 199, 201, 202, 205, 208, 213, 218, 221
 妙国寺(堺) 34
 明星院 10, 13, 82, 88, 128, 202, 204
 明信院 210, 212
 む
 村井
 一為次郎 99
 一虎次郎 211, 218
 村上
 一千代雄槌〔長槌〕 10~14, 16, 50, 53, 63, 67, 71, 76, 81, 86, 93~96, 98, 100, 101, 105, 107, 109~111, 113, 127, 128, 138, 140~144, 147, 149, 150, 153, 156, 157, 161, 163, 165~167, 169~171, 177, 181, 182, 200, 202, 203, 205, 206, 208, 209, 213, 218, 220

18

- 一南炯(村上彦右衛門父星右衛門) 176, 178, 182~184, 186,
96, 97, 103, → 考廟,
先考 196, 200~202, 205~210,
212, 214~216, 219, 221
- 一南炯妾 103, → 蔵田百太郎姪,
慈君, 寿祥院, 辻清人妻産
母
- 一みつ(彦右衛門室) 161, → 家小
室角峯登母 125, 126
室明神 29
- も**
- 猛誉(妙慶院) 77
もと(東城浅野家女中) 79
桃井
一忠兵衛 15
一忠兵衛倅(保衛) 15
- 森**
- 一乙吉 177
一光太郎 184
一光太郎産母 83
一仙太郎 83, 184
一又六郎(五六郎) 36
- 森岡**
- 一弟婦(万之進室たつ) 17, 18, 66,
82, 93, 126, 129, 136,
144, 151, 156
一後室〔姑婦〕 24, 129, 166, 200,
209, 214
一さよ〔佐代〕 14, 128, 182, 198,
199, 202, 204~206, 212,
219, 220
一ます〔増〕 14, 128, 161
一万之進 5, 6, 8, 13, 14, 16, 18,
19, 21, 24, 40, 64, 66,
69~71, 73~75, 77, 79,
80, 83~85, 88, 92, 93,
97~99, 103~106, 108,
111, 115, 117~119, 123,
126, 128~134, 136, 137,
140~142, 144~148, 151,
152, 154~158, 160, 162,
165, 166, 168, 170, 171,
- 森島**
- 一佐兵衛 128, 145
一佐兵衛(水主) 57, 60
一ちせ(兵藏妹) 141
一兵藏 6, 8, 11, 14~16, 25, 38,
46, 50, 53, 63, 65, 67, 72,
74~77, 79~83, 85, 89,
91, 93, 96, 98, 101, 102,
104, 105, 108, 109, 111,
113~115, 117, 118, 124,
126~129, 132, 134, 135,
137, 138, 141, 145, 147,
149~151, 153, 163~172,
176, 179, 181~185, 188,
189, 197, 198, 200, 202,
203, 206, 209~211, 213,
214, 217, 218, 220, 221
- 一兵藏妹 142, 143
森山繁之助(繁之介) 36
森脇孝太郎 217
森脇幸太郎 214
- や**
- 八木**
- 一広次郎 5, 123, 136, 138, 140
一喜真太 96
一喜真太継母 87
薬師寺小兵衛 87, 98
八坂塔(京都法観寺) 43
- 八島**
- 一周軒 11, 13, 14, 68, 80, 100,
148, 208
一周哲 9
一周伯 4, 9, 11, 12, 23, 86, 123,
147, 162, 166, 170, 172,
176, 199, 208
一外守 203
やす(東城浅野家女中) 162
安井平司〔平次, 平治〕 106, 133, 138

人名・寺社名索引 19

- 安井金毘羅(京都) 43
 安井天満宮(大坂) 37
 安五郎(対馬藩小者) 173, 174
 保兵衛(福田村庄屋, 昼所) 195
 弥三(小人) 142
 八十野(東城浅野家老女) 24, 65, 71,
 76, 107, 111, 113, 117,
 135, 145, 162, 218
 矢野犀右衛門 20, 73, 81, 82, 85, 99,
 134, 144, 147, 154, 184,
 199, 200, 207, 211, 213,
 216, 220
 山県
 一虎之丞 148, 183, 218, 221
 一彦一 137, 141~143, 146, 148,
 199, 201, 218
 山川
 一吉太郎 66
 一久左衛門 66, 102, 142
 山崎
 一右内 18, 20, 45, 51, 53, 54, 56,
 57, 72, 78, 79, 81, 87,
 111, 112, 115, 117
 一他人登 176
 山下角大夫 5, 123
 山田
 一幾太郎 16
 一十兵衛 46~48, 55, 57, 58, 84
 一善九郎 186, 193
 一多喜登 82, 86, 101, 102
 一多喜登母 15
 一直衛 182
 大和屋与兵衛(三丁目, 船頭) 25
 山中
 一市之進 67
 一十兵衛 17, 87
 一重兵衛〔十兵衛〕 67
 一碩庵 5, 19, 123, 168, 169, 198,
 217
 山村
 一恒太郎 145, 146
 一静登 4, 108, 122, 132, 145,
 146, 149, 150, 171, 172
 山本
 一勘大夫 168
 一十四郎 6, 123
 ゆ
 勇吉(小回り) 162
 遊禪(妙慶院弟子) 166
 瑜珈権現(備前児島) 28
 湯川
 一十郎次 179
 一新太郎 7, 19, 99, 201
 一滝三郎 199
 一兵馬 5, 87, 96, 98, 102, 106,
 115, 119, 123, 154, 179,
 209, 213
 由良辰太郎 177
 よ
 要蔵(高井村百姓) 124
 与右衛門(水主) 35, 40
 横関源左衛門 126
 横地代太郎 11, 123, 148, 219
 吉助(地御前) 85
 吉田
 一儀右衛門 5, 123
 一喜平太 83
 一源右衛門 83
 一清太郎 4, 110, 123, 149
 一益次郎 47
 一与一右衛門 107
 一与九郎 7~9, 186, 189, 193
 吉田社(京都) 46, 49
 吉光軍右衛門 96, 103
 吉村
 一重介 201
 一貞二 191
 吉本
 一恒之丞 5, 6, 19, 78, 82, 100, 124,
 147, 164
 一恒之丞母 205
 米蔵(水主) 141, 142

20

米原岩之助母 149
 万屋弥兵衛(宇治町御宿) 58

ら

頼

一聿庵 4, 122
 一春水 104

り

理右衛門(東城町年寄) 186, 188, 193
 利円廟(村上家初代三郎右衛門) 85,
 187, 189, → 慈眼院
 離宮八幡(宇治) 58
 利助(賀茂郡三津村船乗) 76
 龍華寺(甲山町今高野山) 195
 りよ(芝山家女中) 47, 48
 龍安寺(京都) 49
 良義院(渡辺宗右衛門) 150, 151, →
 渡辺宗右衛門
 了溪 41
 林太(小人) 136, 180, 184, 185
 林八(宰領小人) 186

れ

靈鑑寺(京都) 46
 麗照院(浅野周防道博室) 10
 蓮月院(浅野出衛産母) 50
 蓮性院(細川●●) 182

ろ

六孫王(京都六孫王社) 50, 51
 六丁目様(浅野道博) 4, 5, 9, 13, 23,
 → 浅野周防, 御上, 澄
 源院, 真野亮之助
 六波羅密寺(京都六波羅蜜寺) 42
 六角堂(京都頂法寺) 46

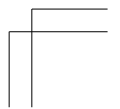
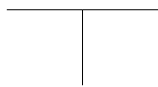
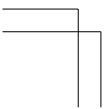
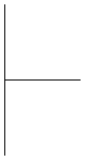
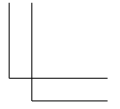
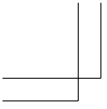
わ

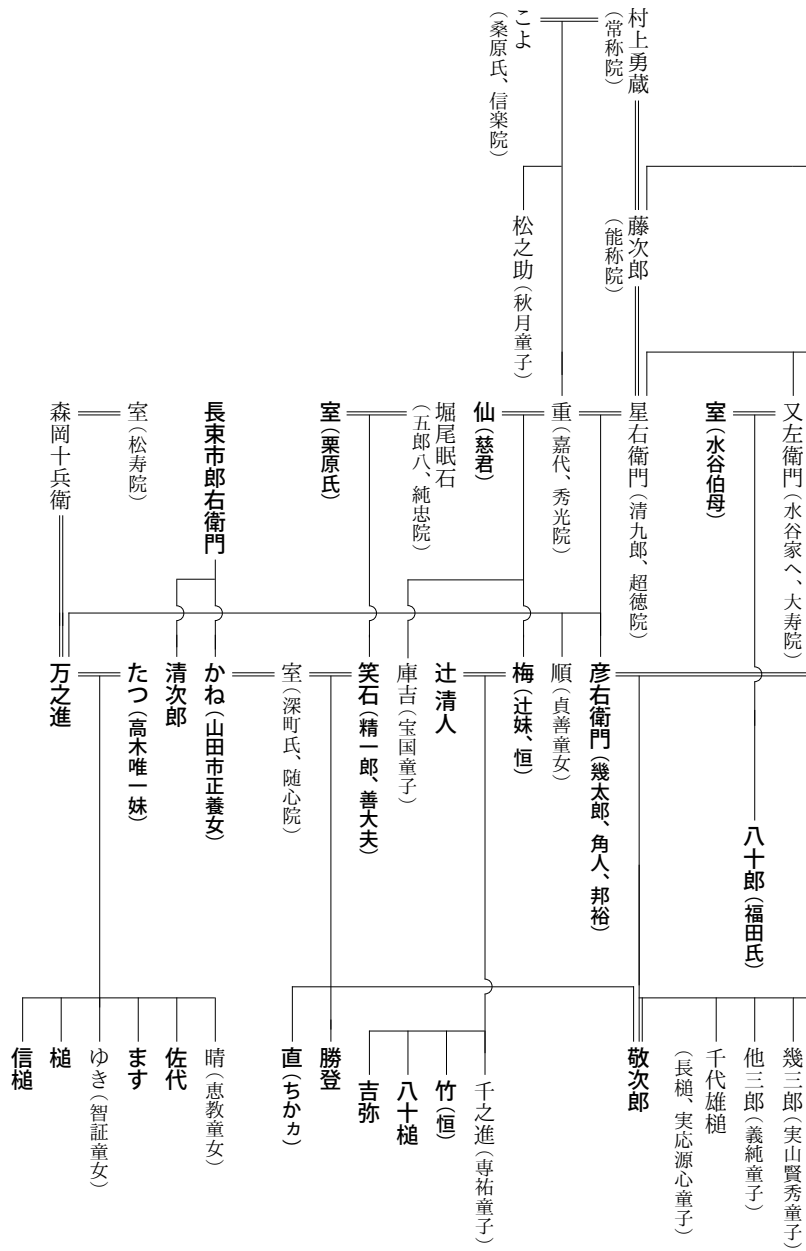
若王子(京都熊野若王子社) 43, 44
 脇坂侯(安宅) 36
 脇本
 一弘 125

一武兵衛 4, 112, 122, 127, 218
 和光寺(大坂) 37
 和左衛門(田打村庄屋) 195
 鷲尾 56
 和三(御駕籠定出人) 211, 213, 217,
 220, 221

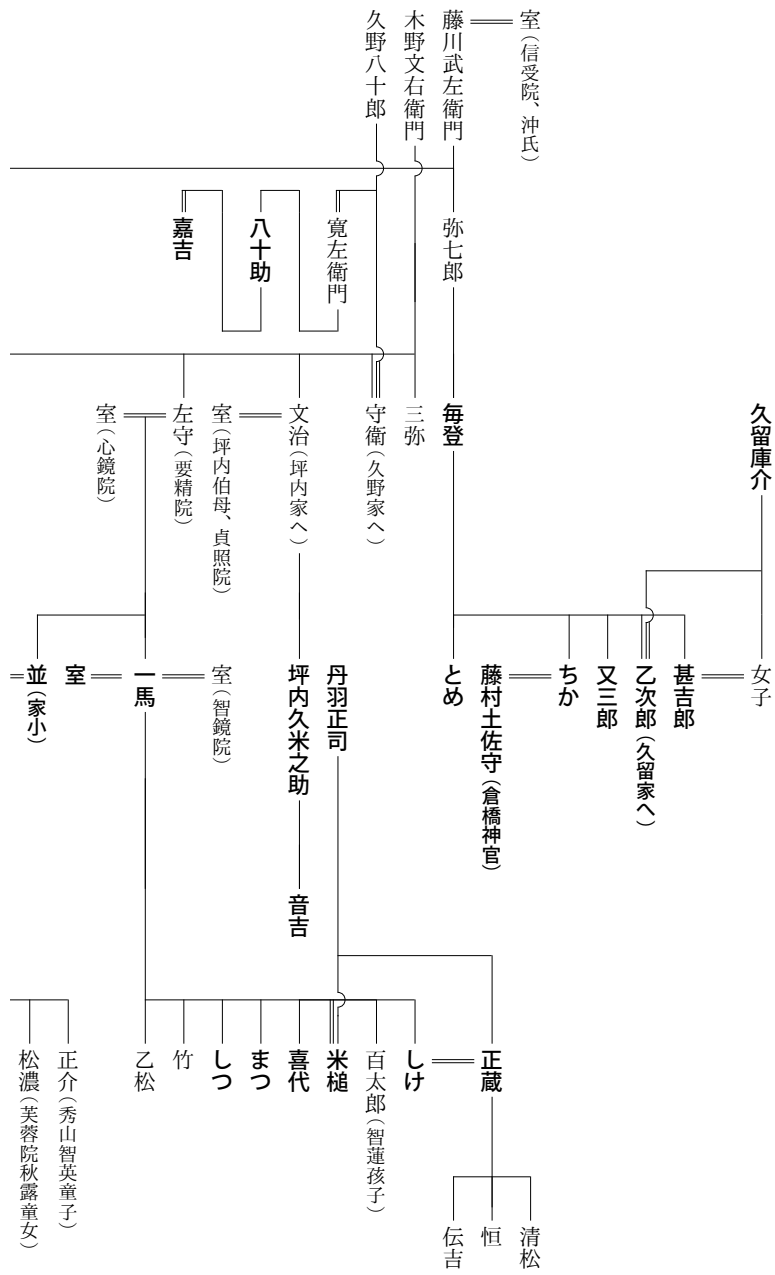
渡辺

一一之進 208
 一馬之丞 101
 一四郎右衛門 82, 87, 148, 172, 211,
 218
 一宗右衛門 97, 143, 156, 178, →
 良義院
 一只記 191
 一秀之進 6
 一雅登 8~10, 12, 15, 16, 18, 19,
 21, 23~25, 63~66, 68,
 69, 72~74, 76, 78, 81, 83,
 87, 90, 96, 99, 101~105,
 108, 111, 125, 126, 129,
 133~135, 137, 142, 143,
 153, 155, 156, 160, 162,
 165, 173, 181, 184,
 196~199, 204, 207, 211,
 214, 219
 一雅登内室 213
 一吉太郎 176
 渡部九兵衛 12
 渡部
 一廉之助 22, 82, 83, 96, 105, 106,
 116, 142, 176~178, 180,
 183~190, 192~194, 201
 一廉之助妻 64





関係系図 23



村上家乗関係系図(文久元年末、推定もあり、カッコ内は旧名、別名など) ゴシックは文久元年末の生存者

